

平成28年第4回定例会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 8 年 1 2 月 5 日 (月曜日) 午前 9 時 0 0 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願・陳情の委員会付託

第 6 議案第 1 号～議案第 20 号

提案～審議

○出席議員（10名）

1番 加藤泰久
2番 小坂泰夫
3番 山崎文直
4番 丸山豊
5番 百瀬輝和

6番 唐澤由江
7番 都志今朝一
8番 三澤澄子
9番 大熊恵二
10番 原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一直
副村長 原茂樹
教育長 清水閣成
総務課長 堀正弘
地域づくり推進課長 田中俊彦
会計管理者 小澤久人
財務課長 平嶋寛秋

住民環境課長 埋橋嘉彦
健康福祉課長 藤田貞文
子育て支援課長 有賀由起子
産業課長 唐澤孝男
建設水道課長 出羽澤平治
教育次長 藤澤隆浩
代表監査委員 原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長 唐澤英樹
議会事務局次長 松澤さゆり

会議のてんまつ

平成28年12月5日

午前9時00分 開会

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

例年にない早い積雪で驚きましたが、このところ暖かな日が続いております。

10月から11月に入り、各常任委員会の研修視察、地域住民との懇談会、また他市町村議会の視察受け入れと、それぞれの立場で成果があったことと思います。

さて、早いもので、ことしもあと1カ月を切りました。

何かと慌ただしい毎日かと思いますが、ただいまから平成28年第4回南箕輪村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番、小坂泰夫議員、3番、山崎文直議員を指名いたします。

会期決定の件を議題にいたします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） おはようございます。

議会運営委員長報告をいたします。

本日招集されました平成28年第4回南箕輪村議会定例会の会期日程ですが、過日、議会運営委員会を開催しまして、次のように決定しましたので報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、議案が20件、報告が2件であります。請願、陳情は、請願が1件、陳情が10件提出されておりますが、このうち、陳情第13号、14号、15号については文書配付とします。

会期は、本日12月5日から12月16日までの12日間とし、この間で12月6日から13日までを休会とします。

なお、今回は、即決を要請されている議案はありませんので、全て最終日の討論、採決といたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上で、議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月5日から16日までの12日間に決定いたしました。

なお、本定例会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

それでは、ここで、村長の挨拶をお願いいたします。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 改めまして、おはようございます。〔一同「おはようございます」〕

平成28年第4回議会定例会を招集を申し上げましたところ、全議員の御出席をいただき開会できますことに、お礼を申し上げます。

きょうは、いつになく報道陣が多く、少し私も緊張しております。

早いもので、ことしも1カ月を切ってまいりました。

この1年を振り返ってみますと、まず思い出されるのが4月に発生いたしました熊本地震であります。震度7の揺れに2度襲われるという、これまでにない震災であり、村からも2名の職員を嘉島町に派遣し、復旧のお手伝いをいたしました。こうした経験を村の対策にも生かしていかなければならないと思っております。

また、ことしは、台風の上陸が多い年でありました。台風10号をはじめ、東北、北海道に大きな爪跡を残しました。被害に遭われました皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、本村においても、台風の上陸や秋雨前線により土砂災害警報情報の発令などありましたが、大きな災害もなく現在に至っておりますことはありがたいことであります。このまま推移し、平成28年が平穏のうちに送れるのではないかと考えておるところであります。

また、11月21日早朝、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し、津波警報が発令されました。5年前を思い出した方も多かったことと思いますが、大きな被害もなく、安堵したところであります。

災害はいつ起こるかもしれない状況となっており、防災意識の高揚にさらに努めていかなければと感じております。

また、記憶に新しいところではありますが、11月にアメリカの大統領選挙が行われ、新たな大統領候補が選出されました。これにより、世界経済が大きく動いております。当選発表翌日には、株価が大きく下落し、円高が進行しましたが、その後、トランプ氏が掲げる積極財政政策への期待から、ドルが買われ、東京為替市場では、5月以来の円安水準となっております。また、株価も高騰しておるところであります。しかし、一部には、保護主義を掲げているトランプ氏が、ドル高を望んでいるわけでもなく、この相場が続くとは考えにくいとの見方もあります。また、TPPに関しまして大きな動きがありました。トランプ氏は、TPPからは脱退すると表明しており、この後の展開が予想できない状況となっております。

先日公表されました7月から9月期までの国内総生産GDPの速報値では、年換算率で2.2%の増となりました。個人企業や企業の設備投資は依然として低調ではありますが、堅調な輸出が全体を底上げしたとの報道であります。

県内の状況ですが、県教育委員会によりますと、来春卒業予定の県内高校生の10月末の就職内定率は79%となり、統計を取り始めた2004年以降、最高となっております。県内企業も採用の意欲が高まってきているところかと思えます。また、地元金融機関が公表しております伊那谷の経済状況でも緩やかな改善傾向を予想しておりますが、アメリカ経済の先行き不透明感を踏まえ、今後の動向に注視をしていく必要があるとされております。

こうした経済状況の中で、本村の税収見込みであります。上半期の状況を前年同期の収入額と比較してみますと、法人住民税は、税制改正による減税の影響で減額となっております。固定資産税など、その他の村税が堅調なことから、予算額の20億6,000万円は確保で

きるものと予想しておるところであります。この状況でいきますと、予算額を上回ってくるという予想もしておるところであります。

さて、村内の情勢であります。9月定例会以降、さまざまな行事が行われました。

各地区では、区民祭、文化祭が行われ、村でも、11月5日、6日に村民文化祭が開催されました。村民の皆様方からは1,200点を超える作品を出展していただくとともに、2日目のステージ発表では35団体の方々に参加をしていただきました。2日間で延べ約1,600人の方に御来場いただき、地域の活力を実感する時期でもありました。

10月には、育樹祭やイルミネーションフェスティバル、農産物フェアが開催され、村内外から多くの皆さんにおいでをいただきました。村の魅力を発信するイベントとして、さらに充実をさせ、継続してまいりたいと考えております。

また、昨年募集しました村のご当地メニューで、ガレットがグランプリに輝き、この商品化を検討してまいりましたが、その結果、味工房では、東京やパリなどの都市部に店舗を展開しているガレット専門店ル・ブルターニュと提携し、11月4日から地元産そば粉を使ったガレットの販売を始めました。さらには、ル・ブルターニュ側でも、南箕輪村の情報を発信していただいております。有名店と同じ味のガレットを提供することにより、特に冬場の北陸・富山への誘客の拡大につなげてまいりたいと考えております。11月中の途中からでありましたが、ガレットの販売は本当に好調でありまして、100万を超えるというような状況にもなっておるところであります。

昨年度実施されました国勢調査の確定値が先日公表されました。速報値と同様、増加数、増加率とも県内最大となりました。人口が増加していることにつきましては、これまで、新聞報道やテレビの特集が放送され、その中のインタビューの中でも、子育て世代の方々から、子育てをするなら南箕輪村がいいという思いで転入しましたとのコメントがありました。私が村長就任以来取り組んできた施策が間違っていなかったと感じておるところであります。

しかし、将来的な人口対策は、一自治体だけでできるものではありません。さらに広域的な連携を強め、経済圏単位での人口定着に努力をしております。

続きまして、地方創生事業関連の状況であります。

第5次総合計画、村創生総合戦略の具体的な取り組みとして、交流人口の増加と健康づくりを目的として9月に開催しました芝フェス2016は、天候にも恵まれ、各イベントに、村内外から380名余の参加をいただきました。北陸・富山の新たな魅力を発信することができたのではないかと考えております。

現在精力的に進めております地方創生関連の交付金事業であります。都市圏の方々に農業と触れ合っただき、南箕輪村を知っていただくために取り組んでおります。ちよこつと農業塾には、東京会場が105人、名古屋会場には52人の申し込みがありました。東京と名古屋でそれぞれ5回ずつ、また、村内で2回の講座を行うこととなっております。先日は、バスツアーで村に、東京会場、名古屋会場の皆さんにお越しをいただき、野沢菜の収穫と漬け込み体験等を開催させていただきました。また、同時に、伝統行事となっております、まんどづくりやまんど振りにも挑戦をしていただきました。私も2度の交流会に参加して、全員の方とお話をいたしました。申し上げましたことは、まずは南箕輪村のファンになっていただきたい、そんなことを申し上げたところでもあります。参加者からは好評を得ておりました。この講座を通して、農業を視野に入れた移住者の掘り起こしや交流人口の増加につなげ

てまいりたいと考えております。

また、村出身の学生の皆さんに再び村に帰ってきたいいただくこと目的とした若者回帰定住増進支援事業につきましては、企業の御協力を得られまして、来年2月に、名古屋と東京で、上伊那出身の大学3年生以下を対象とした就活セミナーを開催し、3月には、東京と名古屋を発着とした村内及び上伊那の企業をめぐる就活バスツアーを開催する予定となっております。

さらに、子育て女性再就職トータルサポート事業につきましては、女性就業支援アドバイザーによる子育て・再就職に関する相談事業を始めたところであり、今後、就業に当たっての必要な知識や企業から必要とされる人材となるためのスキルアップ講座の開催も予定しております。

次に、伊那地域定住自立圏についてであります。福祉分野の子育て拠点施設の相互利用などの子育て支援策を追加する協定の変更につきまして、今議会にお諮りをしますのでよろしくお願いたします。今後、空き家バンクに係るホームページ構築と運営、来年4月から運行を予定しておりますバスによる行政区域間縦断路線の試験運行の準備、また今月には、3市町村合同の職員研修を実施する予定となっております。

来年度から採用を予定しております地域おこし協力隊につきましては、11月から移住交流専門サイト及び村ホームページで募集を行っております。また、先月20日に銀座NAGANOにおきまして、県内の市町村との合同説明会に参加してまいりました。来年4月の採用を目指しております。

次に、17年度から取り組んでまいりました運動あそび事業は、ことし12年目を迎え、11月23日には、全県下に呼びかけ、運動あそび in 南箕輪村を開催いたしました。当日は、わざわざ県外から来ていただいた方もあり、約520の方が参加し、盛大にイベントを行うことができました。

続きまして、保育園の状況であります。

北部保育園の園児室と給食室の増改築事業につきましては、順調に工事を進めておりますので、予定どおりの完成ができるものと思っております。また、平成29年度の入園予定者数は、入園希望調査では700名であります。年度途中の転入や3歳未満児の入園が見込まれることから、さらに増加してくるものと予想しておるところであります。特に、南原保育園につきましては、園児数が急激にふえているため、平成29年度には園児室が1室不足してまいります。新年度の受け入れに間に合わせるためには、今年度中に改修工事を行わなければなりません。そのために、今議会で、南原保育園改修工事の費用を補正予算に計上させていただきましたので、よろしくお願いたします。

本年度で、人口増加に対応する施設不足に一定のめどをつけたいと考えておりましたが、予想を上回る人口の伸びにより、来年度以降も南部小学校や給食センターの増改築、さらには中学校の検討が必要となってまいりました。住民の皆さんには、道路や河川の整備など、いましばらく御不便をおかけする面もあろうかと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。人口の部分につきましては、今年度は1月1日から比べますと、年度末、ことしの12月31日までの間には150人を超すのではないかと、そんな予想もしておるところであります。

次に、福祉関係事業であります。

予防接種法の改正により、本年10月から、B型肝炎が定期予防接種の対象疾病に追加され、

乳幼児に対するB型肝炎ワクチンの定期予防接種が開始されました。対象は生後1歳未満の乳児となります。広報紙に掲載し、周知を図るとともに、対象となる乳児の保護者には、その都度、指定の医療機関で接種をしていただけるよう周知し、接種に落ちのいないよう周知を図っているところであります。この予算につきましては、年間約200万円の増を見込んでおりますが、最終的な費用の見込みが立った段階で、必要に応じ、補正予算での措置をお願いしたいと考えております。

また、介護保険事業であります。

平成27年度の税制改正に伴いまして、介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護が保険給付から外され、平成29年3月から、市町村が実施する地域支援事業の新しい介護予防事業に移行することとなりました。この事業を実施するに当たり、村内の介護事業者との協議を重ね、理解を得る中で、サービスの内容や人員、利用者負担等の基準を設定し、要綱を定めたところであります。この事業につきましては、来年4月以降、準備が整った利用者から順次移行を開始し、平成30年3月末までに完全に移行することとなっております。今後、各事業所への説明を始めるとともに、利用者の事業内容等の丁寧な説明や広報紙等により周知を図り、早期にスムーズな移行ができるように取り組んでまいります。

次に、教育関係の状況であります。

中学校敷地内に建築しております生涯学習施設につきましては、外観も姿を見せ、おおむね計画どおりに工事が進んでおります。こども館につきましても、10月11日に起工式を済ませ、完成に向け、工事を進めておるところであります。

また、国の社会資本整備交付金事業を活用して、大芝公園の古くなった危険な遊具の撤去とともに、滑り台やブランコなど、新たな遊具の設置工事も進めております。多くの方に、大芝高原を憩いの場として活用していただければと思っております。

本年度発足しました村キャリア教育推進協議会では、11月20日に、家庭で行うキャリア教育の基礎づくりをテーマに、子供の自尊心を育むためのポイントなどについて講演会を開催いたしました。キャリア教育につきましては、小中学校や広域的な連携、情報発信など、課題もありますが、信州型コミュニティスクールとともに、地域ぐるみで子供を育てる仕組みづくりが大切でありますので、今後の協議会の取り組みに期待をしております。

ここで、広域的な事業につきまして少し触れさせていただきます。

まず、伊那中央病院であります。地域がん診療連携拠点病院として、がん診療の機能を高める放射線治療器具を設置するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた訪問介護ステーションの充実や健診センターの拡充を図り、地域の医療ニーズに応えるため、本館北側に北棟を増築する工事を行っております。来年9月に完成し、10月からの開所を予定しております。

次に、新ごみ中間処理施設であります。11月1日に起工式が行われ、本格的な工事が始まってまいりました。今後、ごみの出し方も変わってくるため、住民の皆さんに混乱が生じないように、十分な広報に心がけながら、さらなるごみの減量化に取り組んでまいります。

また、いよいよ雪のシーズンとなってまいります。先日も、11月としては記憶にない降雪となりまして、驚いたところであります。今シーズンは厳しい寒さになるという予想もあります。過去の反省から、豪雪時には、近隣市町村を結ぶ基幹道路につきましては、県と村の相互除雪協定により除雪を行います。除雪に当たっては、警察と連携し、通行どめ等の通

行規制により、効率よく除雪を行うこととしております。村内の主要道路は、通常除雪と豪雪時の除雪に区分して取り組みます。通常除雪では、村内の建設業者へ道路除雪を委託し、豪雪時には、水道組合の事業者の協力を得て、除雪を行ってまいります。さらに、村では、除雪ができないその他の生活道路や歩道、区と区を結ぶ生活道路などは、まっくん除雪隊を中心に、住民の皆さんの協力で除雪をお願いしたいと考えております。

今、新年度の予算編成の時期となっており、先日も予算編成会議を実施したところであります。今回の予算につきましては、御承知のとおり、4月に村長選挙を控えておる関係から、骨格予算となってまいります。人口増加への対応を考慮しながら、住民生活を守り、地域の活性化が図れるような、そんな予算となればいいなというふうに思っておりますが、今申し上げましたように、骨格予算でありますので、新たな村長のもとで本予算が組まれていく状況となりますので、そんな点はぜひ御理解もお願いしたいと思っております。その中で、義務的経費につきましては、可能な限り削減を図りながらやっていただきたいというお願いもしたところであります。

最後に、私の次期への態度であります。

9月議会の一般質問の中では、12月議会で明らかにする旨の答弁をさせていただきました。このところの流れを見ますと、全て、私以前の皆さんも、12月の議会でそんな表明もしているところでもありますので、そんな点はぜひ御理解もお願いしたいというふうに思います。

この間、現在の村政の状況や私の12年間の公約等に基づく状況を踏まえ、考え、悩んでまいりました。私は、首長職は3期12年が最善であるとの思いで、12年間不十分な面も多々ありましたが、村の発展や村民生活を守るために努力をしてまいりました。また、後援会の総会の中でも、少し肩の荷を軽くしたいという思いが強くなってきていることも事実であるという、こんなお話もさせていただきましたところであります。

村の行政というのは、いつになっても区切りがありませんが、今、地方創生が本格的に動き出している中、後戻りが許されない状況にあること、人口増加の中、それに伴う施設不足の対応が大変になってきており、また課題も数多く発生し、将来にわたって、ある程度のめどをつけていかなければならないこと、さらには、任期中に発生しました南原住宅団地の焼却灰処理、このことは平成29年度中には終了する予定となっておりますが、その後の後処理もしていかなければならないこと等、解決しなければならない事案が数多くあります。また、総会以降、関係者や村民の皆様方からは、もう1期出馬し、最後の仕上げをすべきである、こども館や大芝高原道の駅構想等々、やりかけた仕事をきちんとやり遂げることが重要であるとの話を数多くいただき、最後の最後まで悩みましたが、今、申し上げましたことを考慮し、また、お話をいただきました皆さんの一言、一言を重く受けとめ、私自身の判断として、もう1期出馬し、村民の皆さんの判断を仰ぐ決意をいたしました。多くの皆さんから、もう1期やっていただきたいという、そういったお願いは以前からあったわけでありましてけれども、今回は私自身の決断、判断で決断をしたところであります。

今限りで退くつもりでございましたので、今ここで来期のことを申し上げられませんが、先ほど申し上げましたとおり、人口増加に伴う施設不足にある程度のめどをつけていかなければならない、このことが一番大きな仕事となってくるのではないかと思います。また、従来からの施策の柱である、子育て、教育の充実、村民生活を守り、安全な村づくりの推進、さらには地域の活性化を図りながら、さらに元気な村を目指すべく、来年1月には、取り組

む施策を明らかにさせていただきたいと思っております。そんな点はぜひ、きょうは申し上げられませんが、御理解をお願いいたします。

まずは、今任期、全力で頑張ってまいりますので、議員の皆様方の御協力をお願いいたします。

本定例会に提案しました議案は20議案であります。全議案お認めをいただきますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） ここで、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成28年8月分から平成28年10月分までの例月出納検査報告がありました。また、地方自治法199条第9項の規定により、定期監査報告がありました。報告書はお手元に配付したとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

行政報告を行います。これを許可します。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 行政報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号は、1件50万円以内の損害賠償の報告であります。別紙のとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、2件の専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりまして報告いたします。

細部につきましては、それぞれの報告書をごらんいただきたいと思います。

以上で、行政報告とさせていただきます。

〔議場「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

何ですか、質問ですか。

9番（大熊 恵二） 質問です。

議長（原 悟郎） どうぞ。

9番（大熊 恵二） ただいま報告第1号、それから報告第2号の専決処分に対する報告をいただきましたが、確かに、規定では、50万以下のものであれば専決処分できると、こういうふうに規定をされております。しかしながら、この内容を見ますと、交通事故等に関するものが多いわけですが、今まで、この手の専決処分が数多くあって、議会で議論する場がないということも一つの理由であります。本来、地方自治法243ですかね、それで見ますと、職員の賠償にかかわる問題について、監査には、御存じのように、一般監査と特別監査があるわけですが、一般監査ではなく特別監査の中に、職員の損害賠償有無の監査及び免除の可否についての審査、地方自治法243条の2で規定されておりますが、このことについてはどのように理解されているのか、御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 交通事故が多くなってきております。常に、職員には、交通事故を起こさないようにという話をしております。

そういった中で、何年か前に、この種の事案が長野県下で問題になりました。その中で、専決処分をしておるところ、専決処分をしても報告をしなかったところ、報告していなかったところがほとんどでありました。そういうことで、条例化をしながら専決処分をさせてい

ただいておりますのであります。

交通事故の問題につきましては、損害賠償という部分が確かに生じてくるわけでありまして、ただ、個人や村からの支出額がないということで、そんな点で専決処分報告ということで、これ、全県下、ほとんどの自治体が、ほとんどといいますか、ほぼ全てという、こういう部分でさせていただいております。村からの直接的な支出がないということでありますので、そんな点はぜひそんな御理解もお願いしていただければというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） そうしますと、これは、代表監査委員にもお尋ねいたしますが、賠償のことでは、村からの支出がないということですが、こういう交通事故にかかわる問題として、職員の賠償の金額がない場合は、監査の対象にならないのか、なるのか、監査委員の本来の職権としてどういうふうに思っておられるのか、代表監査委員のお考えをお聞かせください。

議長（原 悟郎） 原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） 今、村長の答弁の中にありましたように、監査の対象にならないと思います。

議長（原 悟郎） 最後です。

大熊議員。

9番（大熊 恵二） そうしますと、地方自治法243条の2をどのように理解されているのか、もう一度お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） 監査の中でも、車両管理簿等の整備をするとか、そういうことは指摘してございます。そんなことで、私どもは理解しております。

9番（大熊 恵二） 質問していることと答弁がかみ合いませんので、もう一度、地方自治法243条の2についてどのように理解されているか、お聞かせいただきたいということです。

議長（原 悟郎） 原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） 長の求めに応じてやっております。

議長（原 悟郎） これで行政報告を終わります。

本日までに受理しました請願・陳情は、請願1件、陳情10件です。このうち、陳情第13号、14号、15号については文書配付とし、それ以外の請願1件、陳情7件について、会議規則第89条の規定により、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

これから議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第1号「南箕輪村税条例等の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律等が公布されたことに伴い、個人村民税及

び法人村民税における延滞金の計算方法の見直し、スイッチOTC薬控除の創設、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人村民税の課税の特例など、所要の改正及び規定の整備を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） それでは御説明申し上げます。

この改正は、南箕輪村税条例のもととなります地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布されました。平成28年4月1日から施行される条文につきましては、28年3月31日に専決処分とし、5月の臨時議会で承認をいただきましたので、残りの部分についての改正となります。

それでは、南箕輪村税条例等の一部改正について細部説明を申し上げます。

新旧対照表により細部説明を申し上げますので、議案書10ページの新旧対照表をごらんください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

最初に、第19条、納期限後に納付する税金の延滞金ですが、延滞金の計算についての改正となります。平成26年12月の相続税の延滞税に関する最高裁判決を踏まえまして、申告をした後に税額更正がされ、さらにその後、増額更正、または修正申告があった場合の延滞金の計算方法につきまして、国税における延滞金の計算期間等の見直しに準じまして、その間は延滞金を課さないこととする改正です。条文では、それぞれ延滞金の計算期間から控除する期間を定義する内容となっております。現行では、当初納期限より1年を経過する日の翌日から増額分の納税通知書を発した日までの期間を控除していたものを、減額の更正決定が課税帳にある場合には、当初納期限の翌日からとし、その間は延滞金を発生させないこととする改正になります。

これら延滞金の計算期間等の見直しにかかわる改正ですが、まず、1ページおめくりをいただきまして、11ページの第43条は、個人村民税の変更または決定等に係る延滞金について、おめくりをいただきまして、14ページの第48条は、法人村民税の申告納付に係る延滞金について、少し飛びまして、17ページの第50条は、法人村民税の不足税額の納付のときの延滞金につきまして、先ほどの第19条の改正と同様に、それぞれ延滞金の計算期間等の見直しをする改正となります。

おめくりをいただきまして、19ページをお願いいたします。

附則の第6条、特定一般用医薬品等購入費を払った場合の医療費控除の特例です。この特定一般用医薬品とは、スイッチOTC医薬品とも呼ばれ、これまで医師の処方せんが必要であった医療用の医薬品を、町の薬局でも処方せんなしで買えるようにした薬であります。適切な健康管理のもとで、医療用医薬品からの代替を勧める観点から、医療費控除としまして、このスイッチOTC医薬品の購入費用、年間の10万円を限度とし、そのうち1万2,000円を超える部分が控除される制度が新設されたことによる改正となります。なお、この医療費控除につきましては、従来からある医療費控除との併用はできず、選択制となっております。

次に、20ページ、第19条の9、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例です。これは、外国との二重課税を排除するための措置ですけれども、台湾とは正式な国交がないため、従来からあります租税条約等実施特例法に当てはまらないため、今回、所得税法等の一部を改正する法律第8条におきまして、日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みとして、外国居住者等の所得に関する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正で対応することとなったものです。これによりまして、村民税の課税に際しては、この特例適用利子等または特例適用配当等の額、またはこれに係る所得を分離課税するための改正となります。

ページがちょっと飛びますけれど、25ページをお願いいたします。

この第19条の10と、30ページの第19条の11は、従来からあります条例適用利子等及び条例適用配当等に係る課税の特例が、先ほどの第19条の9が新設されたことによりまして、条ずれを起こしたことによる改正と合わせまして、条文の中で引用しております法律名や条項の改正を行うものであります。

次に、31ページをお願いいたします。

第2条の関係ですけれども、附則でありますけれども、平成27年12月に条例改正をいたしました村たばこ税の経過措置のうち、今回の村税条例の第19条の改正に伴いまして、所要の規定の整備を行うものであります。

最後に、議案書の8ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則でありますけれども、この条例の施行日とこれらにかかわります村民税に関する経過措置を定めております。

以上、南箕輪村税条例等の一部改正の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 9番、大熊です。

この税条例の中に、スイッチOTCですか、これの中身の、対象とする薬品が医師の処方せんなしで購入できる。それを、領収書をとって、年末、要するに確定申告のときにこれらを出すというような作業が住民にあるわけですが、これらの品目について、確定申告の際、どう精査していくのか、その辺について、品目が多いだけに、これが適用になる、これは適用にならないというような領収書が多分あると思うんですが、その辺については、これは事務的なものですが、条例そのものではありませんが、どういうふうクリアしていこうとしているのか、その辺のお考えをお聞かせください。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） ただいまの御質問にお答えします。

厚生労働省のホームページ等を見ますと、そちらのほうから、そういった品目、約1,500品目ほどあるようでございますけれども、その関係団体によりまして自主的な取り組みによりまして、その対象を医薬品のパッケージにその識別マーク等が掲載されておるようであります。そういうところ、また領収書の添付が必要になってくるわけですけれども、そういった点で、何かしらのそういったOTC医薬品である旨のものが何か出ると思いますので、そういったところで、従来からある医療費控除とまた別のものとしてできるように、制度といい

ますか、が進むようなことと考えております。ですので、何らかのそういった医療があるレシートなり、そういったものがつくものと理解しております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今の関連ですけれども、今、識別マークが領収書につくということですが、ほかの医薬品についても、今、薬局で買ったものについても医療費控除の中に入るといふふうに認識していますが、それが一緒に領収書に入っていると、医療費控除のほうとこれは別にされるということですので、領収書がきちんと別に出るようにしていただかないと使えないなという思いがあるので、その辺のところ、整備がされているのかどう、一つお聞きしたいということと、あと、20ページの、一応、特例適用配当に係る個人の村民税の課税の特例というところで、台湾との相互租税条約というのが出たんですけれども、対象になる方がおいでなのかどうかもお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 先ほどの領収書の関係ですが、まだ来年からのということで、あんまり細かい指示と申しますか、情報がまだ流れてこないわけですが、今、御指摘がありましたように、従来の医療費控除とやっぱり分ける必要がありますので、何らかのそういった区分けができるものがないと、その医療費控除ができませんので、そういったものが整備されるものと考えております。

それから、次の台湾との関係ですけれども、村内には台湾出身の方はお二人、現在おられます。その方たちの去年の申告の状況をちょっと見させていただくと、所得が余り多くなくて、課税対象になっておりませんので、今回、村税条例の改正をいたしましても、実質的には影響というか、はないものと見込んでおります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第2号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第2号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の提案理由を申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定を加えるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） では、御説明申し上げます。

この改正は、所得税法等の一部を改正する法律と外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が一部改正されたことに伴い改正するものです。

それでは、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

新旧対照表により細部説明申し上げますので、議案書3ページの新旧対照表をごらんください。

アンダーラインの部分が改正箇所となります。左側の改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

最初に、附則の13項は、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例ですが、先ほどの南箕輪村税条例等の一部改正でも説明いたしました。村民税では分離課税される特例適用利子額等の額を国民健康保険税では所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得に含めるための改正です。

おめくりをいただきまして、4ページの附則の14項ですが、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例も同様に、村民税で分離課税とされる特例適用配当額を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得額に含めるための改正であります。

その下の15項、16項、17項は、先ほどの13項と14項を新設したことに伴い、項ずれが生じたことによる改正であります。

最後に、議案書の2ページにお戻りをお願いいたします。

附則でありますけれども、第1項、この条例の施行日ですけれども、平成29年1月1日となります。また、あわせまして、第2項で新しく設けました13項と14項の適用区分に定めております。

以上、南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 9番、大熊です。

ちょっと、再確認の意味でお尋ねいたしますが、議案第2号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例となって、国民健康保険は税ではなく料金だと思っておりますが、この辺はどういうふうに理解をしたらよろしいのでしょうか。税ではないと思っております、保険料は。これ、保険料ですから、保険税じゃありませんので、その辺の説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 国民健康保険の課税といいますか、賦課につきましては、それぞれ県下で、料金としている自治体もありますし、税として課税している自治体もございます。本村では国民健康保険税ということをお願いをしている状況であります。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 本村では税として理解しているということですが、本来、この法的に税ではなく、料ですので、この辺をどう統一していくのか、各自治体によってばらばらだという、今、御返事ですが、この辺のことについて、きちんとした御答弁をいただきたい。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 国民健康保険関係につきましては、基本的には国民健康保険料という部分に入っております。しかし、条例制定の部分で、国民健康保険料と国民健康保険税という部分で、条例の中でそういった明記をしてありますので、本村の場合は国民健康保険税ということで、税として取り扱っているというのが今の実態であります。

県下の状況を見ますと、今、統一というふうな話もありましたけれども、ちょっと数字的には記憶違いがあるかと思いますが、保険税として扱っているところ、税ということで明記をしておるところのほうが若干多いんじゃないかというふうには思っております。この辺も、平成30年、広域連合で国民健康保険が運用されるようになります。その辺は、またそんな時点で議論になる可能性はあるというふうに感じております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 9番、大熊議員。3度目です。

9 番（大熊 恵二） そうしますと、いわゆる保険税、保険料の取り扱い方で、時効の期限が変わるということでしょうか。料の場合は2年、税の場合は5年という法的な解釈があるというふうに理解しておりますが、この辺はどういうふうに判断したらいいのか、お知らせいただきたいと思えます。

議 長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） 料と税による時効の関係でございますけれども、本村で行っております国民健康保険税については、時効期間は5年になります。

それから、国民健康保険料として徴収している場合になりますと、国民健康保険法110条1項の適用を受けまして、2年というふうになっているようでございます。

以上です。

議 長（原 悟郎） 2年だけれども、どういう意味で税にしているか、村の考え方ということ。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 今、税務課長の答弁申し上げましたとおり、健康保険税、税の場合は5年、料の場合は2年ということでお願いいたします。ですから、本村の場合は税でありますので5年、時効期間が5年であります。料として定めているところは、今の状況、財務課長の説明を聞くと、2年というふうに、時効の期間は2年ということであります。この辺は、またもう一度精査して、間違っておれば、また再答弁をさせていただきたいと思えます。現状ではそういうことで理解をしておるところであります。

議 長（原 悟郎） もう一回だけ。

9 番（大熊 恵二） ちょっと頭がこんがらがってきましてなんですが、村独自で税というふうに規定はできないと思うんですね。これは法律ですから。いわゆる、国民健康保険法110条の1項で規定をされておまして、これは料のはずなんですけど、今、村長が言うように、さらに精査して報告いただけるということで、きょう、この場で結論は、今ここで判断できないと思えますが、その辺は精査して、きちんと御報告いただけますか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 国民健康保険の場合には、国民健康保険法第110条第1項という規定の中で料という部分、それから、地方税法の規定の中でも国民健康保険税という、地方税法にきちんと規定されておりますので、本村の場合は地方税法の第18条の適用をもって、国民

健康保険税ということで条例制定をさせていただいておるということであります。したがって、時効の問題、料が、確かに2年であります。税は5年であります。そこら辺の実態というのはまた精査して、きちんと報告をさせていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

ただいまから10時20分まで休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時17分

議長（原 悟郎） 少し時間が早いですが、おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審査を続けます。

議案第3号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第3号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、本年8月に、平成28年度の国家公務員に対して行われました人事院の給与勧告を受け、村の一般職の職員、常勤の特別職の職員及び村議会議員に対して、給与、報酬等の改正を行うため提案するものであります。

なお、本案につきましては、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例、南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例及び南箕輪村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の3条例の一部改正をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

ただいま村長が申し上げましたとおり、人事院は、本年8月に、国家公務員に対しまして、平成28年度の給与に関する勧告を行ったところであります。本村では、従来から、国の人事院勧告を尊重してきた経過もありますので、今年度も同様に給与等の改正を行うために、一つとして、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、それから常勤の特別職及び議会議員の期末手当に関する条例につきまして、同様に改正を行うものであります。

なお、関係する3条例を、本年度分と来年度分、2回に分けて一部改正を行いますので、議案では、第1条から第6条まで、別の条例改正とさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、各条項につきまして、新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、議案11ページをごらんください。

初めに、第1条関係の南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

この改正は、今年度の一般職の給与を改正するもので、公布の日から施行するものであります。

初めに、第30条の改正であります。12月に支給する勤勉手当の支給率を0.1カ月引き上げるものであります。また、再任用職員につきましては0.05カ月引き上げるという内容になっております。

次の附則第13項の改正は、勤勉手当の支給率の改正に伴い、6級で55歳以上の特定職員の減額率を改正しております。

また、12ページ以降の別表第1につきましては、一般職員の給料表であります。若年層を重点に置いて、全体平均で0.2%引き上げるという内容になっております。

続きまして、少し飛びますが、17ページをごらんいただきたいと思います。

第2条関係の南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。第1条と同じ条例名であります。この第2条は、来年、平成29年4月1日から施行するという内容になっております。

第13条の改正ですが、扶養親族の定義に関しまして、今回、子と孫で扶養手当の額が変わってくるということから、第3号として、孫の定義を新たに規定すること、これにより、第2号中の孫の規定を削除するという内容であります。

第14条であります。扶養手当の額につきまして、配偶者は現行の1万3,000円を6,500円に、子につきましては、現行の6,500円を1万円に改正する内容となっております。また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族につきまして、そのうち1人については1万1,000円を支給するという現行の規定を廃止するという内容のものであります。

第15条であります。前条で、職員に配偶者がいない場合における特例を廃止しますので、そのことによる文言の整理を行ったものであります。

次に、19ページをごらんください。

次の第30条の改正は、勤勉手当の改正であります。今年度につきましては、12月に支給する勤勉手当で調整をさせていただきますので、来年度は、年2回の支給にそれぞれ0.05を加算するという内容になります。なお、第1条では、今年度は12月分のみで調整をするという改正を行いますので、0.1を引き上げました。ですので、逆に、半分の0.05を引き下げる、12月分については引き下げるということになります。したがって、100分の90を100分の85に改めるというものになります。また、20ページの第2号の再任用職員につきましても同様の措置になります。

附則第13項では、勤勉手当の支給率の改正に伴いまして、総額から、6級で55歳以上の特定職員分の減額率を改正するものであります。

続きまして、21ページをごらんいただきたいと思います。

第3条関係、南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。

この改正につきましては、公布の日から施行するものであります。

第5条は、議員の期末手当を0.15引き上げる改正となります。今年度につきましては、12月に支給する期末手当で調整させていただきますので、100分の160を100分の175に改正するものであります。

続きまして、第4条関係の南箕輪村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部改正であります。

3条と同じ条例名となりますが、この改正につきましては、平成29年4月1日から施行するという内容になります。

同様に、第5条におきまして、議員の期末手当の改正を行います。今年度につきましては、12月に支給する期末手当で調整させていただきますが、来年度は、年2回の支給に分けて加算するということとなります。したがって、6月で0.05引き上げ、12月につきましては、第3条で0.15引き上げましたので、逆に0.05引き下げるという内容になります。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと思います。

第5条の特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部改正となります。

この改正につきましては、公布の日から施行するというものであります。

第2条の改正でございますが、特別職の期末手当の改正となります。同様に、0.15引き上げるというものであります。今年度につきましては、12月に支給する期末手当で調整をさせていただきますので、100分の160を100分の175に改正をするものであります。

続きまして、第6条、南箕輪村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部改正となります。

こちら、第5条と同じ条例名となりますが、この改正につきましては、平成29年4月1日から施行するものとなります。

第2条の改正であります。特別職の期末手当の改正となります。本年度につきましては、12月に支給する期末手当で調整をさせていただきますので、来年度は、年2回の支給に分けて加算するというものとなります。したがって、6月で0.05引き上げ、12月につきましては、第3条で0.15引き上げましたので、逆に0.05引き下げることとなります。

それでは、8ページにお戻りいただきまして、附則となります。

第1項であります。施行日となりますが、先ほど各条例の説明の中で申し上げたとおりであります。

第2項は、第1条の給料表の改正は、平成28年4月1日から遡及適用するというものであります。

第3項であります。一般職の勤勉手当の率及び議員、特別職の期末手当の率の改正について、平成28年12月1日から遡及適用するという内容であります。

また、第4項は、平成28年4月1日の給料表の切りかえ日前の異動に伴う給料表の調整となります。

また、第5項及び第6項は、一般職、議員及び特別職の遡及適用における内払いをするという規定となります。

9ページの第7項であります。扶養手当に関する特例でありまして、段階的な見直しを行うための経過措置を規定しております。

10ページの第8項は、規則への委任事項となります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

これは、人勤に基づく、一般職と特別職の賃金にかかわるところでありますけれども、この間の経済の動向、いろいろあるわけでありましてけれども、人勤によって上がるという状況にあるわけでありましてけれども、特に、本村でもとても多い臨職の部分についてでありますけれども、臨職の賃金についてはどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 臨職、かなり人数が多くなってきております。部分的に引き上げるという、こういう部分で、平成29年4月1日からはそんな措置もさせていただきたいと、今、考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

この中で、全体的には年間で700万ぐらいの村の増になると、給与が増になるというようではありますが、勤勉手当の根拠といいますか、定義について少しお尋ねいたします。勤勉手当って、わかるような、わからんような内容であります。どういうものを基準に勤勉手当を判断するのか。成績といっても、営業ではありませんので、売上げが幾らとか、そういうふうにはなりませんけれど、この勤勉手当の判断、それから、その金額の決定というか、Aさんはこうで、Bさんはこうでという、そういう判断をどこでされるのか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 勤勉手当の定義、これ、本来的には期末勤勉手当で何カ月ということであります。その中で、期末手当と勤勉手当が分かれておることとあります。従来、私が就任する前は、期末勤勉手当ということと同じ額で支給をしていたところでありましてけれども、そうはいつでも、勤勉手当の部分というのは、成績という部分も加味しなければならない、これは国の方針もそういうことになってきております。そういう中で、人事評価という制度、本村の場合はいち早く取り入れております。それによって、上半期、下半期、2回の人事評価を行いまして、6月と12月の勤勉手当を決定しておるところであります。その決定につきましては、その人事評価をもとに、私、副村長、教育長、あるいは事務担当課長含めまして、内容を精査しながら、最終的には私が決定をさせていただいておるのが実態であります。したがいまして、通常にもらえる人とそれ以上にもらえる人と通常以下にもらえる人という、その3段階は出てきておることは事実でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 要するに、勤勉手当の支給が適正に行われる。その場合に、今年に2回、人事評価をするということですが、もっとざっくりばらんにお尋ねしますが、例えば、総務課なら、総務課長が総務課のメンバーを評価する。産業課なら、産業課の課長が産業課の職員の評価をすると、さらに、課長以上は副村長がやるとか、最後には理事者が全部集まって、その辺の判断をすると、こんな考え方で、ざっくりばらんにお尋ねするんですが、そんな考えでよろしいんでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 基本的にはそういうことであります。課ごとの評価になってまいります。一次評価者、二次評価者がいますので、係につきましては、まず一次評価者が係長、二次評価者が課長というふうになってまいります。課長につきましては、一次評価者が副村長、二次評価者が私という、こういうことで今やっております。評価項目、ちょっとうちの場合はかなり項目が多いものですから、国でもすっきりしたものになってきておりますので、その辺は今検討させていただいております。したがって、考え方はそういうことであります。最終的には、課ごとの部分という部分、かなり仕事の内容が違ってきますので、それは最終的な、私含めた会議の中で調整はさせていただいておりますというのが実態であります。

以上です。

議 長（原 悟郎） 9番、大熊議員。3度目です。

9 番（大熊 恵二） 大熊です。

そういう中で一番危惧しますことは、やはり上司の気分次第で変わるというようなことにならないように、また、その職員の持っているスキルといいますか、その能力が発揮できるような、そういう体制をぜひとっていただきたいなど。全国的に見ますと、一律にもうやっちゃって、さほど、頑張る職員もそうでない職員も差がないというような自治体も数多く全国にはあるようであります。そういったことが新聞紙上を賑わせた報道もありました。そんな中で、適正な勤務成績の評定がきちんと行われるように、今、村長のお話を聞きますと、大分そういったものが定着してきているということでございますので、なお一層、この辺が曖昧にならないように、ぜひ運営というか、この制度をきちんとやっていただきたいというふうに申し上げておきます。コメントがありましたら、村長のほうからお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 厳格にやっておるつもりでおりますし、調整というのもさせていただいております。一番の難しいところは、大熊議員のお話の中にもありましたけれども、物を売って成績を上げるという、こういうことではありませんので、これはなかなか難しいところがあります。ただ、その中において、本当に重要な仕事、重要といいますか、本当に課題解決に向けての仕事をやっていただいて、成果を上げたような皆さん、これは当然評価をしていってあげなければならないというふうに思っております。

そういったことも加味しながらやっておりますし、この人事評価をやるに当たっては、個々面談というのを必ず実施しております。課長が係長をとということで、係長は課長が、課長は副村長が、年に2回面談をして、問題点やいろいろな部分につきまして、それぞれ職員と話をしながら、こういうところはこういうふうに直すべきだとか、そういうこともやっておりますので、そんな点も御理解をお願いしたいと思いますし、こここのところを見ますと、大分定着化してきたなど、私自身が全職員のものを見させていただきましても、本当に、これは適正な評価に近くなってきておるといのは、やり始めた以前と比べますと、かなり精度が上がってきたなどというふうに感じております。さらに、その辺は維持していきたいというふうに思いますし、今一番は、評価の内容、調査用紙をどうつくっていくかという、今、国もかなりそのことで変わってきておりますので、それを参考にしながら、また他の市町村、かなりこの人事評価を始めました。うちは、始めたときが県内でも本当に二、三番目ぐらいでありましたので、そういったところを参考にしながら、また様式も改めていきたいなとい

うふうに思っておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

今回の給与改定、国の人勤というのが、従来、この村の国の人勤を尊重ということできまして、それはそれなりにいいんですが、前に村長も話がありました、県の人事委員会も毎年人勤を出しているわけなんで、地域の特徴をあらわすという調査方法にしてみれば、県の人勤のほうが長野県内、この地域にもあっているのかなという意味で、今後、この人勤を尊重するという立場のもとに、県の人事委員会の制度を取り入れていくという方法をこれから考えていくのはどうかという、その辺の考えがありましたらお聞かせいただきたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 私の基本的な考え方といたしましては、この地域により近いのは、長野県の人事委員会が発表する調査をした県の人事院勧告がより近いのではないかというふうに思っております。ただ、この県の人事委員会の勧告を実施しておるところが、まだ県内では数少ないわけでありまして。そういった状況を見ながら、また検討はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第4号「南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第4号「南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、ごみ処理費用有料化制度見直しによるごみ処理施設使用料の変更に伴い、粗大ごみシールの料金改正等を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第4号につきまして細部説明を申し上げます。

条例新旧対照表により御説明を申し上げますので、議案書の2ページ、新旧対照表をごらんください。

改正前、第16条中、別表第1で定めています一般廃棄物処理手数料の粗大ごみに係る改正であります。

ここでは、粗大ごみシールについてうたっているものであります。

御自分で粗大ごみをクリーンセンター八乙女に搬入できない場合、粗大ごみの大きさに応じ、粗大ごみシールを張り、村の許可業者に依頼すれば、運搬手数料は別途かかりますが、家庭系廃棄物として処理できるものでございます。

それでは、改正前、種類の項でございます。粗大ごみの手数料欄をごらんください。

改正前の項、村長が別に定める粗大ごみの大きさにより、小200円、中400円、大600円、特大800円としていたものを、改正後、別に定める規則で規定している4区分ある粗大ごみの大きさの区分中、特大を削除しまして、小400円、中800円、大1,200円に改正するものであります。

それでは、戻って、議案書1ページをごらんいただきたいと思います。

附則の第1項としまして、この条例は平成29年4月1日からの施行とするものであります。

附則の第2項としまして、南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正であります。南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。別表第1、粗大ごみの項、手数料の欄中、200円を400円に、400円を800円に、600円を1,200円に改め、特大800円を削るとするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第4号に対する質疑を行います。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

廃棄物の処理ということで、粗大ごみシールを張って、この運搬業者というか、処理業者に頼んで、現実にこれを実行してクリーンセンター八乙女に運んでいる事例があるかどうか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） ただいまの御質問にお答えいたします。

過去5年間の実績を見ますと、使用された方はございません。ただ、その中で、9月のときに可燃物等の改正等を行わせてもらったわけですが、その後、調査等をして、実際に、じゃあ、本当に必要な人がいるかどうかというのを再度調査させていく中で、実際に使った事例はなかったんですけれども、10月のときに、カレンダーに記載してある項目を見て、御相談された方が出てまいりましたので、お年寄りもふえてきますので、幅広く、持つていく手数というか、窓口を広げておきたいということで残させていただいた経過がございますので、よろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今、実績がないということでもありますけれども、大方は、直接搬入をしていると思うんです。その実態は、多分、村ではつかめていないと思うんですけれども、実際には、お年寄りとか、車がないとかという困難な方がこれを利用するわけで、それに対するものとして、また利用料を上げてくるということは、直接搬入のほうとの整合性がとれるのかどうかということと、それから、そういう困難な方に対して上げていくということについての広域連合のほうの考え方はちょっとお聞きしたいと思います。直接搬入のほうとの整合性ですね、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） 今の御質問にお答えいたします。

整合性でございますけれど、施設の使用料が上がっております。4月1日から上がるということで、既に規約のほうを認めていただいておりますけれども、その金額が、10キロ当たり100円が200円というような改正になっておりますので、その整合性については同様な整合性がとれているということでございますので御理解をお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 一応、10キロが200円って、倍にはなっているということですが、現実的に見ると、200円、2倍になっているというところと、大のところも同じように2倍ということで、2倍掛けてある、一律2倍掛けてあるんですけれども、これはキロと、やっぱり大きさとは違うと思うんです。大きくても、軽くてもかさばるものがあるかもしれないし、これが整合性が合っているかどうかというのは、一番この部分についてのこんな部分だと思うんです、実際ごみ処理する人たちのところにおいて。なので、これが、実際使っていないということですが、むしろ、より使いにくくなったんじゃないかということですが、整合性があるというふうに考えているのでしょうか。これ、重さと大きさとは違うと思うんですけれども。

議長（原 悟郎） 埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） おっしゃるとおり、重さ、当然、それは持ち込みますと、重量制になります。ただ、この粗大ごみシールというのは、寸法ということで今までもやってきました。それで、今回の見直しの中でも、再度、重量、なるべく近づけるために、八乙女で1月12日から10日間ほど、実際に内容を調べまして、重さ等、それはもうできるだけ近づけるような形にしております。ただ、この中で、粗大ごみシールを残している町村は、当村含めて二つだけでございます。ほかのところは、なくて、業者に委託して、全部運んでもらうとか、そういうような方式をとっておりますので、確かに、おっしゃるように、サイズの整合性とか、あと、シールはまとめて、1品目に張るので、例えば、重量が、まとめて出すことができないもので、割高になるというような御指摘もございますけれども、少しでも利便性の窓口を広げるということで、当村としては、ほかの町村、ない町村がほとんどですが、今までのしたということで、どちらにしても有利な、御自分で選べる方式をとらせていただいておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第5号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第5号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、南箕輪村上下水道事業運営審議会の答申によりまして、下水道料金の引き上げに伴う住民負担の緩和として、上水道料金を3.5%程度引き下げをするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 議案第5号の細部説明を申し上げます。

ただいま村長の説明にもありましたとおり、南箕輪村上下水道事業運営審議会の答申によりまして、下水道料金の引き上げに伴う住民負担の緩和として、現状、健全経営であるところの上水道事業の上水道料金を引き下げするものであります。

なお、上水道事業におきましても、今後、水道管の老朽化や耐震のための更新を予定しており、経営を圧迫しない範囲とするということとしまして、来年度、上伊那広域水道用水事業団の用水供給単価の引き下げがあります。それによって、経費の軽減がされるわけで、その軽減に見合う相当額で引き下げをするというものであります。

また、今回の答申の中に、沢尻区等一部で伊那市営水道を利用している住民には、村営水道との料金格差が拡大するということから、格差を解消すべく施策を検討されたいとの附帯意見があり、それら手当を検討する上で、引き下げ率を3.5%程度とした料金引き下げを行います。

それでは、2ページの新旧対照表をごらんください。

これから説明する金額は、消費税を除く月額料金で説明をいたします。

メーター口径別に基本料金を13ミリから100ミリまで、それぞれ3.5%程度引き下げ、1年未満の端数調整を行って、13ミリの場合ですと、565円から545円に引き下げます。同様に、各メーター口径で引き下げを行いまして、最終100ミリでは、4万8,830円から4万7,120円に引き下げを行います。また、従量料金につきましても、3.5%程度引き下げをし、1年未満の調整を行いまして、使用水量1から10立方メートルまでの水量の場合で、1立方メートル単価を97円から94円に引き下げます。同様に、各使用量に応じた1立方メートル単価をそれぞれ引き下げまして、最大の31立方メートル以上使用したときの水量、1立方メートル単価を176円から170円に引き下げるものであります。

この結果、村内の13ミリメーターを使用する1カ月の平均的な使用量となる17立方メートルを使用した場合の料金を試算いたしますと、消費税を除きまして、2,560円から2,472円となりまして、92円の軽減となります。

1ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第5号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今、説明をいただきましたけれども、中にもありましたように、老朽化の部分の改修についてであります。整備計画を立てて、順次行っていくということでもありますけれども、それは、具体的に、いつからどのように進めていくのかというのがもう明らかになっているのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

また、近年、本当に住宅がふえ続けているわけでもありますけれども、そういう部分も含めて、現状の利用しているところにおいても、水圧が低いとか、時々濁るとかというような状況

がまま報告されておりまして、そういう部分に対して、きちんとやっぱり安定して供給するという責任があると思うので、安全な水を。その辺のところについて、きちんとやっていった上で、やっぱり水道計画をきちんとしてもらいたいなと思っておりますけれども、その辺のところをお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 今、計画的な施設更新等という御要望をいただきました。

現在、今年度、来年度にかけて、水道のそういった改修と、あと事業費のバランスを見るストックマネジメント計画というものを策定中であります。そういったことで、今後、計画的に更新作業を進めていく上で必要な、要するに費用等、バランスをとりながらというところで事業を今後進めていくわけです。そういった面で、今から余り水道料金を値下げして、後々また負担の増大、過大をお願いするということがないようにということで、今回の改正では、来年度確実に経費の削減が見込まれる範囲ということでの値下げとさせていただきます。

また、水圧等の話も出ました。現在、水道GIS等の導入をし、それらの細部条件等の今調整、要するに補正を行っております。今年度中に終わりますして、そのシミュレーション等によりまして、水圧の不足する部分だとか、例えば、幾つも水道管が入っていて、整理をしたほうがいい部分だとか判明してまいりますので、それらも計画に合わせて、徐々に直していきたいと、こういう考えでおります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第6号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第6号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、下水道事業が、平成27年度決算額で、収益収支において約3億3,400万円の累積欠損を有し、村からの多額の借入金に依存する厳しい経営状況となっていることや、南箕輪村上下水道運営審議会の答申によりまして、下水道料金を5%程度引き上げるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第6号の細部説明を申し上げます。

今説明があったとおりでございますが、平成27年度の下水道事業会計の決算では、2億円余になる一般会計からの繰入金により収益的収支が成り立っているものの、3億3,400万円の累積欠損金額があります。また、下水道の施設整備のために借り入れた企業債残高が約61億5,000万円余あり、平成33年度まで、毎年約5億円を償還しつつ、平成34年度以降、償還

金額が徐々に減少するものの、平成56年度でようやく完済するという状況であります。また、平成4年度から布設した下水道管渠が50年の耐用年数を経過し、新たに莫大な費用負担となる更新事業に着手せざるを得ない状況が想定されます。健全で、安定して事業を継続していくために、なるべく早期に累積欠損金の解消と多額な繰入金の解消を図り、次の更新事業に備えるべく、経営改善が必要であるということなどについて、南箕輪村上下水道事業運営審議会で確認し、一層の経費節減と水洗化率の向上による収入の安定化、それから、3年ごとの見直しを行うなど、附帯意見と住民負担等を考慮して、5%程度の料金引き上げとする答申をいただきました。答申によりまして、料金の引き上げを行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表をごらんください。

これから説明する金額は、消費税を除く月額料金で説明をいたします。

基本料金を5%程度引き上げ、また1円未満の調整を行いまして、1,020円から1,070円に引き上げを行います。

従量料金につきましても、5%程度引き上げ、また1円未満の調整を行いまして、汚水量1から20立方メートルまでの汚水量で、1立方メートル単価を102円から107円に引き上げます。同様に、各汚水量に応じた1立方メートル単価をそれぞれ引き上げまして、300立方メートルを超えときの汚水量、1立方メートル単価を203円から214円に引き上げます。

この結果、村内の水道の1月の平均的な使用量となる17立方メートルを下水道に流した場合の料金を試算いたしますと、消費税を除きまして、料金は2,750円から2,889円になり、135円の増加になります。

なお、上下水道料金の引き下げを行いますと、その合算の中では、月額43円、年額では516円程度の負担増をお願いするということになります。

1ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第6号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第6号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

審議会の答申に従って、こういうふうに変えてくということですが、農集も、今、公共下水に接続されて、現在、本村は人口がふえて、新築される住宅も大変多いと、そういう関係で、終末の処理場の能力が今何%というか、どのぐらいなのか、どの程度まで余裕があるのか、その辺をちょっと御説明いただけないでしょうか。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 現在の最終処理場、浄化センターの処理能力であります。稼働率でいきますと、現在7割程度の稼働状況となっております。ですので、まだまだ人口がふえても、十分処理ができる状況にあります。ということで、新たに浄化槽等とか、そういった施設をして、人口増加に対応する必要はないという状況であります。とはいっても、今まで施設をしたときの大きな借入金額等がございますので、どうしてもそういったものは早い目に、計画的に償還していきませんと、次期の更新時に大きな障害となりますので、早目に解消したいという計画であります。

なお、この内容について、上下水道事業運営審議会でも確認をしていただいているところがあります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

今、処理場についてはお聞きいただいたんですけど、下水道の収入を上げるということでは、やっぱり水洗化を、早くつなぎ込みをしていただくというのがより早い近道かなというふうに思うんですけども、その点について、例えば、大きな工場ができた場合に、より収入が多く見込まれるということがあるわけですので、もし可能ならば、その部分は先行して下水道の本管を整備するとか、あと、個人住宅でつなぎ込みを、整備されてもしていない方の、どうしても無理な方と実際は可能なのにやらない方というような、そういう言い方はちょっと失礼かもしれないんですけど、その分類ができていくかどうかということと、そういう部分については、毎年、やっぱりつなぎ込みをしてほしいという要請をしているのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） 水洗化率を上げるということが最優先課題だと思います。今もありましたけれども、下水道整備地域であっても、まだつなぎ込みをしていない世帯につきましては、当初の段階から、まず、すぐ接続できない理由書を提出いただいております。それは3年ごとに更新ということで、3年ごとに、どうですかというお願いと、できない理由をまた報告いただいているということで、そういった部分では、未接続世帯の管理というのは変ですけども、接続に対する意向の確認はとっております。

あと、大規模なという部分であります。その点につきましては、こちら側の企業等の計画があるという場合については、管渠等を延長しまして、それらを利用していただいて、水洗化率を上げながら、また使用料の増収を図っていくということで、今も実際にやっております。

以上であります。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、医療介護総合確保推進法の公布に伴う介護保険法の一部改正により、平成28年4月1日から、小規模な通所介護及び療養通所介護の事業所につきまして、都道府県が指定する通所介護から市町村が指定する地域密着型サービスに移行いたしました。このことから、指定地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の指定にかかわる基本方針等につきまして、

南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に追加し、規定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） それでは、議案第7号の細部説明のほうを申し上げます。

この条例につきましては、介護保険法の一部改正に基づきまして、指定地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の指定にかかわる基本方針と基本的な事項にかかわる規定に基づきまして、南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に追加しまして定めるものでございます。

なお、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する具体的な基準につきましては、既に現行の条例におきまして、規則に委任し、定めるといようにされておりますので、規則の一部改正により規定をしていくこととなります。

また、条例及び規則で定める基準につきましては、国の定めた基準を勘案して定めるものとされておりまして、当村では、全ての基準に基づきまして、国の定めた基準どおりに規定をするものでございます。

それでは、1ページをごらんいただきまして、改め文でございますが、第30条を第35条とするものと、第29条の次に次の5条を加えることといたしまして、以下のとおり、基準にかかわる条文を追加するものでございます。

まず、第30条で、地域密着型通所介護の基本方針としまして、利用者の日常生活上の世話及び機能訓練の実施による社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、家族の身体的及び精神的負担の軽減に基づきまして規定をするものでございます。

続いて、第31条では、指定地域密着型通所介護の基本取り扱い方針としまして、利用者の要介護状態の軽減と悪化防止のため、目標を設定し、計画的に行うこと、事業者みずから、事業内容の質の評価及び改善を図ることについて規定をするものでございます。

続いて、第32条では、指定地域密着型通所介護の具体的な取り扱い方針といたしまして、地域住民との交流や地域活動への参加、利用者の心身の状況を踏まえた妥当・適切な支援、人格の尊重と役割を持った日常生活を送れることへの配慮、機能訓練と必要な援助、利用者及び家族に対するサービス提供方法等の理解しやすい説明、適切な介護技術によるサービス提供、利用者の心身の状況を把握し、希望に沿った必要なサービスの提供、認知症の利用者の特性に対応したサービス提供体制の整備等に基づきまして、第1号から、次の2ページにかかけての第6号までにおきまして規定をするものでございます。

また、おめくりをいただいた2ページの第33条及び第34条では、指定療養通所介護の基本方針及び具体的な取り扱い方針といたしまして、指定地域密着型通所介護と同様に、利用者及び家族に対する事業者としての基本姿勢やサービス提供における配慮、また、療養通所における利用者の体調の変化等に応じたサービスが提供できるよう、主治医や訪問看護事業者等との連携や情報共有等について規定をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行をするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第7号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

丁寧に、基本方針から総合事業に移るについての条件について条例化してあるので、ある程度、このまま進んで安心かなというふうに思うんですけども、1点ですけども、この中で、これは要支援1、2の部分の生活援助の部分なんですけれども、そのほかの部分で、要するに、介護度が変更になる事例みたいなものが生まれたときに、総合事業から介護事業のほうに、保険のほうに移行するというようなときの方策というか、どの程度、そういう調整が進んでいるのかということをお聞きしたいと思います。あと、詳しい内容については、また一般質問のほうでお聞きしたいと思いますんですけども、その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） ただいまの御質問にお答えをいたします。

介護度が移行する段階の調査ということでございますが、要支援の方が要介護になって、その介護度が、段階が上がってくるということですが、それは本人から、また御家族からの申請に基づいて変更をかけるというものもあります。それから、また定期的に、1年ごととか、基本的には1年ぐらいの間隔ですが、更新の申請というものもございまして、その中で介護度の調査を進めていくというような状況でございます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第8号「南箕輪村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第8号「南箕輪村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新たに特別職となった南箕輪村教育長の職務に専念する義務の特例を定めるために条例を制定するものであります。

細部につきましては、教育次長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 議案第8号「南箕輪村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」について細部説明を申し上げます。

本案は、ただいま村長からの提案理由のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、同法第11条第5号にて、教育長の職務従事義務が新たに規定されたこ

とに伴い、特別職となった南箕輪村教育長の職務に専念する義務の特例を定めるために条例を制定するものであります。

2ページをごらんください。

第1条では、趣旨として、根拠法令に基づくことを規定し、第2条では、職務に専念する義務の免除として、第1号で、研修を受ける場合、第2号で、厚生に関する計画の実施に参加する場合、第3号では、前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が認める場合と規定するものであります。

なお、附則として、本条例は公布の日から施行するものといたします。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第8号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

ちょっと理解できないというか、わからない部分があるのでちょっとお尋ねいたします。

この第2条の中で、（2）の厚生に関する計画の実施に参加する場合、いわゆる、これは義務の免除ということですが、この厚生という定義はどういう定義なのか、御説明をいただきたいと思います。どういったことを意味するのか。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） ただいま、大熊議員の質問であります厚生の部分であります、福利厚生的なものでありますので、実態といたしましては、健康診断でありますとか、そういった関連の研修等を踏まえた規定というものであります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 本来、厚生という言葉は平たく我々が判断するには、古くは、政治を行う人が住民の生活を豊かにすることを厚生と言うという考え方もあり、体力、健康を増進するという意味も厚生という中にあるんですが、もう少しこれを、厚生という定義をもっとかみ砕いて、広くわかりやすい文言に変えるべきではないかというふうに思いますが、この厚生というこれを聞いただけでは何だか意味がわからないということですので、その辺はどういうふうにお考えか、御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 議員御指摘の厚生の定義に関しましては、それぞれ解釈があると思いますけれども、他市町村、あるいは県の教育関係の条例に基づきますと、こういった厚生の表現が非常に多くなっております。また、一般職の義務免除につきましても、厚生という言葉を使っておりますので、それにならった形で厚生とさせていただいております。

以上であります。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第9号「南箕輪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第9号「南箕輪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日付で改正された農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業委員会の委員と新たに設置する農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 議案第9号「南箕輪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」について細部説明を申し上げます。

本案は、村長の提案のとおり、平成28年4月1日付で改正されました農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の定数を定めるための条例を制定するものであります。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会の意思決定をする農業委員とは別に、農地の集積や遊休農地の解消など、現場活動を通して農地利用最適化を推進する委員であります。

この条例により、現在16名の農業委員の定数を11名とし、新たに設置いたします農地利用最適化推進委員の定数を4名とし、両方合わせました人数15名で農業委員会でそれぞれ職務を行っていただくこととなります。

また、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとなります。

また、この条例の施行によりまして、南箕輪村農業委員会の選挙による委員定数条例は廃止いたします。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議 長（原 悟郎） 議案第9号の対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 4番丸山です。

これ、全協のときにもお聞きすればよかったわけですが、きょうまでということで、ちょっと送ってしまいました。農業委員会の委員さん、選挙から任命制になるということでございまして、農業委員さんの役職というかは、村の土地利用にも大きく影響するものですから、非常に重要であると思っております。それが、村長の任命ということであって、また議員の同意ということにもなるものですから、責任重大だなという感じがするんですけども。

この全協のときの資料を少し見せていただきまして、推薦、応募、候補者になる人というか、村長が任命しようとする人ということだろうと思います。地域にそれぞれの方、区長さんなり、農業者か、あるいは農業者の団体からの推薦を受けるということになっておりますが、もし、仮に、複数おられた場合にどうなるかということとか、あるいは、いなかった場合、なりたいというか、農業委員になる地区がなかったとかいうこと、そういうような場合はどうなるかということと、それから、公表するというようなことが書かれております。推

薦された者と応募した者の公表を中間時点と終了時のホームページ等より行うこととしますということなのですが、これが複数いたときは、複数者が公表されるのか、だから、いなかった場合は、その地区にはないということは何もないような形で公表されるのか、そここのところが、また村長がどうやって任命していくのか、ちょっとそこら辺のイメージがわからないんですけれども、そこら辺でわかる範囲というか、もうわかっていると思うんですけれども、教えていただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） ただいま、公募とか、団体の推薦という関係でございます。これ、公募による推薦とか、利害関係のない者1名以上の推薦公募を行うということで、結果を公表することになっております。1名以上ということですので、公募の関係で、多かった場合は、1名以上ということですので、そこら辺は公募された方でいけると思います。また、各地区については、また、いろんな地区あって、複数の地区とか、そういったところが出てしまうかもしれませんが、そこら辺は委員さんで割り振って、調整していくような形になるかと思っておりますので、そんなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（原 悟郎） 丸山議員。

4 番（丸山 豊） いなかった場合ということがどうなるかということと、今、1名以上ということ、その1名を超えて2名に地域でなってきたら、その地区は2名が候補者になるというか、村長が選択する場合、その2名の中からどちらかを村長が選ぶということになるわけですか。それとも、地域の中で、仮に、2名いた場合、その1名を地域の中で選択してくるといふ、選任するといふのか、ちょっとそここのところをもう少しわかりやすく。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 農業委員会法の改正によりまして、次の選挙からこういうことでやっていかなければならないということでもあります。いなかった場合どうするのかという話、これはお願ひもせざるを得ないという部分も出てこようかと思ひますし、この農業委員で一番大切なことは、地区のバランスであります。それぞれの地域、南箕輪全体を見たときに、いわゆる公募委員や団体の推薦や議会の同意の部分の私の指名といひますか、そういった部分を含めて、地区全体のバランスをとっていかなければなりませんので、そのバランスを最優先にしながら、調整はしてまいりますので、お願ひをしたいと思ひます。同時に、今、農業委員のなり手というものが非常に少なくなっております。前回も大変苦勞したという状況もあるわけでありまして、そういったことを加味しながら、地区バランスを優先しながら、また適した人をとということで考えておりますので、その辺はそれぞれ各区長さんや農業団体やいろんな皆さんと相談をさせていただかなければならないというふうにお願ひしております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませぬか。

9 番、大熊議員。

9 番（大熊 惠二） 9 番、大熊です。

農業委員会のこの制度につきましては、戦後、唯一、変則的な形で公選制がとられて、今日までやってきたわけでありまして、今度、法の改正により、公選制がなくなり、以前は教育委員会も公選制であったわけですが、そういう制度がなくなり、今度、最後に残った農業

委員会が、村長が指名する人となったわけですが。

先日、議会と農業委員の皆さんとの意見交換といいますか、懇談会の中で、非常に農業委員の皆さんが、大変だということは理解できるんですが、非常に消極的というか、これで、かつては農業立村として、今日の発展を築いてきた南箕輪として、まことに寂しいなど、大丈夫なのかなと、こういうふうに不安を覚えるような懇談会でありました。その後、一杯入ってから、大変元気が出てきたということではありますが。

これ、村長の指名でございますので、今、村長が言われたように、本当に適任者に指名を一つしていただきたいということと、農業委員の皆さんにももっと自覚を持っていただいて、農業立村として今日の繁栄を築いてきた南箕輪として恥ずかしくない農業政策が進行するように希望するわけではありますが、ぜひ、村長におきましては、そういうやる気のある、責任感の強い農業委員さんを、今までもやってきていただいておりますが、新しい制度発足とともに、そういったことを特にお願いしたいということではありますが、村長のお考えをもう一度お聞かせいただきます。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 南箕輪村の場合は、かつては農業立村ということで、農業が主でありました。今、農業が主というよりも、農業も大切な産業でありますけれども、工業化やサラリーマン化、こういうことが主になってまいりました。そういう中で、農業という部分がだんだん薄らいできておるのかなということは感じております。本当に、3年に1回の農業委員を選ぶときも、苦勞しておるといのが実態であります。この辺は、農業振興とともに考えていかなければならないというふうには思っております。

公選制の話が出ました。全て公選制がこういうことで廃止をされてきておるところでありますので、議会の同意もいただいてということになっておりますので、そういう心配はないというふうに思いますが、私自身は、一定の長に権力が集中することは好ましくないというふうに思っております。そういった部分の考え方で適した人を選んでいくのが順当だろうと、順当というか、そういうことが重要だろうというふうに思っております。

本村の場合は、来年の7月が農業委員会の任期でありますので、今、私が来年の7月のことを申し上げる立場にありませんので、そんなことは御理解をいただきたいなというふうに思います。場合によっては、しっかり引き継ぎはしていきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

公選制から任命のほうに変わったということですが、農業委員会のやっぱり役割というのは、農地を守り、農業者を守るとい、一番大事なところになっているということは変わらないというふうに思うんですが、

この中で、農地利用最適化推進委員というところが4人あります。合わせて15人ということで、総数としては1人減っただけなので、ちょっとよその自治体を見ると、何かすごい減らしたところがあるようですけれども、農業委員会とよく相談しながらこの人数を決めたというふうに村長はおっしゃっていたので、人数が大幅に減らなかったことはいいことだなというふうに思うんですが、

この最適化推進委員というところが、議決権はなくて、任務がすごい重いような気がします。あと、その働き方として、この間の懇談会でも、農業委員の役割が重い割には、報酬も含めて、すごく低く見られているということもありますので、その辺の改善も必要かなというふうに思うんですけども、その辺についてはどうお考えかをお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） この農業委員の農業委員会の部分を改正するときは、農業委員会との話もさせていただきました。大幅に減るということは問題だろうということで、16人を推進委員を含めて15人ということにさせていただいたところであります。この推進委員も議決権がないということだけで、あとは全く同じ任務をしていただきたいというふうに、するようになっております。そんなことで、今までより後退することはないというふうに思っております。報酬等につきましては、また特別職の報酬審議会がありますので、そんな実態もお話ししながら、検討は、審議はしていただくということで、これは毎年やっておりますのでお願いしてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

続いて、議案第10号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第10号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、南原焼却灰処理量の増に伴う伊那中央行政組合からの受託事業収入額の増が主なものであります。歳出では、この南原焼却灰の処理運搬委託料の増額のほか、児童数増に伴います南原保育園の改修工事の補正が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、5,825万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億6,355万9,000円とするものであります。

細部につきましては、副村長及び担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

原副村長。

副村長（原 茂樹） 議案第10号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」の細部説明を申し上げます。

事項別明細書により、歳出から御説明を申し上げますが、多くの項目にわたりまして、給与関係の補正がございますので、先に給与費明細書によりまして御説明を申し上げます。

予算書案の裏からめくっていただいた最初のところ、37ページ、38ページをごらんいただきたいと思っております。

本年度、人事院勧告に基づき実施がされます国家公務員の給与改定に準じまして、職員の給与を改定するのが主な理由でございます。

一般職の給料表を増額改定いたしますとともに、一般職の期末勤勉手当支給月数を0.1月増、特別職の期末手当を0.15月増とする内容でございます。37ページの特別職でございますが、国準拠によります期末手当の改定等を行うものでございますが、長等では新教育長就任に伴いまして、人数が1名増となりまして、また、新教育長の基準日までの在職期間が短いことによりまして、期末手当等の金額は減額となっております。38ページの一般職でございますが、国に準拠した改定を行い、給与費全体で651万1,000円の増額となるわけでございますが、年度中途での退職、育児休業の取得、療養休暇のための休職がありましたので、給料は218万8,000円の減額となっております。

なお、歳出の説明の中で、給与費、共済費につきましては、この説明をもって省略をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

また、歳出における入札差金等による不用額の減額ですとか、歳入の金額の確定によります増減等で少額のものにつきましても省略を省かせていただくところがございますので、よろしくお願いたします。

それでは、17ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、1款1項1目、議会費でございますが、給与費のほか、議会で活発な御議論がなされたことにより不足いたします議事録反訳料等を増額するものでございます。

続きまして、2款、総務費でございますが、2事業飛びまして、1項3目、0220財政管理事務で、おめくりをいただきまして、13節のふるさと納税業務委託料でございますが、返礼品につきまして、大芝高原味工房のアイスクリームを増量いたしましたり、また、新たに特別栽培米「風の村米だより」を品目に加えたりしましたことによりまして、寄附額が大きく伸びております。これに伴い、返礼品の代金を含みます業務委託料が不足いたしますので、増額をさせていただくものでございます。

2事業飛びまして、17目、0208情報管理事業の13節、情報化コンサル業務委託料でございますが、現在、強靱化を進めているところでございますけれど、接続する業務の増加に伴いまして、一部装置の取りかえを含み、設定変更する必要が生じたので、業務委託するための追加をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、3款、民生費でございますが、1項1目、社会福祉総務費では、1事業飛びまして、0306障害者福祉事業、8節の報償金及び賞賜金でございますが、タイムケア事業の利用が増加をしていることに対応する増額でございます。

1事業飛びまして、0361臨時福祉給付事務でございます。11節及び12節は、29年度に予定されております給付に向けまして、本年度中に事務を進めることとされましたので、計上させていただきますものでございます。全額、国費が充てられることになっております。

また、23節は、27年度補助金の精算がなされましたので、差額を返還するものでございます。

1目飛びまして、3目の0329後期高齢者医療事業の19節の広域連合負担金及び28節の保険基盤安定繰出金、いずれも本年度の額が確定したことによる増減でございます。

次の2項1目、0330児童福祉総務事務では、おめくりをいただきまして、19節の病児・病後児保育施設整備事業負担金でございますが、定住自立圏共生ビジョンに基づきます事業として、伊那中央行政組合が伊那中央病院敷地内で整備することを予定しております新たな病児・病後児保育施設的设计に係る村負担分でございます。

次の0331児童手当給付事務、20節の児童手当でございますが、対象児童数が当初見込みより25名ほど多くなったことによる増額でございます。

次に、2目、0340保育園運営事業でございますが、7節は、産休・育休に入った職員の代替及び長時間保育の利用者が急増しておりまして、これに伴い、臨時保育士賃金が不足することとなりましたので増額をさせていただくもの、19節は、村外の幼稚園、認定こども園に通園をされているお子さんが当初見込みより4人多くなったため、増額をさせていただくものでございます。

次の0341保育園施設整備事業でございますが、南原保育園で予測を上回る園児数の増加が続いており、来年度、保育室の不足が見込まれることから、現在、倉庫として利用しております1室を保育室に改修してまいります。15節で工事費を、また、壁面の改修に伴いまして、以前、交付を受けました国庫補助金の一部を返還する必要があるがございますので、23節でこの返還金を追加させていただくものでございます。

おめくりいただきまして、4款、衛生費でございます。

1項飛んで、2項1目、0410清掃総務事務の19節でございますが、南原焼却灰処理に係る伊那中央行政組合へ支出する村負担金の増額でございます。おかげさまで、南原住宅団地内の焼却灰除去工事が順調に進んでおりまして、年度内に当初見込みを上回る処理ができる見通しとなりました。このため、増額をさせていただくものでございます。

次の2目、0411塵芥処理事業も同様の理由によりまして、伊那中央行政組合から受託して実施しております焼却灰処理に係る委託料及び受け入れ先の伊賀市に支払う環境負担金の増額をお願いするものでございます。全額、伊那中央行政組合からの受託料で賄われるものでございます。

おめくりいただきまして、6款、農林水産業費でございます。

1目飛んで、2目、0604農業総務事務の11節及び19節は、地域おこし協力隊の活動の実情に合わせて、節間の組み替えを行うものでございます。

次に、1目飛びまして、6目、0635西部開発振興事業でございますが、国の補正予算によりまして、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の事業費が増加したことによりまして、村負担金の増額をお願いするものでございます。

おめくりをいただきまして、7款、商工費は、給与費のみでございます。

続いて、8款、土木費でございますが、1項飛びまして、次の2項1目、0803道路維持事業でございますが、先月、既に機械除雪を必要とする降雪がございました。マンホール周りの沈み込み等で、機械除雪の際、危険となる補修を要する箇所が多くございまして、13節で委託料70万円の追加をお願いいたします。

また、村内企業からの申し出がございまして、その企業敷地内の工事に合わせて、隣接し、老朽化した水路について、村から2次製品を支給すれば、企業負担で一緒に施工していただけるということになりましたので、16節でその材料費を計上させていただきます。

次の2目、0806国庫補助道路改良事業の13節は、社会資本整備総合交付金事業の内容を変更させていただくもので、桜香丘歩道橋の設計を先送りとさせていただき、橋梁の定期点検を先に行うこととさせていただきたいと思っております。

次の0808村単道路改良事業の13節、中学校北側の村道1178号線につきましては、早急に改良整備に取り組んでいく必要があるがございますので、この路線測量の委託料を追加させていただ

くものでございます。

また、おめくりをいただきまして、19節の南原住宅団地焼却灰撤去関連負担金は、土地開発公社が実施しております除去工事の関係でございますけれども、設計監理を村を通じまして、上伊那広域連合にお願いしております。処分が順調に進み、事業量が増加したことに伴い、増額するものでございます。全額、土地開発公社からの負担金が充当されます。

次の4項2目、0821国庫補助公園整備事業の減額でございますが、大芝公園の整備に係るものでございます。教育費で実施をいたします遊具の更新工事に巻きかえをするため、減額ということでお願いいたします。

続きまして、9款、消防費でございますが、1項3目、0910消防施設整備事業の15節は、北殿で耐震性貯水槽1基を設置することとしておりますけれども、埋設場所の関係で、丸型というふうに言われている形状の2次製品がございますが、これを使用しなければならなくなったということで、単価が上がり、増額をお願いするものでございます。

28節の繰出金は、民地に設置をしてあります消火栓につきまして、土地所有者の方から移転の要求がございましたので、村営水道事業に移設工事を実施してもらうための繰出金の増額でございます。

おめくりをいただきまして、10款、教育費でございます。

1項飛びまして、次の2項1目、1017南部小学校管理事務の7節の増額でございますが、2学期から外国籍の児童が新たに3名増というふうになりました。支援員賃金が不足することとなりましたので増額をさせていただくものでございます。

また、11節は、さきに実施いたしました体育館の天井落下防止工事の影響で、体育館の中の反響がございまして、スピーカーを通した音声が大変聞きづらいという状況がございまして、改善を図るものでございます。なお、南箕輪小学校及び南箕輪中学校ではさほど支障は出ていないということでございます。

次の3目、1013給食センター事業の7節でございますが、児童の増加に対応しまして、臨時調理員1名を配置するための増額をお願いいたします。

1事業飛びまして、次の3項1目、1020中学校管理事務の15節でございますが、来年度、1クラス増となることを見込まれますので、現在の多目的教室を普通教室に改修するための工事費の追加をお願いするものでございます。

次の6項3目、1050青少年健全育成推進総合対策事業、13節の減額ですが、中学生の海外派遣研修事業の参加者が予定数に満たなかったということによる不用額の減額でございます。

次の9目、おめくりをいただきまして、1052人権教育事業の8節は、新たに人権教育推進委員会という組織を立ち上げさせていただき、推進を図ってまいりたいと思っておりますので、その報償費を追加させていただくものでございます。

次に、7項2目、1063大芝公園管理総務事務の15節は、社会資本整備総合交付金の交付決定の状況等によりまして、年次計画を変更し、大芝湖西側に設置してあります、主に小学校の学齢期の児童を対象とする遊具の更新を前倒しで実施するというようお願いをするものでございます。

続きまして、14款、予備費でございますが、歳入歳出調整をさせていただきまして、1,322万7,000円の減額とさせていただきます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございますが、9ページにお戻りをいただきまして、まず、12款、地方交付税でございますが、定住自立圏事業として進めてまいります病児・病後児保育施設の建設は、設計も特別交付税の対象となりますので、計上をするものでございます。

続きまして、14款1項9目の消防費分担金は、耐震性貯水槽設置工事の内容変更に伴い、北殿区からの分担金を増額するものでございます。

次の2項2目の総務費負担金は、今回の給与改定に伴いまして、派遣職員及び企業会計職員に係る派遣先、あるいは企業会計からの負担金を増額するものでございます。

8目の土木費負担金は、南原住宅団地内焼却灰除去工事に係る上伊那広域連合負担金の増額分を土地開発公社から納入いただくもの、10目の教育費負担金は、中学生海外派遣研修事業の参加者減による減額でございます。

おめくりをいただきまして、16款、国庫支出金の1項3目1節の児童措置費負担金は、保育園に係る施設型給付費を現況で算定した結果による減額でございますが、次の12ページの17款、県支出金の1項3目1節に、県分の児童措置費負担金がございます。こちらは増額となっております、合計いたしますと微増という見込みでございます。

16款に戻りまして、1項3目2節の児童手当負担金は、対象者が当初見込みを上回る見通しとなったことによる増額、2項3目1節の社会福祉費補助金は、臨時福祉給付金の来年度交付に係る事務費分の補助として交付されるものの増額、8目1節の道路橋梁費補助金は、国の補正予算による社会資本整備総合交付金の増額でございます。

続きまして、17款、県支出金でございますが、1項3目2節の児童手当費負担金は、国庫支出金と同様による増額、3節の保険基盤安定負担金は、確定による減額、2項3目1節の社会福祉費補助金は、心身障害者タイムケア事業の事業量増による増額でございます。

おめくりをいただきまして、19款、寄附金でございますが、ふるさと納税が好調なため、増額をするものでございます。

続きまして、20款2項7目の人づくり基金繰入金の減額は、中学生海外派遣研修事業の参加者が少なかったこと等による減額でございます。

おめくりをいただきまして、22款、諸収入の4項1目の受託事業収入は、南原焼却灰の処分に係る伊那中央行政組合からの受託金の増額をするものでございます。

最後に、23款、村債でございますが、1項3目3節、施設整備事業債の増額は、南原保育園の改修に伴うもので、充当率50%、交付税措置率70%、次の9目4節の緊急防災減債事業の増額は、耐震性貯水槽設置工事の事業量増に伴うもので、充当率100%、措置率70%でございます。

次の3項は、いずれも国の補正予算に係る事業分の増額でございますが、6目の農林水産業債は、伊那西部県営基幹水利ストックマネジメント事業負担金に充てるもの、8目、土木費は、社会資本整備事業に係るもので、いずれも充当率が100%、措置率50%の補正予算債を借り入れるものでございます。

地方債の補正につきましては、6ページに、第2表、地方債補正の表がございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） それでは、ここで午前の部は終了したいと思います。

質疑は午後1時半から始めたいと思います。

その前に、村長より、大熊議員の質問がありました国保税と国保料の関係について説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大熊議員の御質問の中で、後ほど御説明を申し上げるという件でございます。

国民健康保険法の中では、国民健康保険に要する費用を世帯主から徴収しなければならない。これは徴収しなければならないという規定であります。

それから、料か、税のどちらかにする、この方式につきましては、保険者、市町村の裁量となっております。どちらでもいいということになっております。

保険料につきましては国税徴収法で、保険税につきましては地方税法で徴収を、その規定によって徴収をするということになっております。地方税法の中で、第5条第6項で、目的税として国民健康保険税を課税することができるかとされております。

そういうことで、本村の場合には、地方税法の適用の部分を市町村の裁量として決めさせていただいておるということであります。

長野県下の状況を見ますと、保険税として、税で徴収をしているところが77市町村中75市町村であります。保険料として徴収しているのが1市1町ということで、二つ、2団体でございます。これらの理由、裁量ということになっておりますけれども、御指摘のとおり、保険税は時効が長いということでありまして、5年で、保険料が2年であります。それと、保険税のほうは差し押さえの優先順位が高いということになっております。税でありますので、料よりも高いという。いわゆる、税金の次に保険料が差し押さえるの順位となっております。高いということでありまして。それと、保険税は、さかのぼって請求する期間が長いということになっております。資格取得の届け出がおくれたり、いろいろな状況があります。さかのぼって課税をする場合というのが出てくるわけでありまして。その場合、税の場合は、最大で3年さかのぼれるということになっております。保険料の場合には2年ということになっております。そういった、この三つの要件から、保険税を適用しているところが多いというのが実態ということでありまして、そんな御理解をお願いいたします。

以上であります。

議 長（原 悟郎） ただいまより午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時30分

議 長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第10号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

2カ所お尋ねします。

まず1カ所目、17ページ議会費の最後というのか、13節、委託料の議事録反訳料ですか。先ほど説明に、活発な議論がなされてということで、比較的小さな額で、細かくて恐縮なんですけれども、基本的に、当初の委託料を増額するという意味でしょうから、活発な議論がということで、議論の、文字に起こすと分量というのか、それとも議事に、事務的に作業する

という意味なのか、そういった精算というか、算出の根拠がありましたら、こういった根拠なのか、お尋ねするのと、あと、2点目で、もし、議論が少なく、分量なり、何かが少なかった場合に、その委託料の総額を今まで減額したことがあるかどうか、お尋ねします。それが1カ所目。

続いて、2カ所目が33ページ、真ん中下の南部小学校の07節、賃金ですか。説明に、外国人児童さんが3名ふえたということでの特別支援員の増員の賃金ということで、非常に大事なことだなと、大変なことだなというふうに思うんですけど、こういった支援員の方に関しては、例えば、母国語に精通された方とか、あるいはどんな技能を持った方を支援員に採用するのかという、何かそういったものがあれば、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） それでは、最初、議会事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 17ページの議会の反訳料の件でありますけれども、30分当たり幾らというようなことで契約をしております。大変申しわけありません。ちょっと金額については持ち合わせがありませんので、また後ほど金額をお示ししたいと思います。

時間が延びた分だけオーバーしてしまったということで、昨年並みで当初は予定をしておりましたけれども、時間が延びた分だけ足りなくなってくる見込みが生じたということでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 続いて、藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 小坂議員の質問にお答えをいたします。

特別支援の賃金であります。これ、村長からも説明があったように、休み、夏休み明けから、ベトナムのお子さん2人、それからインドネシアのお子さん1人、それぞれ、1年、3年、4年ということでもありますけれども、今、駒ヶ根の方をお願いして、早速9月から対応しておりますが、不足分を見込んでの増額ということでもあります。お願いします。

この職員につきましては、国際交流協会ですとか、各学校のほうとの対応も含めて、いろんな組織に相談をしながら、人的対応を求めてお願いしているものでありますので、その都度、人を見ながらということになっております。

以上であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑は。

4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 丸山です。

34ページが一番下の段、委託料、人材育成派遣事業委託料不用額ということで、全てが不用額になっておりますが、これ、当初何人というか、定員が何人のところ何人だったから中止になったかということ。それから、昨年も中止だったような記憶がありますが、今回、ことしの理由はどんなものが重立った理由なのか。それから、あと事務事業評価、先日配付された資料を見せていただくと、あれには、やめるような、拡充か、何かそういうような表現になっていたと思うんです。積極的に将来のことを考える人材を育てなければいけないということで進めておるようなんだけど、これには、議会の中にも異論はいろいろあるかと思っておりますけれども、村は今これについてどういうふうに考えているか、そこら辺のところを教えてくださいと思います。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 丸山議員の御質問でございます。

人材派遣の事業につきましては、おっしゃるように、去年は人員に達しませんで、全体、上伊那の中で15名ということでありましたけれども、達しませんで、実現できませんでした。今回、上伊那の中では22名、約22名だったと思います。本村からは、当初8名を計画しておりましたが、結果的には3名減の5名がニュージーランドのほうに行って研修を受けたということでございます。その分の費用の減額ということでもあります。実施はしておりますので。

評価の関係であります。今、指摘がありました教育委員会の事務事業評価、あるいは村の評価もありますけれども、拡大ということを御意見いただいております。この事業について、人材育成のために何がいいかということは、今、庁内の、いわゆる人材育成推進委員会という組織がございまして、ここで1年の検証をしながら、次年度の計画を立てて、検討しているところでもありますので、そんな方向で、来年実施するかどうかの確定ではありませんし、毎年、毎年、結果を見ながら検討してくという状況でございます。

以上であります。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 漏れたような気がするんですけど、8名から5名という、5名があったということ。その理由が、定員に達しない理由が何か、幾らかおわかりになれば。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 失礼いたしました。

当初予算は8名を予定していましたが、全体で、村であったのが6名でございます。1名は、急遽、病氣療欠ということで、非常に本人もせつながっていたようでありますけれども、1人は残念ながら行けなかったということで、5名ということになります。

よろしいですか。

議長（原 悟郎） 丸山議員。

4番（丸山 豊） 大勢、中学生がいる中で、全体的には少ないかなという印象をちょっと受けるものですから、そういう理由がどこかに、まだほかにあるのかなという、ちょっとそこら辺のところを聞いたかったわけなんですけれども、おわかりになるようだったら教えてください。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 中学2年生全体を対象に、希望はとっております。これはお金がかかることですので、全体が三十五、六万円ぐらいかかって、半分を村が補助して、この金額をお支払いしているということになりますけれども、なかなかそういった費用も伴いますので、全体の人数が8名、予算づけが8名が適正なのかどうなのか、それに対して6人が多いのか、少ないのか、なかなか評価の判断は難しいと思うんですけども、これ、予算の範囲内で、人づくり基金のお金の、いわゆる、積み立てのお金を運用してまいってきている事業でありますので、そういうことも含めて検討していく必要があると思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 人材育成事業、過去からいろんな御意見もいただいております。始めたころは、本当に応募者を絞るのに苦労したという状況、その当時は、い

わゆる、個人負担というのも少なかったという状況もあったかと思えます。現在、去年が中止で、ことしが5名ということの実態を見れば、教育委員会の事務事業評価では拡充というような御意見もあるようですけれども、村としては、そろそろ考えていったほうがいいのかなという考え方は持っておりますので、そのことだけお伝えをしておきたいなというふうに思えます。その分、今はキャリア教育の部分に力を入れてやっていかなければならないなという、そんな思いがしておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 35ページの1052人権教育事業の人権教育推進委員会を立ち上げたという説明をいただきましたが、今までこのような種の人権教育推進協議会とか、そんなようなのがあったような気がしたんですが、全く初めてのこういった趣旨の委員会なのかということと、年度の途中でこういうのができたというのは、このごろテレビ等で報道されている、福島からの避難者に対しての先生さえも差別的な用語を使っているという非常に痛ましい事件が起きている、そういうことに対しての、ある意味で緊急処置的なことなのか、全体的、全国的な流れということをやっているのか、この辺のところの、もう少し詳しく聞かせていただければと思います。

議長（原 悟郎） 藤澤教育次長。

教育次長（藤澤 隆） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

人権教育推進委員会の関係でございます。

これ、今までは、御承知のように、人権尊重のまちづくり条例の中で、村長の諮問に応じ答申いただく、そういった審議会が組織してございまして、そういった方たちに、年間計画等ですとか、そういった所要の議事をお願いしてきてございますけれども、その審議会を通じてやってきた事務事業の中身を、今言ったように諮問機関でありますので、そういった村長の諮問でなくお願いしていた経過がありましたので、これを別に推進委員会として組織立てをして、今までどおりの活動をしていただくということで、中身については大きく変わるものではありません。したがって、この審議会については、条例のとおり、必要な諮問を村長の諮問に応じて審議いただくことを主眼に置きまして、通常どおりのことを推進委員会として改めてやっていただくということで変更するものでありますので、内容について大きな変更があるということではございません。

以上であります。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑は。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

23ページの保育の臨時保育士ほかの手当のことなんですけれども、このところ、ふえ続けているわけでありまして、その都度、臨時保育士で対応してきているわけでありましてけれども、その数が半端じゃないということがわかりますけれども、正保育士をきちんと手当すべきではないかというふうに思うんですけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

それと、25ページですけれども、南原の焼却灰の処理についてであります。先日、委員会

で処理先を視察させていただきまして、適切にきちんと処理していただいているということで、とても安心して見てきたわけでありますけれども、最初に、南原の現場を見たときに、現状で、今回は今年度分がきちんとできるということでありますけれども、まだ埋まっている状況がそこに出てきて要るということの中で、調査をするという話をお聞きしましたので、来年度に向けての量がどのぐらい予測されるのか、また調査はどのようにするのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 保育士は臨時でお願いするのが多いわけです。正規45人、あとは臨職をお願いするところでもあります。ただ、その臨職も、日々代替雇用、あるいは長時間等々を含めてでございます。日常業務におきましても、臨時保育士にお願いせざるを得ないという状況であります。今の状況が続けば、ふやしていかざるを得ないというふうには思っておりますけれども、その適正規模をどうしていくのかということも十分勘案しながらというふうに思っております。ただ、現状では、2年ぐらい前に定数条例をお願いしましたけれども、現行では既にいっぱいありますので、また検討しながら、議会へもお願いせざるを得ないというふうには思っております。来年、もう少しと思いましたが、定数条例の中で目いっぱいになってしまいましたので、お願いをいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 南原焼却灰の関係につきましてですが、もともとの設計が、各10メートル区画割で、1カ所ずつボーリング調査が基本となっております。ただ、実際に掘っていきますと、そのピンポイントから10メートルの四角の中の数量でやっております。区画の外側に、区画を掘ったところの壁側の予定していないほうの隣にまだ顔を出しているところがあります。そんなところは、1メートルごとぐらいにボーリングをかけて、どのぐらいで出なくなるかを探りまして、新たに小さい升なりを掘っていくような形で実施しております。細かいボーリングを掘りながら、ちょっと外側に出てしまったところはそういったところで見当をつけて、掘っていくようなことで対応しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 三澤議員。

8番（三澤 澄子） そうしますと、今、目に見えるというか、そういうところから掘って、その部分を除けばということで、全部を掘っているわけではないもので、実際にはわからないんですけれども、そこから奥へ行って、これからまだふえる、どのぐらいふえるのかというところが、およそわかるかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） だんだん追って行って掘ってますので、それと、古い地形図がありますので、そこら辺で見当をつけてやっていますところです。現在の段階で、設計値と比べて同じところを掘った数量とすれば、約2割ぐらいちょっと設計値よりふえているような現状です。ただ、これが、ちょっと来年も同じようにふえていくかどうかは、やっぱりちょっと掘らないとはっきりはわかりませんが、いずれにしろ、掘った区画の外側に、壁のところに出てしまっている場合は、細かくボーリング調査をして、全部取り切るような形で工事を進めております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第11号「平成28年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第11号「平成28年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、一般被保険者の保険給付費の増による赤字補填のため、基金からの繰り入れを行うものが主なものであります。歳出は、保険給付費のうち、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増額と退職被保険者療養給付費の減額が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に5,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億9,557万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第11号について細部説明を申し上げます。

初めに、予算書6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入から説明をさせていただきます。

8款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、基金繰入金であります。基金5,371万4,623円のうち、5,000万円を取り崩し、基金繰入金として繰り入れるものでございます。一般被保険者療養給付費、高額療養給付費の伸びにより不足するため、繰り入れるものでございます。

おめくりいただきまして、7ページの最初でございます。

2款、保険給付費、1項1目、1504事業、一般被保険者療養給付費事業、19節、負担金、補助及び交付金に4,790万円を追加するものであります。一般被保険者療養給付費が不足するため、追加をお願いするものであります。

続きまして、同項2目、1505退職被保険者療養給付費事業については、保険者の減等により、療養給付費の減額が見込めるため、1,900万円を減額するものであります。

続きまして、2項1目、1509一般被保険者高額療養費事業、19節、負担金、補助金及び交付金でございます。2,110万円を追加するものでございます。これについては、一般被保険者高額療養費が不足するため、追加をお願いするものでございます。

以上のことから、既定の歳入歳出予算の総額に5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億9,557万5,000円とするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第11号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 6番、唐澤です。

この5,000万になった原因というか、特別な疾病なのか、ある大きな大手術なのか、内容についてお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） 5,000万円の増額の内容についてということですが、これについては、一般療養給付費については、前年度に比べまして、19名ほど人がふえたりしております。それから、高額療養費というか、済みません、高度医療の関係等で上がっているものと思われます。特段、去年あったような、1人で何千万とかそういうような事例ではございませんので、お願いいたします。高額療養費の増額分についても、同じような理由で、高度医療等によりまして上がったものと考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 疾病をもう少し詳しくお願いします。

議長（原 悟郎） 埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、疾病の内容でございますが、一応、1レセプト当たりの100万以上の主な疾病ということをお願いしたいと思いますけれども、上半期の状況でございますが、1位のがん、2位が整形外科、3位が心疾患、4位が脳疾患、その他ということで、これについては大分類ということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

次に、議案第12号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第12号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、歳入では、収入確定による繰入金の減額、歳出は、負担金の確定による広域連合への負担金の減額が主なものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から53万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,017万5,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第12号について細部説明を申し上げます。

予算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入であります。3款、繰越金、1項、一般会計繰入金、2目、保険基盤安定繰入金を53万7,000円減額するものであります。繰入金の確定によるものでございます。

おめぐりいただき、7ページは歳出となります。

2項、後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目、1804事業、後期高齢者医療広域連合納付金、19節、負担金、補助及び交付金であります。納付金額の確定によりまして、53万7,000円を減額するものであります。

以上のことから、歳入歳出予算の総額から53万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,017万5,000円とするものでございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第12号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号「平成28年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第13号「平成28年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、収益的収入では、消火栓の設置工事の増により、100万円を増額して、2億8,684万6,000円とし、収益的支出では、不足が見込まれる漏水等対策のための施設修繕費及び消火栓の設置増に伴う工事費並びに職員の給与改定などにより、401万9,000円を増額して、2億9,201万9,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第13号の細部説明を申し上げます。

まず、消火栓の移設要望が年度当初より1基ふえたことによりまして、その工事に伴う受託工事費増及び第6水源の30センチの導水管、材質はV P管ですが、これが布設から44年を経過しまして、2カ所で老朽化に伴う破損が生じ、その修繕に伴い、今後、修繕費に不足が見込まれること、それから、職員の給与改定などによりまして補正をお願いするものであります。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出の収入、第1款、水道事業収益の第1項、営業収益で100万円を増額して、第1款、水道事業収益の総額を2億8,684万6,000円に、同じく、支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用で401万9,000円を増額して、第1款の水道事業費用の総額を2億9,201万9,000円に補正するものであります。

詳細につきましては、実施計画明細書により御説明いたしますので、5ページをごらんください。

初めに、収益的収入の01款、水道事業収益、01項、営業収益、02目、受託工事収益では、新たに南殿区で消火栓を1基移設することによりまして、その工事に伴う受託工事収益を増額いたします。

6ページをごらんください。

収益的支出の01款、水道事業費用の01項、営業費用、01目、原水及び浄水費の8001事業の06節、修繕費では、先ほど説明したとおり、第6水源導水管の修繕工事で予想外の支出が生じたことにより、これから発生すると予測される修繕費に不足が見込まれることから、増額をするものであります。

03目、受託工事費の8003事業の01節、受託工事費は、新たに移設する消火栓1基の工事費の増額であります。

05目、総係費、8005事業の02節、給料から、31節、賞与引当金繰入額までは、給与改定に伴う変更と、あと04節、法定福利費で、臨時職員にかかわる保険料の事業者負担分を増額するものであります。

なお、職員の給与改定に伴う給与費明細書は、7ページ、8ページに記載がございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

2ページに戻りまして、第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員の給与費を予定額で50万円増額いたしまして、2,489万6,000円に改めるものであります。

以上、議案第13号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第13号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第14号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第14号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

本案は、給与改定に伴い、収益的支出で職員の給料等を12万3,000円増額し、下水道事業費用を6億5,197万4,000円に改めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第14号の細部説明を申し上げます。

今回の補正は、給与改定に伴い、予算の補正をお願いするものであります。

議案書の1ページで、第2条、収益的収入及び支出の収益的支出の第1項、営業費用で、12万3,000円を増額して、下水道事業費用の総額を6億5,197万4,000円といたします。

その内容につきましては、4ページの予算実施計画明細書により御説明いたします。

01款、下水道事業費用、01項、営業費用、04目、総係費の9407総係事業で、人件費にかかわる費用といたしまして、03節、職員手当から、31節、賞与引当金繰入額まで、それぞれの変更をお願いするものであります。

給与費の明細につきましては、5ページ、6ページに記載がございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

戻りまして、2ページの第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費を10万1,000円増額いたしまして、1,872万7,000円とするものであります。

以上、議案第14号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第14号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第15号「伊那中央行政組合規約の変更について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第15号「伊那中央行政組合規約の変更について」の提案理由を申し上げます。

本案は、伊那中央行政組合で行う病児・病後児保育事業について、病院事業の経費負担に係る規定を改正することに伴い、伊那中央行政組合規約を変更するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

有賀子育て支援課長。

子育て支援課長（有賀由起子） 議案第15号につきまして細部説明を申し上げます。

ただいま村長から説明がありましてとおり、病児・病後児保育事業につきましては、子ども・子育て関連事業の充実のため、伊那中央行政組合が主体となり、平成29年度事業開始を目指し、伊那中央病院の院内保育園付近に施設を整備する予定でございます。

本案は、病児・病後児保育施設の建設費の費用負担につきまして、組織市町村の負担割合を定めるため、規約の変更を行うものでございます。

初めに、新旧対照表から御説明させていただきます。

議案書2ページ、新旧対照表をごらんください。新旧対照表、左側の改正後の条項で説明させていただきます。

別表中、1、病院事業の経費の負担の中で、負担割合の表の中に、新たに、建設費（病児・病後児保育事業に係るものに限る）を加え、組織市町村の負担割合を、均等割2%ずつ、残りの94%を人口割とするものです。

議案書1ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法の規定により、規約の変更について、伊那中央行政組合の組織市町村議会の議決を経た協議書を長野県知事に許可申請を行い、その許

可の日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第15号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第16号「伊北環境行政組合の解散について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第16号「伊北環境行政組合の解散について」、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年4月1日から、ごみ処理広域化に伴う伊北環境行政組合の解散について、地方自治法の規定により、伊北環境行政組合長との協議を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第16号につきまして細部説明を申し上げます。

平成28年9月定例会において議決していただいた、伊北環境行政組合の解散に関連する上伊那広域連合規約及び伊北環境行政組合の規約の変更について、長野県から平成28年11月2日付で変更が許可されましたので、次の手続としまして、伊北環境行政組合の解散の届け出を長野県に行うため、今回、地方自治法第288条の規定により、平成29年3月31日限りで伊北環境行政組合を解散することについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第16号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第17号「伊北環境行政組合の解散に伴う財産処分について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第17号「伊北環境行政組合の解散に伴う財産処分について」、提案理由を申し上げます。

本案は、ごみ処理広域化に伴い、解散する伊北環境行政組合の財産処分について、地方自治法の規定により、伊北環境行政組合長との協議を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、

御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

埋橋住民環境課長。

住民環境課長（埋橋 嘉彦） それでは、議案第17号につきまして細部説明を申し上げます。

平成28年9月定例会において議決していただいた、伊北環境行政組合の解散に伴う財産処分について関連する上伊那広域連合規約及び伊北環境行政組合の規約の変更について、長野県から平成28年11月2日付で変更が許可されたので、次の手続として、伊北環境行政組合の解散に伴う財産処分についての届け出を県知事に行うため、今回、地方自治法第288条の規定により、伊北環境行政組合の解散に伴い、同組合の財産を全て上伊那広域連合に帰属させることについて協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第17号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

議案第18号「南箕輪村村道路線の認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第18号「南箕輪村村道路線の認定について」、提案理由を申し上げます。

本案は、大芝公園内を道の駅に登録申請するため、大芝公園内の中央園路の一部を村道に認定するものであります。

また、神子柴区において、農地の宅地転用により開発された8軒の宅地に面する道路につきまして、道路法第8条第2項に基づき、村道路線として認定するものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） それでは、議案第18号の細部説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

まず、村道認定をお願いする道路の路線番号についてですが、路線番号は2353号線と3170号線の2路線となります。

初めに、村道2353号線について御説明いたします。

場所を説明いたします。2ページの地図をごらんください。

今年度の事業で、県が、伊那インターアクセス線の岩月人形センター付近の交差点に信号機と横断歩道を設置します。その工事にあわせて、村では、交差点の南北に接続する村道2110号線と村道2148号線の一部で拡幅等の改良工事を進めております。村道2110号線の改良区間は、伊那インターアクセス線から村道2138号線の交差点までの区間となります。今回認定をしようとする村道2353号線は、その村道2110号線の未改良区間と、あと村道2138号線に

面して宅地造成をされた土地の中で、逆L字形で村道2110号線と村道2138号線を結ぶものがあります。

次のページの認定路線図をごらんください。

今回認定しようとする村道2353号線の起点は南箕輪村字菅沼8830番地1先からで、終点は南箕輪村字菅沼8830番地10先までの、延長が70.5メートル、幅員は5メートルから9メートルとなります。

道路の北側と東側に雨水排水用の側溝があり、8830番地10の前で側溝を流れてきた雨水を地下浸透させております。この造成地は、もとは3枚の田んぼであったため、西が高く、東が低い地形となっております。そのため、造成地は、西の宅地から東の宅地まで、それぞれ階段状に段差ができております。今の現状では、8830番地7の土地は、道路面からやや低くなっており、側溝で飲みきれない雨水が宅地内へ流入する心配がありますが、分譲を行う事業者は、新しく土地を買う所有者の意向に配慮しながら、地盤を上げる等の対策工事の実施を計画しており、道路から雨水が流入する恐れはありません。また、8830番地6の東の道路側ののり部につきましては、住宅建築の際に、宅地を取得する方の意向に沿って、擁壁等による土留めの工事を行うということでありまして、道路に土法が崩れてくるという恐れもありません。工事については未実施であります。分譲者により、適切な対応をする旨の確約書が提出されております。

なお、この道路は、アスファルト舗装の道路で、公共下水道の管渠が埋設されております。道路敷につきましては、村道認定にあわせて寄附をされます。

続きまして、3170号線について御説明いたします。

4ページをごらんください。

村道3170号線の起点と終点は、南箕輪村字大芝原2358番地5となりますが、大芝公園の入り口となる村道3134号線、通称大型農道から、村道113号線、ゴルフ場東の道路の突き当たりまでの中央園路の一部区間となります。広くなった大芝プールの駐車場入り口部までの区間といたします。

延長が525メートルで、幅員は7メートルから43メートルとなります。大型農道から入り、プール跡地を含む大駐車場での折り返しの2車線道路となります。

なお、プール出入り口部から西側で、村道113号線、ゴルフ場東の道路の突き当たりまでの区間につきましては、従来どおりの公園園路として残ります。

村道認定後に、一般車両の通り抜け道路とならないような対策を、また公園内の道路につきましては、車道と歩道の明確化を図り、公園利用者の交通安全対策を検討しております。

この道路を村道認定することによりまして、大芝公園を道の駅に登録申請する際の道路に面する施設という要件がクリアすることができます。

以上で、議案第18号の細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第18号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 2番、小坂です。

1点、お願いのような質問を差し上げるわけですけど、今説明のありました村道3170号線ですか、新しく大芝高原内に村道をとということで、それで、これ、一般住民というか、特

に村の行政、村のやっていることに関心の高い方が、ちょっと私の知る中で、間違った理解とか、誤解の声がありまして、そういったことで、今回、道の駅を村がこの大芝高原に進めていくに当たって、村民、私も素人の1人ですけれど、村民にしてみると、やっぱり道の駅と聞くと、その概念というものがあって、そこで、今回、大芝高原が公園自体を道の駅化させていくという、そういった考え方が、ちょっと一般に理解されにくい点もあろうかと思ひまして、それで、その点を今後、村側には特に気をつけてというか、村民がわかりやすく、これから進めていくことを周知していただきたいと思ひて、お尋ねします。

それで、村長には、ちょっと以前、話したこともあるんですけど、今、道の駅のための課長からの説明があった村道をここに延ばすということが、例えば、国道や県道といった、そういう大きな道沿いにでない、道の駅はできないというような思い込みとか、そういった発想から、この道が指定されると、例えば、大芝まつりで花火を上げられなくなってしまふとか、規制の問題で、それは、だから誤解だと思ひますけど、そういった、とにかくそういった声を持たれている方が実際おられて、私が知る限り訂正しておきましたけれど、今後、道の駅を進めるに当たって、そういった懸念も多々村民の中に出かぬないかなと思ひますので、そういった点、懸念含めて、今、御答弁いただける範囲で結構ですけれど、よろしくお願ひします。

議 長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） ただいまの御質問をいただいた中で、一番心配されているのは、従来行われていた大芝まつりとか、イルミネーションフェスティバルとか、そういったもののイベントを開催するに当たって、この道の駅の登録にあわせて村道認定することが大きな支障になるのかどうかという心配をされているようですが、まず、村道とそういった事業とは一切関係がございません。また、道の駅の登録と各種のイベントについても、特段支障となることはないというふうに理解をしていただいて結構です。むしろ、道の駅につきましては、国の施策として、地域が活性化する拠点となるもののパーツの一つ、パーツという言い方は変ですけども、そういった施策の一つという位置づけの中で事業を展開しているということですので、村のシンボルとなる大芝高原を、そういった位置づけでより有効に活用していくということは、村にとってメリットが大きいのではないかといいことで進めているところであります。

以上であります。

議 長（原 悟郎） 住民への周知をどうするかという質問なんだけれど。

建設水道課長（出羽澤平治） その周知につきましては、今後、いろんな場面で、村報なりを通じてしていきたいと思ひています。

以上です。

議 長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 今の村道3170号線ですが、村道になるということで、小さい質問で済みません。村道になるということは、この道が、いわゆるスピードを出すかどうかというその部分について、公安委員会の決めるところの速度規制の対象というか、そういう道になるということでもいいのか。なった場合には、今のところあそこは、今度、時速40キロとか、何かそういうふうなことが考えられるのかということをお聞きしたいと思ひます。

議 長（原 悟郎） 出羽澤建設水道課長。

建設水道課長（出羽澤平治） まず、村道であります。当然、速度規制の対象にし得る道路という位置づけであります。また、この公園内に村道を新たに認定するということが、交通安全の面、大変心配されるところがあります。それらの対策についてもいろいろと検討をしております。一つは、スピードをまず出させない方策であります。一番は、公安委員会の速度規制が有効かなと思っております。伊那警察署に速度規制について相談をいたしたところ、30キロでの規制が可能であるという答えをいただいておりますので、村道認定、今回認められれば、3月の公安委員会の、要するに、要望の取りまとめにあわせて申請をしていきたいというふうに考えております。

そのほか、道路になりますと、一般車両が通るということで、中央園路につきましては、駐車場までを村道とし、その西側については園路で残すとしておりますので、その道路が通り抜け道路とならないような対策も今後考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 1番、加藤です。

この大芝高原の村道認定ということが上がってきたのは、道の駅構想が上がってきた中で、道の駅構想の条件整備の中で村道にしなければということの中から村道認定をという話になっていると思います。しかしながら、私、思うんですけれど、これ、村道認定されて、今、説明にあるような状況になると、一般車両から何から全部入って大変なことになる。大芝の本来の、住民の健康だとか、福祉だとか、スポーツ関係、お年寄りのゲートボールから子供の遊園地、マレット、全てここは、野球場等を使用する最低限の皆さんが車で乗り入れているだけであって、一般車両が乗り入れたりする状況にはないと思うんです。ですので、これは、あくまで大芝高原の住民の健康福祉のための道路であって、今の道路においては、通行、歩道、全てのものに支障を来していないわけです。

それで、私もちょっと1個疑問に思うのは、道の駅構想で、これを村道に編入しなきゃ条件が整わないというようなお話を聞いているんですが、ここに、村道3134、大型農道が通っている中で、道の駅を進めるならば、この大きな道に沿ったところにすればいいことであって、ここにあって村道を認定していかなければならないということがないんじゃないかと思うんですけれど、その辺のちょっと説明をお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝公園道の駅構想、道の駅にすることによって、大芝をさらに活性化していこうという中で取り組んでおるところであります。大芝公園の全体を道の駅化というような、広くはそういう考え方をしておるわけでありまして、3134号線沿いに道の駅ということになれば、新たな建物から全てをしなければならぬという費用的な面もあるわけでありまして。そういったことを考えれば、プールの駐車場までを村道認定して、あの一体を、特に都市公園部分を含め、セラピーロードを含めて、活用を図っていけるんじゃないかというふうに思っております。

また、今、現状を見ても、大芝公園を利用する皆さん、味工房や大芝荘や、あるいは都市公園を利用する皆さん、全てこの道路を通っておるわけでありまして、交通量が極端にどうにもならないほどふえるという、そういう予想はしていないところであります。交通安全の部分につきましては十分配慮をしまいたいと考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 加藤ですが。

今の説明の中にもありますけれど、これ、ちょっと村道認定とずれるかもしれないけれども、道の駅構想で、今、大芝を活性化していくというような、今、説明もあったわけですが、道の駅構想、活性化ということはいいんだけど、今の既存の大芝荘をはじめ、味工房、それぞれのもがある中で、またそれをどういうふうに活用するかということがあれですけれど、アブハチ取らずの、二兎を追ってというような状況になるんじゃないかと。近隣においても、伊那で道の駅構想、箕輪で構想がある。この狭いところで、それだけのものを構想して、うちの道の駅が成り立っていくかと、その中で村道認定とちょっとずれますが、そんなことでちょっとお聞きしたいんですが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 道の駅にすることによりまして、全国的にかなりPRというのはできるというふうに思っております。いろんな部分で、道の駅ということで載ってまいりますので、そういった部分では利用の促進につながるんじゃないかというふうに考えております。

また、道の駅につきましては、かなりの数があるわけでありまして、その中でも、でき得ることであれば、重点道の駅を目指していければというふうに考えておるところであります。大芝高原自体は、それだけの魅力がある、そういう部分になるんじゃないかというふうに今考えておるところであります。すぐにそういうわけにはまいりませんが、いろんなことを積み重ねながら、そういった重点道の駅になっていけば、より理想かなというふうに思っております。

大芝荘や味工房、競合ということにはならないというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

9 番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9 番、大熊です。

今の関連でありますけれど、今、1 番議員の言われた、いわゆる経営が成り立つかということですが、これは国交省が進めている道の駅構想でありまして、仮に、道の駅ができますと、トイレは24時間使用できなければならないとか、いろいろ、そういう問題もあるわけです。防犯上の問題とか、さまざまなそういう問題が道の駅というのは、駐車場を広くとらなくてはいけないと、それから、トイレは24時間使えるようにしなければいけないとか、いろいろ、そういう規制があるわけで、十分その辺は研究した上でのお考えであろうと思っておりますが、もう道の駅をつくる前提で事が進んでいくというのは、果たしてどうなのかなと。やはり費用対効果、それから、周りに与える環境への負荷、そういったものを考えていかないと、取り返しがつかないというようなことにもなりかねないと。道の駅で集客できる、例えば、東名あたりでも海老名というのは、そこへ行くのが目的で観光客が来ると、こういうすばらしい道の駅というか、サービスエリアのそういうものが全国的には今話題を呼んでいます、果たして、大型農道のわずかな距離の間に、自治体ごとにそういうものをつくっていくとい

うことが、果たしてどうなのかなど。それよりも、大芝の持っているセラピーロードや、それから、現在の施設でデトックス構想という、デトックスというのは、大芝へ来ることによって、皆さん、来た人が健康になっていくと、こういう考え方もあるわけで、一つ、これは私の提案といたしますか、あれですが、デトックスという、そういったことを企画のほうでも研究をされてみたらどうかというふうに思うわけですが、その辺について、道の駅をもうつくるのが大前提というようなスタンスではなくて、さまざまな、そういうデータを集めて、庁内でしっかり検討して、また議会にも提示をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 道の駅構想につきましては、それぞれの自治体が行き組んでおるところであります。そういうものに登録することによって、ある程度の知名度が上がってくるという、このことはほかの道の駅を見てもわかるところでありますし、現状、大芝高原、かなり手直しをしなければ道の駅にならないということではありません。現状の施設で、村道を認定すれば道の駅に登録ができるということでもありますので、あとは、さほど費用とか、そういう部分では大きな持ち出しはないというふうに考えておるところであります。村道に面しておれば、今でもすぐ道の駅に登録ができるんじゃないかという、こんなことを国交省のほうからも言われておりますので、そんな点はぜひ御理解もお願いしたいというふうに思います。

また、デトックス構想というような話もありました。この辺は、また十分に研究、検討をしていく必要があるというふうに思っておりますので、地域づくり推進課で検討をいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第19号「財産の取得について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第19号「財産の取得について」、提案理由を申し上げます。

本案は、平成28年度当初予算におきまして、平成30年度までの債務負担行為としてお認めをいただき、購入を予定しておりました南箕輪村巡回バスの開札会を、去る平成28年11月9日に実施いたしました。契約予定価格が、地方自治法の規定に基づく南箕輪村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める額となりましたので、同法及び同条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） それでは、議案第19号の細部説明を申し上げます。

南箕輪村巡回バス、通称まっくんバスにつきましては、平成15年に運行を開始して以来、

平成23年10月にバス2台体制となって現在に至っております。2台のうち、平成15年から運行しております1台につきましては、経年劣化等により、近年、特に車体の修繕費がかさむ状況となっております。現在使用中のバスにかえて、小型でノンステップ型のバスを新たに購入するものであります。

なお、契約締結から納車には、排出ガス規制及び消費税前の駆け込み需要やインバウンド特需、オリンピック等の影響により、旅客運送業界においてバス需要が高まっており、約2年半を要するという状況であります。そのような状況により、巡回バスの購入につきましては、本年度当初予算におきまして、納入年度となる平成30年度までの3年間の債務負担行為をお認めいただきました。購入費用につきましては、納入年度となる平成30年度当初予算に改めて歳出予算計上し、支払う予定であります。

運行開始につきましては、平成31年4月を予定しております。

それでは、説明資料により御説明申し上げますので、議案書2ページをごらんください。南箕輪村巡回バスの購入事業でございます。

1の事業の内容でございますが、ノンステップ型小型バスの購入でございます。社名、型式は、日野ポンチョショートでございます。主な使用は、ワンマンバス、1ドア、ノンステップ型とし、定員は27名でございます。デザインにつきましては、現行と同様でございます。

2の契約方法でございますが、指名競争入札を行い、平成28年11月9日、午後2時から開札を行いました。落札金額につきましては、2,098万5,611円でございます。契約の相手方は、長野県伊那市美篤5812番地5、長野日野自動車株式会社伊那営業所長、宮下修でございます。

3の納期でございますが、村議会議決の日から平成31年3月31日までとしております。

以上、細部説明を終わります。

議長（原 悟郎） 議案第19号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 9番、大熊です。

3年間の債務負担行為を経て、納入をされると。全国的にバス需要が大きくて、納期が先へいってしまうという今の御説明でありました。それまでは、現在使われているバスについては、この3年間そのまま、いわゆる使用していくという考え方でいいのかどうか。

それと、これ、先の話になると思いますが、消防車のことでも申し上げましたが、下取りについては、現在使っている下取りについては、今まで、消防車もほとんどどうなったのかなという、どこへ消えちゃったのかなという、金銭的にもそういうものがありますが、今、全国的にそういったものが、いろいろ装備を外してオークションで、どこの自治体でもオークションに出しているというような、今、流れがあります。このバス等についても、オークション、もしくは、意外と、そういう日本で廃車したものが、外国に行って、まだ走るといふ、そういう時代でもありますので、その辺の下取り等についてはどういう状況になっているのか、その時点にならないとわからないと思いますが、わかる範囲で御説明をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） ただいまの大熊議員の御質問にお答えいたします。

現在使用しておりますバスについては、納車まで使用していくという考えでございます。

それから、下取りについてでございますけれども、やはり、まだ今、現段階では、何とも申し上げられる状態ではございませんので、またその点については、伊那バス株式会社等と検討をしてみたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

議案第20号「伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 議案第20号「伊那市との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」、提案理由を申し上げます。

本案は、定住自立圏構想推進要綱に基づき、伊那市との間で平成28年1月7日締結した伊那地域定住自立圏形成に関する協定を変更したいので、南箕輪村議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

田中地域づくり推進課長。

地域づくり推進課長（田中 俊彦） 議案第20号の細部説明を申し上げます。

ただいま村長の提案理由にありましたとおり、本案は、伊那市と本年1月7日締結しました伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更につきまして、議会の議決をお願いするものでありまして、本年8月19日に中心市である伊那市が策定しました伊那地域定住自立圏共生ビジョンに伴う変更であります。

それでは、協定書新旧対照表により御説明申し上げますので、議案書の3ページをごらんください。

協定書の第2条、第3条に係る別表1、生活機能強化に係る改正であります。生活機能の強化に関する政策分野中、産業振興のほかに、新たに福祉分野を追加し、取り組み項目としまして、子育て環境の充実、取り組み内容としまして、子育て拠点施設の相互利用及び協力体制の構築に向けた取り組みの推進、これらの取り組みに係る甲の伊那市と乙である南箕輪村との役割を追加するものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕 お疲れさまでした。

散会 午後 2 時 4 3 分

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 (水曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 1 番から)

3 番 山 崎 文 直

5 番 百 瀬 輝 和

4 番 丸 山 豊

9 番 大 熊 恵 二

7 番 都 志 今朝一

8 番 三 澤 澄 子

○出席議員（10名）

1番 加藤泰久
2番 小坂泰夫
3番 山崎文直
4番 丸山豊
5番 百瀬輝和

6番 唐澤由江
7番 都志今朝一
8番 三澤澄子
9番 大熊恵二
10番 原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長 唐木一直
副村長 原茂樹
教育長 清水閣成
総務課長 堀正弘
地域づくり推進課長 田中俊彦
会計管理者 小澤久人
財務課長 平嶋寛秋
住民環境課長 埋橋嘉彦

健康福祉課長 藤田貞文
子育て支援課長 有賀由起子
産業課長 唐澤孝男
建設水道課長 出羽澤平治
教育次長 藤澤隆
代表監査委員 原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長 唐澤英樹
議会事務局次長 松澤さゆり

会議のてんまつ

平成28年12月14日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日から一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一問一答方式により行います。質問時間は、答弁も含め1人50分といたします。時刻掲示板を確認しながら、時間内で質問、答弁を終わらせるようお願いいたします。件名ごとに、それぞれの確な質問、答弁をお願いいたします。また、発言は、挙手をし、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、質問順に発言を許可いたします。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 改めて、おはようございます。3番、山崎です。

ことし最後の一般質問、1番バッターということで、張り切って質問をしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

まず、1年が過ぎようとしています。ことしも、非常に災害の多い年だったなというのを今実感しているところであります。熊本の地震から北海道の、北海道には梅雨はないということをご昔から教わっていたわけですがけれども、ことしは梅雨どころか、台風で大被害。その結果が、今、年末になると、農作物の野菜の高騰、魚介類の高騰、こういうのに来ている、非常にいろいろな災害が関連づいてるなということでもあります。被害を受けられた方には、改めてお見舞い申し上げるとともに、早い段階での復興を願うところであります。

きょうは、新聞を見てましたら、南極の日だそうです。言葉をかえてみますと、この難局をみんなで乗り越えていく必要があるかなというふうに思います。

三つの質問を行いたいと思います。

1番目ですけれども、大芝高原の道の駅での具体的な活性化の計画について質問をいたします。

大芝高原の道の駅、先日の全員協議会でも、さらにその前の協議会でも、徐々にいろんな計画が明らかになってきているところであります。

道の駅については、私が2年前のちょうどこの12月の一般質問で、私はそのときには、広域農道沿いの東側にかつてあった農業公園構想、こういうものを再度復活というか、そういう考えをして、大芝高原全体の活性化を図っていく必要があるんじゃないかというような質問をいたしました。そのときに、村長の答弁で、大芝高原を道の駅ということで登録をしていきたいということで、それ以後、順次取り組みがされてきていることだというふうに考えています。私は、そのときには、一つの質問の趣旨の中では、いろんな農産物の加工場を、そういうものを、地域の人たちが力を合わせて、加工し、販売をしていくというようなところにも含んで質問したわけでありまして、そういうグループに対しては支援をしていきたいという答弁がありました。その後、道の駅が検討されてきているところであります。

今回の道の駅は、大芝高原の中の、かつて50メートルのプールがあったところに大きな駐車場ができ、そのかわいを道の駅ということで登録をしていきたいというふうに答弁がされて、計画がされてます。ただ、今回の道の駅の構想、一つには、いろんな施設が既に整ってきている大芝高原を取り上げて、道の駅を進めていくという、その考えについては、ある程度、手っ取り早い案だなというような評価もできるかというふうに思いますけれども、逆に考えると、少し安易な考えもあるのではないかなど。将来に向かって道の駅をどう発展させて、しかるに、大芝高原全体も、村全体も発展をさせていくという部分がちょっと不明確なまま、制度を活用するという部分について、少し先行しているのではないかなというふうに考えているところであります。

そんなところで今回の質問をするわけですが、この道の駅の活性化、道の駅を登録していくということ自体は、いわゆる地域の活性化が大きな目的の一つであります。その活性化に対する具体策というのが、大芝高原全体の施設が老朽化してきて、いわゆる長寿命化計画という部分についてこの制度を活用していきたいという内容でもありますけれども、道の駅も、全国的には1,000カ所も超える大きな数がきてます。その道の駅、それぞれのところで特徴を出して、お客さんに来ていただくということで非常に苦労しているところであります。近くでは、ことしになって、飯島の田切の里というところがオープンしました。ここは、いわゆる会社組織のような形で、出資を受け付けて運営していると。かつてオープンしました花の里いじまについても、お菓子に関する工場とタイアップをしながら進めているというところがあります。もう一個あるわけなんですけれど、そこは一番最初に始まったんですけれども、特徴的なところという、あんまり思い浮かばないところがあります。そうすると、やっぱり道の駅の中のいわゆる競争という部分でいくと、順に忘れられていく部分があるのかなというふうに思います。さらに、箕輪でも道の駅構想が発表されております。そういう点では、広域農道沿いも、今後さらに道の駅という部分だけについても、いろんな取り組みが起きてくるところであります。

そういう点で、大芝高原をどのように活性化するという意味での道の駅を考えているのかという部分について、(1)の1番目の質問ということで、村長のお考えを聞かせていただきたいと思えます。

議長(原 悟郎) 答弁を求めます。

唐木村長。

村長(唐木 一直) 3番、山崎文直議員の御質問にお答えいたします。

大芝高原道の駅の具体的な活性化策等々についての質問であります。

以前にも、山崎議員から道の駅構想、御質問いただいたところであります。その当時は、農道の東側というようなお話もいただきました。農道の東側は、農振地域でありまして、まさに西部開発事業を今行っておりますので、これは農振の除外というのが不可能であります。そんなお話もさせていただいたところでありますし、そのすぐ側にあります企業も、会社の増設をしたいということでもありますけれども、これは不可能であったと、こういう状況もありますので難しいということでございます。

今、お話の中で、どう特徴を出していくか、どう活性化をしていくのかというお話であります。ほかの道の駅の部分も出されました。特に、飯島町、二つの道の駅、活発に行っておるところであります。これは農業を中心というようなことになっておりますし、販売の部分

も含めてということでもあります。これらの形態を見ますと、農業者が中心となって会社組織をつくっておるといふ、本当にすばらしい状況もあるわけでもあります。本村も、できればそういうふうにしていくことが理想かなというふうに思いますけれども、なかなかそれは、南箕輪村の状況、農業者の状況からいくと、難しいという面もあるわけでもあります。行政が主体的に音頭をとってというよりも、農業者が何とかしなければならないという、そういう機運の違いということは感じるところでございますので、なかなか難しいという面は御理解もいただきたいというふうに思います。

道の駅構想、先般の議会全員協議会でも御説明を申し上げたところでございます。安易なというお話もありましたけれども、私はそう考えていないところであります。現況で道の駅登録ができるという見通しが立ってまいりましたので、まずは道の駅という部分で登録をしてまいりたいという考え方には変わりはないわけでもあります。そのときもお話をいたしましたけれども、ナビ登録をすることによって発信力が増す、このメリットもあるわけでもあります。そういったことを考えれば、道の駅構想の中で、道の駅に登録をして、徐々に充実をしていくことがいいのではないかとこの考え方に立っておるわけでございます。

大芝高原自体を考えてみますと、本当に特徴のある公園であります。この特徴をどう生かしていくかというのがこの道の駅の部分にも大きくかかわってくるわけでもあります。御承知のとおり、上伊那の防災の拠点ともなっておりますし、健康と癒やしの森、森林セラピーロードもあります。そういったことを前面に打ち出しながらやっていけばいいのではないかなというふうに思っておるところであります。

農業分野におきましては、今、さまざまな取り組みを進めておる最中でありまして、これは、地域おこし協力隊の活躍に負うところが大きいところであります。11月から始めたガレット販売、本当に好調であります。また、農産物の販路拡大が進む等の成果も出始めてきておるところであります。ただ、施設的にちょっと難がありますので、なかなかそれ以上に進んでいかないというのが実態でありますけれども、農業者との接点を見出しながら、農産物加工施設へ出していただけるという、こういう積極的な働きによって、意欲のある農業者というのあらわれてきておるといふのも、これもそんな成果の一つではないかなというふうに思っております。

したがって、こうした取り組みも継続させながら、地域に根づいた活動へ誘導していくことがいいんじゃないかというふうに考えております。そういった中で、農業者の皆さんをはじめとする多くの皆さんの積極的な参加をいただければと思っておるところであります。

今、国が進める道の駅は、地方創生を具現化するために極めて有効な手段として位置づけられておるところであります。地方創生と道の駅という関連でも国も考えておるところでございます。したがって、道の駅に登録されれば、効果があるのではないかとこのように考えておるところであります。

ただ、登録するだけで効果があるかという、それはなかなかそんなにはまいりません。そこに至るいろんな取り組みもしていかなければならないというふうに思っております。その部分は、やはり農産物も含めて販売をしていくという、そういうことにも力を入れていかなければならないところでありますし、先ほど申し上げましたように、健康の分野、これも前面に押し出していきたいなというふうに考えておるところでございます。そうしたことによって、すぐにはいかないと思っておりますけれども、特徴のある道の駅、こういったものがで

きていくんではないかなというふうに考えておるところであります。

大芝高原の道の駅化は、その一部の範囲でありますけれども、大芝公園全体を捉えていく必要があるというふうに考えております。そんなことは御理解をいただきたいなというふうに思いますし、交流人口をふやしていく、このことも地方創生の中で、各市町村、かなりの力を入れながら取り組んでおるところでございます。それらを視野に入れながら、道の駅構想を前に進めてまいりたいなというふうに思っております。行く行くは、特徴のある重点道の駅になっていけば1番理想であります。そういったことをしながら、このすばらしい大芝高原を、活性化も含めて、後世に残していく。自然を守りながら後世に残していく。こういった二つのことをやっていかなければなりませんので、そんな点も御理解をいただきながらお願いをしたいというふうに思います。

まずは、登録をしながら前進に進めさせていただきたいというのが村の今の考え方でございます。何もしなければ、それで終わってしまうわけでありますので、少しでもいい方向へ進むように、村も努力してまいりますし、農業者含めて、関係者の皆さんの奮起、このことも促していかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 道の駅構想そのものには、私も賛成をしているところであります。そういう面で、今、健康の面を前面に出していくということは、これは癒やしの森のセラピーロードも含めて、ぜひこれからも中心の活動として進めていただきたいなというふうに思います。

今の答弁の中に出ました農業分野というところで、大芝高原でも、夏場、春先から秋口までかけて、月1回、味工房のところで軽トラック市、これも、その面については根づいてきたかなというふうに思いますが。

私たちは、議会の総務経済委員会で、ことしの10月末に、栃木県のあわのという花農場、あわのという、女性の奥さん方、もとはJA関係の生活改善グループの15人ぐらいの仲間のうちのやる気のある、いわゆる有志の7人の奥さん方が立ち上がって、花農場のレストラン、ハーブを使ったレストラン等を進めてきたところです。その話の中では、4,000万の建物、レストランの建物を建てて、20年計画で返すところを、みんなで頑張って15年でお金を返し終えたということで、さらに一部の娘さんも就職をして、次の世代に向かって進めているという話がありました。

こういう点が、やっぱり有志のある人たちをいかに掘り起こして、育てていくかということでは、この村の、今、村長もお話がありました、南箕輪村の場合はなかなか難しいと、自分たちでずっとやっていくという部分については、村の場合は難しいという意味だと思います。でも、ほかのところでは成功している事例があるわけでありますので、そういったところをいかに支援をしていくかと。

今やっている軽トラック市にしても、道の駅になれば、これは月に一遍だと、余りにも回数が少ないので、これはもっとふやしていくという必要もあろうかというふうに思いますが、そういう点に対して、どうも、村の行政が手厚く支援をしているというふうに思えるわけです。味工房にしても、機械が傷めば、村の予算で買ってやるという部分も続いてきています。

そういう点で、どこかでひとり立ちをしていくようなところも含めて、これからしていかないと、長続きしないのではないかなというふうに思います。その辺のところについての今後の展望があるかどうか、もう少し聞かせていただければと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 理想から申し上げますと、意欲のある人がいて、行政がそれを支援していく、こういう形がとれば一番いいわけでありませうけれども、そのところになかなかたどり着けないという、こういうのが今の実態であります。

味工房を立ち上げるときも、できれば皆さんでという話を申し上げましたけれども、行政ができるだけ支援しますんでという話を申し上げましたけれども、それはなかなかそういうふうに至らなかったということでもあります。また、そういう意欲のある皆さんがいたら、山崎議員も紹介をしていただければというふうに思います。

また、軽トラ市、定着をしているというお話もありましたけれども、これ、出してもらうのに苦労しています。積極的に出ていただける方もおりますし、頼み込んで、台数が少ないんでという、こういう中で、行政が主体的にかかわりながら出ているのが実態であります。それが今の南箕輪の実態であるということをまずは御認識をいただきながら、そこからどう進めるかということも考えていかなければならないというふうに思います。

私自身考えてみますと、農業もそうでありますし、商業関係もそうでありますし、例えば、去年あたり、地方創生で、ご当地メニューだとかいろんなことを取り組みました。商工会として、この辺は行政が支援をしながら主体的に取り組んでいくという、私はそういうことが必要ではないかなというふうには考えておるところであります。全てそういうものを行政が担って、行政がやっていく、この時代ではないというふうに私自身は思っております。それをしかけていくのは行政の仕事であります。しかけたら、それを同業者や商工業者が積極的にやっていくという部分があってもいいのではないかなというふうに思っております。そんなことは、そういう仕掛けというのはやはり行政の仕事でありますのでやっていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 行政が支援も大事ですけど、それも全てではないということで、ぜひわき上がってくるような行動をみんなで考えて、支援をしてくという形で進めていきたいというふうに思います。

2番目の質問ですけども、道の駅ができるということでもあります。計画では、現在のプールの管理棟のところを改修してという計画で、多分そこが情報発信のコーナーというか、それを兼ねるのかなというふうな考えでいますけれども、この辺のところをちょっと確認したいということと、同時に、私、前にも、大芝高原の全体の中で売り出していくには、係員が常駐するようなビジターセンター、情報発信の場所が必要だというふうに思うんですけども、このところに、プールの管理棟のところの改修で、このビジターセンターというのが機能が果たせるのかどうか。やっぱり、高原の入り口近くに持っていくというのも一つの方法ではないかなというふうに思うんですが、このビジターセンターの考えというのはどう考えているのかなというふうにお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 係員が常駐するビジターセンターの考え方があります。

結論から申し上げますと、ビジターセンター、設置をしていく考え方はございません。その点はそんな御理解もいただければなというふうに思います。

本来のビジターセンターというのは、国立公園や国定公園における自然との触れ合い活動を推進した施設で、公園の情報発信の場であり、環境学習等も行える施設であります。大芝高原もそういったことの部分では、置ければ、それはいいわけでありますけれども、今の村の体力からいって、それはなかなか難しいというふうに思っております。

プールの管理棟をとという考え方があります。プールの管理棟、かなり老朽化しておりますので、これはいずれ改修をしていかなければならないというふうに考えております。これは、補助事業のつきぐあいによって、年度の部分が変わってきますけれども、それはそれでやっていかなければならない。それをするとき、その機能も兼ねられたらいいなというふうに考えておるところであります。

したがって、常駐をするような体制ということとはちょっと難しいというふうに思いますので、その辺はそんな考え方でおるわけでありまして。常駐をするということになりますと、かなりの運営費がかかってまいります。費用対効果という部分も考えていかなければならないというふうに思っておりますので、そういったものが兼ねていくということも必要かなというふうに思っております。あらゆるものを兼ねながらやっていくことが、これから必要ではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） 全員協議会のときも発言したんですけれども、私も幾つかの道の駅を訪れたことがあります。例えば、木曽のところだとか、飛騨のところだとか、そういうところに必ず情報発信の案内所というのがあります。意外と、その案内所のつくりが立派な建物です。例えば、県産材を使って、木造でとか、格好いい建物だなと思って入ってみると、誰もいなくて、がらんとしている。壁の周りに、その地域の観光パンフレットがただ置いてあるだけというようなところで、あと、椅子が少しあって、休憩ができる程度です。何か、いろんなところで、お店やなんかのほうは非常に混んでます。バスが着くと、皆さん一斉におりて、トイレに行って、店のほうへ向いてくるんですが、なぜかその案内所のほうへは足が向かないと。見るたびに、これはもったいないよねと、何かに使えないかなというふうにいつも思ってくるんですけれども。ぜひ、そういう部分で、案内所をつくる必要があるというのはわかります。場所だとか、施設の内容、何かを兼ねてやるとかいう部分についても、さらに前向きな検討をして、進めていっていただきたいということで。この辺については、そういう提言にとどめておきたいというふうに思います。

(3) ですけども、従来、今、大芝公園は都市計画公園ということで登録されております。その公園があるために、従来も、いろんな建物を建てる部分で非常に規制がかかっていると。例えば、今ある建物をもうちょっと大きい建物にしようという、面積要件にひっかかるか、新しい建物を建てる、それ以上のものはできないというような難しさが出てきます。ただ、これからはどうしても、屋内運動場を建て直してほしいというような意見もいろいろありました。そういう点では、都市計画公園とこれからの道の駅、こういうこともどう関連づけていくか、すみ分けをするところはすみ分けていくというのか、その辺のところ

の考えをもう少し聞かせていただきたいというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 前段のビジターセンターを建てるときはというようなお話がありましたけれども、申しあげましたように、単独で建てるつもりはございませんので、その辺はそんな御理解もお願いしたいというふうに思います。

規制との関係であります。

確かに、大芝公園、一部都市公園となっております。したがって、建物規制というのが当然出てまいります。規制が出てくるというのは、公園全体の建築面積が決められておりますので、その範囲内で建物を建てていかなければならないという規制であります。したがって、改築や壊して同じぐらいの規模を建てるといふ部分では問題はありませんし、まだ若干の余裕がありますので、その辺はそう心配もしていないところでございます。

都市公園のメリット、昔は都市公園だと補助事業がありました。都市公園自体の補助事業がありましたけれど、今はございません。一番のメリットは、やはり、これも前々から申し上げておりますように、交付税の措置というのが大きいわけでありまして。都市公園というのは、数千万単位で交付税措置がなされておるといふことでありますので、これは都市公園としての指定、本当にありがたいというふうに思っております。

これも、お話を申し上げたところでありますけれども、用途地域が指定、都市公園指定の当初から、あの地域が第一種住居専用地域と重なっておるといふ、ここが一番私は問題だといふふうに思っております。今回、これは外していきたいというふうに考えておるところであります。したがって、いろいろなものをつくるときには、公聴会を開いて、かなり手間をかけて建てていかなければならないという状況が生まれてきておりますので、この辺は外すということをお願いいたします。

都市公園であるがゆえに、規制というのは確かにあります。ありますけれども、現状ではもう少し余裕があるということ御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 制度が変わってくると、お金のことにもいろいろ影響してくるといふことで、その時代に合った制度を取り入れていくという意味では、都市公園と道の駅、比較といふか、有利なほうを検討していくとか、そういうことも今後一層の研究をお願いしたいといふことで、この1番目の質問を終えたいと思います。

2番目の質問でありますけれども、除雪用機械の修理費用の補助についてということになります。

先日の日曜日にも、ことしのまっくん除雪隊の説明会がありました。いよいよ冬を迎える準備かなということになります。120名余のボランティアの皆さんが登録されているといふことで、この制度も数年のうちに随分充実したのかなというふうに思います。

当初から、新しく除雪の機械を買うという部分については補助制度がありまして、かなりの多くの方がそれを利用しているように思います。その後について、私も、昨年質問の中で、いわゆる、今度は買った機械が傷んでしまった場合、この部分についても補助できないかといふことで、最高20万といふことの補助制度を村として設けていただいておりますので、これも大変すばらしい前進かなというふうに思います。

そこで、機械にもいろんな機械があります。小さな機械から大きな機械まであります。先日、村民の、いわゆる登録している方です。その方は、やっぱりトラクターの後ろに除雪板をつけて、ボランティアで除雪をしている方なんですけれども、その除雪板の下に、道路と接するところについては、常に重みがかかって、鉄のものでも順に減っていくということで、その方も、ベルトコンベヤーのゴムを改良して、穴を開け直したりとか、長さを合わせてつくったりとかいうことで、工夫をしながらトラクターにつけてやっているという部分で、それぞれの皆さんが非常に苦労をしながら、さらに工夫も重ねて、除雪のほうにボランティアで参加していると、こういうことが実態であるかと思えます。

その方は、そういったものに対して、村で支給してくれればいいかなというふうな意見があったわけなんですけれども、機械については大きさも違うし、種類も違いますし、タイプも違う、そういう部分でいくと、一律に支給というのはどうかなと私も考えたところでもあります。

そういう点で、部品の修理ということではなくて、ある程度減ってきたら、更新の時期に来ると、そういう部分にすると、そういったものを新しく買って、取りつけるという部分があります。その辺のところについての考え方というのが村で統一できているのかどうか。物を支給してくれというのと、そういう部分の予算的には措置がないというような話も伺いました。しかしながら、数年たってくると、部品ごとがすり減って、どうしても更新をしていかなければならないだろうということで、その部分については、修理と同様に、20万の修理費、補助の制度の中でも拡大に解釈して、適用できるような、そういう方針を出していただければ、ボランティアに参加する人たちも非常に力強く感じて、さらに村のために、地域のために頑張っていきたいというふうになると思いますので、この辺のところのルールづくりをもう少しされるのどうかという部分と、ぜひその部分についての補助適用拡大についても考えてもらいたいなということでもありますので、答弁をお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 除雪関係の御質問であります。

先般も、まっくん除雪隊の会議をしました。全体の人数としては120人を超える皆さんに登録をいただいたところでもあります。ここ数年の取り組みで、本当に大勢の皆さんに御理解をいただきながら、大勢の皆さんに参加して、冬の除雪を担っていただいているということ、本当にありがたいなというふうにご考えておるところでございます。これからの除雪は、業者の除雪と、このまっくん除雪隊の除雪を併用することによって、より快適な生活環境を維持していかなければならないというふうにご考えておるところであります。

機械の部分につきましては、補助金交付要綱によりまして今対応しておるところであります。山崎議員の話がありました消耗部品の取りかえ、これはもう現在の要綱の中で定められておりますので、20万を限度として修繕の部分として対応しておりますので、そんなことは、これからもまっくん除雪隊の皆さんに周知を図っていきなさいというふうに思っております。既に実施をしております。そういうことでお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3 番（山崎 文直） ボランティアの皆さんも、いろいろ工夫しながら、いろいろな話を聞いていますと、おれはこういうふうにして改造してみたとか、そういうことで工夫をされている、それなりにみんな頑張っているんだなというふうに思いますので、ぜひこれから

も、解釈の拡大を広げながら、できるだけ要望に沿った形で進めていただきたいなというふうに思いますので、お願いをしたいというふうに思います。

3番目の質問であります。介護職員の待遇改善ということでもあります。

この村にも、幾つかの介護の事業所があります。民間でやっている宅幼老所もありますし、認知症のグループホーム、それから大きな目的を幾つか持っている事業所、いろいろふえてまいりましたが、今年度のこれからの介護保険の中で、利用者の負担がふえていくということが検討されているということです。中には、今後、利用者負担を2割から3割まで引き上げるというような検討もされているということでもあります。非常に、これから先の高齢者介護についての先行きが非常に心配になってきておるところです。

それぞれ利用する人はともかくとして、前々からそこで、介護事業所で働く人たちの給与などの待遇、これも非常に問題になっているのかなど。私も、以前に、知人が若いときから事業所に勤めていて、同じ事業所の人と知り合って、結婚をしたんですが、その後、奥さんのほうはやっぱり退職されたということで、やっぱり介護の事業所だけだと、独身のうちなどはいいんですけれども、結婚したり、家を建てたいとか、子供を育てていくとか言う部分になると、給与面でも、非常に安い給与の実態がありまして、そこだけでは暮らしていけないと、こういうことがあってやめたという経過もあります。

さらにそういうことが進むと、事業所だとか、そういう要望は非常に高まってきますけれども、その事業所自体の運営自体が心配になってくるということで、県でも、介護の部分の給与体系のプランとか、そういうようなのを示してきているというのも聞いておりますけれども、村の中にも、例えば、老人ホームは上伊那の福祉協会、幾つかのところでは地域密着型の国の補助金を受けて、村も仲介をしながら、補助金をもらってやっているという事業所がございます。そういう意味では、行政としても、その事業所の給与待遇については、ある程度、指導だとか、調査だとか、そういうのをしながら、待遇の改善に努めていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

細かい部分について私も調査不足ですので、それ以上のことは申し上げられませんが、そういった状態での、現在の村の介護事業所に対する取り組みの状況、給与改善だとか、そういう取り組みの状況というのはどういうふうになっているのかというのをお聞きしたいなというふうに思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 介護関係の御質問であります。

2025年問題と言われてるように、団塊の世代が後期高齢者になると、本当に超高齢化社会になってくるところであります。その中で一番は、やはり介護を必要とする高齢者、それに対応する介護職員の人材不足、これが一番の問題となってきておるところであります。

現在の介護職員の平均給与というのは、全産業の平均より10万円ほど安いという調査結果も出ているところであります。したがって、かなり低賃金で働いておるのが実態ではないかというふうに思っております。御承知のとおり、介護報酬の改定というのは、3年に1度、国がやっておるところでございます。平成30年度に行われる改定では、処遇改善加算というのが手厚くなる方向で検討されているというような情報も入っておるところであります。これは、日本一億総活躍プランに基づいてのことになっております。ただ、これ、なってみないとわからない問題でございます。

県でも、初任者研修の費用を全額負担したり、それに出ていく人件費の半額を負担したりというような施策もやっております。村でも、研修会等を開催しながら、レベルアップを図っておりますし、事業所連絡協議会というのを立ち上げてありますので、現状把握、あるいは問題点等々を確認していく、このことは必要だろうというふうに思っておりますので、そういったことはやっていきたいというふうに思っております。

村といたしましては、支援可能な制度があれば、そういったことをおつなぎしながら、事務的にお手伝いをしておるのが実態でございます。直接的な支援というのは難しいというふうに思っておりますので、そんな点は、今の取り組みはそういう状況でございます。これからも、連絡協議会、事業所との連絡協議会を開催しながら、問題点の把握に努めてながら、改善できるところは、村がお手伝いできるところはしていく必要はあろうかというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 県で示しているプランもありますけれど、ようやく正規職員に対する給与改善の取り組みということでいっているところです。実際には、介護の職場にも、パートとか、臨時的な職員の方も非常に多い。その人たちは、たださえ安いところから、まだ安いという部分になってきますので、この辺はぜひ、行政側として、中央のほうに声を上げていただくと同時に、連絡体制をとりながら進めていっていただきたいということ、今後、一層の取り組みを期待するということをお願いしてきたいと思います。

これをもって、私の一般質問を終えたいと思います。

議長（原 悟郎） これで、3番、山崎文直議員の質問は終わります。

55分まで小休憩をいたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時54分

議長（原 悟郎） 会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番、百瀬輝和議員。

5番（百瀬 輝和） 議席番号5番、百瀬輝和です。

ことしも、日本各地で災害の起こった年でした。亡くなられた方々へ哀悼の意をあらわすとともに、被災された方々の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

南箕輪村は、おかげさまで大きな災害もなく、人口がふえ、発展しております。暮らしやすい村に一步進めるため、私たち議員もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

最初に、命を守る取り組みについて伺います。

平成28年4月に、国の自殺対策が内閣府から厚生労働省に移管され、自殺対策基本法が改正されました。この基本法が施行されたのは平成18年で、その翌年には自殺対策総合大綱がつけられました。その背景には、平成10年以降、自殺者が急増し、年間全国で3万人、長野県では500人を超える事態が続いていたことにあります。

平成24年、基本法に先駆けて大綱が見直され、社会的な問題に対する取り組みとして自殺対策を行っていくことが強調されるようになりました。

今回改正された基本法では、第1条で、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を

目指すこと、第2条で、自殺対策は生きることの包括的支援であることが明記されました。また、都道府県と市町村は、それぞれ、自殺対策計画を定めることとされました。地域の実情に合わせて、政策方針を立て、その検証をしながら、自殺対策を行っていくことが法律によってしっかりと枠づけられたわけです。

村の自殺対策計画の状況等、取り組みについて伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 5番、百瀬輝和議員の御質問にお答えをいたします。

自殺対策ということで、何点かの質問をいただいております。

その初めに、改正自殺対策基本法の取り組みという御質問であります。

御指摘のとおり、自殺者、平成10年から本当にふえております。3万人を超えておるといふ状況となっております。平成24年からは、3万人を割り込んできておるといふ状況でありますけれども、まだまだ多い状況であります。

本村の場合はどうかということでもありますけれども、平成21年から27年の自殺率、人口10万人に対比の数値が出ております。全国的には22.59、長野県が21.93よりもやや高い状況となっております。全国的といいますか、南箕輪の場合には22.59人ということでもありますので、長野県の平均より高いということでもあります。したがって、引き続き取り組みが必要な課題というふうになっております。

今回改正された基本法の1条、2条は、今、百瀬議員がお話しされたとおりでありますし、今回の改正で、市町村も自殺対策計画を定めることとなったところでございます。この対策計画の策定であります。来年度に計画策定ガイドラインが国から示される予定となっております。そのガイドラインや県の計画策定状況を見ながら進めていかなければならないというふうに考えております。

自殺というのは、この背景が本当にいろんな背景があるわけでありまして。心の健康、その部分も大きく占めておるところでありますけれども、そのほかに、多重債務だとか、失業や過労だとか、いじめだとか、人間関係、あるいは子育て、介護の悩み、孤独、さまざまな問題があります。これらの問題に対応していくためには、いろんな機関が連携しながら対応をとっていく、このことが必要であろうというふうに考えておるところであります。そういったことを考えながら、自殺対策計画を策定してまいりたいと思っております。それによって、いろんな対策をとっていく必要があるかというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 改定に当たっては、国、県でも、命を支える地域自殺対策、トップセミナーとして開催されております。NPO法人自殺対策支援センターライフリンク代表の清水康之さんが講師で、全国的に今回っております。ぜひとも、そういうところも活用していただきたいと思います。

その清水さんの講演を、たまたま先月、私、松本で聞くことができまして、大変ためになる内容でした。

日本の自殺者数、2015年は3万人を切って、2万4,025人です。平均でも1日66人なんです。交通事故の6倍。現状は五つのパターン、先ほど村長が言いましたけれども、いろいろ

なパターンがあります。失業者の場合は、失業、生活苦、多重債務、うつ状態、自殺。労働者については、配置転換、過労プラスの職場の人間関係、うつ状態、自殺。自営業者については、事業の不振、生活苦、多重債務、うつ状態、自殺。主婦の場合は、子育ての悩み、夫婦間の不和、うつ状態、自殺。学生は、いじめから自殺に至ると。自殺率が10万人単位、先ほど南箕輪の場合は22.59だと言いましたけれども、全国平均が昨年18.9なんです。世界でまだ8位、アメリカの2倍、イギリス、イタリアの3倍。40歳代から60歳代の男性が全体の35%を占め、20代、30代の死因の1位に自殺となっております。20代の減少幅、非常に少ないみたいです。1人が亡くなることによって、残された4人から5人の遺族が発生するわけです。全国では300万人超、全国の40人に1人の計算になるそうです。

日本の自殺のこれが現状だそうです。しっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

今回の基本法の改正で、児童生徒等への教育というのが17条ですか、どうたわれております、啓発についても。そのことについて、小学校、中学校でこの取り組みをしていきましょうという改正になっております。この取り組みについて、教育長に伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 教育長、清水でございます。初めてこの場でということでございますので、緊張しておりますがよろしく申し上げます。

5番、百瀬議員から、今、自殺対策に対する小中学校での取り組み、法が改正されていることも含めてということでございますので、お答えしたいと思います。

現在、各地で、非常に悲しく、せつない子供たちの自殺の報道がなされて、非常に心を痛めておりますが、議員御指摘のように、ことしの4月1日に自殺対策基本法が一部改正され、17条に学校関係、努力義務でございますがうたわれております。

学校では、在籍する児童生徒に対し、心の健康の保持にかかわる教育、それから、また啓発を行うよう、その明記に基づきながら、法ができたからというわけではなくて、これは以前から、当然、子供たちの育ちにとって大事なことでございますので、丁寧な取り組みがなされてございますけれども。また、国では、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されており、村の小中学校では、今の丁寧さの中でも、さらにその質を高めるという意味合いで、自殺の要因、原因になり得るいじめについて、いじめ防止基本方針を定め、家庭、それから関係機関等々と連絡を、連携をとりながら、取り組みが営まれております。

南箕輪小学校では、ふだんの学校生活や人権強調月間、11月を中心としてでございますが、を設けるなどして、人権教育の取り組みを強化してきております。また、QUという人間関係を、子供たちの学級の中での居場所、あるいは生活意欲、満足度等々を調べるというか、アンケート形式ですので、それをもとにしながら、子供たちの状況を把握して、必要によっては個別に懇談をしたり、親御さんとも相談をしたり、そんな営みがございます。

また、教職員の研修として、人権教育講演会も行われております。その教職員の意識を高める取り組みということがまた大事な柱かなと思っております。

南部小学校では、各学年で、道徳、それから性教育、性教育も人づくりのところで大きな柱になるわけですが、その教育を丁寧に行うとともに、校長講話では、数回にわたり、南部小仲間宣言について話をし、命の大切さを伝えてきております。

中学校では、年2回の相談旬間、6月、それから11月に行われていますが、に合わせて、生徒が誰にでも相談できる体制、これを大事にしているとともに、年2回の先ほどのQUの実施により、学級内の人間関係を把握してきております。そのほか、毎日、担任との生活記録のやりとり等々をはじめとして、人権学習において、命を守る取り組みを行ってきております。

また、中学校職員におきましては、自殺対策基本法の改正内容を回覧、あるいは研修等で読み合わせを行ったりするなど、周知を図っております。県での研修会もございまして、とし、中学校から職員が1名参加して、研修を受けてきております。

今後も、子供たちの日常的なコミュニケーション、それが一番大事だと思いますので、それを大事にして、子供たちが不安なく、明るい学校生活を送れるよう、全職員で今後も取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 以前、私も一般質問で、前教育長のときなんですが、一般質問で、誕生学の授業を取り入れませんかという提案をさせていただきました。自分がどのように母親のおなかの中で成長し、どのような力を使って生まれてきたかを学習する。あわせて、親や家族の気持ちなども伝え、命のとうとさを考える。生まれてきたことがうれしくなると、未来が楽しくなる。自尊心を育み、いじめ、自殺などを起こさない正しい心の発達を助ける教育プログラムです。人生経験の少ない分、対応力のフィールドが狭くなります。命の教育が重要だと考えます。

また、遺族になるケースもあります。あしなが育英会、皆様、聞いたことがあると思いますが、交通遺児だけじゃなく、他の遺児、災害遺児への奨学金の支給もしております。遺族の方々は、自殺と言わずに自死と表現して、死者に中立的な表現をしております。自死遺児への心のケアにも取り組んで、このあしなが育英会、取り組んでいるんです。

その中で出された本、自死で残された子供、妻の文集なんです。「自殺って言えない」という本が発刊され、大きな反響を呼びました、当時は。今回、その後発刊されて、改訂された、「自殺って言えなかった」という本を私、同会から送っていただきました。これ、見ると、本当に、残された子供たち、もう逃げない、堂々と生きていきたいというようなことで、本当に、親が自殺したことが言えなかった。ただ、その中で、同じ苦しみをしている子供たちがいて、その子供たちと話をすることで、だんだん心が開かれてきたという体験談が載っている本です。

こういう本も活用しながら、学校の教育に、心、命の教育に取り組む考えは、教育長、ありませんか。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 大事な本を紹介していただいて、私自身、その本を読んでいないものですから、また私も読ませていただきながら、学校へも紹介をということで、教材として、教材という言い方は失礼かもしれませんが、それを見ながら、命、あるいは心の教育の充実を今後も図ってまいりたい、そんなことを思っております。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 多くの自死遺児が、悩み、苦しんでいる現状が書かれたこの本、

そして、自殺の現状について、もっと知ってほしい。弱かったから死んだんじゃない、鬱病だったからじゃない、そんな理由で片づけてもらいたくない。その人が、なぜ弱い立場に立たされなければならなかったのか、なぜ鬱病になったのか、弱い立場の人を救うことができなかったのかと考えさせられる本だと思えます。かなり重要ですので、よろしくお願ひします。

自殺総合対策大綱の重点施策の一つに、ゲートキーパーの養成が上げられております。このゲートキーパーは、特別な資格が必要なものではなく、誰でも研修を受ければなることができます。身近では、かかりつけ医、教職員、保健師、看護師、ケアマネジャー、民生児童委員、各種窓口の担当者等、関連するあらゆる分野の人材にゲートキーパーになっていただき、そういう取り組みもしていく必要があると思えますが、村長、いかがでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ゲートキーパー養成の取り組みの御質問であります。

ゲートキーパーというのは、自殺の危険を示すサインに気づく、このことが一番大事だというふうに思っておりますし、必要な支援につなげていければ、なお結構なことだなというふうに思っております。

村では、ちょうど、この民生児童委員さんが、改正の時期となりまして、改正となりました。12月から新たに就任となりましたので、この民生児童委員さんなどの関係者、または職員を対象にした研修会を実施し、意識を高めていきたいというふうに考えております。研修会を実施していくということでお願いしたいというふうに思えます。その研修会の中で、民生児童委員さんや職員のみならず、関係者の皆さん、できれば学校の、時間が許せばでありますけれども、先生方、そういった皆さん、広範な部分で研修会ができれば一番いいのかなというふうに思っておりますので、そんな計画はさせていただきます。そういったことからゲートキーパーの養成をしていければというふうに考えております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） ぜひとも、しっかりと取り組んでいただいて、ゲートキーパーさんをふやしていただきたいと思います。それが、自殺対策とか、見守りにもつながっていくんだと思えます。

ゲートキーパーの研修を受けた方たちに、これはネットから取り出したものなんです、ゲートキーパー手帳というものがあるそうなので、そういうものを配りながら、心得だとか、これ、書いてあります。しっかりとゲートキーパーさんの育成に取り組んでいただきたいと思います。

国でも、地域自殺対策緊急強化基金を活用して、地域の実情に合った形で取り組めるように、補助もしております。活用して取り組む必要があると考えます。

長野県の実態は、ことし3月、警察庁統計確定値で415名。原因、動機は、健康問題が多くて、男女とも一番多かったです。経済面、生活問題は、男性が2番目に多くなっております。勤務問題、家庭問題がその次に続き、年代別では、40代がふえてきているみたいです。南箕輪村でも毎年起こっているわけです。

この清水さんの資料によると、家族は、自殺で亡くなる前に専門機関に相談していたかというアンケートをとったみたいなんです、70%がしていた。そして、亡くなる1カ月以内

に44%の方が相談していると。生きるすべがないか、探しているのが伺われるわけです。生きることの阻害要因が大きいのか、生きることの促進要因が大きいのかで、未来が変わるわけです。

こうした方への相談窓口の充実が必要だと考えますが、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 相談窓口の充実という御質問でございます。

それは必要だというふうに思っております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、本当に多岐にわたる部分というのはあるわけでありますので、相談窓口、まずは担当課に相談をいただいても、内容によって、それぞれの課へ話をつなげなければならない、このことが本当に重要なことかなというふうに思っております。

専門の窓口体制につきましては、計画の策定の中で、位置づけが必要であれば、位置づけていきたいなというふうに思っております。ただ、この専門の窓口体制につきましても、先ほども申し上げましたけれども、必要内容、その窓口で全て解決できるというわけではありませぬので、他へつなぐ努力、このことは怠らないようにはしていきたいというふうに思いますし、受け付け的な窓口ということになるかと思えます。あとは、そのつなぎによりまして、担当課でしっかりとその人に寄り添った相談ができればというふうに思っております。そういった体制をつくっていくことは必要だというふうに考えておりますので、計画策定の中で、位置づけられるものなら位置づけていきたいというふうに思っております。

ただ、本村の職員体制につきましても限度があります。151人の定数があるわけでありませぬけれども、来年の採用で既にいっぱいになってしまいます。この辺は、また議会とも御相談をさせていただきたいなというふうに考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと話が変わりますけれど、近年問題になっている高齢者をめぐる家族間の殺人とか、心中の事件がふえてきております。老々介護、高齢者夫婦で、介護疲れから悲劇に至るケース。きょうの新聞では、その介護疲れでなくても、愛情があるから殺してしまったとかいう記事も出てましたけれども。また、親を介護するために会社をやめ、介護離職してから、年老いて、貧困に陥り、悲劇に至るケースもあります。関係性の貧困状態にあったということです。困窮して、助けを求められず、問題が重篤化してしまうケースが多いということです。社会では、困ったときに相談に乗ってもらえる共同体に身を置くことが大切と言われております。地域コミュニティに積極的に参加することによって、そういう方たちの応援もいただけるという現実があるわけです。必要性、働きかけること、地域が活性化に取り組むこと、これを行政として支援していくことも大変重要なことだと思いますので、つけ加えておきたいと思ひます。

次に、ちょこっと農業塾について伺ひます。

村は、こういうチラシで、東京、名古屋から各30名という定員でちょこっと農業塾を、地方創生加速化交付金1,575万円を使って、ことしの10月から来年の2月まで行っております。座学5回、体験2回のカリキュラムになっております。村の資源を活用した取り組みで、評価したいと思ひます。募集の仕方も三つのタイプで、食や農についてもうちょっと知りたい、

ちょこっと農業をやってみたい、都会と田舎、2拠点居住をしてみたい、都会暮らしの方と信州、南箕輪をつなぐビギナー向けの要望に応えた事業です。

ここにも書いてありますが、その先のことを考えようという文章も入っております。この先の展開、進め方について村長に伺いたいと思いますが。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ちょこっと農業塾の取り組みにつきましては、本当に大勢の皆さんに参加していただいて、ありがたいなというふうに思っております。この事業を始めるときに、本当に参加者があるんだろうかという心配をいたしました。地方創生の加速化交付金、100%の補助とはいえ、なかったら、これは本当に困るなという思いでありましたけれども、東京圏では30人対し100人を超える、名古屋圏でも30人に対して50人を超えるというような、大勢の皆さんに関心を持っていただき、ありがたいなというふうに思ったところでございます。

今回の中で一番特徴的なことは、講師役に村の農業団体や農業を実際にやっていただいている皆さんが積極的に参加していただいております。本当に、若い農業者の皆さん、また移住をしてきて、農業をやっている皆さん、こういった皆さんにも参加をいただいております。そういった皆さんの御意見は、圧倒的に、来年度以降もかかわっていききたいという、こういう方の意見が多いわけでありまして。そういった皆さんの意見を聞きながら、どう継続させていくことができるのか、このことが一番大切でありまして、そんな検討もさせていただきたいというふうに思っております。

こちらに来た皆さん、東京圏、名古屋圏の皆さん、1回、村での体験研修を実施しております。私も、ほぼ全員の方とお話をさせていただきました。その中で一番は、やはり働き口であります。農業をしたい、専業農業ではなくて、農業をしながらこの自然環境豊かなところで暮らしたいという、こういう方がかなり多かったわけでありまして。したがって、その働き口をどうしていくのか、これが一番課題だなというふうに思っておったところであります。この辺は、より広範な単位の考え方が必要となってまいりますので、いろんな団体と一緒に模索をしていかなければならないということも感じたところでありますし、また住むところがあるのかということもお話もいただきました。この住居の問題も大切となってまいります。こういったものにつきましては、村も特段用意をしてあるわけではございません。空き家対策も進めておりますけれども、これが順調に行くということばかりではございませんので、その辺もクリアしていかないと、なかなか難しいだろうなというふうに考えておるところであります。

したがって、ちょこっと農業塾の今後、どう生かしていけるのかということは、本当に真剣に考えてまいりたいなというふうに思います。いいそんな取り組みができればというふうには考えておりますけれども、まずは働き口の部分と住居の問題、これを精力的に考えたいというふうに思っております。

この皆さんには、全員の方に、ぜひ南箕輪村のファンになっていただきたいという願いをいたしました。まずは南箕輪を知っていただくこと、このことが重要でありますので、そんな願いは強くさせていただいたところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 続けていくという考えでいるということで理解しました。

済みません、（２）、（３）、グリーンツーリズムとクライנגルテンについては、ちょっと一緒に聞かせていただきます。

都市と農村の交流取り組み、人、物、情報、交流の推進はかなり評価したいと思います。

以前から、日本各地で、グリーンツーリズムを中心とした一時滞在型から、２地域居住型、定住型まで、多様な取り組み方があると思います。

村でも、田んぼ探検隊やリンゴのオーナー制など、取り組んできておりますけれども、これは体験型です。

短期滞在型、近年注目を浴びている農家民泊、これ、イタリアのアグリツーリズムを参考にして日本に広まってきたみたいなのですが、などの考え方や、県内でも取り組みが始まっている長期田舎暮らし、滞在型市民農園などの考え、これがクライングルテンであります。ドイツ語で小さな庭を意味する市民農園のことですが、こうした取り組みの課題として、受け入れプログラムの充実や拡充、行政、地域住民、NPOや民間企業等の連携強化などが上げられております。多様なニーズに応じていく今後の継続的な取り組みが大切になってくると思います。中でも、このクライングルテンは、ドイツで失業対策事業を兼ねて始まった事業みたいで、クライングルテンということで。イタリアでは、農家民泊をして、お手伝いをする中で、泊まって、農業を手伝って、観光もしていくという、アグリツーリズムなんかは今言われております。日本各地で取り入れられ、成果を上げております。

行政で行うか、民間で行うかは検討していく必要があると思いますけれども、短期、長期の滞在ができる取り組み、そのことが南箕輪村に興味を持っていただき、観光や移住につながっていくと考えますが、村長、そういう取り組みはしていくお考えはありますか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） グリーンツーリズム、クライングルテンの御質問であります。

一時は、こういったことがかなりはやった時期がありました。行政としても、クライングルテンを導入しているところも出てきたわけでありまして。しかし、若干、この部分は下火になりましたけれども、また地方創生で脚光を浴びてきたのかなというふうに思っております。

グリーンツーリズムにつきましては、問題は、農家民泊等々ができれば一番言いわけでありますけれども、本村の場合は農家民泊、なかなか手が挙がってこないというのが実態であります。1軒ありましたけれども、その1軒も、どうもいろんな状況で積極的ではないのかなという面も伺われます。

したがいまして、ちょこっと農業塾をきっかけに、それを実施できる農業者の発掘というのも大切になってくるのかなというふうに思いますので、その辺も、また講師役の皆さんに話してみたいというふうに思っております。できるとするんであれば、大芝高原トップシーズン以外の平日のコテージの利用だとか、あるいは研修センターの利用だとか、さらには農家民泊、もう少しやっていただける方がいるのか、その辺の発掘はしていく必要はあろうかというふうに思います。そういったものが整っていけば、できていくというふうに思っております。その一つが、今回のちょこっと農業塾、そんなことにつながっていけば一番いいのではないかなというふうに考えております。したがいまして、農業者の皆さんに投げかけていきたいというふうに思います。このちょこっと農業塾を発展しながら、こういった取り組みに誘導していくということも大切かなというふうに思っておりますので、お願いいたします。

す。

クライנגアルテンの場合は、行政でやっていくということは私自身は考えておりません。中川村では、民間企業が経営しており、かなり成果といいますか、盛況な部分もあるようでもありますので、そんな企業があれば一番理想かなというふうに思っておるところであります。しかし、これは、この会社も、会社が所有してる土地を有効利用する形でこういったことをやっておるということでもありますので、本村の場合はちょっと難しいのかなというふうには思っております。そんな点はぜひ御理解をいただきたいなど、行政主体でやっていくつもりはないということをお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） ぜひとも、都会からこの南箕輪を好きになっていただく、負担が少なくなるような取り組みをお願いしたいと思います。

継続的に行うために、農山漁村振興交付金の活用をしませんかという提案です。

この事業は、農業者と消費者との交流、観光、農業への理解の増進、耕作放棄地発生の抑制等につながるさまざまな効果が期待される事業です。また、足元を見ることも大切だと思います。人口がふえている村、村民の半分は引越してきた非農家の方たちです。村民が、そういう方たちが農業に親しめるような事業も考えていく必要があると思います。この振興交付金、3年とか、5年とかいう継続で、2分の1つくような形になっておりますが、このこと、村長、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ちょこっと農業塾を発展的に継続させていくためには、何かの交付金を利用していかなければ難しいだろうというふうに思っております。御紹介いただきました農村漁村振興交付金でございます。これは、今やっているようなちょこっと農業塾の継続だとか、既に実施しております田んぼ体験隊を今やっておるわけでもありますけれども、こういったことも対象になるというふうに思っております。したがって、利用できれば利用していきたいというふうには考えております。

ただ、この交付金を受けるには、地域協議会を設置しなければなりません。ただ、幸いなことに、このちょこっと農業塾の中で講師をしていただいた農業者の皆さんの結束力というの、交流というの、かなり進んできております。そういった皆さんやまっくんファーム、まっくん野菜家、あるいは有機、低・減農薬の取り組みの農業者、それから、今回もまんの会だとか、地域の文化伝承の会の皆さんにも参加をさせていただいておりますので、そういった皆さんが中心となって協議会をつくっていくことは可能ではないかなと。この協議会をつくらないと、その事業の対象になってまいりませんので、まずはそこから初めていく必要があるというふうに考えております。

継続していくためには、何らかの交付金を活用していかなければ不可能でありますので、この辺はやってみる必要があるというふうには思っております。やっていかないと、むしろ継続していかないのかなという思いもしておりますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） ぜひとも、この事業、継続させていただいて、南箕輪のこの資源

を使って、また農業関係者も元気になっていけるような取り組みを考えていただきたいと思います。この南箕輪村の本当の水田地帯のきれいな景観をしっかりと残していかなきゃいけないと思いますし、後世にやはり宝として残すものだと思いますので、この事業、しっかりと成功させるようお願いしたいと思います。

地域で子供が遊べる場所の取り組みについて伺います。

村の第5次総合計画があります。子育てを支える地域づくりの充実の中に、児童公園の整備、充実、学校施設の開放等を進めるなど、地域で子供が楽しめる、遊べる場所の確保を図りますとあります。

以前から、地区の懇談会なんかでも出されていたことがあると思いますけれども、現在の村のルールでは、南箕輪村街区公園等借地料補助金交付要綱で決められております。地域、地区で土地は借りてもらって、その賃料の半分を補助するというような内容になっておりますけれども、これは地区の負担が大きく、どこの地区も今まで手を挙げられない状態であったと思います。このままでは、総合計画の実現ができないと考えますけれども、村長、この件はいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 子供の遊び場の件でございます。

現状の制度、これは借地を含めて、あるいは児童公園を含めての要綱もあるわけでありませうけれども、新たな公園の設置というのは地元負担が相当大きくなり、要望は恐らく不可能だなというふうに思っております。過去、そんな事例がありましたんで、この要綱をつくったところでございます。

しかし、現状からすると、大きな公園は要らないわけでありませう。本当に、小さな身近な公園があればいいという考え方からすると、今の制度は現状にそぐわない部分もありますので、この辺は見直しをしていく必要はあろうかというふうに思っております。この辺のことは、何年も前から、どういった部分でいったらいいのか、担当課には検討するように指示をしていたところであります。まだ、その結論的なものが出ていないということでもありますので、その加速化といいますか、早急にそういったことは結論づけをしていきたいというふうに考えておるところであります。

御指摘のとおり、現状では、それは各区ともかなりの負担がかかりますので、不可能だなというふうには思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 村とすれば、子供がふえている対策で、お金もかかっている、こういうところにお金をつけていくというのはなかなか厳しいかもしれないんですが、将来を見据えた村の発展のため、小さい子供たちが各地でふえております。そういう中で、やはりこれもしっかりと取り組んでいかなければいけないことだと思います。

これ、すぐ対応できないとすれば、現在、土日が閉鎖されている保育園の園庭があるわけですね。これ、開放していただくということができないのかなということなんですけれども、係に聞いたところ、閉鎖した理由なんですけれども、ちょっと心ない保護者の方たちがおられたみたいで、ごみを置いていかれたとか、たばこの吸い殻が落ちていただとか、プールを勝手に使っていたとかいうような事例があったそうです。こうした保護者がいるということ

は本当に悲しいことなんですけれども、これ、村としてとか、保育園側でもそうなんですけれども、どうしたらこの保育園の園庭が使えるようにできるかなという考えもめぐらせていただきましたかっとなというふうに思います。地域や保護者会だとか、PTAなどの力をかりて、対策を考えていけば、できたことなんだろうなと思いますし、これから、そういう取り組みをしていっていただきたいんですが、村長、このことについてどうでしょうか。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 保育園の園庭の開放の問題であります。

本村には、6園の園庭があるわけでありまして。本当に、身近なところの公園という部分でいけば、これが全部開放になれば、かなり遊び場というのはふえてくるというふうには思っております。

しかし、今、議員御指摘のとおり、8年前に、保育のない日に、村内全ての保育園の園庭を開放いたしました。これは、そういった理由で開放してみろということで開放いたしましたけれども、結果として、本当に遊具が壊される、実際壊されることがあります。それから、外の水道は出しっ放し、あるいはたばこの吸い殻やそういったものがそれぞれ散乱をしている。そういう部分も見受けられ、各保育園ではそういった被害もありましたので、現在開放をしていないというのが実態でございます。

どうやったら開放できるかという検討も必要ではないかということでもありますけれども、これは、本当に保護者会やPTAの協力体制がないとできません。ただ、今の状況の中で、保護者会やPTAの協力が得られるかどうかというのは、これは大変至難のわざかなというふうに思っております。本当に、今、子育てをやっている皆さんはお忙しい部分があります。土日の部分で、そういったところに見回ったり、ついていていただくということは不可能な部分が多いのかな、そういう部分で考えると、課題が多いということでもありますので、現状では開放する予定はありませんけれども、そういったところが十分話し合いができて、きちんと使用できるということであれば、開放していただくこともやぶさかではないというふうに私自身は思っております。現状の中では大変難しいということで、開放する予定がないということでございます。そんな点は御理解をいただきたいなというふうに思います。

ただ、保護者会やPTAの協力体制構築をする努力はしていかなければならないかなというふうには考えております。それがないと、本当にこれは難しいというふうに思います。開放してみただけで、本当に悲惨な状態というふうな部分もありましたので、そんな点はぜひ御理解もお願いしたい。

これは、マナーの問題もあろうかと思えます。なかなかマナーというのは難しいなというふうに思います。ごみを幾ら捨てないでくださいと言っても、本当にごみのポイ捨てはなくなりません。交通ルールにしてもそうでございます。そんなところの心に訴えても、ちょっと難しい部分がありますので、当面はちょっと開放するという予定はないということをお願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 本当に、一部の心ない方たちのために、多くの方たちが使えないという現状、これは、本当に私は悲しいことだなと思います。

村がやるべきことと地域がやるべきこと、これを明確にしながら取り組んでいくことが重

要だと思えます。前の議員が言った雪かきの関係、まっくん除雪隊の関係もそうなんですけれども、私のころは、PTAの役員で通学路の雪かきをしたりして出たんですけども、今の親の方たちは、先ほども村長が言ったように、生活形態が変わってきているために、そういうところにも、そういう活動もしないという今流れになっていると思えます。でも、それでいいのかなということを考えなきゃいけない時期にも来ているんだろうなと思えます。

地域の力がこれから非常に大事になる時代だと思えます。そうした中で、地域の高齢者の方から子供までが、交流の場ができて、地域のきずなをつくっていかれる。そういう取り組みが、行政として声かけで、地域やそういう団体がまたそれに乗ってやっていってもらえるというような仕組みづくりができたらいいなと思えます。そうしたお願いをして、私の質問を終わりますが。

最後に、ビクトル・ユーゴの言葉です。羅針盤さえ持っていれば、嵐もこの私には大したことはありません。

これで質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、5番、百瀬輝和議員の質問は終わります。

ただいまより11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、丸山豊議員。

4番（丸山 豊） 議席番号4番、丸山でございます。

さきに通告いたしました大項目1点、農業の振興、政策についてをお願いいたします。それから、中項目のほうで、村で取り組んでいる身近な事業に対して質問いたしますので、お願いいたします。

農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であることは御案内のとおりであります。2年後の減反廃止、高齢化、担い手不足、耕作放棄地、TPP対応、資機材の高騰など、切りがないほど挙げられます。村勢要覧によりますと、第1次産業の就業人口率は7.1%と減少し、2次、3次産業へ移行するなど、現在は兼業農家を中心とした農業経営が営まれているのが我が村の特徴であります。

それでは1点目であります。

農業の最前線にかかわる農業委員の選任についてお伺いいたします。

先日、公選制から任命制などの法改正もあったことから、農業委員会の皆さんと懇談会をいたしました。意見の中で、委員選挙は形だけで、実態は違っていたため、実際、役について見ると、出席回数や仕事の内容などで厳しい現実があり、引き受けてみると、想像していたこととは全く違う。この役はもうやめたい。後任を探しても、なかなかいない。また、仕事の割に報酬も少ないなどもありました。

新たな農業委員推薦などについて、村長は全協の説明時にも、区長さん方をお願いするなどとして協力を求めるとしておりますが、人気のない役柄であることから、大丈夫なのかという心配があります。改正により、新しい業務もふえるなど、農業委員会の重要性は誰もが認識しているところですので、積極的に取り組んでいただく方が求められるのだと思いま

す。村の認定農業者数も限られており、状況は厳しいわけですが、どなたかに受けていただかなければなりません。特に求められる方の方向は、女性、青年の皆さんの積極的な登用であり、今後のことを考慮すれば、私もそうであるべきだと考えますが、お考えをお伺いいたします。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 4番、丸山豊議員の御質問にお答えいたします。

農業振興全般につきまして、まず初めに、農業委員会の委員の選任の御質問でございます。

農業委員、なり手が無いというお話をいただきました。本当に憂慮すべきことだなというふうに思っております。村でも、さまざまな委員、お願いをしておりますけれども、一番が、やはり民生委員さんと農業委員さんの選任の時期が一番苦勞する時期でございます。そのときの任に当たられました区長さん、本当に大変だなということでもあります。

御承知のとおり、農業委員会法が改正されて、ことしの4月1日より施行されるところであります。したがって、本村は、来年の7月20日から農業委員会の委員の構成というのは、改正後の制度により選出をしていかなければならないということでもあります。

農業委員の業務といたしましては、御承知のとおり、農地の権利移動の審議業務のほか、遊休農地や農地の集積化などが新たに必須条件に組み込まれてまいりました。その業務というのは、専門的かつ農業振興に意欲のある方々の登用が求められておるところでございます。こうした中で、農業委員さんを選んでいかなければならないということでもあります。

本村の場合は、今議会でも条例としてお願いをしております15人、推進委員を含めまして15人ということで、1名減ということで議会へお願いをしております。

今回の中では、農業者団体への推薦を求めていくこと、あるいは公募もしなければならぬこと、利害関係を有しない第三者を任命しなければならないこと等々が盛り込まれておるところでございます。したがって、いかに農業に精通された委員さんをお願いできるか、このことが一番の大きなポイントになるのではないかなというふうに思っております。7月20日ということでもありますので、かなり早くから、農業団体や区長さんはもちろんでありますけれども、区長会や営農組合の役員の方々に、今回の改正制度を早目に御案内申し上げて、精通した人材の発掘をお願いしていきたいというふうに思っております。国は、若い方の登用も視野に入れております。したがって、農村青年クラブの皆さんとか、各女性団体の皆さんとか、農業認定者の皆さんとか、そういった団体の皆さんにも、精力的に懇談会を持ちながら、働きかけはしていきたいというふうに考えておるところであります。そういったことを繰り返すことによって、何とか農業委員、推進委員を含めまして、15人の確保を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

報酬の問題につきましては、報酬が少ないという御質問でありますし、議会と農業委員会の懇談会の中でもそういった話が出たようでもありますので、このことにつきましては、特別職報酬審議会へ図ってまいりたいというふうに考えております。現状の農業委員会の報酬、各市町村、比較をさせていただいておりますけれども、決して本村が低いという状況にはないところでありますけれども、ただ、現状のいろんな農業情勢等々を考えますと、この辺も考えていかなければならないなというふうに私自身は思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 何とか受けていただくようにというふうなお話に聞こえますけれども、なかなか大変だなという印象は私も感じております。国が決めたことですので仕方ありませんけれども、個人的には、地域の皆さんの農業というか、それをリードしていくのは、本当はそれなりな透明性を持ったプロセスというか、選挙で選ばれるのが妥当かなというふうな認識は持っておりますけれども、これは仕方のないことで、村長はまた、議会の初日にも私の質問に答えていただいて、地域バランスを考慮するというふうなお話をさせていただきました。村からいただいた資料を見せていただきますと、各地区からの推薦を受けた者、私もちょっと勘違いをしていたところもあつたりしますが、地区から8人という数字が乗っかっておりますが、この各地区というのは、12地区、うちの村にはあるわけなんです、この12地区から8人というふうに理解してよろしいですか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 地域バランスを考慮していかなければならない、このことは当然であります。これは、農業委員さんを含めた推進委員の皆さん、あるいは公募の部分の皆さん、あるいは、いわゆる利害関係を有しない皆さん、こういう方を含めた地区の部分で考えていかざるを得ないというふうに思っております。したがって、そういう皆さんを含めた中での8人でありますので、やはり地域バランスでお願いしていかなければならないというふうに思っております。したがって、その他、ほかのそういう皆さんをどう選んでいくか、このこともしっかりと見きわめた上で、各区へお願いしていくことになろうかと思っております。したがって、空白地域が出ないような人選をしていかなければならないというふうに考えております。

丸山議員の話にもありましたけれども、これは、制度改正、国の法律改正でありますので、やむを得ない、どうにもならないという問題でありますけれども、その中におきましても、やはり南箕輪村の農業をどうしていくのか、そのことを考えながら、この地域の部分は広大な農地を有している部分というのがありますので、そういった農地面積やいろんな状況を加味しながら、15人の委員さんがそれぞれのところから出ていただけるような部分で考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ありがとうございます。

先日もちょっとお話しさせていただいたんですけども、やっぱり農業委員さんは、すごい重要なというか、大きな権限、許認可に対して持っております。村の土地利用に大きく関係するものですから、なった方の思想信条といいますか、少しいろんなスタンスの違いによっては、いろんな許認可のところに影響が出るおそれもありますので、選任される立場の村長、それから同意を求められる議会は、それなりの覚悟を持って臨まなければいけないかなというふうなことを思っていますので、村長のほうには、ぜひそんなところも加味した上で人選していただければと思います。お願いいたします。

次に移らせていただきます。

米の減反制度、米の生産調整による今後はということでございます。

御案内のとおり、国は、平成30年度をもって、主食用米の生産量を抑制することで価格を維持する生産調整を廃止することを決めております。国が農家に生産目標を配分する制度を

廃止し、生産者や農業団体が需要に応じた生産量を判断する仕組みへの移行であります。半世紀にわたり、水田利用再編対策、転作推進対策など、名称を変えながら、国の米政策の中心をなし、民主党政権時では、減反遵守の条件として、戸別所得補償と称して、10アール当たり1万5,000円を支給、その後、7,500円に減額、そして廃止であります。

この制度が廃止となることによりまして、主食用米の作付、それにかわる転作作物品、補助金などについて、現在、国から示されていることは何か。そして、村サイド、行政サイドとして、生産者に何をどう取り組むのか、方策、村の特性を生かした農産物から農地の利活用などを幅広く、これが方策という意味なんですけれども、示せるか、伺います。

きょうの今朝の新聞にも、信毎の記事に載ってございましたけれども、なかなか方策といえますか、国からの指示は何も出ていないんだなというような認識を受けたんですけれども、役場のほうと伺いますか、行政のほうに何らかの情報みたいなのがありましたらお示ししていただきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 減反政策につきましては、私どもも、きょうの新聞の範囲内しかわかっていないところであります。

きょうの新聞によりますと、県やJA関係につきましては、目標の部分というのは示すよという記事になっていたところであります。そもそも、国の方針というのは、確実なところは、平成30年以降は7,500円の米の直接支払交付金を廃止すると、これは決まっております。と同時に、行政ルートでの米の生産調整を廃止する、このことも決まっております。しかし、きょうの新聞を見ますと、自主的な部分で、そういったものを示していったほうがいいんじゃないかという記事になっていたところでございます。ただ、国も、行政ルートの生産調整はなくすということになっておりますけれども、引き続き、国として全国ベースの需給見直しは提示をするということになっております。したがって、長野県の農業再生協議会も地域の協議会に対して、生産数量の目標値という、あくまで目標値ということで示されてくる、そんなことになるんじゃないかというふうに思っております。行政としての強制力というのはもちろんなくなってまいります。

米政策につきましては、本当にこれは難しい部分であります。一番は、やはり需要が低迷しているということであります。米を食べなくなった。このことに尽きるわけでありまして。したがって、価格等の状況を勘案すれば、ある程度一定の生産目標というのは私は必要かなというふうには思っております。ただ、この長野県内におきましても、市町村によりましてはもう既に自由につくっていいよという、現在でもそういうところがあるわけでありまして。これがどうなってくるのか、注視はしていかなければならないなというふうに考えておるところであります。

新たな作物の転換といたしましても、これはなかなか難しい面があります。本村の場合には、土地利用型の農業というのが圧倒的に多いわけでありまして。いわゆる水田農業でございます。そういったところで、どうこれを違うものに誘導していけるのかというのは真剣に捉えていかなければならないなというふうに思いますし、特に今考えておるのは、特別栽培米の風の村米だよりの生産力にアップには力を注いでいきたいなというふうに思っております。先般も、ふるさと納税で出しましたら、2日で終わってしまいました。さらに増産をするつもり

でおります。こういったことを含めて、そういった商品につながっていけばなというふうに思っております。

それと同時に、新たに、また30年を見越して、新たな生産ビジョンというのをつくっていかねばなりません。これは、村の再生協議会で策定していかなければならないということになっておりますので、これは、しっかりとつくっていききたいなというふうに思っております。これからの国や県の情報をしっかりと把握して、村の農業を守っていききたいというふうに思います。

私も、12年間、行政を担当させていただきましたけれども、農業問題ほど難しいなと感じている施策はないわけでありまして。本当に、国の政策が余りにも変わり過ぎると。将来を見越してこうだという部分を示したら、一貫してやっていただきたいなというふうには思っております。同時に、日本の中におきましても、それぞれ条件的に違うわけでありまして。この地域は圧倒的に兼業農家が多いところでありまして。そういった中で、大規模中心の農業で本当に成り立っていくのかどうかという、この辺も考えていかなければならないところでありまして。したがって、上伊那地域におきましても、状況はそれぞれの市町によって違います。本村の場合には、兼業農家と両立できるような農業というのを模索していく必要があるというふうに私自身は考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 確かに、おっしゃるように、ブランド米のあたりは、非常に人気というか、好評であるものですから、それは積極的に進めていただくということと、今、村長が言われたような、土地利用の、やっぱり水田ということになるろうと思っておりますけれども。この水田の話になってきますと、交付金が出てくる主食米は、今度はお金が廃止されると。そうすると、飼料米のほうは、まだ何か、交付金がされるという、きょうの記事にもある、水田活用の直接支払交付金は継続するというような記事にもなっておるわけなんですけれども、これについて、今、村の考え方というのは何か持って、これは再生協議会云々の議論になるろうかと思っておりますけれども、そちらのほうのことというのは何かありますか。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 村のほうでは、やはり水田を活用した飼料米、WCSですね、そこら辺は国のほうでも高い交付金をいただいております。そんなことで、村内、畜産農家というか、酪農農家が非常に大規模でやっておりますので、これらをさらに拡大して、飼料用ですが、稲をつくりながら転作ということで、主食米からのシフトということも検討していきたいと思っております。

それから、村の振興作物については、引き続き再生協で支援をしていきたいと考えております。そんなことで取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ちょっと1点だけ、今の再生協議会の話も出てきたものですから、私の住んでいる地元というのは、ほぼ減反の数字、年が明けると生産調整の紙が回ってきます。その中を集計いたしますと、ほぼ、なからとんとんぐらいかなというような数字になるわけなんですけれども、全村的にはどんな状況なんでしょうか。簡単で結構ですけど、教

えていただければ。どちらかが多いとか、少ないとかで。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 地区によって多少の、多目に転作しているところ、少な目というところがありますが、相対的に、細かい調整まで介入しなくて、何とかクリアしているという状態です。また、とも補償の制度にも今年度加入しておりまして、そこら辺でも取り組んで、クリアができてくるような、全村ではクリアできているような状態となって、各地区ごとでも、余り不公平ということでは出ておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） ありがとうございます。

続いて、まっくんファームのかかわりについてということで、3点目に移らせてください。

1村1農場として、まっくんファームが順調に活動されていることは喜ばしい限りであります。村内の水田農家の62%が加入し、水田面積の60%を集積する大規模な農業組織であります。今後、村の農業が抱えるさまざまな課題について、担い手の中心として位置づけ、村内の水田を守り続けるよう支援するとしており、機械導入補助などを実施しているところですが、2年前の議会との懇談会では、財政的な支援も望んでおられました。

そこでお伺ひいたします。

農家の高齢化などにより、直営事業も年々増加しているとのことで、作業員の減少や人手不足が生じております。通年雇用なども検討されているようですが、運営上の課題に対し、村として今後どのような支援でかかわっていくか、お伺ひいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） まっくんファームの御質問であります。

1村1農場として設立されましたまっくんファーム、本当に村は助かっておるところであります。担い手不足、一手にまっくんファームに担っていただいておりますという実態もあります。一手というのは語弊がありますが、認定農業者やそのほかの皆さんにも担っていただいております。

最近多くなっておるのが、いわゆる、もうつくれないで、何とかつくり手を探していただきたいという相談はかなり多くなってきておるところであります。そういった中で、まっくんファームも直営の面積を少しずつふやしていただいております。しかし、まっくんファームも、中心となって運営をしている皆さんというのは大規模に農業をしている方々であります。自分の農業をしながら、まっくんファームの農業を担っていただいておりますということでありまして、やはりまっくんファームでも担い手というのが大きな課題となつてきておるところであります。

村は、従来から、まっくんファームの機械的な補助につきましては補助をさせていただいております。一番の課題は、やはりソフト面、まっくんファームの担い手をどうするのかという、このことは課題となつてきておりまして、数年前からこの辺は検討を、まっくんファームとしてしていただいております。私自身は、この議会の中におきましても前々から申し上げておりましたけれども、常用雇用をしていかないと、村のまっくんファームも大変になるんだろうという、こういうことを申し上げてきたところあります。そういったソフト部分につきましても、仮に、そういうことができれば、そういった

支援はしていく必要があるというふうに思っております。やはり、この広大な農地を守っていく。農地は食料生産のみならず、景観であるとか、水源涵養であるとか、災害防止であるとか、いろんな要素を持っておりますので、村全体で支えていく必要はあるのではないかとこのように考えておりますので、そういったまっくんファームの検討を今していただいておりますので、その結果を受けまして、また議会にお諮りをさせていただきたいなというふうに思っておるところでございます。

したがって、村の農地はまっくんファームを中心にしながら、認定農業者の皆さん、加えまして守っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） どのような支援になっているかということがちょっとよくわからなかったんですが、検討中ということで理解していきたいと思います。

村がこうやって、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、これ、国、県から引き継いだものを村が基本的な構想としてまとめてあって、この中に、まっくんファームがきちんともう位置づけられておりますので、もう徹底的に頼りにされている団体、組織でもありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に行かせてください。

4点目になります。農地中間管理事業、人・農地プランに対する取り組みについてということでございます。

今もお話を聞いたまっくんファームは村の事業でありまして、今、人・農地プラン、農地中間管理事業は国、県に関係してくるものでございますので、非常に密接な関係があるのかなとも思いますけれども、この人・農地プラン、国の説明では、農地中間管理事業は、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少、それに伴う耕作放棄地の増加、集落機能の低下等の構造的な問題を抱え、厳しい時代に突入したことを受け、国が強い農林水産業の創造を目指し、農業、農村の持続的な発展を図るために、平成26年度より創設された事業であるとしています。

村のホームページに、人・農地プランにこう書いてあります。農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。このため、それぞれの集落地域において、徹底的な話し合いを行い、集落地域が抱える、人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる人・農地プラン、地域農業マスタープランを作成しましょうということで、うちの将来の方向性、うちの村のですね、集積などを含めたものだと思いますけれども、これを計画しなさいということが書いてあります。

徹底的に話し合う、人と農地の問題解決の現状について、そして、見直しを含めた村の進捗、取り組み状況をお願いいたします。人・農地プランの作成では、地域における話し合いをどの程度しているか、いつからこのプランに取りかかったのか、あわせて、県農業公社ホームページで、中間管理機構に南箕輪村の借り受け希望者が掲載されていましたが、貸したい方の数字が把握できているならばお願いいたします。その数字の多い、少ないか、そして将来の農地利用の方向性のプランなどを伺います。また、今後、農地の貸し付けを拡大するように取り組んでいくのかもあわせてお願いいたします。そして、農業に夢を見出し、誇りを

持って取り組んでいこうとする意欲ある新規就農者がどんな農作物をつくるにしても、何より望むのは、スムーズに取り組める農業行政の環境整備、法的手続などではないかと思うが、いかがでしょうか。複雑な農業行政は決して喜びません。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 細かい点につきましては、産業課長のほうからお答えを申し上げますけれども、農地中間管理機構と人・農地プランの御質問でございます。

まず、中間管理事業の話でございますけれども、貸し出しの希望者であります。現在、19名、33筆となっております、逆に、借り受けの希望者については16名となっております。また、この農地中間管理事業を利用して、利用権設定に結びついた農地というのは、平成27年度が10筆、平成28年度は、11月末現在で2筆となっております。

一方では、人・農地プランにつきましてであります。これ、農業委員会や地域の担い手を含めた形で話し合いを実施するなどしておるところでございます。また、つい最近でありますけれども、人・農地プランと中間管理事業、合同で農地調整会議ということで実施をさせていただきました。これ、別々にやっていても、なかなか効果が上がらないということで、合同でやったところあります。そういった中で、農地中間管理事業の貸出希望の農地だけではなく、農業委員会やJAに貸出希望として申請された農地の全てを対象として、こういった会議を持ったところあります。その結果として、一気に34筆の農地が結びつくこととなりました。そんなことで、成果は上がっておるんじゃないかというふうに思っております。このうちの農地中間管理事業の貸し出しの希望農地というのが17筆ありました。したがって、こういったことで、合同でやっていくことも大切だなというふうに思ったところがございます。

今、新規就業者というの、上伊那では、青年就農給付金受給者の人数が多くなってきておるところであります。こういった明るい希望もありますので、お願いをしたいと思います。また、新規就農者の相談でありますけれども、簡素化いたしまして、JAや普及センターなどと情報の共有がスムーズにできるような形をとったところあります。そういったことをしながら、新規就農者の人数、開拓もしていきたいなというふうに思っておるところであります。

したがって、合同の会議の中で、かなりそういった部分が前進してきておりますので、別々にやるんじゃなくて、一体的にやっていくことが必要かなということを感じたところあります。これからも、そういった方向でやっていく必要があるというふうに考えております。

あと、細かいことにつきましては、産業課長のほうからお答えを申し上げます。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 丸山議員の御質問にありましてとおり、人・農地プラン、それから農地中間管理事業の関係につきましては、一番最近では、12月5日ですか、5日の晩に合同の会議を開きました。人・農地プランは、平成25年3月に樹立しまして、毎年内容の見直しを行っています。見直しといっても、主は人・農地プランの人に対する部分の見直しということになっております。

村内4地区に分かれてまして、それぞれ農業形態に応じて、畑作が3地帯、それから水田1地帯となっていて、これが、ちょっと各区をまたがっておりますので、やはり調整会

議という、全部のエリアに、役場に来ていただいて、それでブロックごとに集まっていたら、その中で調整をかけていくという形で行っております。

昨年度までに、なかなか中間管理事業も借り手のほうと結びつかなかったわけですが、ことしについては、ちょっと目立ったのが、農業法人、農業をやる会社とかそういったところが、特に水稻をつくりたいというところが出てきまして、そこら辺でかなり、今まで西天の、田んぼをつくれないので、とにかく誰かにつくってほしいというところを探している方が何人もいらっしゃるんですけども、今までなかなか条件のよいところでない結びつかないんですが、そういった農業をやっている会社とかがやっていきたいということもあきまして、かなり結びついていったというような状況もあります。

そんなところで、これからも定期的に、貸し手と借り手のマッチングをして、少しでも農業の耕作放棄地ができないように、南箕輪村の農業を継続していけるような形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） もう、確かに、私がここで一番言ひたいのは、定期的に会議というか、そういうものを開いていきたいというお話ですので、それを積極的に進めていただきたいというのが、この4点目の質問のあれになるわけなんです。

実は、管内、調べてみますと、飯島町が22%という、耕地面積に対してですね、機構の借り受け面積。それから、宮田村はもう40%近くが数字の上では乗っかっています。うちの村は、その中でいくと0.1%という、非常に少ないあれで、伊那市は7.9、8%ぐらいです。だから、私が今、たまたま市町村のこういうものを見ると、事業化の積極性が少し足りないのかなという、そういうふうな印象をまず受けてしまうというのがあるものですから、そういうところを、今、課長が言われたように、積極的に進めていきたいということであれば、そんなふうにお願ひするところがございます。

それから、新規就農者もふえきているということは、確かに、予算書を見ると、それだけの予算が計上されておるといふことでありますので、これは、以前にも予算の中で聞いたこともあるんですけども、徐々に農業にかかわる方がふえてきているということもあるものから、ぜひそんなふうに進めていただければ、積極的に農業に取り組んでいただくような環境をつくっていただければと、そんなふうにお願ひするところがございます。

次に行かせてください。

5点目の多面的機能支払交付金事業についてでございます。

村では、24年度から、神子柴地区から事業が始まり、現在8地区にて実施されています。

先ほどから述べていますように、農村地域は過疎化、高齢化、混在化などの進行によりまして、集落機能の低下が進行しています。この状況において、国は、この支払交付金事業により、地域の共同活動にかかわる支援を行い、地域資源の保全管理と担い手農家に対する農地集積への後押しを推進しています。

村では、先日、事業実施地区が全て参加した意見交換会を開催し、多くの活発な議論があったと聞いております。地域の実情も違うことから、さまざまな問題について定期的に情報交換の開催も必要だろうと考えます。

そこで質問ですが、この事業が地域にどのような影響、効果をもたらしているか。また、補助対象の是非や、地域住民が補助金を扱う、なれない会計事務作業などにも取り組んでお

り、補助金適正化法による国の検査も心配するところでもあります。慎重に対応すべきものと考えますが、今後、村として、各地域へどのような指導をしていくか、伺います。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 多面的機能の支払交付金事業であります。

神子柴を皮切りに、現在8地区ということで、多くの地区で取り組んでいただいております。本当にありがたいなというふうに思っております。平成24年度以前におきましては、働きかけはしましたけれども、なかなか南箕輪では難しかった事業であります。しかし、神子柴でやったことにより、現在では8地区ということで、ほとんど多くの地区でやっていただいております。ありがたいなというふうに思っております。

ただ、その中でも、農業者だけで構成されている地区や、あるいは同業者と地域住民を巻き込んで構成されている地区、それぞれありますので、それぞれの効果というのも違いが出てきております。そんな点は御理解をいただきたいなというふうに思っておりますけれども、ただ、言えることは、地域資源が適切に保管理されているのではないかと、そういうことに進んでいるのではないかと、こういった効果はあるというふうに思っております。また、こういった作業をみんなでやることによって、みずから手で地域資源を守っていくという意識が高まってきておる、こういったことが大きな成果ではないかなというふうに思っております。みんなで守っていくという意識がなければ、農村地域は成り立ってまいりませんので、こういった事業を活用しながら、大勢の皆さんに参加していただければというふうに思いますし、できることであれば、今、農業者だけの団体、構成されている皆さんにおきまして、地域住民を巻き込んでいただければというふうに思っております。

また、情報交換会、意見交換会も開催されておるようでありますので、そういったことを通じながら、それぞれの地域のよいところを取り入れていただける、こういう方策も必要かなというふうに思います。そういうことを考えれば、定期的な、これからもそういった情報交換会は必要であろうというふうに思っております。

また、制度も変わってきております。補助金等々の事務処理、これは適正に処理をしていただかなければなりませんので、その辺の支援は村として積極的にやってまいりますので、お願いいたします。少なくとも、不適切な使われ方のないような、そんなお話も申し上げておるところでありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 適切な指導ということでもありますけれども、大北森林組合が県と今係争中になっております。ああいうことのないように、村と地域というか、そちらのほうで、いろんなトラブルが起きないように、徹底的な指導をお願いしたいというのが私からの意見でございます。

次へ移らせてください。

6次産業化の取り組みについてお願いいたします。

提言書が出されてから1年半が経過してきております。提言書には、事業を進めるための施策として、開発公社の組織体制の再編、強化、人事スタッフの教育、地域おこし協力隊の活用、さらには関心を持つ村民にも門戸を広げ、6次産業化農業塾のような人材の育成や教

育、発掘へ取り組む必要があると記されています。

また、村長は、提言書を受けての議会への説明には、できるところから手をつけていきたいと述べられました。その後の取り組み状況、進捗状況をお願いいたします。さらに、今後、6次産業化についてどんな考えを描いているか、お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6次産業化の取り組みの御質問であります。

前々から申し上げておりますけれども、この6次産業化というのは大変難しい事業であります。したがって、無理して前へ進めていくという考え方自体、私は持っていないところであります。下地ができた、その部分からやっていくことがいいたろうというふうに思っています。これ、御承知のとおり、私の若いころの取り組みからの教訓であります。大変な苦勞をした時期がありましたので、無理して進めちゃいけないというのが私の基本的な考え方があります。下地ができたところからやっていく、このことが一番いいたろうというふうに思っております。

そういった中で、徐々にではありますけれども、成果は出てきておるといふふうに私は思っております。この一番大きなのが、やはり地域おこし協力隊の皆さんの活躍であります。あの芝をどうしていこうか、味工房をどうしていこうか、こういった部分で検討をさせていただいておったところでもありますし、新たな食の開発を今まさに行っており、軌道にこれを乗せていかなければならないというふうに思っております。ガレットを始めたことによって、味工房の売り上げも、この冬場におきましても従来の2.5倍ぐらいの売り上げとなっておりますので、そういった成果は出てきておりますし、同時に、地場農産物の直売というのも始めました。これによって、大きな成果とはなっておりませんが、確実にその部分も売り上げ増につながっておるといふことであります。

したがって、これからは、その直売所をどうしていくのか、もう少し拡大をしていかなければならないというふうには思っております。それには、きのうの全協でも、施設的な面の御質問も出ました。出す農家の皆さんからは、路地ではどうにもならんと、差しかけの下で売るといふのではどうにもならんよという話もいただいております。やはり、きちんと温度管理ができるようなところで直売をしていただきたいという話もあるところであります。その辺は、十分検討していかなければならない、考えていかなければならないというふうに思います。そのマッチングといいますか、農業者とその部分のマッチングも地域おこし協力隊の皆さんのおかげでできつつあります。したがって、その辺を拡大していけばいいのではないかなというふうに考えておるところであります。

ほかの部分につきましては、味工房の意識改革も、本当に難しい面もありますけれども、かなり進んでまいりました。あのままの味工房ではいけないよという、こういった皆さんの意識改革というのも出てきております。この辺も、また十分検討をさせていただきたいというふうに考えております。

そんなことを申し上げまして、徐々にではありますけれども、着実に前進をしておるといふことでお願いしたいと思います。まだまだ、完全かという、それはなかなか、これは難しい問題でありますので、その辺はぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 徐々にでも進んできていると、下地ができてからというお話でありましたけれども、これまで、3年間で500万円余というお金が使われてきました。この提言書が500万の塊かなというようなことだろうと思いますけれども、その糧の中には、学校給食カレーという、店頭に並んでいる中でも、もし、あれ540円とってあそこに並んだら、1食89円というカレーから五百何円という一番高いカレーのところになるかなというような、とんでもないカレーで、これじゃ売れないわなというのは、スーパーでたまたま私も買うものですから、見るところなんですけれども。

それから、地方創生の事業が最盛期でありまして、私も、先ほど同僚議員も言っていましたけれども、研修会など、多くの成功事例を見聞き、今回させていただきました、この秋は。かぬまの女性の話も今聞いたとおりでございますし、もう一つは、県議会の講演では、伊藤忠商事の出身の方の、舞鶴市や上天草市、宮津市、鯖江市など、この方、同じなんですけれども、これらの市のところでアドバイザーとしての地域再生と6次産業化の成功事例をもって説明していただきました。それで、かぬまのほうの女性と、それから伊藤忠商事の方のスタンスというのが、やっぱりちょっと違うわけなんですけれども、かぬまの女性の方というのは、行政の力をかりてということで、これは、先ほど村長も、うちの村にはなかなかそういう方はいない一刀両断にされておりましたけれども、たまたま伊藤忠商事の方は、行政に力をかけて、ナマコだとか、コショウランだとか、そういうものを用いて、生産販売して、成功した事例であります。共通していたというのは、私が感じたことなんですけれども、このようにやれば必ずもうかるという、そういうような先を見通した戦略ですね、それと強い信念に、行政の積極的な支援、協力があったということを感じたわけでございます。やっぱり人だなというようなことを実感したわけでございます。

だから、500万の委託料が安いのか、高いかという、この提言書につきましては、私も、地域のところで皆さんとお話をする中では、500万なんて安いじゃねえのという、そういうようなことを言ってくれる人もおりました。しかし、私は、結果が出てこない、とても安いとは言えませんし、それは間違っている考え方だなと私は思っております。

村長は、今、時間をかけてというか、無理して進められないとって、無理して進められないということは、もう途中も挫折もあり得るというふうにも聞こえたものですから、ちょっとそこら辺のところは残念だなというような気がいたします。

だから、今、産業課の皆さんは、ちょこっと農業塾だとかいって、一生懸命またそちらのほうに時間も費やしておるわけなんですけれども、この提言書を受けての人材発掘というのに取り組む、今、取り組んでおるのかどうなのかというのを聞きたいというか、それがちょこっと農業塾なのか、先ほどから言っている、下地をつくっている最中なのかということにもなるわけなんですけれども、産業課の職員の皆さんが人材発掘の作業に取り組まれているかというのを、ちょっとあわせてお聞かせください。

議 長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 提言書の問題の発言もいただきましたけれども、私は、そういった提言書の中から、今回のちょこっと農業塾だとか、田んぼ体験隊だとか、そういうものが出てきておるということであります。そういった部分では、徐々にではありますけれども成果は出てきておるなというふうに考えておるところでありますし、風の村米だよりというような名称でブランド米ということも目指しております。

一番は人という話もありましたけれども、やはり人の発掘、若い農業者の皆さんが、今、ちょこっと農業塾に参加していただいて、かなり交流も深まってきております。そういう面では、着実にそういう皆さんも育っているなということを感じておるところであります。したがって、これからは、そういった面には力を入れていきたいというふうに思っておるところでございます。

やはり、これからどういう展開になっていくかということでございますけれども、その辺もきちんとした視野を持ちながらやっていく必要があるというふうに思っております。まずは、大芝高原をどうしていくのか、味工房をどうしていくのか、こういった部分から始まった部分もあるところでありますので、その辺はまた機会を見て、御提言といえますか、御提案をさせていただきたいというふうに思っておるところであります。いずれにいたしましても、今のままでよいという考え方は持っておりませんので、今のあの形をどう発展させていくのか、そのためには何かをやっていかなければならないということでもありますので、そんな点はよろしく願いいたします。

それから、まっくん学校給食カレーにつきましては、これは高いということ、私は前々から、当時から申し上げておりました。これは、本当にうまくいかなんだという事例でありますけれども、幸いにして全部売り切ってしまいましたので、この点では安心をしたところでもあります。

いろんな事業を見ましても、やはりこういったきっかけは、地域おこし協力隊の2人の皆さんのやる気でありました。やはり、人間というのは、やる気が必要であるということを感じましたので、そういったことで、職員にも、地域おこし協力隊の皆さんを見習って仕事をするようにという話はさせていただいておるところでございます。また、新たに2名の採用を予定しております。いい人材を発掘したいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。わずかな時間ですが。

4番（丸山 豊） 20秒ですか。

テレビの報道で、これ、7点目のほうの質問にちょっとなってしまいますけれども、ちょこっと農業塾のテレビに出ておられた方が、家庭菜園の延長でもいいから、うちの村へ来てくださいというようなお話もしていましたけれども、実は、家庭菜園でない農業を目指していつていただければと思います。

時間になりましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、4番、丸山豊議員の質問は終わります。

ただいまから午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時30分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、大熊恵二議員。

9番（大熊 恵二） 議席番号9番、大熊恵二であります。

さきに通告をさせていただきました問題につきまして、これから順次お尋ねしてまいりま

すので、よろしくお願いを申し上げます。

午後の一番睡魔の襲う時間帯となりました。睡魔に襲われないように、私も声を張り上げ
てお尋ねしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。なお、答弁につきましては、わ
かりやすく、簡潔にお答えをいただきたい、そうお願いを申し上げます。

それでは、通告順に従いまして、これから質問を行います。

最初に、監査委員の本来の職権についてを議題といたします。

御存じのように、監査委員さんは、地方公共団体の長、本村でいえば村長であります
が、議会の同意を得て、人格が高潔で、財務管理、そして事業の経営管理、そのほか行政運営に
つきましてすぐれた識見を有する方、こういうふうの規定をされております。そういう中
におきまして、これから識見のある代表監査委員さんに御質問するわけではありますが、大変、
監査委員に対して質問するというのは、余り多くないわけですが、よろしくお願いを申し上げ
ます。

それでは、お題目につきまして、この1、2を前に、監査委員本来の職権につきまして、
どういうふうに御理解をいただいているか、御答弁をお願いいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） 9番、大熊恵二議員の質問にお答えいたします。

監査委員の権限ということでございますけれども、地方自治法等にございますけれども、
三件ございます。監査委員本来の権限によるものは、一般監査、1として定期監査、当該団
体の事務の執行及び事業の管理。それから、随時監査、当該団体の事務の執行及び事業の管
理、財政援助団体等の管理。特別監査、長から要求があった場合、職員の賠償責任、議会の
要求があった場合、事務監査請求、住民監査請求、法律で特に定められた権限によるもの、
例月出納検査、請願の審査、決算の審査、職員の賠償責任の免除の審査でございます。

議 長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 監査委員の本来の職権につきまして、今お尋ねしたわけですが、
その中のふだんは、一般的に言いますと、一般監査が主であります。特に、内部の事務系の
ものが主となりますが、そういう中におきまして、今回は1と2についてお尋ねいたします。

1につきましては、村が各種団体に対しまして、補助金、そして委託料、これらを支出さ
せていただいているわけですが、数は何団体になるのか、また、それらを合わせた総体の金
額が幾らになるのか、お聞きするものであります。

さらに、続けて2問、お願いしたいわけですが、補助金、そして委託料を受けている団体
に対して、これは一般監査の部類に入りますが、監査をされておるのかどうか、その点につ
いてお尋ねいたします。

議 長（原 悟郎） 原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） お答え申し上げます。

村が、各種団体に対して支出している補助金、委託料の数、金額についてですが、平成27
年度決算審査の中で、各課より提出いただいた補助金、また委託料の調書のうち、各種団体
に対して交付されたものを集計いたしました。個人や事業に対しての補助金、また各区への
行政委託料や防犯灯電気料の補助などは含めてございませんので御了承ください。

補助金については、32団体で約7,200万。委託料については、100万円以上のものについて

調書としての提出を求めておりました、このうち各種団体への委託料については、5団体、約7,130万円となっております。なお、このほかにも、金額が少ないのですが、負担金、交付金として支出しているものもありますので、総数では50団体を超えるものと認識しております。

次の御質問でありました補助金、委託料等の交付団体についての監査ということでございますけれども、基本的には、各種団体にも監査委員、または監事等がおられまして、収入支出については、それぞれ監査をされていると考えております。決算審査の中では、私が監査委員になって2年ぐらいになるわけですがけれども、幾つかの団体について決算書を提出してもらい、また補助金の支出担当課、または担当者に対して、補助金の金額の算出基準等について説明を求めております。例えば、わくわくクラブ、大芝まつり実行委員会、また開発公社や社協などは監事となっております。

補助金の支出等については、厳しい情勢の中で、財政事情の中で、村側でも補助金の額や算出根拠が適切であるか、かなり厳しくしているようであります。また、今度の予算の中でも、そこら辺が非常に厳しく指摘をされておりまして、職員の人たちもそれに倣ってやってくださっていたと思います。また、それから、各種団体から、決算書等も取り寄せて、厳しくもチェックしているようでございます。

いずれにしても、私も、補助金を交付している団体の監査は必要であると考えておりますので、今後、各種団体に対する監査についても考えてまいりたいと思います。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） この補助金、そして委託料につきましては、一般監査の部類で、本来ならば、その都度監査をしていくのが筋であります。監査事務局の独立も本村はしておりませんし、そういう中では、非常に代表監査委員も御苦労があることは承知いたしております。しかしながら、大事な住民の税を、補助金、そして委託金、出している以上、やはり監査を、監査委員の目で監査をするということが大切な要件となってまいります。50を超える団体があるようではありますが、それらのものを一遍に1年でやるのは、まず物的に不可能だというふうに理解をいたしておりますので、その中で、ことしはどことどこどこというぐらいに決めて、きちんきちんと張りをつけた監査が私は大変重要だと思います。

そういう中で、全部を一遍にやれという要求はいたしません。やはり一般監査の中で、大事な、これは監査委員として見ておく必要があると、そういう根拠のもとに監査をしていただくと、大変議会としても、監査委員、一生懸命やっているんだと、これなら安心だと、議会が安心できるような監査をお願いしたいと思うわけではありますが、これからやっていくという御答弁であります。その点についても一度御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） いろいろな御意見、御指摘をいただきました。

現行の監査制度においては、監査の目的や方法論等の共通認識が確立しておらず、監査基準に関する規定が法令上ないことから、それぞれ独自の監査基準、あるいは監査委員の裁量によって監査を行っています。したがって、判断基準や職務上の義務の範囲が不明確になっています。監査資源が限られる中で、効率的、また効果的に監査の品質向上が図られるよう、全国、また県の研修等に参加し、また監査実務の情報の蓄積等に努めてまいります。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） もう一度再確認をいたします。それらの研修等に参加して得た、勉強等によって得た知識をこれから監査に生かしていくということですが、やはり一般監査が主になってまいりますので、そういう中で、具体的に、大事なところは監査委員の目で、もう一度言いますが、監査委員の目でしっかり監査をしていただきたい。先方から決算書を取り寄せて見るだけの監査では、数字は当然合っているのが当たり前であります。したがって、その当たり前の決算書をどう読んでいくか、これが代表監査委員の重要な要点であります。それらを含めて、もう一度、具体的に監査、そういった委託金、そして補助金、そういったものに対する監査をきちんとやっていただきたいという私のお願いといたしますか、方針でありますので、その辺、もう一度、御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 原代表監査委員。

代表監査委員（原 浩） 計画的にやってまいりたいと思います。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 大いに期待をしております。大変、監査の重要性は、誰もが認識しておりますが、やはり監査で知り得た情報とか、そういったことは門外不出でありますから、そういったことは求めるものではありません。一つ、監査委員として、南箕輪の監査委員として、しっかりそういった監査をやっていただきたいと、またやるという御答弁もいただきましたので、これをもって、監査委員の本来の職権、そして各団体に対する監査等についての質問を終わります。

2番目に入ります。

村水道事業会計の粉飾決算についてお尋ねしてまいります。

特別事業会計から企業会計となりまして、平成25年には大幅な改革があったわけですが、今年度の前回の、前回というか、この前の議会の9月の決算議会におきまして、決算書に目を通しましても、よく決算書がわからない。あれ、わかった人はよほど優秀な方だなと私は思っております。なかなか読んでも、どういうふうに理解していいのかわからない。伊那市から水道会計の決算書を取り寄せました。それを見ますと、我が村では、一般会計から上水・下水の監査、そういったものに対して、全ての監査委員の報告が15ページで終わっております。伊那市の監査を見ましたら、水道と上水と下水だけで35ページの監査報告になっております。非常に伊那市はわかりやすく、誰が読んでも理解できる監査報告となっております。本村の監査報告は、要点は書いてありますが、具体性に欠けております。どういうところがいけないのか、どういうところをこれからやっていくべきなのか、そういった指摘がされていないというのが、まことに残念だというふうに理解しております。

かつて、信濃毎日新聞が、2011年、今から5年前ですか、1月7日の信濃毎日新聞によりますと、長野県と長野県下19市の上水道料金の滞納額が5億円だと、これが時効になっていると、こういうショッキングな報道がされました。県内19市と県企業局の水道事業で、徴収の時効を過ぎた上水道の滞納料金、それが2009年度の決算時点で計5億円余りに上がっているということがわかったという報道であります。2004年には、国が行政解釈を変更したために、時効までの期間が短くなり、債権放棄も簡単にできなくなっておりますので、利用者のモラルが希薄なケースが目立っているという報道がなされました。さらに、この信毎の記事を読んでまいりますと、県内19市、長野、千曲、上田、給水している県の企業局の取材したところ、時効を過ぎた上水道料金の滞納額が最も多い自治体は上田市の1億3,161万円、長

野市の7,332万円、塩尻市の3,613万円、合計で5億円余りになっているという内容でございました。これに対して、対応している、要するに、きちんと、それではいかんということで、いわゆる、債権放棄が可能な条例を設けた自治体が、徴収強化策とあわせて水道の事業会計についてきちんと整備した自治体が4市あります。その4市の中は、千曲市、松本市、伊那市、飯田市の四つであります。それらが非常に、先ほど申し上げましたように、上水と下水だけで35ページにわたる伊那市の決算書を見れば、非常に対応がしっかりできていると、そういう内容であります。

本村の場合どうなっているかといいますと、監査委員の報告では、いわゆる、不納決算にならないように、十分注意をして事業をやってほしいという内容の監査報告書であります。ここに持ってありますが、水道料金の滞納処理については、今後とも不納決算にならないように、徴収体制を図り、滞納整理を積極的に行うよう努められたい。この文言が載っております。それで、決算書を見たら、滞納、不納欠損額が1円もないんです。不納欠損が載っていないんです。不納欠損が載っていないのに、監査委員がこういう報告書を書くということは、いささかおかしい決算報告であります。これは、もう監査委員も、十分その点はわかっているからそういうふうを書くんだと思いますが。それで、ずっと調べていきましたら、いわゆる、未収金というのがあるんです、未収金。未収金がそのまま放置されて、本村の上水道を見ますと、平成15年から未収金が載っております。平成15年が1万4,863円、そして、16年と17年はなくて、平成18年が4万2,144円、平成19年が22万2,720円、平成21年になりますと126万7,461円、平成22年が、100万をまた超えまして103万7,795円。これらを全部足していきますと、702万4,956円という水道料金の滞納額の計上があります。この数字は、監査委員が目を通していていると思います。目を通しながら、なぜ不納欠損という言葉を使っているのかというのが非常に問題があるわけであります。

こういう古い債権を見ますと、例えば、平成21年に126万7千幾らあるわけですが、この中の回収が、1年努力して6.1%の回収なんです。6.1%、もうほとんど焦げついているんです。さらに、100万円を超える平成22年に至っては、11.9%、それしか回収になっていない。100万あって、1割しか回収になっていない。最近ふえてきまして、平成26年、これは前年度ですから、183万あるわけですが、これらの未収金700万のうちに、とれるのがどれだけあるのか。

こういったことを不納欠損処理、民間で言うならば、いわゆる、貸倒引当金というのがあるわけです。その中から貸し倒れで処理をしていく。そのための条例整備、条例の規則、そういったものが整備されていない、本村の場合。そういったことがきちんとできて初めてこういう伊那市がやっているような水道企業会計の決算になるわけであります。

さらに細かいことを申し上げます。

伊那市におきましては、非常に具体的な細かいことを書いてありますが、最後に総括的意見というのが載っております。要するに、総括、これ、全部読んでいくと長いものですから、あれですが、この中で特に協調するのは、水道料金の未収金は、職員や委託事業者の努力により、着実に減少してきている、減ってきている。今後も、委託事業者と協力して、毅然とした態度で給水停止を実施することにより回収に努められたい。そういうふうに表示をしております。本村の監査報告は、給水停止という言葉は使っていない。現場ではわかっていると思いますが。だから、やはり監査委員も、もう少しそういう目で、特に代表監査委員さん

は、民間で、しかも金銭に対しては一番厳しい銀行にお勤めで、そういう経験をお持ちであります。期待をしております。そういった監査報告もぜひ見習ってやってほしいというのが、私の今回の質問の趣旨であります。

そのために、村では、条例、そして、それにまつわる規則、そういったものをきちんと整備して、そういう体制をバックアップしてほしい。そういったものができないと、そういったこと、さらに進めることができないという状況になっているということがわかりました。あえて粉飾決算という言葉を使ったのは、そこにあるわけであります。

現場に私が聞いてみますと、非常に、建設水道課長も詳しく承知しております。承知しながらやっていないというのはとんでもねえと思うわけです。知らないでやらないのはまだかわいい。知っていないながらやらないというのは一番いけない行為であります。

そういう意味で、以前も、ピグマリオン効果について一般質問したことがあって、職員を褒める、村長も職員を褒めるという話がありましたが、やはり二宮金次郎の言葉ではありませんが、五つ教えて三つ褒め、二つ叱ってよき人となせと。私が今申し上げているのは、三つ褒めて二つ叱っているうちの一つであります。どうか、そのことを頭に入れて、これから、水道事業会計の健全さを保つとともに、そういった条例、規則、そういった整備ができるのかどうか、これは村長にお尋ねいたします。

非常に、伊那市の監査を見ますと、給水単価が幾らか、それから、供給単価が幾らなのか、全国平均が幾らなのか、全部載っております。非常にきめ細かい。例えば、供給単価が、これは直近のものでまいりますと、全国平均が171点、要するに171円6銭、それで、伊那市の決算は172円87銭と。それから、給水原価は、全国平均が162円59銭であります。伊那市の決算は173円50銭。こういうことまで伊那市は全部載せてあります。どうか、これらを一つのヒントとして、改めるのにはばかることはありませんので、やっていただきたい。

それでまた、その規則をつくる時には、いろいろ地方自治法だけじゃなくて、民法も関係してまいります。例えば、時効の援用という問題も出てまいります。こういったことを十分やりながら、債権管理事務取扱規則、こういったものをきちんと整備していただきたいというふうをお願いするわけですが、御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 9番、大熊恵二議員の御質問にお答えいたします。

水道事業会計の粉飾決算についてという御質問であります。

企業会計、こんなやり方でよいのかという御質問、御指摘もいただきました。

経過から申し上げますと、議員御承知のとおり、昭和43年に、地方公営企業法の改正に伴いまして、地方公営企業法のもと、特別会計で運営してきているところであります。また、その後、幾度か改正がございまして、平成24年度には地方公営企業法が大改正され、あわせて村の関係する条例、規則等も改正して、現在のスタイルになっておるところであります。そのときに、さらに細部にわたって規定をすればよかったですわけではありますが、それがなされていなかったということでもあります。

また、水道料金につきましては、最高裁判決で、水道使用料は私権債権と判断されました。平成16年度に、国も解釈を大きく変更したところであります。この私権債権となりましたことによりまして、滞納された水道料の不納欠損の扱いが大きく変わってきたところであります。

す。今、時効の援用という言葉がありました。水道料金である債権というのは消滅しないという、そのまま水道料金に残るといふ、時効完成後に時効の援用が行われて初めて水道料金の債権を消滅させることができるということになってきたわけでありまして、こうしたことによりまして、一般的に時効の援用が行われることはまれであるために、水道事業者は不納欠損処分ができないまま、滞納された水道料金がそのまま残ってしまっているというのが現状であります。

しかし、そのことは、議員御指摘のとおり、条例なり、規則を整備すれば、それは可能であるということになっておりますので、きちんとその辺は整理をしてみたいというふうに思います。できるだけ速やかに整備ができるように検討し、改正をしてみたいというふうに考えております。私自身も、時効は2年ということはわかっていましたけれども、2年で時効になるのかなというふうに思っておりました、正直申し上げまして。ただ、それは時効の援用がない限り、それはできないという、うちの場合はそういうことでありますので、それが可能になるようにはしてみたいというふうに考えております。

県下でも、条例で規定しているところ、あるいは規則といいますか、規定の中でそういうことができるように規定をしているところ、さまざまあるようでありまして、一般的には、市が先行しております。町村の場合は、本村と同じような形態をとっているところが多い部分もあるわけでありまして、その辺は先行している市を参考にさせていただきながら、処理をしてみたいというふうに思います。

監査委員に及ぶ御質問、給水停止に及ぶ御質問もありました。本村の場合は、給水停止もしております。そういう部分で、滞納整理もしておるところであります。監査委員の部分につきましては、今、伊那市の例が出されました。少なくとも、そこまで行かなくても、もう少しきめ細かにしていく必要という指摘でありますので、その辺は監査委員さんと十分に話をしながらやっていければというふうに思っております。

その中で、一番の問題は、監査委員事務局というのが独立していないということがあるわけでありまして。本村の場合には、議会事務局、選挙管理委員事務局、監査委員事務局、この三つを2人でやっておるといふような状況があります。その辺につきましては、これからの課題として捉えさせていただきたいなというふうに思います。いずれにいたしまして、監査というのは非常に重要な職務であります。それには、しっかりとした事務局体制も必要になってくる。そうしないと、なかなかそういうことができにくいということもありますので、その辺は検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） これから、条例、規則等をしっかり整備してやっていくという、村長のお言葉を聞きました。ぜひ、そうしていただきたい。そして、誰もがわかりやすいような水道企業決算書として議会の決算特別委員会に出されるように期待いたしております。

時間が迫っておりますので、あと下水についてちょっと、一言申し上げます。

これも、粉飾決算と私書きましたが、下水は粉飾ではありません。ただ、非常に、決算書の中身が、こんな科目を使っているなんてことは、企業会計になったんだけど、実際の帳票類はそうじゃないなと思わざるを得ないところがあります。それで、下水道は、25万1,565円が不納欠損として処理されておるそうであります。しかしながら、毎年度、下水は

ちゃんと不納欠損で落としてあります。伊那市の決算書を見ますと、なぜこれが不納になったのか、こういう理由で不納になりました、そういうことまでちゃんと書いてあります。こういう理由で不納になりましたと。そういったことで、もう少しきめ細かな、要するに、決算報告書が出てくれば、議員もわかるというものであります。ぜひ、そうしていただきたいというふうに思いますが、いかがでありますでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 上水に引き続きまして、下水道につきましても御指摘をいただきました。

下水道の場合は公債権でありますので、滞納の下水道料金は、時効は5年ということで処理しておるところであります。したがって、5年の時効により、不納欠損はしてきております。そこが水道事業会計との違いであります。不納欠損をした金額につきましては、貸倒引当金で処理をしてきておるところであります。平成27年度につきましては、議員御指摘のとおり、25万1,565円という不納欠損をさせていただいたところあります。

ただ、そのことが非常にわかりにくいということでもあります。確かに、決算書を見ますと、いろんな科目があるわけでありまして、その不納欠損した金額がどこにどういうふうに該当するのかという、そういう説明もなかなか不十分であったなというふうに思っております。御指摘のとおりであります。策定の仕方においては、表記上不十分なところがあるということで私も感じたところあります。そんな点は、大変申しわけなく、遺憾に思っております。おわびを申し上げたいなというふうに思っています。今後作成する予算決算の書類につきましては、こういうことがきちんとわかるように作成をまいりますので、よろしく願いいたします。

主には、引当金の計算方法を注記しなければならないとされておりますけれども、キャッシュフロー等、そういった部分につきましてはそういった表記もないところあります。それらを見ますと、不納欠損の状況を十分把握できない状況となっております。御指摘をいただいても、これはやむを得ないな、そのとおりだなというふうに思ったところあります。

原因はどこにあるのかなという部分でありますけれども、会計制度が大きく変わった際の事後確認が不十分であったことに起因する部分ではないかなというふうに思ったところあります。したがって、キャッシュフローや予定損益計算書、予定貸借対照表等の特定の項目に関する注記、また、その他の項目等の関連性、十分明らかにわかるようにしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。地方公営企業法施行規則に定める正確な書類が作成できるように努めてまいりたいというふうに思っています。この辺は、監督者としての私の責任もあるところあります。しっかりと職員を監督しながら、今年度の予算書、来年度の決算書では、そういうふうにわかるようにしていきたいと。来年のことは十分引き継いでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 確かに、下水の場合は、私は担当課長にも申し上げましたが、流動資産の中で、貸倒引当金という項目なんです。貸倒引当金というのは当然あるんです。あるんですけど、これが支出になっているということがおかしいと。引当金というのは、要するに、不納欠損が出た場合に、この中から使うんですよという積立金のことです、引当金

というのは。ですから、そういった意味で、今、村長が言われた内容で、そういうことで今後変わるということで、引当金というのは準備金ですから、落としたという金額ではありませんので。それで、本村の下水道の貸借対照表を見ますと、貸倒引当金と書いてありますが、これは不納欠損というふうに理解しろって、もうどうやっても理解はできないんで、この辺の科目をしっかりとこれから整備をしていただきたいというお願いをしておきます。

まだ言い足りないことがあるんですが、時間が迫っております。余りほかのことをやっておりますと時間が足りなくなりますので、せつかく、きょうは上水、下水と、水の話をしていただきました。私が、今まで、いろんなセミナー、またはそういったところで勉強してきた中に、何年か前のNHKの大河ドラマで、黒田如水という、黒田官兵衛という主人公が出てきて、大変、NHKの大河ドラマも盛り上がったのがあります。その黒田如水の言葉をこれから申し上げたいと思います。この人は水攻めで勝ったということで、非常に水のことについては熟知されている人であります。安土桃山時代の武将で、織田信長、そして豊臣秀吉に仕えて、特に豊臣秀吉のときに大変活躍をしたと。最後の関ヶ原の戦いでは、徳川方について、豊後中津城主として12万石を徳川からいただいて、子孫を残しているという方でございます。黒田如水の水五訓という言葉があります。その中で、五訓の最後の5番目に来る言葉を申し上げます。洋々として大海を充たし発しては、発してはということは蒸発してはということ、発しては雲となり雨となり雪と変じ霞と化す、霞というのは霧ですね、凝ってはということは凍ってはという、玲瓏なる、玲瓏という言葉は鮮やか、または清らか、そういうことを意味します。玲瓏なる鏡となり而も其性を失はざるは水なりと、霧になっても雲になっても雨になっても雪になっても、水という本質は忘れていないよと、いろいろ変化はしても忘れてないと、こういう含蓄のある言葉であります。洋々として大海を充たし発しては雲となり雨となり雪と変じ霞と化す凝っては玲瓏なる鏡となり而も其性を失はざるは水なりと、こういった黒田如水の言葉があります。さらに、自ら活動して他を動かしむるは水なりと、常に己の進路を求めて止まざるは水なりと、障害にあいて激しく其の勢力を百倍し得るは水なり、障害に遭えば遭うほど力を出していくというのが水だと、こういう意味であります。そして、自ら潔うして他の汚濁を洗い清濁併せ容るるは水なりと、こういったことで、非常に企業経営者には、黒田如水の水五訓というのが非常に多く使われております。特に、日本の高度成長時代には、こういったことで、今度、電通が鬼十則というのをやめるようであります。これは電通の中興の祖といわれた吉田さんという社長が鬼十則というのをつくったんですが、これも日本の高度成長時代を支えた一つの社訓として残っているわけですが、先日、優秀な社員がみずから命を絶ったという事件も電通の中で起きて、今度、鬼十則というものは削るということでもあります。この黒田如水の水五訓は、さらにこれからも語り継がれていくだろうと、私は信じております。非常にすばらしい言葉であります。これらの一つ、最後に申し上げ、きょうは水のことを質問させていただきましたので、たまたま水の黒田如水の言葉をもって、9番、大熊恵二の一般質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、9番、大熊恵二議員の質問は終わります。

ただいまから25分まで小休憩をいたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時25分

議長（原 悟郎） 続いて、一般質問を行います。

7番、都志今朝一議員。

7番（都志今朝一） 議席番号7番、都志今朝一です。

私は、さきに通告いたしました5項目について、村長並びに教育長にお伺いいたします。的確なる答弁をよろしく願います。

それでは、1項目目の平成29年度予算編成についての1件目の平成29年度の予算規模についてをお伺いいたします。

平成29年度の予算編成が始まりました。

経済動向は、内閣府が11月14日発表した7月から9月期の国内総生産GDP速報値は、物価変動を除く実質で、前期比0.5%増、このペースが1年間続くと仮定して、年率換算は2.2%増で、3四半期連続のプラス成長となりました。個人消費や企業の設備投資は依然低調だが、堅調な輸出が全体を底上げした。7月より9月期の国内総生産は、3四半期連続のプラス成長。内実は、外需による輸出頼みで、個人消費はふるわない。米国の次期大統領にトランプ氏が決まり、大規模な財政出動に期待が高まる反面、保護主義的な政策への警戒も強い。日本経済は、海外経済や円相場の動向に左右されやすく、このまま本格的な景気回復に向かうかは見通せない。このように、政府のアベノミクス政策も手詰まり感があり、本格的な景気回復には至っていない。企業収益は、ここ数年、過去最高水準を続けているが、将来のさまざまなリスクを警戒し、内部留保の傾向である。また、日銀のマイナス金利策も、資金調達には結びついていない。

長野県経済も、景気回復に向けた動きにも弱さが見られ、製造業では、中国などの新興国経済の減速や円高進行に伴う輸出環境の悪化などにより、横ばいの動きとなっており、非製造業では、全体でやや悪化となっている。上伊那地域でも、依然として回復基調が実感できる状況ではなく、経済状況は楽観視できない状況である。

このようなさまざまな影響を受け、財政運営にも厳しい状況が続くと思われま。平成29年度の予算編成であります。4月には村長選挙があり、当初予算は骨格予算となります。人口増加に伴う施設不足や高齢化への対応など、村民の生活を守り、村民が安心・安全で暮らせる事業選択で歳出削減に努力する中、人口増加対策のハード事業も続くと思われま。骨格予算でもあり、予算規模についての答弁は難しいと思われま。村民に優しい予算編成となることを願ひし、1件目の予算規模についての質問といたします。予算の規模は、本年度に比べてどうであるかをお伺ひし、質問といたします。答弁を願ひいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めま。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 7番、都志今朝一議員の御質問にお答えいたします。

平成29年度の予算編成についての中での予算規模の問題であります。

今、予算編成作業を行っているところであります。そういった中でありますけれども、御指摘のとおり、来年度は村長選挙、4月初めということですので、当初予算におきましては骨格予算を編成し、選挙後に肉づけ予算を編成しながら、通常予算となっていくという、こういう4年に1度はこういったことになるわけであります。

予算編成方針の中で指示をしたことは、当然、骨格予算でありますので、義務的経費や一部の本当のごくわずかな継続的な事業を中心に編成されることとなりますので、経常経費の節減には、しっかりと節減し、対応するよという話もしたところであります。人口増加

も当初の予想を超える状況であります。当然、これに伴う施設整備は待ったなしでありますので、肉づけ予算におきましても、この問題が主となってくるのではないかというふうに思います。ただ、この辺は、私から申し上げられない問題でありますので、4月のことですので、そんな点は御理解をお願いいたします。しっかりと引き継ぎはしてまいりたいと考えております。

また、予算の骨格である歳入、村税につきましては、景気の動向もありますけれども、このところ株高円安がかなり進んできて、株価も1万9,000円台というような状況もあるところであります。また、固定資産も比較的堅調な部分もありますので、村税全体では前年並みにいくんじゃないかなというふうに思っております。ただ、問題は地方交付税、かなり厳しくなっております。国税も減収という部分を受けまして、そのほかのもろもろの状況もありまして、総務省の概算要求では交付税は4.4%減という、こういう厳しい見方をしておるところであります。こういったことを考えれば、かなり切り込んだ予算にしていかなければならないだろうというふうに思っております。

当初予算の規模でありますけれども、通常予算と骨格予算との違いがありますので、ことしの当初予算は65億7,000万という過去最大の規模となりましたけれども、骨格予算でありますので、それよりも7億円から8億円程度少なくなってくるのではないかという、今のところの予想であります。したがって、継続的な費用の投資的な継続的な部分をどのぐらい盛るかによって、この辺もかなり変わってまいります。そんな点は、ぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 財源である村税、地方交付税などの主要財源での大きな伸びが期待できない中、ハード事業の財源とした多くの地方債を活用したため、今後、公債費の比率が増加するなども見込まれております。より一層、緊縮財政の予算編成をお願いし、続いて、2件目の予算編成の基本方針についてをお伺いいたします。

村では、12月1日に、平成29年度の予算編成方針説明会を開き、村第5次総合計画と村創生総合戦略の着実な推進、人口に伴う施設不足や高齢化への対応など、住みやすく元気な村になる予算編成を求めた。平成29年度は、人口増加対策の南箕輪小学校旧放課後児童クラブ室の普通科教室化、南原団地焼却灰処分、新ごみ中間処理施設負担金などによる歳出が多額になると思われまます。一方、歳入の村税、地方交付税などの財源も大きな伸びは期待できない。一般財源による補填も厳しくなると思われまます。また、伊那地域定住自立圏の取り組みについても、伊那市、箕輪町とも協力して事業を取り組んでいかなければならないと思いまます。

厳しい財政状況の中、事業の実効性、緊急性及び優先順位を決め、村民が納得する予算編成とし、子育て、福祉、教育など、村民が住みよい元気な村づくりのため、29年度の予算編成の基本方針は何であるかをお伺いし、2件目の予算編成の基本方針についての質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 予算編成の基本方針についての質問であります。

予算編成会議を行いました。第5次総合計画、また村3カ年実施計画を基本に予算編成を

行うように指示をしたところであります。特に、地方創生関連事業、定住自立圏等の計画に基づくものは重点に置いていかなければならないというふうに思っております。このことを基本にというふうに思います。

ただ、定住自立圏の部分につきましては、全額特別交付税の範囲内で実施ができていくということでありますので、一般財源はゼロということで考えております。これに加えて、先ほども申し上げましたけれども、人口増加対策としての施設不足は引き続き実施していかなければならないところであります。もう待たなしの状況でありますので、この辺が一番の重点となるというふうに考えております。南原焼却灰の処分は、平成29年度、最終年度ということで考えておりますし、新たに新ごみ中間処理施設の負担金等々も出てまいります。

こういったことを考えますと、歳入を考えますと、かなり厳しい状況となってくるところでありますけれども、予算編成会議の中では、使える制度、補助事業、交付税の補填のある起債等、最大限活用するようという指示をしたところであります。この辺をしっかりとやっていかないと厳しさが残ってまいります。こういったことで指示をしたところであります。

(1)のほうで公債費の質問といいますか、そんなことも触れられておりましたけれども、この施設不足の対応につきましては、これは私はやむを得ないというふうに思っております。これ、待たなしの問題でありますので、将来にわたっての負担がふえても、何としてもやっていかなければならない事業でありますので、この辺は村民の皆さんの御理解もいただいてまいりたいというふうに考えております。ここをきちんとやっていかないと、将来また負担がきてしまうというふうに考えておりますので、そんな点は御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 村政の基本方針である、村民生活を守り、地域の安全を守る。また、産業振興なども考えた予算編成をお願いし、3件目の予算編成の重点項目についてをお伺いいたします。

28年度で、人口増加による施設不足に一定のめどをつける年としていたが、さらなる人口増加に対しての対応が必要となり、施設不足や高齢化への対応がさらに必要となった。29年度では、南箕輪小学校の旧放課後児童クラブ室の普通科教室化、村事業へ一部移行する介護保険事業、国保財政、こども館の運営体制の対応、また農業、工業の産業振興、交流人口をふやし、観光振興を図り、地元の元気を発信する事業などの推進を挙げている。また、30年度では、南部小学校の増築が控え、今後、教室不足となる南箕輪中学校の増築、手狭となった給食センターの増改築など、子育て関連施設のほかに、既存施設の維持管理や老朽化した道路、橋梁の耐震対策などの事業も控え、課題が多くあります。

それではお伺いいたしますが、今後も人口の増加が予想される中、多くの課題もある中で、平成29年度の予算編成で重点項目は何であるかをお伺いし、3件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 予算編成の重点項目の問題であります。

先ほどから申し上げますように、基本的には、第5次総合計画、また村の創生総合戦略、これを着実に推進していかなければならないというふうに考えております。そのほか

に、人口増対策というのは待ったなしという話もさせていただきました。待ったなしでありますので、やっていかなければならないというふうに思っております。

一定のめどをつけるということで平成28年のスタートをいたしましたけれども、一定のめどをつけるどころか、さらに増してきてしまったという悩みもあるところであります。この辺はしっかり対応していかなければならないというふうに考えておるところであります。

当面するところは、来年度は、こども館の完成後でありますけれども、小学校の放課後児童クラブ室を教室化をしていかなければなりません。そうしないと教室不足ということになってまいります。それから、中学校は平成34年からピークになってまいりますので、これまでにいろんな方策を考えていかなければなりません。その前段としての環境整備をやっていかなければならないわけでありまして。この環境整備というのは、中学校北側の道路改良をしながら、建築基準法のクリアをしていかなければならないという大きな課題があるわけでありまして。その辺の整備もやっていかなければならない。さらには、南部小学校の増築もやっていかないと、もう待ったなしの状況であります。これ、来年度は設計の部分をやっただるを得ないのかなというふうに考えております。そのほか、今、都志議員から話がありましたように、新たな介護保険制度への対応等々含めてやっていかなければなりませんし、さらには、地方創生で幾つかの事業を手がけておりますので、それらも引き続きやっていかなければならないというふうに思っております。そういったことをする中で、地域の元気や南箕輪の活力発信をして、住みよい村になるような予算にしていければというふうには思っております。

いずれにいたしましても、骨格予算ということだけは御理解をいただきまして、村長選後に新しい村長のもとで肉づけ予算が編成されてまいります。ただ、行政というのは継続しておりますので、誰が村長になろうとも大きく変わっていくことはないだろうというふうには考えておるところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） どの事業も重要な項目であると思われまして。今後も、ハード事業が続くとも思われまして。より一層、経費節減に当たり、今後も健全財政の維持を期待し、4件目の税収の見込みについてをお伺いいたします。

内閣府が発表した11月の月例経済報告では、引き続き、景気はこのところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとしているが、伊那谷では、依然として回復基調が十分には実感できる状況ではありません。また、先行きは、雇用、所得環境の改善も見られ、各種施策の効果もあり、緩やかな回復に向かうことが期待されております。

このようなことと、人口増加による給与所得者も増加していることと思われまして。また、法人村民税は、税制改正により、税率が引き下げられたことによる影響が出ていることと思っております。

それではお伺いいたします。

平成29年度の予算編成に当たって、税収の見込みの予測はどのぐらいであるかをお伺いし、4件目の質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 税収の予測でございます。

景気は、都志議員御指摘のとおり状況であります。ただ、この地域、まだまだ景気がよいという実感はないところであります。アメリカの大統領も変わります。そこら辺の状況も注視していかなければならないというふうに思っておりますし、今、国が、来年度予算に向けて、いろんな状況が出てきております。地方財政計画というのもこれからであります。ここが一番焦点になるのかなど。地方交付税につきましては、既に減額という予想になっておりますので、この辺はどのぐらい巻き返しができるのかなというふうに思っておるところであります。

そうした中で、本村の税収というのは、個人住民税は、確かに、人口増というか、給与所得者の増ということで若干は伸びるといふふうに予想しております。毎年伸びておりますので、来年度も伸びていくんじゃないかというふうに思っております。

法人税につきましては、税制改正の部分、影響が出ております。ことしの決算で、2億円いくらかないかというぐらいの数字かなと捉えておるところであります。平成27年度が2億4,000万でありましたので、4,000万ぐらいの減収でとどまればというふうに思っております。したがって、予算的には、平成28年度並ぐらいは確保できるんじゃないかというふうに思います。

固定資産税は、土地は下落しておりますので、固定資産税は若干の減ということでありませけれども、これは家屋、新築家屋もふえております。宅地化も進んでおります。また、償却資産も前年並みぐらいの伸びが期待できるんじゃないかということで試算をしておるところであります。固定資産税も若干、そういった部分を加味すれば、伸びていくのかなというふうには考えております。

あと、一番は、たばこ税が大きく減ってきておりますので、この辺の減収をどう補っていくかということでもあります。

軽自動車税は5,000万というような部分で、税率の改正もありましたので伸びておりますけれども、軽自動車税の伸びというのは、全部入ってきても5,000万ですので、本当にここら辺はせつないところであります。

しかし、そういったことを相対的に考えますと、来年度も今年度並みの20億円は確保できるというふうに見込んでおるところであります。一番は、そのほかの交付税だとか、譲与税だとか、地方消費税だとか、その辺がどうなるのか。地方消費税も、今年度の今までの分を見ますと、余り伸びていないというのが実態であります。ちょっと心配な部分もありますけれども、県や国の考え方は、それは大丈夫だという話ですので、その辺はそんな捉え方もしておるところであります。税収プラス交付税プラス贈与税関係、ここら辺が一番の焦点となっていてまいります。税収は20億円確保できるということで見込んでおります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 限られた財源での予算編成であり、国、県の補助金、交付税措置のある地方債などの活用を期待し、費用対効果の出る村民のための予算編成をお願いし、2項目めの村の防災対策について1件目、ことしの防災訓練で出た反省点についてをお伺いいたします。

平成28年度は、4月の熊本地震に始まり、台風による災害、鳥取の地震、また11月には、福島沖を震源とするマグニチュード7.4の地震があり、3県では震度5弱を観測し、長野県

下でも震度3から1を観測しました。5年8カ月前の東日本大震災の記憶から、俊足に行動した住民も多く、教訓が生かされたとの声がある反面、被災地ですら防災意識が薄れつつある。今回の対応を検証し、さらなる備えが必要だと警鐘を鳴らす専門家もいました。

村では、今年度、防災訓練を9月4日に実施した。各地区の自主防災会を中心に、消火器、消火栓、AEDなどの取り扱いなどの訓練が行われ、また村の対策本部との無線連絡による訓練も行った。北殿区では、800名を超す訓練者数であり、村民の防災に対する意識も高くなってきていると思われま。

それではお伺いいたします。

28年度防災訓練の反省点は何であるかをお伺いします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 防災訓練の御質問であります。

今年度は9月4日に防災訓練を実施いたしました。参加者は3,870人、昨年よりも500人ふえたところでありま。参加者が増加したということは、関心の高さが伺えるんじゃないかというふうに思いま。6年前と比べると約1,000人ほどふえておりますので、そういった面では、年々、住民の防災に対する関心が高まってきておるのかなというふうに思っております。さらに高めていく必要があるというふうに思いま。

ことしの防災訓練では、本部では、本部員の初動訓練、また各地区では、自主防災組織で計画した訓練を実施していただきましたし、情報機器を使用した災害対策本部との情報伝達訓練を実施していただきました。出た反省点といたしましては、行政無線の取り扱いがふなれであるということが出されました。こういったことはなれていただく必要があるのかなというふうに思いまので、検討課題としなが、十分になれていただく方策を見出していかねばならないというふうに考えております。また、防災に関する研修やそういった訓練も必要ではないかという意見も出されておりますので、自主防災組織の連絡協議会で検討してまいりたなというふうに思いま。いわゆる、防災に対する研修会も必要だという御意見でありますので、村民対象にしたそういった開催も必要ではないかというふうに思っております。主にはその2点が出たところでございま。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7 番（都志今朝一） 各地区防災会より提出された防災訓練実施報告書の内容並びに自主防災組織連絡会議で出される意見を参照にし、よりよい防災訓練となることをお願いし、続いて、2件目の避難者カードの見直しについてをお伺いいたします。

現在、防災訓練で使用している避難者カードは、ことしの訓練実施の反省にも、カードに記入がわかりづらく、時間がかかった。また、カードに記入がふなれで、時間がかかり、途中で中止したなどの反省点が出ております。防災訓練時には、白抜きの部分のみの記入であるが、訓練場所では、400人近い人数のため、記入が困難となった。全部の項目を書き込むには、実際の現場では動揺もあり、時間もかかる可能性もあります。老人も多く、より一層混雑する可能性も考えられます。

では、お伺いいたします。

避難者カードの見直しが必要と思われまますが、考えをお聞きし、2件目の質問といたしま。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 避難者カードについての御質問でございます。

確かに、今年度の訓練の中で、記載内容が多く、時間がかかる、こういった反省点もあるところであります。したがって、実際の災害時には住所氏名のみを書いていただくと、後で、避難所内でまた別の部分でつけ足していただくということも必要ではないかなというふうに思っております。また、カード全体の部分につきましては、再検討いたしまして、自主防災連絡協議会の中で協議をさせていただきたいと思っております。最低必要限、どんな情報が必要なのかなということを検証しながら、この辺は自主防と一緒に検討して、来年から使えるようにしていければというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 避難所に行って、受け付けがスムーズに行われることの検討をお願いし、続いて、3項目めの公共施設の整備管理についての体育館、屋内運動場の音響設備、暗幕などの改修についてをお伺いいたします。

10月27日に、議会と沢尻区の住民による懇談会を行いました。懇談会の折に、南部小学校の体育館への要望が出され、音響、床が滑りやすい、水銀灯の不灯火などの設備が要望された。音響については、今定例会で補正予算の計上があり、採決すれば、解決できそうです。我々が学校に行く機会は少なく、招待され、入学式、卒業式など、学校行事の折に、聞きづらいときもあります。また、中学校体育館で、若竹祭などの折にも感じているところでもあります。また、どこの体育館にも無線によるワイヤレスマイクの設備が完備され、使用されております。機器の関係か、使用の仕方によりか、難聴になる場合があります。また、屋内運動場内で音響施設を使用したりした折、場所柄、反響により聞き取りづらくなります。現在は、以前より機器が修繕されており、利用しやすくなりましたが、まだハモる場合が多い。また、南箕輪小学校の体育館で使用している暗幕が劣化などにより、利用する際、本来の役目が果たせない。住民との懇談会の折にも要望事項としても上げられております。音響施設、暗幕とも、修繕の費用もかさむことと思いますが、本来の機能となることを期待し、3項目めの質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 教育関係の部分につきましては教育長にお答えをさせていただきます。

屋内運動場の音響施設の部分の話がありました。これは、やむを得ませんので、そんな御理解をお願いしたいと思います。あれは運動施設で、音響施設として、そういう部分で十分つくってありませんので、改修するまではやむを得ないということで御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号7番、都志今朝一議員の御質問にお答えします。

まず、今、村長のほうから屋内運動場のことで答弁がありましたが、回答がありましたが、ポータブルを活用ということで、現状は動いているということで御理解をいただければと思

います。よろしくお願ひします。

南部小学校の体育館、それから、各校の暗幕、あと床が滑りやすい、あるいは水銀灯というお話もいただきました。ありがとうございます。

南部小学校の体育館につきましては、平成26年度に天井の落下の可能性があるということで、防止工事を行って、その後、管内が音の反響等によって、先ほどお話がありましたが、式典等で聞こえづらいという、そんな状況を我々も認識しております。授業等でも使いますし、非常に大事な点だと思ひますが、本12月の議会の一般会計補正予算のほうでは、南部小学校体育館のスピーカーの増設をお願いしております。ただ、スピーカーを増設すれば、じゃあ聞こえがよくなるかどうかはちょっと不透明なところがございまして、そこをしっかりと確認しながら対応を検討してまいりたい、そんなことを考えております。

それから、小中学校の体育館の暗幕についてでございますが、今、南箕輪小のお話をいただきながら、それから、南部小の話も伝わってきております。ですが、特段、学校側からその要望を事務局のほうで受けているわけでは、要望が出されては現在おりませんので、運営上支障がないという受けとめもできなくはないかなと、そんな判断でおりますが、いずれにしろ、長年の使用によって、学校によっては、劣化、あるいは破損しているところがありますので、計画的に修繕のほうに取り組みたいというふうに思っています。

あわせて、学校としっかりと連絡をとりながら、また地域の方の御要望を受けながら、今の滑りやすい床のあたり、それから水銀灯の点灯等々、計画的に改善を図ってまいりたいと思ひます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 施設も多く、管理も大変になると思われまひます。適切な管理で、施設の運営がスムーズにいくことをお願ひし、続いて、4項目めの交通安全対策についての1件目のゾーン30の進捗状況についてをお伺ひいたします。

南部小学校、信州大学を中心とした南原、神子柴の一部地域、区域面積は約1平方キロメートルとなる。ゾーン30は、生活道路において、歩行者の安全な通行を確保することを目的とし、区域を定め、時速30キロの速度規制が行われる地域であり、ゾーン30の指定については、県公安委員会の指定である。また、幹線道路より進入部には、区域内である標識、標示などが必要であると思われまひます。どのような形で行うのかと、公安委員会の指定の時期はいつごろになるかをお伺ひし、1件目の質問といたします。答弁をお願ひいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ゾーン30の御質問であります。

該当地区につきましては、ゾーン30ということで進めてまいりました。先月の11月24日付で、長野県公安委員会の意思決定がなされたという報告を受けております。したがいまして、年度内には30キロメートルの速度規制標識がゾーンの入り口になる道路に設置されます。これにあわせまして、村では、道路面へゾーン30の標示を行ってまいります。その他の交通標識等々も設置していかなければというふうに思ひます。

この設置につきましては、社会資本整備の交付金で考えておりましたが、制度が変更になりまして、補助対象外となつてしまいましたので、村の単独事業として予算づけしてありますので、実施してまいります。これは、早急に実施してまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 12月1日より31日まで、年末交通安全運動が実施されており、上伊那地域では、11月に3件連続して交通死亡事故が発生しております。このような事故の防止にもなると思われまます。早い時期の指定となることをお願いし、2件目の橋梁の耐震対策工事の進捗状況についてをお伺いいたします。

長寿命化修繕計画において、修繕工が必要な橋は17橋あり、工事が完了した橋梁は3橋、現在工事中の橋は2橋で、丘下第3号橋はまだ着工されておられません。

橋の長寿命化の工事は、国庫金の補助を受けて、多額の予算を必要とする事業です。4月の熊本地震の折、耐震工事が終了していない橋梁が22橋被害を受け、道路が通行どめになり、生活に支障を来しました。

村では、12橋が未改修です。今後の橋梁の耐震対策工事、長寿命化修繕工事の進捗はどうかと、耐震対策工事の今後の計画についてをお伺いし、質問といたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 橋梁の御質問であります。

村が管理する橋梁は91カ所あります。大変な橋梁の数でありまして、全ての橋の簡易点検は実施いたしました。それに基づきまして、橋梁の長寿命化修繕計画を策定してあるところであります。特に重要なものの観点から、17橋を選定し、計画的に24年度から修繕工事に取り組んでおるところであります。1年に一つずつということであります。したがって、17年かかるのかなという思いでありますけれども、これは多額の費用がかかりますので、やむを得ないというふうに考えております。

その中で、特に災害時の緊急輸送路線にかかる橋、これを優先的にやっておるところであります。本村の場合は、大芝高原が災害時の防災拠点施設であります。県の物資輸送拠点にもなっておるところでありますし、広域拠点のヘリポートにもなっております。こういったことから、そこに通ずる国道153、それから361号、広域農道、村道6号線、村道1号線を選定しておるところであります。広域農道では高根橋、平成24年度に更新が終了しております。村道6号線には橋はありません。国道153号バイパスを結ぶ村道1号線の丘下3号橋、今年度実施をしております。入札が済んで、間もなく工事にかかれるんじゃないかというふうに思います。それから、中央道をまたぐ村道8号線の中野原橋も更新が終了しております。そのほかには、大泉川での荒井坂橋、花窪橋、終了いたしました。今年度まで6橋ということで完了が予定されております。先ほども申し上げましたが、多額の費用がかかりますので、1年に1橋ずつということで御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） いつ起きるかわからない地震に対しての工事です。早い時期の完成をお願いし、5項目めのふるさと納税、果物などの返礼品についてをお伺いいたします。

ふるさと納税は、2016年6月時点で1,788の自治体が、お礼の品として特産品をくれております。

村への納税額も年々ふえてきているところであります。贈り物としての需要が高い果物は、

返礼品の中でも人気が高く、特にランキング上位に入っているものの中に、村の特産物でもあるリンゴのサンふじが含まれております。村での果物の返礼品は、ナシ、リンゴで、箱数合計での契約がしてあり、サンふじの返礼の前に、契約の数が満了し、サンふじが返礼品として扱えません。契約の個数の数などをふやすなどの考えがあるかをお伺いし、返礼品の質問いたします。答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） ふるさと納税の返礼品についてであります。

ふるさと納税は、さまざまな議論があるところであります。私も、本来のふるさと納税からかけ離れておるといような話もさせていただきました。しかし、時代によりおくれるわけにはいきませんので、返礼品ということで充実をさせていただいておるところであります。ことしの1月から、専門業者さとふるというところに委託をいたしました。そんな関係で、11月末現在で1,180件、寄附金額が1,374万円ということで、大幅に、前年の11月末と比べますと、2.5倍ぐらいになってきておるところであります。この返礼品が一番問題でありまして、それによってふるさと納税の額がかなり大きく変わってくるということでもあります。うちの返礼品の中で一番は、味工房のジェラートであります。500件近い返礼品となっております。続いて、ナシ、リンゴの果物関係、それから風の村米だより、これが100セットということで行いましたが、すぐ売れてしまいました。これは、米につきましては、急遽、また100セット追加で出品することといたしました。

一番は、数をどう設定するか、このことが一番問題でありますけれども、できることであれば、数多くしたいというふうには思っております。この辺を誤らないようにはやっていく必要がありますけれども、一番は品質の部分、各農家がそれぞれに対応していただくということ、これは本当に難しい部分であります。したがって、あじーなを中心としてということでもあります。

サンふじがなくなったという部分につきまして、ちょっと私、承知をしておりませんので、担当課長のほうからお答えを申し上げます。

今申し上げましたように、品質の確保が最も重要でありますので、ここをどうクリアしていくのかということでもあります。発送準備やクレーム対応、品質管理、こういったことは事業者としての体制を整える必要があるというふうには思っております。これがクリアできれば、結構品物が、伸びていくんじゃないかなというふうには思っております。並行して、その辺は模索してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） ただいま、リンゴ、サンふじの関係でございますけれども、リンゴ、ナシの100セット最初に決めるわけですけれども、これにつきまして、リンゴを集めるときに、贈答用のよいものだけというわけにもいきませんので、ほかのグレート、低いものも合わせて購入する必要があるということで、数のほうが限定されてしまうということでもあります。このサンふじにつきましても、村のほうのホームページでいきますと、サンふじやっているので、そこら辺は対応はできているかと思っておりますけれども、いずれにしても、今後につきましては、またほかの種類の方も返礼品のほうに加えるようなことも、また業者の方と打ち合わせをして、種類をふやすなり、またグレードを分けるということも、

分けて品物に追加するということも検討できますので、そんなことをまたあじーなさんとか、そういった業者関係の方とも打ち合わせをしてみたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） 今、ちょっとあれなんだけれど、サンふじは、ナシとシナノスイートとか、そういうので100箱がもう出ちゃうそうです。サンふじの分については、対応ができないというような、ちょっとそんなようなあれを聞いたんですけど、そこらのところは大丈夫ですか。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） リンゴにつきまして、サンふじをやっております、サンふじのほうで出荷をしているので、それはちょっと、100箱出ておりますので、サンふじについては大丈夫と認識をしております。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） はいじゃあ、全体で200箱ということですね。

議長（原 悟郎） 平嶋財務課長。

財務課長（平嶋 寛秋） ですので、実績からいきますと、ナシについては南水の5キロの分を103件出しておりますし、リンゴについてはサンふじ5キロを100件出しております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、都志議員。

7番（都志今朝一） はい、わかりました。

なるべく数をふやしてもらって、ふるさと納税の納税額が多額になることを期待して、私の質問を終わります。

議長（原 悟郎） これで、7番、都志今朝一議員の質問は終わります。

ただいまから3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時34分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

本日最終番になりました。

8番、三澤澄子議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤澄子です。

お疲れとは思いますが、もうしばらく御辛抱願いたいと思います。

それでは、あらかじめ通告いたしました四つの項目について質問をいたします。御答弁よろしく願いいたします。

最初に、こども館の体制と運営についてであります。

29年度には開館予定であります。6月には建物は完成するということであり、建設は順調に進んでいるというふうに思います。

村では、この間、保育園、小学校、中学校等、改築を重ね、子育てを支える仕組みも充実してきた中で、こども館とはどのような施設か、誰がどのように使い、支えるのか、全く見えていないのが現状だというふうに思います。

村報の7月号では、特集として両面で書いてあります。ここに、こども館の基本理念とい

うふうに書いてあるわけでありまして。こども館の基本理念は、こども・ふれあい・夢体験ということで、この理念を具体化する三つの柱として、子ども自身を育む場、子育て力を高め支援する場、ふれあい・集いの場というふうに三つが書いてありますけれども、順次お知らせしていくというふうに書いてあるわけでありまして。建築については、私たちが、起工式も行い、教育委員会が説明をしてきていただいております。運営や体制は、実際のところどのようにしているのかが明確ではありません。多くの関係している皆さんから不安の声が上がっているのも事実であります。

もともと、これだけ大規模な施設をつくっていくならば、館長を決め、きちんとした運営理念のもとに、関係する皆さん、利用者、住民の立場、それぞれの声を反映させて、まず計画を明らかにしていくことが必要じゃないでしょうか。そういう点では、一日も早く館長を職員体制を決め、運営準備室を立ち上げて、村全体で子育て日本一にふさわしい支援をしていくことが求められていくと思います。御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 8番、三澤澄子議員の御質問にお答えいたします。

こども館についての御質問でございます。

現在、こども館は、建物のほうは精力的な部分で建築を進めておるところであります。来年の6月か7月、その辺には完成になってくるというふうに思っておるところであります。その内容が大切であります。このことは承知しておるところでございます。現在、3課を中心に、その検討を行っておるところであります。平成29年4月までには、こども館担当の職員配置も決めていかなければならないところあります。担当が決まり次第、打ち合わせをしながら、開館に向けて準備をまいります。

現状の部分、順次お知らせはしていきたいというふうに思いますし、また、不満の声も上がっておるといふようなことであります。不満の声というのは、ちょっと私のところへは届いておりませんので、申しわけありません。承知はしていないところでございます。

こども館の担当課をどこにするのか。これは、子育て支援課とすることで決めさせていただきました。

現在までの考え方を申し上げます。これ、現在までの考え方として捉えていただければと思います。子育て支援課、担当課ということで決めさせていただきました。それに、教育委員会や健康福祉課がどうかかわっていくのかということで検討を進めておるところでございます。現状では、2係制にまいりたいと、こども館係と子育て教育支援相談室、こういう2係制で考えておるところであります。こども館の中のこども館係につきましても、こども館の当然管理運営、児童館の企画運営、放課後児童クラブの運営、すくすくはうす、これは別のところにありますけれども、その運営にもかかわってまいりたいと、それからファミリーサポートセンターの運営、各種研修を担っていただく。将来的には、放課後子ども教室、こんなものができていけばいいのかなというふうに思っておるところであります。子育て教育支援相談室の中には、子育て世代の包括支援センターを設置してまいりたいと、ここで母子手帳の発行等々も行っていければというふうに思っておりますし、子育て教育相談、これはもちろんのことです。就学相談、保育園の巡回相談、障害児相談支援事業、療育の支援訪問事業、産後育児ヘルパー事業、子育て支援短期利用事業等々を行っていければと

いうふうに思っておるところであります。したがいまして、現在のところの考え方は、こういった当面はということで御理解をいただければというふうに思います。こういったことをやっていければというふうに考えておるところであります。

人員等につきましては、現在、人数を含めて検討中ということでお願いいたします。館長につきましても、今はちょっと決まっていないのが実態であります。子育て支援課長の兼務にするのか、専門の館長を置くのか、この辺は早期に結論づけをしまいたいというふうに考えております。兼務の場合は、教育関係者を専門員的な立場として、全体の統括を行う、こういった人は起きたいというふうに考えております。館長がそうした人になれば、それは必要ないわけでありませけれども、子育て支援課長兼務ということであれば、当然そこを統括していく人が必要となつてまいりますので、教育関係者の専門的な方を考えております。そのほかには、保健師、事務職はもちろんでありますけれども、保健師、作業療法士、臨床心理士、子育て教育相談員、これは今の村公民館から移つてまいります。放課後児童クラブ支援員並びにコーディネーター等々、必要な人員を今洗い出しておるところでございます。この辺が固まり次第、人員を確定しながら、しっかりと運営ができるように今取り組んでおるところでありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、現在までの状況をお知らせいただいたところあります。

まず、担当課が子育て支援課ということだと思います。その中で、今、それぞれの人員体制を整えているということでもありますけれども、今、不安の声が届いていないという話をいただきました。3課のみ、庁内のみでやっているからそういうことになるわけでもあります。実際には、これからここへ参加していくそれぞれの団体があるわけでもあります。その部分の皆さんが、部屋はこうやってつくるよという話を聞くだけであつて、実際に中はどういうふうにするのかということ。今、抱えている問題をどのように解決していくかということが全く見えないわけでありまして、もともとこれだけの大きなものをつくるのであつたら、館長がまず先でしょと私は思います。兼任は絶対にだめだというふうに思います。館長のもとに、運営の体制も、どういう内容にしていくのかということも、広い声を聞きながらつくつて、つくり上げた中で建物ができていくというふうに通常は思うわけでもあります。それが、建物が先行し、理念のみはあるわけでもありますけれども、それが具体的にどうなるのかとか、全く見えない中で、これでいいのかという思いはしております。一刻も早く館長と外部の含めた検討をしないと、4月からでは遅いと思います。たった3カ月や4カ月でそういうものを、ある程度形ができてしまった後でしかもやるということでは、ちょっとこの姿勢はどうかなというふうに思います。もう一度ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 言われることはごもっともな部分もあるわけでもあります。十分、今検討しているところありますし、そもそも、このこども館の計画につきましては、当初は放課後児童クラブに対応する施設でいこうという考え方でおつたところあります。それが、いろんな皆さんからの御意見の中で、こども館的な、児童館を含めたものをつくつていったほうがという声をいただきまして、こども館ということになったわけでもあります。したがいまして、その部分で若干の違いがあつたということでもあります。その辺は御理解をい

ただきたいなというふうに思います。本来でありますと、十分そこを詰めて、どういう建物にするのか、そういうことでありましたけれども、放課後児童クラブがどうにもならないと同時に、小学校がどうにもならないということで、急遽建設に踏み切ったところであります。その辺は、議員各位の皆さんも御理解もいただいております。したがって、今、精力的に詰めておりますので、それが整いといいますか、ある程度見えてきた段階で、そういった作業に入っていきたいなというふうに考えております。

館長につきましては、専門の館長を置くことが理想かなという思いもあります。同時に、ネウボラ的な部分もやっていかなければなりませんので、その中心となる子育て支援課、このかわりが非常に重要となってまいりますので、子育て支援課長兼務で館長にかわる人材を配置する、そのことも視野に入れておるところでありますので、もうしばらく時間をいただきたいなというふうに思います。

三澤議員のおっしゃることは、それは当然そういう部分もあろうかというふうに思います。今、精力的に詰めております。よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） それでは、次に、こども館の多くのスペースを占める、もともとの目的でありました南箕輪小学校の放課後児童クラブについてお聞きします。

先日、子供たちの様子を唐澤議員と一緒にちょっと見せていただいたわけでありまして。低学年と高学年で、地区で縦割りにし、2部屋ずつ四つの教室で、楽しそうに宿題をしたり、本を読んだり、運動をしたりと過ごしておりました。高学年はまだ来ていませんでしたので、今、ふえ続けている児童生徒の現状の中で、学校現場の中でもさまざまな問題が起きているというふうに承知しております。それは、そのまま放課後児童でも同様な部分だというふうにお聞きしました。

指導員の先生方は、子供たちの成長を願って、寄り添いながら頑張っておられます。長野県の放課後児童連絡協議会の研修にも参加されたとお聞きしております。厚労省で出された放課後児童クラブ運営指針をもとに、よりよい学童クラブをというふうに取り組んでいるというふうにお聞きしました。

村には、放課後児童につきましては要綱しかありません。

これは、文科省から出されました放課後児童クラブ運営指針であります。全24ページであります。その策定の経緯及びポイントというものが4枚ばかり、インターネットから取り出せるわけでありまして。これを見ますと、本当に細かに、いろんな支援の体制や運営のあり方など、全てについて網羅しております。放課後クラブは、今、教育委員会の管轄になりますけれども、こういうものをもって今進められているのかどうか、運営に責任を持っている箇所だというふうに思いますので、そのことをお聞きしたいというふうに思います。

そして、今、問題がたくさんあるというふうに申し上げました。指導員の先生方も、実際に部屋を四つ与えられているけれども、この間、見ましても、例えば、あそこは体育館と学校を使っておりますので、体育館に直結したり、図書館なども近くにあつて、そういうことも、広々と本当に利用できているわけでありまして。それが、今度四つの部屋の中でどのように放課後児童が展開されるのかなという不安なども抱えておられました。そういう運営そのものについて全く連携がないということが、私はちょっと不思議だなというふうに思います。

し、また、この中にも書いてありますけれども、放課後クラブと家庭とをつないで、運営を支える体制はどうなっているのかなということもお聞きしたいと思います。実は、子供たちの様子を家庭にお知らせしようというふうに先生たちは思うわけでありましてけれども、その文書の一つ出すにしても、教育委員会の許可がないければ出せないということで、本当はもっと密に家庭との連絡もとったりしながら、よりよい保育をしたいというふうに思っているわけでありましてけれども、その部分もなかなかかなわないという悩みもおっしゃっておりますので、ぜひその点も含めてお願いしたいなと思います。

子育て相談、教育相談室でありますけれども、現在、村公民館の一部を、1室を使って活動しておられます。それぞれ専門職の皆さんが、臨時でありますけれども、一人一人の相談に丁寧に応えております。

実は、12月3日には村民センターで、貧困問題やその現状を考えるシンポジウムが開かれました。伊那市教育委員会の子ども相談室の保健師さん、山口さんと反貧困セーフネットのアルプスの児玉さんのお話をお聞きしました。村民センターでこういうものが開かれましたので、こういうシンポジウムにはぜひ会場を貸すだけでなく、職員の皆さんも参加して、学んでいただきたいなというふうに思うわけでありましてけれども、2人のお話で共通するところは、核となる行政が中心にあって、さまざまな団体組織が複合的にかかわり、地域全体で支える仕組みがあるということなんです。相談件数も多く、夜遅くまで、また継続しての対応など、人員不足も大変な状況とお聞きしました。村の相談室も同じ状況だというふうに思います。

放課後児童クラブと子育て相談室がこども館のメインになるというふうに思うんですけれども、今述べたように、現状と課題を明確にして、こども館の運営にどのように反映させていくか、それが求められていると思いますので、御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議員番号8番、三澤澄子議員からの御質問にお答えしたいと思います。

放課後児童クラブの現状と課題、それから子育て相談室の体制等々、明確にして、今度、こども館で、どうそれを実現していくか。うんと大事な御質問というふうに賜っております。

既に御案内のとおり、あるいは、今、村長からお話がありましたけれども、こども館の中に放課後児童クラブ、それから子育て教育支援相談室が置かれると、そういう中でございます。

放課後児童クラブにつきましてですが、今度、支援課のほうに移行していくわけですがけれども、2017年の税制改正も踏まえながらということを見たときに、よりニーズが、あるいはもっと言うと、利用するお子さんがふえるだろうと、そんな予測もされます。もともと、低学年を対象とした放課後児童クラブで、前はもっと小さい人数の中で、ほのぼのとというか、家庭的な雰囲気を持ちながら運営されてきた放課後児童クラブなんですけれども、議員御指摘のように、指針を、いろいろなものを、文科からも含めながら、村で整えて、現在に、支援員の採用、研修等々含めながら至っております。6年生までの大勢の人数の中で、高学年のお子さん、A君、B君とは言いませんが、ときによっては、1人のお子さんへ1人の支援員が対応しなければいけない状況、あるいはトラブルも、正直申して結構ございます。それ

は、10人ぐらいを1人の支援員が見ていくという体制面もあろうかと思いますが、学校生活を終えて、少し気持ちが楽になっている。それから、縦集団というか、フリーの状況の中で子供たちの関係性も出てくるということも理解しております。

ですので、支援体制をどうしていくかということで今後を見たときに、今までは、子供たちの様子を見ていく、見守るという言葉もありますが、そういう状況できているわけですが、それはもう方向を転換しながら、どう子供の生活を整える、そういう視点で、議員の皆様の、本当、お考えもいただきながら今後動いていかないと、放課後児童クラブ、南箕輪小に限らず、南部小もですよ、そこのところをより子供たちの充実した時間ですので、にしなきゃいけないと思いますので、と考えると、ぜひお力をいただければということを考えています。

それから、子育て教育支援相談室ですが、ここにいますが、私、9月までそこにいたので、その内容については自身も承知して当然ですが、7年目ということで、先ほど御指摘というか、お話しいただいたように、相談の、継続的な相談がふえる、あるいは複雑化、ちょっと深刻という言葉を使っていいかどうか、深い内容も入ってきております。現在、済みません、申しわけないと思いつながら3名で業務に当たっておりますが、巡回相談とか、幼対協とか、あるいは講座もやっておったり、フル回転で動いています。今年度から、保健師が1名、全くすぼんとお一人ではないんですが、1名お力をいただきながらというか、入っておりますので、子供の成長に合わせた相談、あるいは関係機関との連携も、そこのところでのつなぎも、より確かなものというような充実が見られてきています。

これらのことを踏まえながら、こども館では、放課後児童クラブのさらなる充実、先ほどの村長から、コーディネーターという言葉もありましたが、学校と放課後児童クラブをしっかりつなぐ、それから家庭とつなぐ。今、家庭とということ御指摘いただきましたが、支援員さんたちは子供さんの様子を家庭に伝えたいですよ、うんと。学校、放課後、家庭、そこをうまくつなぐシステムが必要ではないかなというふうに思っております。現に、昨年、一昨年、ちょっと不確かですが、クラブを利用するに当たっては、保護者面談を入れていきます。単に家庭の、お家の方も預ければじゃなくて、この子をどういうふうに預けるというか、お子さんを心配することを踏まえながら支援員さんに伝えていくとか、教育委員会も承って、そんな流れをつくっておりますので、それをより確かなものとしていく必要があるかなと、そんなことを思っています。

ですので、子育て相談室とクラブとの連携も、その上で出てきましようし、それから親御さんへの支援にもなろうかと。だから、そこを全体的に整えながらいくことが、さらなる支援体制の構築になるかなということも思っております。

いずれにしても、村長肝いりでこのこども館を考えておりますので、将来を担う子供たちが健やかに成長できるよう、学び、遊び、そして地域の方、子供たち同士で交流できるように、そんなことを描きながら、楽しい空間ができることを強く願っております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 今、教育長さんのほうから、丁寧なお答えをいただきました。ここに書かれている問題は、現場に先生おいでたので、わかっているというふうに思いますし、今は教育委員会の中に入られ、子育て相談室の中にもいられたので、両方のものを、やっぱりきちんと、一刻も早く、子育て支援課と一緒に取り組んでいただきたいな

というふうに思いますし、子育て支援課もなかなかほかのたくさんの業務を抱えているので、具体的にそのところへかかりつけにならないというところがあると思うんです。だからこそ、やっぱり中心になる人、1人、どうしても早く置いて、まとめながら、運営そのものにしっかりと、今、村長が言われるような理念に取り組んでもらえばいいなというふうに思いますし、3番目として、また今言いますように、子供にかかわる施設で、すすすくはうすとか、たけのこ園などがあります。それぞれ、理想と理念を持ってつくった施設であります、これらも。より開かれた運営が今求められているなというふうにも思います。この運営も、一緒に取り組んでいくということでもありますけれども、現在も、なかなか狭いところに何かとどまっているような感じがいたしますし、今度、こども館にできるについて、より開かれた体制をつくるのが大事だと思いますし、子供に係る全ての団体や個人など、連携や支援も今から組み立てていく必要があるというふうに思います。外の関係も、先ほど村長さんが少し言われましたけれど、その点だけ一言お願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 連携の問題が出されました。

その前に、中心となる人は今考えております。ただ、現在まで公表できるということではありませんので、そんな点は御勘弁をいただきたいなというふうに思います。教育委員会と、その辺はしっかりと打ち合わせをしながら、今やっておるところであります。

また、同時に、質問とは離れますけれども、これも子育て教育という分野で、学校との連携といいますか、学校も大変な状況になっておりますので、教育委員会と学校をつなぐ教育的な専門員を置く考え方で今進んでおるところであります。これ、学校の安定化、同時に学力の向上、いろんな面を含めて、そういった部分も必要かなというふうに、今、教育長と話をしておるところであります。そういった人事絡みもありますので、中心となる館長的な人につきましては、もうしばらく時間をいただきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、それは置いてまいりますので、お願いいたします。

また、3番目の質問であります、連携支援体制の分野、これが一番最重要課題であります。ここをしっかりとやっていかないと難しいだろうというふうに思っておるところであります。今まで以上にこういった連携は強めていきたいなというふうに思っておるところでございます。まずは子育て世代包括支援センター、このことを軌道に乗せていきたいというふうに思います。そこからいろんな連携を育んでまいりたい、こういう考え方でおりますので、よろしくお願いいたします。その連携も、最終的には地域の皆さんとの連携ということも出てくるというふうに思います。

したがって、しっかりその辺はやっていくつもりでありますけれども、今の段階でどういう連携をとということを申し上げることができませんので、その辺は御勘弁をいただきたいなというふうに思います。

いずれにいたしましても、開館までにはしっかりと体制をつくって、これは一つには、やりながら連携を図っていくということもやっていかざるを得ないというふうに私は思っておりますので、そんな点はぜひ御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） では、ちょっと時間がないので、次の質問にまいりたいと思いま

す。

平和への取り組みということでございます。

先月17日に、天皇、皇后両陛下が満蒙開拓平和記念館を訪問されました。

この満蒙開拓平和記念館は、昭和恐慌などを背景に、日本が国策として進めた満蒙開拓の歴史を伝える全国初の施設でありまして、2006年に飯田日中友好協会が設置構想を決定し、13年4月に阿智村に開館しました。設置理念で、満蒙開拓の史実を記録、保存、展示、学習する拠点とし、平和のとうとさ、戦争の悲惨さを発信していくとうたっております。阿智村が村有地を無償で貸与し、総事業費1億2,000万、寄附を中心にして建設されたというふう聞いております。

先日、両陛下は、館内をめぐり、元開拓団員4人と懇談し、80から90代になった元団員にいたわりの言葉をかけ、皆さんがつくった平和な日本ですと、戦争の歴史に学ぶことが大切だと、多くの人に語り伝えてくださいと励まされたと書いてありました。また、副館長の寺沢さんは、館の特徴は、開拓団が受けた被害だけでなく、加害の面も伝えてきたことだということで、国が開拓団を当時のソ連国境の防波堤としたこと、開拓団は中国の人々にとって、土地や家を奪う相手だったということも率直に語ったと書かれています。

私も、この間、2回ほど記念館を訪れましたが、このときには木曾山林高校の生徒が一緒に見学されておりまして、ボランティアの方は、戦争とはどういうものか考えてみてほしいと話されておりまして。

村長は、記念館を訪れたかどうか、ちょっとわかりませんが、こういうふうにご訪問された、そしてまた、戦争に学び、次の世代に伝えるということをおっしゃっていたことについてどのようにお考えか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 平和の取り組みの1番目であります。

今、議員がおっしゃられたとおりに、天皇陛下は、皆さんがつくった平和な日本ですというふうなお声をかけられたということでもあります。天皇陛下にあっては、歴史を直視しながら、日本国のために御苦労いただいた国民への思いを強く持たれていらっしゃることに對しまして、本当に衷心より感謝を申し上げておるところでございます。そのお心に答えるべく、私達も平和を追求していかなければならない、そんな思いでおるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） ありがとうございます。

昨年8月15、16日であります。平和のための信州戦争展が伊那文化会館で開かれました。その展示補足資料というのが、今、皆さんに、ちょっと一部抜粋してお届けしてあります。満蒙開拓団の青少年義勇軍と上伊那という項目でありまして、一部資料をつけたんですけれども、ちょっと見ていただくとわかりますけれども、村の開拓団の送出者数は、上伊那で2,257名のうち55名、そのうち犠牲になった方が395名のうち、村で19名というふうにご記されております。義勇軍には、520人中、村で14名行っております。村では、戦没者慰霊祭は行っておりますが、議会が毎年参列させていただいておりますが、満蒙開拓など、国策で犠牲になった方々の調査、支援等を行ってきたかお聞きします。

また、憲法公布70年の今、改めて戦争の実相を学ぶ、伝えていく取り組みが必要ではない

かというふうに思っております。下伊那では、学校教育で記念館への学習を行っておりますが、村でも、小中学校を通じて、1回は記念館での学習をしたらどうかというふうに提案いたします。辰野町では、町の有線放送で、町民の戦争体験を取り上げる中で、広報にも連続して書いたというふう聞いております。それを、特集を続けて、戦争体験集としてまとめて残しているというふうにお聞きしています。伊那ケーブルテレビでも、ずっとこの間、特集を続けています。時々、私も見ておまして、村の方々も何人か語られているのをお見受けしております。戦争体験をされた方も、71年たつて高齢化され、直接お話を伺うこともできなくなります。公民館活動として、記録として残していくことも必要ではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 学校関係、公民館関係につきましては、教育長のほうからお答え申し上げます。

満蒙開拓団につきましては、村内からも開拓団に参加された方がおり、犠牲になった方もおられるということで、本当に残念なことであります。こうした歴史を語り継いでいくこと、これは非常に重要なことだと考えております。

そうした中で、村としては、特別そういったことを実施した経過はないところであります。過去には、中国残留孤児、残留婦人の肉親探し等々に協力をして、事務を行ったという経過がありますけれども、満蒙開拓団に関する支援とか、そういった特別なことはしていないところであります。

いずれにいたしましても、戦争の悲惨さを伝えていくということ、このことは大切なことであります。本当に、体験を語れる人が少なくなってきておる。ケーブルテレビでやっているのを私も時間があるときにはたまに聞いておるところであります。村民の皆さんも参加なされており、そういう皆さんに、より多く語り継いでいただければなというふうに思っておるところであります。村誌等には、満蒙開拓団に関しまして記載がされておる、こういうことであります。また、記念館の存在等についてはお知らせをしていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） ちょっとお答えとずれてもよろしいですか。大事な時間と思いがらですが、少しお時間ください。

満蒙開拓団のこの資料をいただきまして、私、非常に個人的興味があつて、前々任校で、実は関係したことがあつたものですから。それで、長野県は、非常に教師がかなりプッシュした割合が高いです。ある資料によると、70から80%。それで、上伊那教育会、信濃教育会がその後押しという経緯がございますが、上伊那教育会では、8月に伊那公園で青年の塔へ慰霊をしております。それは、平和教育のために慰霊をし、決意を固める、そういうことがございますので、上伊那から、本村からも満蒙開拓青少年義勇団に大勢の方が行かれたということは承知しておりますので、済みません、ちょっとずれましたが。

平和教育につきましてはですが、阿智へ直接というのは授業時数とか、ちょっと距離的に遠い状況がございますので、難しさもあるなということも思っておりますが、現在、小中学校では、平和学習というくくりではないですが、いろんなところに、教材の中に平和につながる、平和学習につながる、それは、いわゆる教育基本法の理念のまっぴつにある平和のとこ

ろですよ、それにつながる学習を進めています。例えば、一つの花とか、ちいちゃんのかげおくりという教材がございますが、その学びとか、あるいは、6年生では、戦争に関することから平和学習、また中学校では、歴史の中でいろんな戦争のことを取り上げながらということ。また、人権教育も、広く人権教育を通しながら、人権を侵害するものは戦争であると、そういうことで、クラスの中で話題にした、子供たちが話し合ったクラス。それから、合唱コンクールで平和の鐘を歌って、その歌詞について考え合う、そのような実践。それから、オバマ大統領が広島訪問のところをクラスの中で話題、教材として、教材ってオバマさんに失礼ですけども、話題にしながら話し合ったというクラス。それから、ことしの3年4組なんですけど、総合的な学習の時間の中で、戦争ということを取り上げながら、かなり突っ込んで、子供たちがうんと考えたという、そういう実践もいただいております。

ですので、これが平和教育というところはなかなか難しいところもあるかと思いますが、でも、全体を通しながら、それを根底に据えてという教育が営まれています。

それから、戦争体験等、公民館活動でという御要望というか、賜りながら、また教育委員会の社会教育と検討しながらということで、ここのところで預らせていただいてよろしいでしょうか。お願いいたします。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 済みません、ちょっと時間がなくなりましたので、3の原水爆禁止、核兵器廃絶の運動についてであります。

これは、先日、10月22日に村民センターで、被団協の木戸さんのお話もお聞きしました。今、始められていることが、今、日本は、被爆国日本の広島、長崎に加えて、福島、福島の三つの片仮名で書かれた都市を持つ私たち、私たちは今ここで何をなすべきかが今問われているというふうに思います。今、原水爆禁止の運動の中で、新たに核兵器廃絶を求めて、被爆者、広島、長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名というのが取り組まれていることになっています。村長さんのところには、直接その署名をお願いしてあると思いますので、県内の市長さんのところへはお送りし、ちょっとかなり署名の人が少数派になってきておりますので、ぜひ署名をいただきながら、村内へ、またこういう運動もお知らせしていただきたいと思いますというふうに思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、もう一つだけ。

今、非核平和都市宣言の標柱を撤去するというふうになっております。これは、平和を求める村民の総意として決議された大事なものでありますので、さまざまな取り組みとともに、村の顔として、新たなものをぜひ示していくことが必要ではないかと思っております。ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思います。

ちょっとお答えは、ちょっと時間がなくなっちゃったので、済みません、じゃあ一言だけ。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 一言だけということですので、御指摘の核兵器廃絶国際署名につきましては、10月に既に署名をさせていただきました。

標柱につきましては、今議会に撤去の費用を出してあります。これは、老朽化してきて、入り口をすっきりしたいということで考えたところでもあります。変わるものといましては、懸垂幕を掲げるところがありますので、その対応はしていかなきゃならんというふうには思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 済みません。

次に、医療介護の問題について、ちょっと移らせていただきます。

三つ出しましたけれども、一緒に全部御質問いたしますので、ちょっとお願いいたします。

参議院選後、厚労省は、連続して医療介護に係る負担増、サービスの切り下げが新聞報道されてきております。厚労省は、30日に、高齢者医療に大幅な負担増を迫る取りまとめ案を社会保障審議会医療保険部会に示しました。それによれば、後期高齢医療の保険料軽減を廃止、916万人の保険料が2から10倍になる、70歳以上の自己負担引き上げ、一般所得者外来が1万2,000円を最大が5万7,600円になる、療養病床の65歳以上の居住費引き上げなどです。後期高齢者保険料は、年金引き落としが多いわけですがけれども、現在の収納率や短期保険証の発行はあるでしょうか。また、29年度から、見直し開始となった場合には、保険料はどうか、また周知や広報はどうか、お聞きします。

国民健康保険についてであります。

2018年から、国保は都道府県移管になることになっています。報道では、国保移管財政支援が数百億円減額になると言われて、今でも高い国保税が、年金や小規模事業者の生活を圧迫し、滞納が年々ふえています。資料としてもお示ししましたが、2014年データでは、長野県の差し押さえ率が全国8位になっています。村の実態はどうなっていますか。また、18年からの標準保険料は示されているか、村で行っている独自の施策は引き継がれるかどうか、お聞きいたします。

3番目として、介護保険の日常生活支援総合事業がようやく示されましたが、現行の介護予防を基本に、国の基準単価の8割で、指定事業者や利用者への皆さんへの説明を終えたということでもあります。サービスの後退や不満がないよう、丁寧な対応を求めるものでありますが、一つだけ、住民主体の支援について、近隣で始まっているところでは、まだなかなかその体制が整っていないということをお聞きしています。村では、ボランティア、サポーターの育成、それから、まっくん支え愛事業の進捗状況はどうなっているか、お聞きしたいお思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 時間がありませんので、端的にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、後期高齢者、減額の特例措置であります。

短期保険証につきましては、現在1名の方に発行しております。1名のみということになります。

軽減特例措置の見直しでありますけれども、保険料を賦課する長野県の後期高齢者医療の広域連合から、現段階では全く示されていないということでもあります。見直しの内容もまだ示されていないということでもあります。したがって、保険料がどのようになるかわからないのが実態であります。この辺が、通知が来次第、村民の皆さんにお知らせしてまいりたいというふうに思います。特例措置の見直しが行われますと、影響を受ける被保険者は540人ほどになるのではないかと予測しておるところでございます。

それから、国保の関係であります。差し押さえの件であります。

平成27年度実績で申し上げますと、件数は55件、金額はおよそ150万円の差し押さえを行いました。その主なものは給与であります。給与は限度がありますので、生活に影響を及ぼさないという限度額がありますので、その範囲内でやっておるのが実態であります。

標準保険料、まだまだこれからの問題であります。ただ、心配なことは、議員御指摘のとおり、国が繰り入れる部分を減額するというような話も出ておりますし、それは恐らくされるだろうというふうに思っております。それらを見ないと、標準保険料がどうなっていくのかわかりません。したがって、その動向を注視していかなければならないというふうに思います。

村からの繰り入れの部分であります。

独自施策の人間ドックだとか、いろんな分野につきましては、引き続き繰り入れはしていく、実施していくという考え方でおります。

赤字補填をどうするかということでありまして、状況を見ながらということと考えております。そうはいっても標準保険料、一気に、極端に上がるというわけには、私はこれまいらんだろうなというふうには思っておりますので、そんなことは考えてはいるところでございます。

次に、介護の問題であります。

一番頭の痛いのが、やはりサービスの担い手であります。これは、どこの市町村でもこのことが一番の悩みの種となっておりますのでございます。事業所につきましては、8割とか、いろんな分野で御理解いただいておりますし、よりきめ細かなそういった部分でこれからも実施していきたいと、サービスを受ける皆さんに不便がかからないようにしていかなければならないとは思っております。

まっくん支え愛事業でありますけれども、これも、申請者38人、ボランティアの登録者が53名ということになっております。その中には、除雪というのがかなり多くなってきておりますので、これはまっくん除雪隊のボランティアに依頼してあります。これは、本当に喜ばれておるところでありますし、民生委員会からもお礼も言われておるところであります。こういったまっくん除雪ボランティアというのができました。そういった例を参考にしながら、高齢者、地域で支える組織化がなされればいいなというふうに思っております。まっくん支え愛事業が、将来的にはそういう形に持っていけたら理想でありますので、そんな努力はしてまいります。

それから、なるほど・ザ地域塾というのをことしやりました。これは、引き続き、来年も開催をしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） ちょっとお答えの時間があるかどうか。

前回、9月に質問した就学援助の入学準備金支給時期についてであります。

入学前支給は、今、全国では、もうかなり進んできておるといふふうに聞いております。文科省でもそういう方針を示しておるといふふうに思いますので、ぜひ本村でも入学前支給、それぞれの保育料からとか推測できますので、ぜひ取り組んでいただきたいということと、学校徴収金の見直しや行事の見直しなどで、父母の負担を減らすように努力をお願いしたいと思っております。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

時間が少ないので、基本的なことだけお願いします。

教育長（清水 閣成） 入学前の準備金につきましては、30年度入学の皆さん、児童生徒を対象にということで現在検討しております。

それから、学校徴収金、行事の見直しですが、これは、都度、都度、もう学校で進めていますので、御家庭の負担をもちろん減らすようにという、そんな方向をということで検討しております。

それから、リユースといいますか、体操着とか、制服等でございますが、中学校で制服のリユースを、PTAの協力をいただきながら取り組みを進めている、そんな状況でございます。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 就学援助については、30年度からということであります。できれば、29年度から、予算的にはちょっと前倒しという部分がもしかしたらあるかもしれないんですけども、可能な限り進めていただくのが、今の子供の貧困、深刻な状況の中で、そういったときに悲しい思いをする子供が出ないように、ぜひ努力をお願いしたいなということをお願いして、私の質問を終わりにします。

議長（原 悟郎） これで、8番、三澤澄子議員の質問は終わります。

なお、3名の議員の質問をあす予定しております。あす15日午前9時から一般質問を続けることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。お疲れさまでした。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。御苦労さまでした。

散会 午後 4時23分

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日 (木曜日) 午前 9 時 0 0 分 開議

第 1 一般質問 (受付順位第 7 番から)

6 番 唐 澤 由 江

1 番 加 藤 泰 久

2 番 小 坂 泰 夫

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	住民環境課長	埋橋嘉彦
副村長	原茂樹	健康福祉課長	藤田貞文
教育長	清水閣成	子育て支援課長	有賀由起子
総務課長	堀正弘	産業課長	唐澤孝男
地域づくり推進課長	田中俊彦	建設水道課長	出羽澤平治
会計管理者	小澤久人	教育次長	藤澤隆
財務課長	平嶋寛秋	代表監査委員	原浩

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成28年12月15日

午前9時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。質問順に発言を許可いたします。

それぞれ、端的な質問、答弁に心がけてください。

7番、唐澤由江議員。

6番（唐澤 由江） おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

9月議会の一般質問で、ふれあいの里へ停留所をとという質問で、今度、協議会で実施できることになりまして、本当に一般質問してよかったなと思っております。きょうも幾つかありますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、こども館の新設に伴いクリアすべき問題点はということですが、思えば、7年前、私も子育て支援相談室を立ち上げて、発達障害の子の支援について、できるだけ専門部署へというようなことでやってきております。相談室の室長さんが教育長さんになり、また、きのうは、同僚議員に同じ問題を取り上げていただきました。ということは、やはり、こども館というものが余りにも大きな建物でありまして、統括が大変難しいというようなことで、私も相談員の思いをぶつけて、村長にぜひ考えていただきたいなという問題を上げました。

ネウボラということですので、ネウボラをやれるというのは、やはり妊娠から産後ケア、18歳までの子供を扱うわけですし、フィンランドの保健師の役割ということも脚光を浴びておりますけれども、子育て支援相談室を十分に重点的にすれば、行政経験のある今の保健師を嘱託化して、ずっと、営農センターみたいな感じで館長に抜てきしていただければ、絶対、子供の問題は大丈夫じゃないかなと思います。

かつて、私がたけのこ園について質問した経過がございます。議事録を見てもらえばわかりますが、村長は、社協へ委託してやりたいというようなことを言っていますが、独立したたけのこ園というものができて、今、本当に障害児問題について、本当に問題が解決されているのではないかなというふうに思います。

ぜひ、そういったことで、館長の人材について、誰がということは私が申すべき立場ではありませんけれども、理想としたら、今までかかわってきた人を館長にするというのが絶対にいいものではないかなと思いますので、ぜひよろしく願います。

もう一つ、やっぱりネウボラ機能というのは、なかなか子育て支援課だけになってしまいますと、健康増進課、健康増進係との縁が絶たれるわけですので、そういったことで、子供の居場所、こども館ですから、放課後児童クラブにあわせて、中高生がほっとできる居場所も売りとなります。ダンスホール、多目的広場、子供会議室、ドラムセットやキーボードな

ど、いろいろなものを備えつけているところがありますので、どんな構想になるかわかりませんが、いいお産の日ということで、いろんな上伊那助産師会の産後ケアについても充実されている折、そういったことを総合的に考えて、やはり子育て教育支援相談室が中心になって、ぜひ学童クラブ、それからこども館、そういったことを専門的にやっていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 6番、唐澤由江議員の御質問にお答えいたします。

質問内容を聞いていますと、①から③までということですのでよろしいわけですか。

まず、産後ケアを含むネウボラ機能を保てるのかという問題であります。

保てるのかというより、保っていかなければならないという強い決意で今検討をしておるところであります。そのためには、こども館の中に設置する子育て包括支援センターが一番重要な問題になろうかというふうに思います。この包括支援センターを中心として、連携体制を強化していく。そして、妊娠期から18歳までにわたるさまざまなニーズや不安、悩みに対応する協力体制を構築していかなければならないと思っております。

きのうもお話を申し上げましたけれども、主管課は子育て支援課、それに、教育委員会、健康福祉課、この連携が極めて大切になってきますので、そのことはしっかりとした連携をとるようにしてまいりたいというふうに思っております。当然、このこども館の中には、子育て教育相談室も入るわけでありまして。そういった連携というのもより必要となってきますし、より連携がとりやすくなるというふうに思っておりますのでございます。

そんなことで、ネウボラ機能、しっかりと保っていきたいというふうに考えております。

それから、館長の問題等々の問題、あるいは、中学生、高校生の問題等も質問が出されました。

まず、館長の問題であります。

これは、昨日も三澤議員に答弁を申し上げました。こども館全体の管理運営については、それなりの職員をしっかりと配置していきたいというふうに思っております。問題は、館長を誰にするのかという問題であります。この辺は、今検討をしているところでありまして。専任の館長の設置は検討中ということで御理解をお願いいたします。

また、それぞれ児童福祉やそういった経験豊富な皆さんも配置していかなければというふうに考えております。子育て教育相談員さんにつきましては、今の人材、人員の中で移っていただくという考え方を持っておるところでございます。

館長につきましては、もうしばらく時間をいただきたいということで、きのう申し上げました。専任の館長がいいのか、それとも子育て支援課長の兼務がいいのか、そういったことを含めて今検討中でありまして、専任の館長を設置しない場合には、私は、やはり子育てから教育、そういった全般的な部分にかかわる面が多いわけでありまして、教育関係に経験豊富な方を専門員的な部分で設置していければというふうに考えておるところでございます。

このことも館につきましては、さまざまな機能を持った事業を実施していかなければなりません。当初は、放課後児童クラブの施設不足で始まった事業でありますけれども、その中に、児童館だとか、交流館だとか、あるいは子育て教育支援相談室だとか、子育て世代包括支援センターだとか、さまざまな機能を持った事業を実施しておりますので、それぞれの機

能に沿った開館、閉館時間等も設定していきたいというふうに考えております。

もちろん、放課後児童クラブにつきましては、南箕輪中学校に通園している児童、こども館の中で実施をしておりますし、きのうも教育長の答弁で申し上げておりますけれども、今、この放課後児童クラブもさまざまな課題を抱えておるところであります。その課題をできるだけ解決するように、今から検討を教育委員会のほうでしていただいておりますという状況であります。さらには、中学校、高校生の利用もあるわけでありますので、この辺はこれから詰めてまいりますので、よろしく願いいたします。できるだけ、中学生、高校生につきましては、自主的な活動を大事にしていきたいというふうに考えております。

それらの事業を行うに、本当に熱心な館長なり、館長にかわる人材を送ればということで、今選任中でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） こども館の建設に当たって、地元説明会を開いたところ、こども館といったって、必ず子供は減るんだから、年寄りも入れるように考えてもらわなきゃ困るといようなお話も出たようです。ですので、やはりそういった面も考えていただくことと、学童クラブの子供たちは、もう放課後ということで、もう弾けて、物すごいエネルギーが出ておまして、本当にどうしていいかわからないぐらい、先生たちも戸惑ったり、抑えたりしているわけです。一つに集めると、ガラスを割ったり、けんかしたりといようなことも、衝突が起きるかもしれません。今あるこども館というのは、とりあえずそこへ、学校が終わって集まって、また二手に分かれたり、三手に分かれたりしながら、分散しないと、エネルギーがえらいことになるかと思えます。当分の間は、今ある場所を利用したり、兼務といつか、両方使ったりしながら模索をして、問題のないようにしていただきたいと思えます。

次に移ります。

未満児専用の保育園をとということで、国勢調査の結果が発表されまして、村は断トツで人口が増加しているということで、まだまだふえそう。しかも、南原保育園は、21年に新築して、またその後、25年に増築、また今回も、増加の一定のめどを立てて増築したわけですが、3年後にまた倉庫を保育室に変えるということで、本当に子供がふえておりますが、やはり、今、南原保育園、南部小学校のところは、本当に環境に恵まれて、本当に最高の状況ではないかな。それに比べて、南小の運動会の保育、炎天下の本当にすし詰め状態といような感じで、なかなかこれが不公平な状況になっているのではないかなと思えます。

とりあえず、未満児の専門の保育園を中部保育園か南原保育園の側に建ててみてはいかかかということですが、どうでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） まず、前段の中で御要望いただきました高齢者も利用できるよなという部分、これは、かなり向こうの将来的な問題ということで捉えていく必要はあると思えます。現状ではどうにもならないという中で、こども館の設置をしていくということでもあります。

同時に、放課後児童クラブの運営内容につきましては、その中で必ずしもということではありません。小学校の校庭や体育館や、そういった部分も利用しながらやっていく必要があるというふうに思っております。

未満児専門の保育園の建設という質問でございますけれども、本当に、この3歳未満児の利用がふえてまいりました。平成19年度には5園全体で497名という園児数でありましたけれども、3歳未満児は86名、17.3%の割合でありましたが、平成28年度703名と、園児数も多くなっておりますし、3歳未満児は232名、33%と、この10年間で倍以上の入園となっております。3歳未満児専門の保育園というのは、本当に勤めの関係だとか、兄弟関係だとか、いろいろなことを考えていかなければならないところであります。また、職員体制等々も検討をしていかなければならないということでもありますので、村も検討した経過はありますけれども、それぞれの保育園で実施できることが一番いいだろうという結論づけをいたしましたので、その点は御理解をお願いいたします。

ただ、南原保育園、あの地域はかなり園児数がふえております。おりますけれども、南箕輪全体で考えますと、それぞれの保育園も増改築、北部保育園、こととして終わりますので、このコンパクトな20平方キロメートルの中での保育園でありますので、その辺は保護者の理解もいただきながら対応できるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江）未満児専用の保育園をつくらなきゃならないということになればつくって、やはり平たんな場所ですので、送迎もそんなに時間がかからなくて、フラットですし、いけるかなと思いますので、またそういうときが来たら、よろしく願います。

次に移ります。

子供の学校安全確保はということで、八幡宮の森の横断歩道、道が曲がっているためか、子供たちが通りたくても、車がとまらない。押しボタン式の信号機をつけられないか、いつ事故が起きるか心配というような相談がありました。駐在さんにも相談してあるようで、できればポールとか、横断歩道の案内板等ができるだけでも違うかと思えます。最近、安全なはずの通学路で、登校中の子供たちに車が突っ込むというような事故が後を絶たないわけで、死亡したり、そういった事故が起きてからでは遅いので、そういった、あの道は危ないよというようなことは言っているけども、何も問題の対策ができていなかったということです。

文科省でも、そういった緊急点検をしたようですけれども、7万4,500カ所あって、そのうち、本当に解決されたのが60基ぐらいだというようなことも言われていますので、村としてできることがあればお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直）子供の安全対策の八幡様、八幡宮の森の横断歩道ということであります。

この横断歩道につきましては、私も、大変子供の数、横断する数が多いということは、毎朝あそこを通ってまいりますので、承知をしておりますので、承知をしております。

安全対策といたしましては、横断歩道付近のカラー舗装だとか、減速ラインだとか、路面への注意喚起、こういった標示の設置を実施しておりますので、路面標示が薄くなってきておる、このことは早急にきちんと、もっとわかりやすくしていかなければならないなというふうに思っておりますので、この辺は早急に指示をいたします。横断歩道もちょっと薄くなって、わかりにくいという面もありますので、早急に措置をしております。

また、押しボタン式の信号機の設置、これはかなり難しいということでもあります。

そのほかでどんな安全対策ができるのか、教育委員会やPTAや警察関係者と協議はさせていただきたいというふうに思います。当面は、路面標示だとか、そういった注意喚起の部分の充実をさせてまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 安全に、事故が起きないように、早目に対応をお願いいたします。

熊本地震の教訓ということで、避難所となっている公共施設、地震が起きて、避難した人たちが潰れてしまっただけでは困ると思うんですが、耐震計画、改修計画なのか、建てかえなのか、耐震計画なのか、どういうふうに考えているのか。また、第2公民館というのは、56年以後の建物なので、西部地区館より避難所としてふさわしいのかなと思ったりしますが、既に避難所になっているんですが、現実どのように対応するのか、よろしくをお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 避難所の耐震性の問題であります。

現在、耐震補強がなされていない公共施設は、村の公民館だけでございます。そのほかのところは耐震補強がなされておるということであります。

村の公民館につきましても避難所指定をしておりますので、現在の計画では、平成30年度に耐震工事の計画をしておるところであります。ただ、今のいろんな人口増対応を考えますと、計画どおりに行くかどうかというのは、今のところの計画ということで御理解をいただきたいというふうに思っております。また、熊本地震の教訓を受けまして、今後、国において、耐震基準というのが改正される可能性もあるわけでありまして。そういった場合には、また検討していく必要があるかというふうに思っております。

避難所となっている公共施設の中で、耐震が終わっていないところは村の公民館1カ所ということでもありますので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 西部地区館というのはしていないような気がするんですが、いつされたんでしょうか。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 西部地区館の建築年度は昭和58年でありまして、56年よりは新しいということで、耐震基準は満たしているという判断をしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 2年後ということですけど、やはり耐震の、地震の強度によって、やっぱりどうなるかわかりませんので、必ず、絶対安全ということはないと思います。

次に移ります。

大芝高原道の駅構想が、プールを潰して駐車場にしたことや、トイレの数が何もしなくてもそこまで村道認定するということがオーケーとなりました。道の駅が地方創生を具現化するための有効な方法だということで、私は反対はしないわけですけども、それが大型農道沿いの東側がやはり気になりまして、景観が悪く、雑草やススキが伸び放題というような

ころもあります。6号線からの道のマシンエンジニアリングまでを少し整備すると、よりふさわしくなるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝公園の農道沿いの整備という話でございます。

東側につきましては、花いっぱい推進協議会の活動によりまして、夏場は花を植えていただいております。雑草が目立つところがあるということでもありますけれども、ススキの話が出ましたけれども、今ススキも刈り取っておりますけれども、ある程度、ススキというのは残しておるのが実態であります。高原の風情というので考えておるところであります。

ただ、全ての道路に言えることでもありますけれども、行政で全てを管理するというのはなかなか難しい面もあるところでもあります。ただ、大芝高原の部分につきましては、管理を委託しておりますので、そういった中で実施はしてまいりますけれども、そのほか、全体、村内を美しい村にしていくということも大切なことでもあります。こういったことは、住民の皆さんとの協働の部分でやっていかざるを得ないというふうに思っております。そういった団体も出てきておりますし、特に、県道沢尻箕輪線ですか、春日街道には、本当に田畑地区に入るときれいでございます。これは、本当にそういった団体の皆さんが、定期的に清掃なり、除草作業をいただいているということでもあります。そういった団体がより多く出てきてくれることが一番いいわけですので、村もそういった働きかけもしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 団体の活動も活発にはなっていますので、今後もそういったことを期待していきたいと思えます。

ガレットが好調な滑り出しということで、トッピングも工夫し、海鮮のホウレンソウ、サーモンだとか出て、工夫されております。クレープということで、ただ、今のうちは順調なんですけれども、自分で焼けるし、つくれるということで、やっぱりその好調さがずっと続くかどうか、ちょっと心配なところがあります。ちょっと友達がつくってくれたり、ガレットパーティーをしようとか、そういうような声も聞こえていますので、ちょっと、わざわざ食べに行くのかどうか、そういうリピーターが今後もずっと続いてくれればいいなと思えます。

私自身は、道の駅って、トイレに寄るものかななんて思ったりしますし、大芝高原を観光でにぎわってはというような話をすると、村長は、昔は健康増進のための大芝高原であって、お金を生み出すものじゃないというようなことも言ったような記憶がありますが、そういった面で、それは別としても、観光立村として、特産物をまとめて売るということはいいことですので、パンなども防腐剤は多少加えたり、日もちのいいものにするとか、どこかのパン屋さんと提携して、砂糖のついたクロワッサンもよいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ガレット、11月4日から販売をいたしました。1カ月が経過しました。これは、当初販売、宣伝効果等もありまして、1カ月でガレットのみで100万円を超えるという好調な滑り出しをしたところでもあります。1日平均にすると60枚ということであ

ります。月で約1,400枚のガレットが提供されたところであります。引き続き、いわゆる内容の充実と申しますか、今また新しいサーモンですか、そのガレットも提供しておるといような状況であります。

一番大きかったのは、やはり地域おこし協力隊の皆さんが一生懸命やってくれたということと同時に、東京の有名店ルブルターニュとの連携ができたということが大きかったのかな、その名前のネームバリューというのは本当にすごいなというふうに思ったところであります。

ただ、問題は、それにふさわしい施設かどうかというところが問題でありますので、この辺はまた考えていかなければならないというふうに思っております。

味工房につきましては、ガレットと同時に、他のメニューとしてラーメンを今しているところであります。1カ月の売り上げ、合わせますと、昨年11月と比べまして2.5倍というふうになっております。

これがどのぐらい続くかというのは、宣伝効果とやはり味、それから雰囲気、そういったものを加味していかないと、それは難しいだろうというふうに思っております。味工房でも、協力隊を中心としながら、いろんな宣伝効果、宣伝をしておるところでございます。

また、リピーターというのもふえてきております。そんな点も御理解もいただきたいなというふうに思っております。

大芝高原の道の駅構想につきましては、まだこれからの登録申請ということであります。私は、できれば現状の中で登録申請をして、当面は道の駅を目指す。それから、さらにいろんな面で充実をさせながら、重点道の駅になっていけばいいというふうに思っております。当初から重点道の駅ということではなくて、徐々にしていけばいいんじゃないかというふうに思っております。やはり、その目玉は、あの雄大な高原であります。健康といやしという部分の道の駅になっていけばいいというふうに思っております。やはり、大芝高原というのは、にぎわいの創出の場所と同時に、自然環境の保全という、この両面を考えていかなければならないというふうに私自身は思っております。そういった両面を考えながら、地域の活性化により一層取り組めればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 私は、嫁と孫と行ったときに、ガレットを食べて、ラーメンを食べるために、その日はやってなかったもので、パル大芝で食べました。ラーメンとガレットならいいんじゃないかなと思います。これは個人的な見解です。

次に移ります。

沢尻の地区の住民と語る会が出された意見、大芝のマレットゴルフ場の整備は、給料をもらっている人がやったらどうかというお話。マレットゴルフ同好会では、マレットゴルフをやらない人がやると、コースを逆に壊してしまうということで、他の市町村の例を幾つか参考にし、来年度予算に、幾らか同好会に委託するという下打ち合わせができておると思っておりますが、お考えはいかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 大芝高原のマレットゴルフ場の問題であります。

現在は、開発公社に委託して、整備をしておるところであります。なかなか、あの皆さん

の言うように整備をするというのは至難のわざでございます。しかしながら、気持ちよくマレットゴルフをしていただくということは大切なことでもありますので、できるだけ、マレット利用者に沿ったコース整備というのは必要であるというふうに思っております。したがって、来年度からは再委託、開発公社に委託したものを、さらに開発公社からマレットゴルフ同好会に委託して、通常管理整備はしていただくという考え方でおります。この辺は、また詰めて、来年のオープンに向けて詰めてまいります。

以上であります。

議長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） ありがとうございます。

マレットをやりながら、足を引きずりながらやっている人たちが、本当にすばらしいなど、お医者に行かなくて、一生懸命足を引きずってやっている、すごいなと思って、もう本当に感謝感激で、私もたまには行きます。

次に移りますが、区長会との懇談会で、大泉区長から出された話。今まで何件か水が出ない、圧がない、非常に水についての苦情があり、その苦情も激しい口調で言われるということで。

実は、私の家でも、10月中、家と管から取水している、あれなんですけれど、風呂が泥だらけ、水は茶色く濁った水。一度検査してみたが、原因不明ということで、昨年6月議会において、大泉上流からの汚い水を感知するための濁度計を設置していただき、流れ水を汚れ水を流入させない装置をつけかえていただきました。まさか、こんなことがまた起きるとは思いませんでした。

あちこちで、50年以上老朽化した管があるということです。そんなことで、これから水道が濁ったりしても、地震が来れば、本当に地下鉄の工事のように、博多のように、本当に水が出なくなって、えらいことになるのではないかなと思います。そういったときに、住民に必要な水を、避難した人じゃなくて、全住民にその水を供給するとか、そういう問題も、本当に必要なんじゃないかなと。本当に、今後のアセットマネジメントはどうなのかなということも深刻に思ったところですが、いかがですか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 水道のアセットマネジメントの問題であります。

災害のお話もされました。災害時は、これは災害時として、緊急対応をしていかなければならないというふうに考えております。災害時でも、災害に強い水道管の布設というのは必要であります。そういったために、これを、計画的な施設の更新という部分で、この事業をやっておるところでございます。これも、同時に、この事業費が平準化されるように、計画的に老朽管の更新事業に取り組んでいかなければならない、そういうことでこの事業を始めしております。できる限り平準化するように、老朽管の更新事業をやってまいります。

ただ、災害時の部分につきましては、災害時としての対応は当然とっていかなければなりませんので、その辺はそんな対応でやってまいります。ただ、本村の場合、一番問題は、大災害が起こったときに、給水の部分、給水車がないものですから、この辺はまた将来的な課題、そう遠くならない将来的な課題として捉えていく必要があるのかなというふうには考えておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） やはり、伊那市の水道課の職員の方にもお聞きして、いろいろ、そういった何というか、民間委託をしながら、職員を、30人いた職員を16人に減らして、どのぐらいの経費節減をしたとかいうことで、今回も水道料金に一般会計を投入して、料金を下げるような話になったようですので、ぜひいろいろ工夫されて、よりよい水道事業計画をよろしくをお願いします。

次に移ります。

農業振興と経営基盤強化についてということで、カラスとムクドリのこと、前回は一般質問しましたがけれども、朝、散歩していくと、カラスがカアカアと鳴き、夕方の散歩にもカアカアと応えてくれるですけれども、本当にそれでは困るなど。ムクドリも、もぎ取られることのない柿をつつき、リンゴを襲います。11月24日に大雪が降りまして、カラスがリンゴの木にぶら下がったままでした。そういったことで、ぜひ、6月だけの退治だけじゃなくて、西部地区はもう本当に何回でもやってもらわないと、またそのとったカラスもぜひうっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 若干、前段の質問で、伊那市の水道の話が出ました。民間委託にしたことによってという、職員数が減ったという。うちの場合は、職員数自体がかなり少ないものですから、30人を十何人に減らして、伊那市の水道料金の値下げは0.04%でございます。本村の場合は、民間委託しなくても3.5%の値下げをさせていただきますので、その辺はそんな御理解でお願いしたいというふうに思います。

それから、農業振興の部分のカラスの対策であります。

これは本当に頭の痛い問題となっております。いわゆる、鳥獣被害対策協議会にお願いしながら、駆除をしておるところであります。今年度も37羽のカラスを捕獲いたしました。また、カラスおりの設置もしておるところでありますけれども、ただ、カラスおりの設置につきましては、カラスは非常に頭がいいものですから、なかなか入ってくれないというのが悩みの種であります。それを設置することによって、かえってまたカラスが寄ってくるというような状況もあるようでもありますので、この駆除をもう少しということでもあります。この辺は、鳥獣被害対策協議会とも慎重に検討してまいりたいなというふうに思います。

この鳥獣被害対策協議会で一番の悩みは、猟友会員の減少であります。本当に高齢化というか、南箕輪村の猟友会員は県下の平均でいってもかなり若い猟友会員であります。そういったところに期待をしておりますけれども、なんせ会員数が少ないものですから、これをどうふやしていくかというのが今一番の悩みであります。市町村によっては、役場の職員に、研修の一環として猟友会の狩猟免許をとっていただくというようなところもあるようでもありますけれども、本村の場合、そこまでは考えておりませんが、できる限り、猟友会員をふやしなごらと思っております。そのために、いろんな補助制度等々もしておるところであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 水道の話なんですけれど、やっぱり水道料を下げて、住民にどんどん移住してきてもらいたいという市長の強い願いがあったというようなお話で、うちは、

本当にそういった引き下げ率で、本当にありがたいなと改めて感心しました。

次に、農業委員のなり手不足なんですけれども、やはり農業委員さんとの懇談会をやりましたけれども、やっぱり後継者がいないとか、それから、あいている農地を探して、やる気のある人を探しても、本当にあっせん紹介することができないというような状況で、農地の状況を知らない人が、本当に、ある程度踏み込んだ相談はできないのではないかなという気がしました。また、5反歩以上を、箕輪町は3反歩以上で農業をやるというふうに規制緩和してあるようですけれども、そういったことも大事ではないかと。今までの農業委員会も、会議が多いとか、報酬が見合わないというような批判がありまして、ぜひ来期には、農業に意欲を持った人を選んでほしいなと思います。

それから、ちょっと農業塾ですけれども、それは地方創生の取り組みではあるけれども、なかなか村民にもというわけにはいかないでしょうけれども、ぜひ農業をやって、荒廃農地がなくなればよいと思います。いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

②番、③番一緒をお願いします。

村 長（唐木 一直） 農業委員のなり手不足等々の問題であります。

農業委員のなり手もそのとおりでありますし、農業の一番の課題というのは担い手不足であります。その面で、まっくんファームを中心としながら、認定農業者の皆さんに頑張ってもらいたければならないなと。そのための村の支援というのは惜しまないつもりでおるところであります。

農業委員のなり手不足につきましては、一番の理想的なのは、農業に熟知をしている人に農業委員になっていただくのが一番いいわけです。今度は、いろんな推薦だとか、第三者の委員さんだとか、そういった面がありますけれども、農業に熟知をしている皆さん、早目をお願いしながら、議会にお諮りをしてまいりたいなというふうに考えておるところです。今度は、長が選任して、議会の同意を得るということですので、この辺は早目に手をつけていくということで解消してまいりたいというふうに思っております。また、報酬等につきましては、特別職報酬等審議会でも検討をしていただくそんなつもりであります。

それから、新規就業を含めての農業の面積要件の緩和であります。現在は、本村の場合には4反歩ということで、1反歩の緩和がなされております。ただ、これは農業委員会が毎年見直すということになっております。そのままいくのか、さらに3反歩にしていくのか、この辺は農業委員会の議論にお任せしたいというふうに思っております。5反歩から4反歩に減ったことによって、借りやすくなったということが言えるのではないかなというふうに思っております。

また、ちょっと農業塾につきましても、昨日から議論があるところでもあります。そのまま終わらせてしまうということとはしたくないなというふうに私自身も思っておりますので、村民にもという提案をいただきました。村民にもこういったことができれば、それはよいことですので、前向きな提言として捉えさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 地域福祉計画の策定の仕方についてということで、策定委員会が何回か開かれております。業者に委託して、ワークショップをしたりしているんですが、19

人委員がいて、10人ぐらいしか出てこなくて、そういったワークショップでいろんな意見が出るんですけど、その特定の意見をそのまま計画策定の基本方針に上げているんです。例えば、基本方針1、知る、理解する、基本方針2、気にかける、基本方針3、考える、行動する。こういうのが、それは、現状の住民の意識改革としては、知らないことを知ったり、勉強したりということはいいかと思うんですが、やはりガイドラインを見ますと、それは、意識づけをした中から計画策定のスケジュールをどうやっていくかとか、庁内プロジェクトチームをどうやってつくるかとか、その方針がちょっとおかしいんじゃないかなと思うんです。

例えば、地域福祉の目的というか方針は、共助、公助、自助、また、今、最近では近所と言われておりますけれど、住民と行政、それから自分たちが取り組むこと、それらを掲げることが大事かなと思います。これは、金沢市と、それから安曇野市かな、出したところ、やはり方針、目標とか方針というのは、支え合う福祉意識の醸成というようなことで、もうちょっと違う感じにまとめてあるんです。

それは、皆さんがこういったものを見て、今、パブリックコメントを求めているのでいいんですけれども、やはり、丸投げをして業者委託をしたら、それをやっぱし職員が、ちゃんと自分たちの言葉で考えて、総合計画に合った言葉づくりでやってもらいたいなというふうに思いますが、いかがですか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 福祉計画、今策定をしている段階であります。今、丸投げというお言葉がありましたけれども、決して丸投げをしているわけではありません。アンケートの集約をしていただいたりとか、いろんなお手伝いはしていただいております。

今、基本的な部分といいますか、構想の部分が素案としてでき上がっております。これから計画策定という部分に入っていきますので、そういったものをしっかりやっていくことが必要かなというふうに考えておるところであります。決して丸投げはしておりませんので、お願いいたします。

以上です。

議長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） 私自身、大泉の地区社協というところで縁側サロンというのをやっていますので、そういった地域の活動をどんどん広げていくということが、やっぱり具現化していくことだと思いますので、そういった視点をちょっと変えてもらいたいかなと思います。

次に移ります。

いじめ、不登校の実態は。平成25年度の文科省のデータ、冷やかし・からかい64%、遊ぶふりしてけるなどの暴力23%、無視や仲間外れ20%。村の実態はどうか、どう指導しているか、お聞きします。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育長。

時間を調整しながらやってください。

教育長（清水 閣成） 唐澤議員からの御質問にお答えします。

村の現状でございますが、南箕輪小学校で、いじめ12件、不登校は、30日以上欠席の子供さんですが7名、それから、南部小では、いじめ8件、不登校はゼロでございます。小学校のいじめ20件の内訳につきましては、今、唐澤議員おっしゃられたように、冷やかし・からかいが60%ということで、全国的にもここは多いというデータでございますが、重なっているかなと思います。けるなどの暴力が40%、それから、無視・仲間外れが15%、様態によって複数ありますので、ダブルカウントになっています。よろしくお願ひします。

中学校では、いじめ6件でございます。不登校9名。いじめの内訳につきましては、中学校特有というか、小学校にはない、LINE等での悪口、あるいは書き込み等々がその中に入っております。冷やかし・からかい3件、パソコンや携帯電話での先ほど誹謗中傷が3件、そうっております。

それから、どう対応でございますが、一つは、起きてからはもちろんですが、起きる前をということで、学級経営、授業等々、仲間の関係をうんと大事にしながらというところでいきます。済みません、簡潔で申しわけないですが、お願ひします。

議 長（原 悟郎） 7番、唐澤議員。

6 番（唐澤 由江） この間、リンゴの体験学習がありまして、うちの収穫のときに来たんです。時間を区切って、5組が来ました。みんなでいろいろ話をしている、最後に、後ろで、どんと、こうやって隣の子をやっている子を見たので、私がこらっと言って怒ったんですけど、やはり、ちょっとしたことかもしれないけれど、先生はぜひそういったことを見逃さないように、学校の先生しか防げないと思うので、いじめとか、そういったことが講じて自殺するなんて、本当に今、現状がすごいですので、ぜひ学校現場でよろしく御指導をお願ひしたいと思ひます。

これで、私の質問を終わります。

議 長（原 悟郎） これで、7番、唐澤由江議員の質問は終わります。

55分まで、小休憩をいたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時55分

議 長（原 悟郎） 引き続き一般質問を続けます。

先におわびを申し上げます。先ほど、唐澤由江議員の議席番号と7番と申し上げておりましたが、6番の誤りですので、訂正して、おわびを申し上げます。

それでは、続いて1番、加藤泰久議員。

1 番（加藤 泰久） 議席番号1番、加藤泰久です。

通告した4件について質問をいたします。

本年も残り15日ほどになりましたが、全国的に自然災害や異常気象で、大変な年でありましたが、本村においては、村、村民においても、無火災、大きな事故等なく、1年が過ぎようとしていることは大変喜ばしいところであります。

まず最初に、地域支援事業での介護予防事業についてということで質問をさせていただきます。

人口増加の若い我が村においても、確実に高齢者人口はふえております。

27年4月に介護保険制度改正に伴い、介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護が保険給付から外れ、市町村が実施する地域支援事業の新しい介護予防事業に移行しております。そ

それぞれの制度が改正されるたびに、年金が減ったり、またいろいろと高齢者担当者によっても不安が増すところでもあります。

そこで、改正された事業が対象村民が理解しやすいように、お聞きしたいと思います。

まず、訪問介護サービスについて質問をいたします。

緩和した基準サービスには、対象者やサービス内容については以前と変わらないものと思いますが、利用者が支払う負担額についてはどのようになるか、お聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 1 番、加藤泰久議員の御質問にお答えいたします。

介護サービスにつきましては、御承知のとおり、平成27年4月、介護保険制度が改正となりまして、訪問介護、通所介護になり、この二つの制度が保険給付から外れ、市町村が実施する新たな介護予防事業と移行することになりました。その辺はしっかりとやっていかなければならないなというふうに思っております。

御質問の部分につきましては、住民福祉課長からお答え申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） まず、訪問介護サービスの報酬額、また利用者の負担額ということでございますが、報酬額につきましては、訪問型サービスAというものが新たにできます。その部分につきましては、現行相当の約75%という金額となっております。現行相当では、月、週1回程度の利用につきましては、1万1,680円、週2回程度では月2万3,350円となっているものでございますが、これがサービスAのほうになりますと、今度は、これ、1回ごとの報酬額、また利用額となっております。それもまた、今まで時間制限が特になかったんですが、その中に時間制限を加えまして、30分以上1時間以内の場合には、1回の使用に当たり2,200円、それから、30分未満という区分も設けまして、その場合には1回当たり1,000円というような報酬額となっております。また、この自己負担の額につきましては、利用される方の所得水準に応じまして、1割、または2割の負担をしていただくというようになってまいります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） 利用者が使いやすいように、小さく区切って、利用者が便利なようになっていくことは、大変いいことだと思います。

それと同時に、次に、二つに分かれました通所型サービスについては、今の説明と同じようかと思いますが、以前との違いについて質問したいと思います。また、村内の事業所、あったか伊那、松の学校、かいご家、陽だまり、これらの施設で対応していただくわけですが、これらの事業所でのサービスや取り扱い等の基準を統一されているかということについて1点。

もう一つ、ここに記載されております中では、提供拒否の禁止と、この文言が外されておりますが、提供拒否の禁止という、このものについてはどういう意味合いがあるのか、文言が外された中でどういう意味合いがあるのか、質問いたします。

議長（原 悟郎） 藤田健康福祉課長。

健康福祉課長（藤田 貞文） 続きまして、通所型サービスの内容になります。

これにつきましては、やはり現行相当のものと通所型サービスAというものができてまいります。報酬額につきましては、サービスAのほうは現行相当の約80%ということになってまいります。その金額につきましては、現行相当の場合は、月の額になりますけれども、週1回程度が1万6,470円、それから、週2回程度の利用が3万3,770円となっております。これが、サービスA型になりますと、これも月額でございますが、週1回程度が1万3,170円、週2回程度が2万7,000円ということで、若干サービス内容も緩和した内容ということになってまいりますので、金額は低くなってまいります。これにつきましては、入浴、いわゆるその利用をされる方の、これは基本チェックリストというので判定をするわけでありまして、その支援の必要性の度合いによって、入浴サービスが不用な方は入浴がなくなるということもございます。そういった場合に、入浴が必要な方には、入浴の1回分の利用料といいますか、報酬額が500円ということになります。また、それにかかわる利用者の負担額につきましては、やはり所得水準に応じまして、1割または2割というような形となっております。報酬額、また負担額につきましては以上でございます。

それから、各事業所ごとの利用基準ということでございます。

実際に実施する内容ということでございますが、基本的に、現行の行っているものと大きくは変わってまいりません。ただ、入浴をされている方が、そちらを見ている時間帯に入浴をされない方は自由な時間が発生してくるかと思えます。そういった場合には、お一人といいますか、仲間の皆さんとお過ごしをいただく時間がふえてくるかなというところが変わるところでありますので、大きくは現行どおりと変わってこないというところがございます。

それから、提供拒否の文言が記載されなくなるということでございますけれども、基本的には、これ、対象者が、今度は要支援の認定の人もいれば、またチェックリストによって利用が対象となる方も出てまいりますので、利用者数も若干ふえてこようかと思えます。その中で、やはり各事業所の人員体制によりましては、全ての方を受け入れ切れないということがございますので、そういった中で、通所をお断りさせていただかなければならないというような場面も出てこようかと思えます。ただ、それは、またほかの事業所での受け入れですとか、そういった対応になってこようかと思えますので、基本的には、提供拒否というのはその部分になってこようかと思っているところでございます。

以上です。

議 長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） わかりました。

いずれにいたしましても、高齢者、弱者でございますので、手厚い看護を、行政の中で目の届くようにしっかりお願いしたいと思えます。

続きまして、キャリア教育の実施内容についてということで質問をさせていただきます。

過去の国の教育政策により、以前は、詰め込み教育等の批判により、ゆとり教育が実施され、これがまた見直されたのか、キャリア教育実施につながっているかと思われます。その内容について質問をいたします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

清水教育長。

教 育 長（清水 閣成） 議席番号1番、加藤議員の御質問にお答えします。

文科省と国の動きとしては、キャリア教育、いわゆる、社会に出て、しっかり自分の自己実現に向けて、働くことも含めて社会人になっていく、そこを願いながらのキャリア教育という経緯というふうに理解しております。

本村では、4月からキャリア教育推進コーディネーターを1名配置し、6月24日に南箕輪村キャリア教育推進協議会を発足することができました。同協議会では、子供たちはもちろんのこと、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な能力を育てるキャリア教育の推進とともに、南箕輪村には、高校、それから大学、工科短大、それから企業等がございますので、それらを含めた産学官の連携により活動を充実させるため、現在、キャリア教育推進の基本方針や評価、それから検証などを行うとともに、村のウェブサイトまっくんのお仕事図鑑、議員もごらんになっているかと思いますが、を開設し、12月までに13人の方の職業を紹介してきております。

特に中学校では、7月に、中学2年生の職場体験活動フォロー学習として、木工教室を開設。そこでは、中学校技術科学部の生徒さんが参加して、プロの技を体験しました。また、12月6日には、中学1年生を対象に、先輩社会人と語る会 in 南中を開催しました。先輩の方々、社会人の方、10名の方が参加、講師として御参加いただいて、講義を受け、将来を考えるきっかけとするためのキャリア教育の推進講座ができたというふうに、私も参加させていただきましたが、非常に子供たち集中して、興味、関心を持ちながら授業を受けていました。

小学校では、5年生を対象に、南小さんでは7月、南部小では10月に、夢の教室事業を行いました。夢の教室では、サッカー、バスケットボール、リージュ等、一流の選手が、夢を持つことの大切さ、それから、仲間と協力することの大切さなどが子供たちに伝えられ、参加した児童や学校関係者からは、今後の人生や生き方を考える貴重な時間となった等々の好評をいただいております。また、夏休み期間中、放課後児童クラブの子供たちを対象に、地域の大人と自然のすばらしさ、物づくりの楽しさを学ぶ、大芝高原ちびっこ探検隊を開催しました。これは、先ほど来話題になっております放課後児童クラブのあり方についても、一つの方向性を示唆していただけるものかなというふうに受けとめております。そこでは、自然の中で生き生きとした子供たちの表情が見られ、児童、それから支援員も充実した1日を送ることができました。

また、11月20日には、家庭教育に目を向けさせていただき、保護者向けのキャリア教育講演会「褒めたらどうなる？－効果的な褒め方－」を開催し、参加された方、50名ほどが参加されていますが、現在抱えている切実な悩みや不安、それに対して、自身で向き合う中で大変参考になった、また、このような機会が今後も欲しいというような御意見、感想をいただきました。

今後とも、上伊那郷土愛プロジェクト、上伊那全体でもキャリア教育推進協議会が動いておりますので、連携し、子供たちが生きる力を見つけ、社会人として自立していくことができるよう、キャリア教育の推進にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） たくさんの計画、内容がされて、これからすばらしい内容で充実

させていっていただきたいと思いますが、これは、社会状況の変化によりまして、昔、私たちは古いあれですけど、教育長さん、ここにいらっしゃる皆さんが、以前は家庭でそれぞれできたことが、社会情勢の変化とともに、学校で取り扱わなければならないというような状況になっておりますけれども、それぞれの経験者、村内にたくさんおりますので、その方々にぜひとも協力していただいて、ますます充実させていっていただきたいと思います。

続きまして、中学校の状況についてお聞きしたいと思います。

私の考えでは、中学校生活は、個々の個性の確立時期である。将来に大きく影響するものと考えております。個人差はありますが、学習においても、国語は得意けれども算数が不得意だとか、それぞれの得意、不得意がありますが、それぞれの得意分野である中で、その個人の長所を見出し、その長所を伸ばす時期でもあるかと思えます。学力、体力、精神力等が大きく伸びる中学校3年間であるかと思えます。先生や指導者、また友達の出会いが大きく影響するところであります。

現在見ますと、私は、精神力が不足しているんじゃないかというような懸念をしております。人間形成には、学校教育よりも家庭教育が大きく作用すると思っておりますが、就任のとき、教育長さんの話をお聞きしましたが、中学生の状況についてお聞きしたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 現在の中学校の状況、状況といいますと、すごくテーマが大きいのですが、子供たちは、指導要領も変わって、かなり授業が濃くなってきているという言い方がいいのでしょうか、その中で一生懸命やっているかなというふうに思っています。

学校全体としての課題は、先ほど唐澤議員さんからの御質問ともかかわるんですが、不登校の関係を学校としても、あるいは教育委員会としても、地域のお力もいただきながら、全力で取り組んでいるところでございます。

子供さん一人一人の自己実現、先ほど人格形成、そこに大きく授業等々もちろんですが、授業以外の部活も関与しているかなというふうに私自身も考えております。御質問いただいた部活の朝練、放課後の活動状況を少しお伝えしながらということで、1番、よろしいですか。

部活動についてでございますが、朝練は月曜日以外実施ということで、時間は朝7時半から7時55分の25分間となっております。また、放課後は、午後4時半から日没をめぐり終了時刻を決めておりますので、現在は、例えば水曜日で5時間の授業の日以外はできない状況になっております。ちなみに、4月－8月は5時45分まで、9月は5時、それから、日没が遅い5月－7月は6時までということで、長いときでも1時間30分の活動となっております。大会に向けて、特に中体連等々に向けて、特別な大会があるときに向けては、顧問が中心となって、わくわくクラブとしながら、週2回、2日程度、4時半から午後7時まで実施している状況でございます。

部活については、今後も、生徒たちの取り組む気持ちを第一に考えてということで、おれは部活できるという男も私は仲間の中で知っていて、加藤議員おっしゃるように、本当に部活で一つの大事な、何て言いましょう、生活の中で位置づけているお子さんもいますので、そういうことも含めながら、保護者の御意見もお聞きしながら、部活について、また学校と一緒に取り組んでまいりたいと、そんなことを思っています。

あと、学校生活、状況でございますので、とりあえずいいですか。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ただいま部活について御説明いただきましたが、以前、この部活には、県の指導があったと思います。授業への影響があるので、部活をちょっと抑えろというような趣旨だったと記憶しておりますが、学校で学習することはもちろん第一目標でございます。しかし、それに伴うところの部活、自主的に行うものであって、体力、精神力、これを養う大きなすばらしい時間帯であると思いますので、生徒個人の、強要じゃなくて、自主的にそういうものに参加するというような場合は、ぜひとも時間等に、制約はなるべく少なくしていただければというように思うところであります。

それで、最近、ちょっと私も注目してはいますが、中学校の中体連の成績等についても、以前より、それぞれの学年によっても違うかと思いますが、以前より成績がちょっと落ちているんじゃないかなと、そんなふうに私なりに思っておりますけれども、それは余談で聞いておいてください。

それでは、次に、今、放課後の部活動についてはお聞きいたしましたので、中学校の状況についてはまた折を持って、具体的に細かくまたお聞かせ願いたいと思います。

次に、体育で、武道の授業での柔道採用がなかったということではありますが、武道の授業では、柔道、剣道の選択であったと思います。本校では、今、剣道が取り入れられていると思っております。柔道は、オリンピックでも採用され、国際的にも競技人口が多く、メジャーなスポーツであります。これもまた、日本発祥のスポーツで、なじみの深いスポーツであります。

しかしながら、一時期、体育の授業で柔道での事故が報じられて、教育委員会、指導者等の責任問題が大きく指摘されたところでもあります。この選択に当たって、私は、剣道でかかわっておりましたので、剣道を取り入れてもらうことは非常にありがたいところでございますが、剣道にはやっぱり武具が、道具が大変費用のかさむものであります。そこへいくと、柔道は道着一つで、武道場もあつたりしますので、なぜ柔道が採用されずに、剣道が採用されたのか、この責任問題であったのかなというようなことを最近思っております。教育長さんにはかかわりのない時期の話ではありますが、もしわかるところがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 私、元かかわらせていただいている立場ですのでよろしく申し上げます。

今、体育での授業、中学校でございますが、柔道を採用しないということでの御質問というふうに賜っておりますが。

柔道は、畳、それから素足、それから柔道衣、あるいは柔道着とも言いますが、それから帯、所作、それから静と動、武道の中の一つの柔道でございますが、非常に、日本の伝統や文化に触れるよい機会、それから、日本が、先ほどおっしゃられたように、始まっている、日本から世界へという、そういう武道でございますが、でも、今、御指摘のように、国内では、柔道の授業が原因で、取り返しのつかない事故も起きている。柔道教室では、松本のほうで大きな事故があつて、話題があつたと思いますけれども、そこが大きな点かなというふうに考えております。

議員御質問のように、本村では、今年度から、1年生が剣道に、2年生は柔道を全員がや

っております。3年が選択として、半数以上が柔道を。24年度から指導要領が変わって、武道が取り入れられ、それまでは武道が選択だったんです。それが、やるようにということで、剣道か武道がその選択肢の中に入ってきている、そういうふうにあるわけですが、体の接触があり、危険を伴うからこそ安全な対処の仕方を身につけさせる指導、これごと大事という考え方もございますが、剣道への移行の一番の理由は、生徒たちのけが防止に尽きるかなというふうに考えております。

礼に始まり礼に終わる、剣道はもちろんそうでございますが、こういう武道の授業というのは、授業を中心としながら、そこで学んだことがふだんの生活の場面でも、日本の歴史や文化を意識できるよう、そういうふうに指導、それがうんと大事ななというふうに考えております。果敢な時期の生徒たちでございます。その安全を最優先に考え、今後の武道授業のあり方も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 日本古来の武道、剣道をはじめ、柔道、空手もそうでありまして、お互いの体力、精神力を強めるスポーツとしては、最適なスポーツであると思っておりますので、今後とも、学校の教育の中で上手に採用していただきたいと思っております。

続きまして、柔道の話が出ましたので、社会体育のスポーツ教室での柔道教室が、今、休部状態にあるというように聞いておりますが、その理由について、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） お答えします。

御質問の社会体育の少年スポーツ教室の中での柔道が休部と申しますか、お休みの状態にあるということですが、柔道教室につきましては、わくわくクラブでは、平成19年度まで募集を行っておりましたが、参加希望者が少なくなってしまったということ、それに加えて、柔道の指導者不足という、先ほど中学校の話ですが、段を持っている職員が柔道の指導に当たっているんですけども、この社会教育のほうでも指導者不足というところがあり、平成20年度以降、スクールが開催されていない状況でございます。今後でございますが、今、休止状態なんですけれども、開催の要望、あるいは指導者の確保ができれば、スクール再開を検討していきたい、そんなことを考えておりますので、御理解をよろしく願います。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 私も、社会体育で、スポーツ教室には長く携わっておりまして、当初から、剣道、柔道は最初からできた教室でありますし、そこで多くの子供たち、生徒さんが練習したわけですが、その長い間の中には、大きな事故等はなかったという。これは、やはり、その授業内に緊張感を持って、指導者がそれなりの指導をしていけば、大きなけが等は防げるものかと思っておりますので、なるべく早い時期に指導者を見つけていただいて、ぜひとも募集をしていただいて、柔道のすばらしさを皆さんに味わっていただきたいと思っております。

続きまして、中学生の模擬議会の実施をということで質問をさせていただきます。

以前行われた中学校の模擬議会を傍聴したことがございます。生徒の皆さんが、よく調査し、質問内容がすばらしく、村の将来にもすばらしい提案をなされて、すばらしい模擬議会

であったと思っています。しかしながら、そこで何年か中止になりましたので、前教育長に聞いたところ、中学の学習カリキュラムの関係で実施できないというなお話を聞きました。しかしながら、今、状況は、選挙権も18歳に引き下げられ、中学校を卒業し3年もすれば、選挙権を行使し、投票することになると思いますので、今から政治への関心や興味を持って学習してほしいと思いますので、ぜひとも実施をというふうに思いますが、そのお答えをお願いしたいと思います。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 今、中学生の模擬議会についてという御質問でございますが、今、お話がありましたが、過去に模擬議会をやったという経緯も私自身お聞きしました。村の将来を考える場、子供たちが議長、あるいは議員の立場になって質問し、村長を初めとする職員が答弁という形というふうに当時お聞きしています。

すごく大事なことかなというふうに思っておりますが。みずから生まれ育った南箕輪村、この村の将来をどのように描いていくか、またいろいろな意見がある中、そうした考え、自分の考えですね、それを声に出して伝えていく、訴えていく、模擬議会が開催されれば、この様子は、今、傍聴席におられる方々、傍聴席を初め、ケーブルテレビ等々を通しながら、多くの村民の方に伝えられて、将来に向けた貴重な、子供たちにとっても体験になるかなというふうに思っています。

中学校としましても、南箕輪村の将来を考える機会として、現3年生は対応できる状況にあるというなお話も、ちょっと相談する中でいただきました。今年度は実施は、ちょっと今、時期的にもあれですので、来年度以降、生徒たちの意見も尊重しながら、授業の一環、授業のことをうんと、授業の発展として村のことを調べて、それを、例えば、若竹祭でまとめて発表、その後の展開として模擬議会、そういう一連の学習の一環が整えば、かなり可能かなというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたが、生徒たちの、学校側の考えもいただきながら、授業の一環としてできるということを議会事務局とも相談しながら検討してまいりたいと思っております。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） ぜひとも、村の将来、また郷土愛にもつながることかと思っておりますので、ぜひ前向きで取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、大芝高原について質問させていただきます。

マレット場の管理については、先ほど、同僚議員からの質問があったわけでございますが、沢尻懇談会の中で出た話は、松の枝が大変落ちていてというような話でしたので、これは台風か何かの後の話かなとはお聞きしたところでございますが、大芝マレット場の管理ということで、それぞれ、村長、答弁なさいましたけれども、管理室、あれがマレットのチケットや道具を貸せるだけの施設であるのかという、あそこにいる皆さんが、というようなことも思いますので、何か問題があったときには、あのところで、それぞれの事情を言っていたら、対処していただければとは思いますが、あそこが管理担当であるということをおっしゃるとははっきり言っていたきたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） マレットゴルフ場の管理は、村の開発公社に委託をしておりますので、そのうちの管理室がその担当部門ということ、そういうことになっております。た

だ、なかなかその連携といいますか、うまくいかない部分というのもお聞きしておるところであります。それは双方に、私どもが悪いというばかりではないのかなということを感じるところであります。一例を申し上げますと、ブローワーが欲しい、あるいはいろんな竹ぼうきが欲しい、それは整備をいたしました。購入いたしました。ただ、いつでも使ってくださいよということにしてありますけれども、持ってきて預けっ放しとか、預けといて、何も使えんじゃねえとか、いろんなそういう部分があります。なかなか難しい団体でありますので、その辺は、私は、もうその皆さんに任せたい方がいいのかなというふうに感じておりますので、再委託を今検討しているところでございます。

以上です。

議長（原 悟郎） 1 番、加藤議員。

1 番（加藤 泰久） やはり、マレットの団体、あれは、やっぱり自分たちが使う場所であるし、それをやっぱり管理しながら楽しく競技するためには、そういう団体にお願いすることもぜひ必要であるかと思うし、また大事にマレット場を使うことになるかと思っておりますので、そんな方針でお願いします。

続きまして、大芝高原村有林の保安林のという説明をさせていただきます。

大芝高原の山野草保護のボランティア活動に参加した中で、不用の木の切除を計画しましたが、保安林であるがために、県の許可が必要だというようなことで、保安林の存在を知ったところでございます。保安林とは、私が知っている限りでは、水保全の保安林であるとか、砂防崩壊阻止、防止するための保安林というものは聞いておりますが、大芝高原村有林が何の保安林であるかということをお聞かせ願いたいと思います。

それと、保安林に指定された中でのメリットというようなことで考えて、調べてみましたが、固定資産税等の免除等の税制等の優遇措置、また保安林維持に必要な融資が受けられるというようなことがありましたが、大芝村有林はその対象となっているのか。また、昨年、大芝の高原内で、ヒノキの間伐が行われましたが、申請すれば容易に間伐ということができるとかということをお聞かせ願いたいと思います。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） 大芝高原の保安林の質問でございます。

大芝高原の村有林、保安林指定としてあります。セラピーロード、みんなの森の中の約40ヘクタール、保安林であります。

保安林の種類といたしましては、防風保安林と保健保安林の二つに指定されておるところであります。防風保安林につきましては、強い風を防ぎ、風害を防ぐ目的、また保健保安林につきましては、森林レクリエーション活動の場を提供するという、またあるいは、空気の浄化や騒音の緩和等々の生活環境を守る、こういうことで保安林になっております。

そもそも、なぜ保安林にしたかというのは、あの事業、あそこのみんなの森の部分で、当時、生活環境の事業、県事業を約2億円かけて入れました。そのときの条件が保安林に指定をとということの条件でありましたので、保安林指定をしたところであります。したがって、あそこのある施設、赤松の小屋だとか、林望台だとか、いろんな施設はそういった県でつくっていただいた施設であります。また同時に、いろんな道、みんなの森の中にあるそういったものも、その事業の中で整備をしてきた経過があるところであります。約2億円近く県にお世話になったところであります。それを経て、みんなの森、セラピーロード、そうい

うふうに展開をしていったという歴史があるわけでありますので、そういった部分で、防風保安林と保健保安林、この二つに指定をしてあるところがございます。

もちろん、保安林につきましては、県の許可を得て、伐採することは可能であるというふうに思っております。その辺は、担当課長からお答えを申し上げます。

以上です。

議長（原 悟郎） 唐澤産業課長。

産業課長（唐澤 孝男） 保安林内での間伐につきましてですが、当然、届け出をした上で、30%以内の伐採ということで、制限の中で、森林整備のために間伐を毎年させていただいておりますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 保安林のメリットというのは聞いたんですが、その中で、今、私が質問した固定資産税等、税制の優遇措置というものは保安林指定で受けているわけですか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 税制措置につきましては、大芝高原、村有林でありますので、非課税となっておりますので、その措置は必要ないということであります。

以上です。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） それぞれの施設と、また道路等について、保安林指定によって大きなメリットがあるというように今の答弁で考えました。

これからの大芝高原が、要するに、村民のために、またみんなの健康増進のために、観光のために、すばらしくなる大芝であることを願い、私の質問を終わらせていただきます。

議長（原 悟郎） これで、1番、加藤泰久議員の質問は終わります。

ただいまから10時55分まで、休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

議長（原 悟郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

最後になりました。2番、小坂泰夫議員。

2番（小坂 泰夫） 議席番号2番、小坂泰夫です。

大きな一つ目の項目の質問に当たりまして、前置きで、少しちょっと長くなりますけれど、この質問をする理由、背景ともいえる大切な話をしたいと思います。

唐木一直村長が、来年4月村長選、4期目に向けて出馬する旨の表明をこの12月議会の冒頭でされました。そのことは、村政に関心のある住民には周知の事実です。そこで、私、小坂泰夫個人としては、よくよく考え抜いた上で、唐木一直氏を、私、微力にすらなりませんけれど、応援したいと、応援しようと思っております。

ですが、ここからが大切なのですが、村のことを真剣に思う1人としましては、ただ1点の懸念があります。県下一若い村、最近、テレビ、マスコミまで取り上げるほどの人口のふえ続けるこの村だからこそ、ある意味、それを成し得てきた唐木村政、ほぼ安定しきった現唐木村政があと4年続くことは、唐木一直氏を応援する人たちにとっては、単純によいこ

と、望まれることですが、残念ながら、村政に関心の薄い人たちにとってみると、今の村長、村政、行政に任せておけばいいよね。唐木村政だっていうこともわかっていただければいいんですけど、関心も低いままの4年間がさらに続く。これは、私の懸念であり、懸念ゆえに、決して耳ざわりのよくない言葉を使ってしまいますけれど、安定しているからこそ問題も特段少ないように下手をすると見間違える、見誤る状況に陥ってしまうと思えてなりません。

唐木一直氏があと4年頑張りたいと言うのなら、一直氏を応援したいと思う全ての人はもちろん、来春からの4年間の任期の村長のもと、執行部、村職員、正規・非正規問わず、村、行政側、全ての人、そしてできることなら、これまでは関心が薄かったり、低かった皆さんの1人でも多くが、村のため、地域のため、お互いのために力を出そうじゃないかという方向に向かうため、私なりに、そういう願いを込めまして、大きく一つ目の項目、人口がふえる若い村がきずなの薄い村にならぬように、これ、言いかえますと、区、組に加入している方々と、未加入の方々の間の不公平感について質問させていただきます。

不公平感の一事例になりますことを紹介します。

村で、この秋ですかね、毎年のことですけれど、赤い羽根の募金が行われております。募金をお願いする封筒が配られているのでしょうか、これが、この封筒には、募金の目安の額が書いてあるんですけど、それがまた、世帯当たりには換算いたしますとという、丁寧に書いてあるんですけど、その世帯当たりが、私なりに計算しますと、村の全世帯の世帯数で割ったものではなく、残念ながら、恐らく入区している、区や組に入っておられる世帯数で換算した額が、1世帯当たりの目安額として書かれております。これ、社協に聞きました。私も、この議会選出で社協の理事にさせていただいておりますので、ある意味、責任のある側としても、社協の理事長含め、中身に聞きましたら、募金の募り方が、今まで、区や組を通じる方法に頼ってきたからこうなっているんだと。ここで、例えば、この赤い羽根の募金についても、私が所属する自分の区、組の常会で、この募金の話がありましたとき、この話題、私も社協の理事もやっているということで、ちょっと募金を、またその募金の集め方について、ちょっと組の中で揉めた経過もありましたので、ちょっと私がそんな話もさせていただきまして、組の大方の人が、不公平なことはぜひ是正してほしいと、そういう思いが多くの方から聞こえました。

ここで提案させていただきますけれど、この封筒は、今までですと、区や組を通じて募金がされたと思いますけれど、全世帯にまずは募金を募ることが公平へつながる一つだと思いますので、恐らく、村報郵送、区や組に入っておられない方々には、郵送で村報が満遍なく配られているのだと思いますので、例えば、これを村報郵送にあわせて入れて、募金を全世帯に募ったらどうかと。また、これが、お金をどうやって集めるんだという方法論になりますとちょっと難しくなりますから、それはちょっと置かせていただいて、まずはそういった提案をさせていただきます。お答えをお願いします。

議 長（原 悟郎） 答弁を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 2番、小坂泰夫議員の御質問にお答えいたします。

人口がふえる若い村が、きずなの薄い村にならぬように、赤い羽根の募金の方法等につきまして御質問をいただきました。

現状では、確かに、区、組を通じて、赤い羽根共同募金のお願いをしているところであり
ます。そのほかには、役場の窓口や街頭募金、企業募金というようなことがとられておると
ころでございます。

この赤い羽根共同募金につきましては、南箕輪村の共同募金委員会が行っておるところで
あります。共同募金につきましては、地域ごとの使い道や集める目標額を事前に決め、募金
を募る仕組みであります。募金は寄附者の自発的な協力によって行われており、募金目標
額はあくまで目安となっております。

村でも、村の共同募金委員会からの依頼により、役場窓口で募金箱を設置したり、来庁者
の皆様からの御協力もいただいております。今後、村共同募金委員会から依頼があれば、広
報紙での募金袋の挟み込み等により、組未加入者の募金を呼びかけていくことは可能かとい
うふうに思います。まずは、村の共同募金委員会での議論をお願いしたいというふうに思い
ますし、村からもそうしたらどうかというような働きかけはしていく必要があるのかなとい
うふうに思っております。

ただ、さまざまな募金、寄附も同様であります。募金等をするのは選択でありまして、
個人の判断によることとなります。この点は御理解をいただきたいというふうに思ってお
ります。

結論から申し上げますと、村共同募金会で議論をいただき、また村もそういうことをした
らどうかという御提案もしていきたいというふうに思っております。

ただ、私自身は、前々から申し上げておりますけれども、区や組の加入というのは負担感
だけでは語ることができない、本当に重要な問題であるというふうに思っております。し
たがいまして、村も今、転入者には、共助の大切さ、互助の大切さ、このことを
訴えながら、転入者に御説明をしておるところであります。そういったこともありまして、
最近、この加入率の低下に歯どめがかかってまいりました。これは、本当にありがたいな
というふうに思っております。さらに加入率の向上には努めてまいりたいというふうに思
います。

組や区を通じて募金を募るといふこと、このことは募金額の部分に影響してまいりますの
で、全てをとというわけにはまいりません。このいい例が、南信交通災害共済、区の負担を軽
減するというところで、係を通じて、区係を通じての方法を違う方法にしたところ、やはり加
入率は半分になりました。本当に、こういったところが問題かなというふうに思ってお
ります。

できる限り、そういった方法をとってまいりたいと思っておりますけれども、不公平感だけで語
る、このことは私は危険だと思っておりますので、ぜひそんな点は御理解をいただきたい、
できるだけ不公平感が生じないようにしていくことは大切なことでもありますけれども、今入
っている皆さんも、不公平感だけで語ることのないように、また村もそんなお話もさせて
いただかなければならないといのかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） それでは、不公平感だけで語りたくないの、早目に進めたいと
思うんですけれど。

小さな（2）と（3）をちょっと一緒に質問させていただきます。

まず、不公平感で申しわけありません。村が把握している、さきにも言いましたような、区や組に入るか否かで不公平感が生じる事例にはどんなものがあるか、目立つものだけで結構ですので、教えてください。

また、(3)としまして、最近、私の身近な世代、子育て世代からも、区や組に入って、お金や人足を出させられるだけではやりきれない。ややもするとというか、これ、勘違いの事例なんですけれど、区や組に入っていない人は、お金など何か負担させられているものもあるんでしょと、あるんじゃないですかという、多分ないと思いますけれど、との声も聞こえてきております。不公平感を語って申しわけありませんけれど、難しい問題ですが、できる是正策を探り、もちろん区や組に入ってもらおうということを行政としても一番に進めるといことは一番の方向だと思うんですけれど、入っておられない方々、アパート世帯も含め、ありますので、行政は、その不公平感を是正する施策、方法論も、探っては、取り続けていくべきだと思いますけれど、いかがでしょうか。

議長(原 悟郎) 唐木村長。

村長(唐木 一直) 不公平感を是正していく、そういったことを模索し続けるということは重要なことですので、これからもそういったことは模索してまいりたいというふうに思っております。

不公平感、どんなものがあるかということでもありますけれども、確かに、これは平成26年度総合計画策定に関して行ったアンケートの結果の中からでございます。一番大きなのが、加入金や区費、組費といった金銭的な負担、それと、役員や賦役等への人的負担、このことが一番大きいようであります。加入をしない皆さん、このことが一番大きいということを感じておるといことでもあります。裏を返せば、こういったことが不公平感につながっているというふうに理解しているところであります。金銭的や賦役の負担につきましては、大変だから入らないという未加入者、それと同時に、また逆の方もおいでであります。大変でも、必要なことだから入るとい加入者、両方おるわけであります。そういったことも参考にしながら、是正策を模索し続けてまいります。

ただ、加入していない方の中には、入りたいが、役員や賦役等が年齢や家庭の都合でできないため、迷惑をかけるから入らないという御意見もあったところであります。したがって、その辺は区の皆さんに御理解もいただいければ、こういった本当に高齢者の皆様方等々につきましては、賦役の免除だとか、役員免除だとか、そういったことは区の皆さんと議論をしていく必要があるかというふうに思っておりますので、それはそういったことをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、3番の問題であります。

是正策、これも是正策を取り続けていくべきだということでもありますので、取り続けてまいります。ただ、先ほども申し上げましたけれども、区長さんの皆さんからは、戸建て住宅の転入者については、ほとんどの世帯が入区していただいているという話も伺っております。そういうことを考えれば、転入時の働きかけというのが大きかったのかなということも感じておるところでありますので、さらに共助だとか、互助だとか、入る意義だとか、そういったものを訴えてまいりたいというふうに思っております。

コミュニティの基本というのは、自助であり、共助であり、また環境美化やごみ収集、自主防災活動など、構成する住民が協力しながら、地域コミュニティを進めていく、維持をし

ていく、このことが基本であります。そういったことが、また地域の活性化にもつながったり、犯罪やそういったものの防止にもつながってまいります。そういったことの大切さも訴えていきたいなというふうに思っております。

ただ、加入金を含む、あるいは区費の問題等につきましては、村が大きく関与できる問題ではありませんので、その辺はぜひ、金銭的な部分につきましては御理解もいただきたいというふうに思っております。

ここでは、加入率に歯どめがかかってきたのかなということをお願いしておきたいなというふうに思います。

前々から申し上げておりますように、私自身は、一戸建ての世帯の皆さんにはできるだけ区や組に入ってもらいたい。アパートにつきましてはやむを得ない部分がございますので、これはそんな御理解もいただいていく必要があるというふうに思っております。

最近の取り組み状況や加入率の状況を申し上げて、答弁とさせていただきます。

以上であります。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） では、今、村長の答弁の中に、転入時の働きかけがあったから、戸建て世帯が大分入ってきてくれているんじゃないかという話がありましたので、関連する、議員の皆さん、執行部の皆さん、傍聴の皆さんにもお配りさせていただきました、隣の自治体、伊那市の事例ということで、ちょっと紹介を差し上げます。

これは、伊那市議員の方が、ネット上でこういうのがあるよということを発信してくれたおかげで知ることができました。

自治会それぞれの、さっき村長の言葉にもありました入区費とか、区費とか、そういったいろんな情報が同じ様式で、伊那市さんの場合は、数えましたら88ですか、90弱ほどの地区があるようなんですけれど、その情報が、市民課、伊那市役所のホールに、こうやって地域の教科書と題した棚が用意してありまして、そこで、区ごとではありますけれど、その状況がわかるようになっております。

中身を見ますと、まず開いていただいて、この地域の教科書とはの説明の2段目ですね、この地域の教科書は、各地域の魅力を知っていただき、自治会への加入を促進するとともに、転入される皆様へ、地域コミュニティの基本となる自治会のルールや行事、負担すべき事柄、事前に提供し、自治会に対する不安の解消や後々のトラブルを防止するために作成したものだ、中身はごらんいただければですが、裏面には、主な行事なども書いてあって、その地区ごとが、一応一望できるかなと。区からのお知らせとして、その区なりに、新しく入られる皆さんに説明があったり、最後、ここが大事ですかね、行政側に私が思うのは、自治体の担当の課ですかね、担当の係ですかね、が共通の情報としてつくっておられると思いますので、そういった移住に関する問い合わせということで、村も人口はふえ続けていますけれど、おくれればせながらそれを進めていくという流れだと思いますので、こういったよい事例をまねしてほしいという提案です。いかがでしょうか。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 伊那市の事例をいただいたところであります。参考にさせていただきたいとは思っております。

ただ、この事例につきましては、何年か前に、伊那市から南箕輪村に、こういったことを

やっているかという部分で、逆に伊那市のほうから村へ来て、そういったことからこういったことが生まれたということでごさいます。村も、ほぼ同じものを転入者には全て説明資料として出しておるところであります。暮らしに直結したコミュニティ活動の部分、それから各区の概要、それは転入者のみということでもありますので、もう一步進めて、それぞれの自治会情報として提示ができればというふうに思っておりますので、その辺は前向きに捉えてまいりたい、御提案として前向きに捉えて、できることであればやっていきたいというふうに思っております。既に、南箕輪の場合、転入者だけでありますけれども、いち早くやっております。そのことを伊那市が、研修に来まして、こういった、さらに一步進めておるところであります。その進めた状況を村でもやっていけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 私の質問のほうが多くて申しわけないんですけど、自分の計算しているスピードがちょっとおくれぎみになっていきますので、早目たいと思いますけれど。

今回、私、この12月議会が始まりまして、その間に、子育て世代から私に、議員として提言をいただきました。子供や子育て世代への手当なんか要らないと、介護している世帯、世代こそ大変なので、もっと助けてあげて、手当してあげてくれという、意識の高い子育て世代の声だとは思いますが、そういう声を直接いただいておりますので、参考までにちょっと報告しておきます。

では、大きな2番目の項目に移ります。

村民の自主的イベントに村が意気をそいでいないかと題しましたが、これは事例があります。イルミネーションフェスティバル、毎年行われて、11回ですかね、今回行われまして、露天販売で、ことしに限ってかな、村は、串ものを売るには串の先を落とすことと、イルミ実行委員会に、村側が公園の使用許可をするに当たり、附帯条件として、串ものを売る際の串先を落とすことを義務化しました。そうしたきっかけは何でしょうか。また、串先を落とさなきゃいけない法的、法的かどうかわかりませんが、根拠は何か。また、今後の祭りや村内イベント、村が主催、あるいは民間の主催もあろうかと思えます。そういったイベントはどうなるのか。

あわせて（2）、村を盛り上げようとしている人たちの活動、イルミネーションも一つだと思います。そういった活動を頑張っておられる皆さんに対して、こういった制限というのは意気をそぐことになるんじゃないかと、ほかの村民からの声があって対応していることだと思いますけれど、以上の2点、お答えをお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） 2番目の御質問であります。イベントに村が意気をそいでいないかという御質問であります。

決して意気をそいでおる、そういうことではありません。原因は何かということは、この場ではなかなか申し上げにくい面もあるところでもありますので、一住民の方から、ごみの問題だとか、いろんな問題で、かなりしつこく言われておる部分が影響しているということは、これはそのとおりであります。その中で、いかに安全にイベントを行っていくかということも考えていかなければならないというふうに思います。一住民の言った部分、全く受け流すというわけにはまいりませんので、村民でありますので、そういった事例があるなら、改善

をしながら、みんなで気持ちよくイベントができるようにという考え方の中でやったところでもありますけれども、変わりません。相変わらずでございます。

そういった中で、根拠は何かという御質問であります。

これは、イベント会場が村の都市公園になっておりますので、村の都市公園条例に基づきまして、指定管理者である村開発公社が、公園の管理や利用許可の業務を行っております。そういった許可を出す条件としてやっておるということでもあります。したがって、都市公園条例の許可条件の一つに加えておるということでもあります。ほかには、安全対策とか、ごみ箱の設置だとか、占用期間内での展示物の撤去、このことも加えてあるところでもあります。

昨年は、この展示物の占用撤去がおくれたことによって、かなり村も苦労いたしました。おくれるということは、もう申し開きのできないことでありましたので、謝りながらきたところでもあります。それに加えて、ことしから、串を使用する場合には先端を切り落とすことを条件といたしたところでもあります。これは、あくまでイルミネーションフェスティバル、夜間の開催であり、大勢の子供さんたちが訪れます。安全対策ということをお願いしたところでございます。

そういった例があるのかどうかという部分を調べましたところ、伊那まつりでは、串を扱う場合は先端を切ることを要項に明記しております。これは、かなり前からやっているようでもあります。そういった事例が出てまいりました。また、それから、それが守られているかを係が回って確認までしているというお話もお聞きしたところでもあります。それから、大芝高原まつりにおきましても、平成15年ごろには、故郷の味コーナーのほうから、自主的に串の先端を切ることを行った経過があります。ただ現在は、味コーナー側も村側もそのことに対して十分な引き継ぎがなされていなかったということで、徹底されない状況になってきていたということでもあります。安全を第一に考え、そういった自治体もあるということをお願いしたところでもありますので、決して、イベントに対して、村民の皆さんのイベントに対する意気をそぐということで行ったことではないというふうに考えております。

これからのイベントでありますけれども、串の先端につきましては、本当に危ないなという部分はありますので、この辺はお願いしていくふうになるかというふうに考えております。そんな点はぜひ御理解もお願いしていかなければならないのかなというふうに思っております。イベントを安全に、かつスムーズに行う、これは村側の責務であります。そのために必要な対策はとっていかねばならない。手間がかかる、こういう部分があろうかと思っておりますけれども、イベントを盛り上げていくために御協力もお願いしたいというふうに思っております。

ただ、一方、違った面から考えますと、これは、本当に一村民でありますので、その辺でどうなのかという議論もしていく必要があるかというふうに思っております。ただ、相変わらずの部分もありますので、現在、ハードクレーマー対策は検討しておるところでありまして、できれば、ことし中に何らかの方策をとっていかねばならないと思っております。特に最近、またひどくなってまいりました。私も身の危険を感じるような言動も出てきておりますし、名誉毀損的な部分も出てきております。その辺は、顧問弁護士と、十分、今詰めておるところでありますので、そんな点も含めて御報告をさせていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 唐木一直村長も、個人的にも苦しんでおられる部分もあるようですので、安全策という意味では十分理解できます。ただ、一応、これ実行委員の普通の方の一部かもしれませんが、声とかとしてお伝えしたいんですけど、基本的、串の先があるまま、焼き鳥とか商品が世の中で売られているわけで、それをまた歩きながら食べるとか、夜歩きながら食べるとか、まして捨てるなんていうことは自発的に気をつけるべきというのが世の中だと、私、皆さん、そういう声を聞かせていただける人や私はそう思うんです。行政で縛りを、安全策はもちろんなんですけれど、縛りを加えていくことはどうなんだろうと。だから、そういった訴えをされる方につきましては、正しいことを言っている面は確かだと思えますけれど、それが過度になって、そうばっかじゃ苦しいんじゃないのかな、お互いと思う村民と、ぜひ一緒に話し合っ、対応策を行政も、行政のみで先に答えを出すのではなくて、これから一緒に考えて、対応していただきたいと思えます。

3番目の質問に入ります。

村の名物、名産を村内外に普及するためということで、ちょうど村報の11月号、12月号では、ガレット、そして名物、新しい名物の紹介がされております。ぜひ村民の皆さんもよくごらんください。

ガレットの開発、販売は、他の同僚議員からの質問にも今回ありましたけれど、よい滑り出しだと思います。ガレットやほか名産品の今後の展開に、民間、商工会や、飲食店と書きましたけれど事業所ですね、が今後、味工房や地域おこしの方や行政側だけでなく、民間がもっと主体的になってこれを広める活動ができると思えますし、まず、村の行政側から民間に望むことがあればお答えください。

2番目もあわせて聞きます。

味工房の設備、店内改装など、何か必要な点があるかと思えます。これは、ガレットのことを調べている間に聞こえてきた声であります。

以上、お二つお聞きします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） ガレットの質問につきましては、何人かの議員さんから質問をいただきました。今のところは順調な滑り出しであります。これをどう続けていくかという、このこともこれから重要な課題となってきましたところでもあります。しっかりと取り組んでいく必要があるというふうに思えます。

この背景といたしましては、やはり地方創生の事業を利用したご当地メニューコンテストだとか、いわゆるお土産品の開発だとか、そういったことから大きくこういった話になってきたわけであります。したがって、味工房だけではなくて、商工会を含めた村の飲食店がそういった部分に取り組んでいただければありがたいなというふうに思っております。

地方創生の事業というのは、一義的には村がやらざるを得ない部分があります。ただ、それを主体的に担っていただくのはやはり商工会であろうというふうに私は思っております。したがって、商工会が主体となりまして商品化を目指していく、このことも私は必要ではないかなというふうに思えます。それを村が後押し、支援をしていく、こういうことが本来の姿であると私は思っております。行政主体から商工会主体へ

なっていけば、本当にありがたいなというふうに思っておりますけれども、それはなかなか、商工会の体制の部分もありますので、難しい面もあるところであります。村と連携しながら、そういった部分を進めていくように努力はしてまいりたいというふうに思います。

また同時に、こういった部分を通じまして、ガレットではありませんけれども、南原では洋菓子店がオープンいたしました。この審査委員をお願いした方が洋菓子店をオープンしていただきました。また、ガレットにつきましても、神子柴で店がオープンいたしました。新たなそんな動きも出てきたところでありますので、今後に期待しておるところでございます。

あとは、何人かの議員の申し上げましたけれども、設備等々につきましては必要だというふうに思っております。

直売所につきましても、店頭での、外での直売であります。外での直売でも売り上げが、増設前と比較いたしまして1.5倍に増加しておるところであります。問題は、常に商品をそろえる。この辺は、地域おこし協力隊の1人が、若手農業者を中心に、積極的に連携を深めて、直売所の農産物を充実させるためのめどが立ってはきておるところであります。そんなことを考えますと、直売所を含めた新たな施設というのも必要ではないかなというふうに思っておりますし、きのうも申し上げましたけれど、直売所、外でありますので、冷房施設等がないわけでありますので、そういった農業者から、そういった施設では出品できないという声も多く寄せられておるところであります。

また、ほかにも、ジェラートというのはふるさと納税で本当に多くなってまいりました。1年間に、現在で500近く出ておりますので、年間を通すとかなりの数になってまいります。急に人気が出てきたところがございます。これは、さとふるの委託、あるいは12個を16個にしたというような面も大きく影響しておるといふふうに思います。そういったつくる場所というのも含めまして、また考えさせていただきたいなというふうに思っております。

味工房、ガレットやほかのもので成功していくためには、やはり店舗の、今のままでいいのかという議論はあろうかというふうに思いますし、5時までの営業でいいのかという議論もあると思います。その辺を加味しながら、また議会へ相談させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） では、ちょうど私も、商工会の商業部というところに属しておるんですけど、年明けに、商業部の研修の中で、ガレットやこの名産品を民間がどうやったら協力できるかというような研修会を、地域おこしのお二人を呼んだり、またそういった仕事場で頑張っている現場の経営者たちのお互いの協力をということで、キャリア教育の職員の方にも来ていただいた研修会を開こうと思っておりますので、そこで、今、村長、村の意向として、主体的に商工会でも名産品の売り出し等というお声をいただきましたので、そこら辺を伝えつつ、活動をしていってもらえるように、私も協力したいと思います。

最後の質問に入ります。

障害を持つ子、保護者の負担を軽くするためということで、これは、一般の方に理解してもらいたいと思っております。ちょっと説明するんですけど、例えば、南箕輪小学校に通うエリア

のお子さんを持つ保護者、お子さんだったら、通常、南箕輪小学校にみんな歩いて通い、そして放課後児童クラブを利用してというようなお子さんがおられたとしまして、次に、障害を抱える子に関して、例えば、この近隣ですと伊那養護学校に通っているお子さんに関しましては、ちょっと遠い事となると思いますけれど、学校に通い、つきましては、南箕輪小の子だったら、この後、例えば、こども館にできる放課後児童クラブを利用できるわけですが、南箕輪小のエリアの子であっても、その放課後児童クラブに当たる部門は、伊那養からまたそういったサービスを利用して過ごして、保護者が迎えに来るとか、御自宅まで送るサービスを利用してというようなことで、普通のという言い方はちょっと使いたくないんですけど、南箕輪小、南部小エリア、中学校に、南箕輪中学校に通えない伊那養に通っている子たち、そして保護者は、過度な負担を強いられている現状があります。これ、ややもすると、障害を抱えたお子さんだから、家族、親が負担するのは仕方がないだろうと思われていた時代もあるとは思いますが、そういった点は、ぜひそういう実態があるということをもまず多くの皆さんに理解していただきたいと、そういう思いでお尋ねします。

そういった伊那養のような特別支援学校に通う生徒、保護者が、朝夕、今、お母さんも通勤、仕事をする中で、朝の学校が始まる前、まだ空き時間があるとか、あと、放課後児童クラブの利用が終わってから、お母さんの職務の関係で、お迎えの時間までまたちょっと空きがあつて困りますと、そういった相談を、困り事を持っている親御さんがおられますし、また、おじいさんやおばあさんと一緒に住んでおられるので、おじいさん、おばあさんのフォローもあつて、そういった声を上げるまでには至っていないよとか、そういった実態があるんだと思います。

まずはそこで、教育長さん、そして村側へ、この点について、そういった実態と、また今言いました現状のサービスではちょっとまだ漏れている障害を抱えるお子さん、保護者への改善策、考えられるものがありましたらお答えをお願いします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村 長（唐木 一直） まず、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。細かい面につきましては、また教育長のほうからお願いいたします。

伊那養の話であります。

伊那養護学校とは、1年に1回、保護者会の皆さん、学校を含めて、懇談会も実施しております。その中で、さまざまと言いますか、幾つかの要求、要望をいただいております。それは、実現に向けて、なかなか難しい面もありますけれども、努力もしておりますし、その要望の中から実施できた事項というのもあるところであります。

一番は、やはり足の確保という質問であります。まずは、朝の部分につきましては、まっくんバス、伊那養の前まで、伊那養の前で停留所をつくりまして、そこで乗りおりができるようにいたしました。これは、本当に保護者の皆さんから喜ばれたところがございます。問題は、学童だとか、そういった分野への部分の御質問であります。そういった部分ができれば、それはより理想でありますけれど、これはすぐということとはなかなか難しいのかなというふうに思っております。それなりのボランティア、支える皆さんがいないと難しいという状況もあるわけでありまして。それは、検討課題とさせていただきたいなというふうに思っております。

私のほうからは以上であります。

議長（原 悟郎） 清水教育長。

教育長（清水 閣成） 議席番号2番、小坂議員の御質問にお答えしていきたいと思いますが。

まず、事例にあるお子さんは、現在、特別支援学校、一番近い伊那養護学校に通われているお子さん、あるいはこれから伊那養護学校に就学されようとしているお子さんについてかなど、そんなことを描きながらでございます。

現在、伊那養護学校に通うお子さんで、先ほど村長、まっくんバスのお話をされましたが、自力通学で通えるお子さんは、例えば、自転車、あるいはまっくんバス、あるいは伊那バスさん等々を利用しながら、あるいは徒歩も含めてですが、通ったりしているわけですが、自力通学が難しかったり、あるいは学校は3台のスクールバスがございます。御存じのように、3方向で、遠くのほうからお子さんを乗せてということで、スタートの時刻に間に合うようにバスが動いていますが、バスに乗れないというか、ニーズがかなりあるので、一番近い南箕輪村は、結局、乗ったとしても、村を8時40分ぐらいとかの乗車で伊那養に9時ぐらいに着という、そんな行程になるかなと思っていて、そこでは、お母さん、お父さんが仕事に行くときに、仕事はもう始まっている時刻じゃないかというような状況等々あったりしながらというので、バスは難しいとか、あるいは保護者、御家庭での送迎が難しいという場合にとこのところでの御質問が一つかなというふうに思っています。

それは、朝、あるいは、今の夕方の放課後の時間帯でございますが、現在、入学しているお子さん、就学しているお子さん、それから、これから入学しようとしているお子さんについては、相談支援専門員が、かなり丁寧にそこを一緒に相談に乗っている状況がございます。現に、伊那養護で私が存じ上げている御家庭では3、村の相談員が直接かかわっているお子さんが3件、それから、村でない相談事業所の方がかかわっているお子さんも何人かおられますので、その方が相談に乗りながら、そのサービスをどう使えるか等、事業所と相談しながら生活を整えている状況でございます。

放課後等に関してなんですが、今、村長も答弁されましたが、そのお子さんのニーズに応じた生活をどう整えるかが一番の課題かな、テーマかなというふうに私自身は思っています。そういった意味では、特別支援学校に通うお子さんが、放課後児童クラブに、例えば、3時半、4時とかにかよっての生活が望ましいのか、もう少し1対1で、そのお子さんが生活できていくという状況が望ましいのか、そこが大きな点かな。現に、放課後児童クラブ、南小さんにしろ、南部小さんにしろ、伊那養護学校のお子さんは来られませんよという言い方はもちろんしないわけでございますので、そこをどう見るかが今後ございます。

それで、村としても、健康福祉課の職員、うんと丁寧にそこの相談支援専門員と相談、連携をとりながら、事業所とつないでいく。事業所は、村の中では、例えば、かいご家さんが今現在つながっているかなと思いますが、村外で言いますと、アンサンブルさん、みらい福祉会さん、おひさまはうすさん等々、今、大分、地域の中で事業所がふえてきている状況があるかなと思うので、ここがもっと整うといいなと、それは個人的に思うところでございますが、そうすると、よりニーズに合っているかな。

ですので、行政の立場からすれば、相談支援専門員との連携、当然、家庭とも、それから学校とも、特別支援学校ですね、支援学校とも、それから今の事業所等、相談事業所の立ち位置の中でそこを丁寧につないでいくということが、今後さらに望まれるかなというふうに

考えております。

以上でございます。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 最後、質問ではありませんけれど、最近、私が仕事の中で出会った障害を抱える女の子、つい障害を抱える人たちは、年齢に比べて若くというか、幼く見える子たちが多いので、どうしても女の子と言いたくなってしまうんですけど、社会人ですので女性ですね。障害を抱えている女性は、実は、本人に聞いたわけじゃないんですけど、親御さんが生まれたときからいないという状況で、皆さん、御存じのこの地域の親御さんがいない子が集まった施設で18まで暮らし、そこから、また社会人として、彼ら、彼女らが住める施設に入っていると。その女の子というか女性には、多分、学校の間ですかね、かかわった先生が親御さんとして、仕組みまでは聞いておりませんが、親御さんのかわりになっておられるというような話をたまたま聞きました。障害を抱える人、抱えない人。

議長（原 悟郎） 小坂議員、時間が来てます。

2番（小坂 泰夫） 済みません。

ですので、関心を持てることというのは、本当に少ない、大変な、皆さん、それぞれ自分のことで精いっぱい時代だとは思いますが、この村のことにしても、いろんなことを自分のこととして考えること、大変な時代ですけど、お互いが協力し合える村をこれからも進めていけるように、村民の皆さんと一緒に、住民の代表の議員として、議会としても頑張っていきたいと思っておりますので、以上で、私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

議長（原 悟郎） これで、2番、小坂泰夫議員の質問は終わります。

通告のありました全議員の一般質問を終わります。

質問者、答弁者ともに御苦労さまでした。

あす16日の会議は、議事の都合により、特に午後2時に繰り下げて開くことにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。礼。〔一同礼〕

議長（原 悟郎） お疲れさまでした。

散会 午前11時46分

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日 (金曜日) 午後 2 時 0 0 分 開議

- | | | |
|-----|-----------------------|-------|
| 第 1 | 議案第 21 号 | 提案～審議 |
| 第 2 | 請願・陳情の採決 (審査結果の委員長報告) | |
| 第 3 | 発議第 1 号～発議第 5 号 | 提案～採決 |
| 第 4 | 議案第 1 号～議案第 21 号 | 討論～採決 |
| 第 5 | 継続調査事項の採決 | |

○出席議員（10名）

1番	加藤泰久	6番	唐澤由江
2番	小坂泰夫	7番	都志今朝一
3番	山崎文直	8番	三澤澄子
4番	丸山豊	9番	大熊恵二
5番	百瀬輝和	10番	原悟郎

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

村長	唐木一直	健康福祉課長	藤田貞文
副村長	原茂樹	子育て支援課長	有賀由起子
教育長	清水閣成	産業課長	唐澤孝男
総務課長	堀正弘	建設水道課長	出羽澤平治
地域づくり推進課長	田中俊彦	教育次長	藤澤隆
会計管理者	小澤久人	代表監査委員	原浩
財務課長	平嶋寛秋		

○職務のため出席した者

議会事務局長	唐澤英樹
議会事務局次長	松澤さゆり

会議のてんまつ

平成28年12月16日

午後2時00分 開議

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 こんにちは。

〔一同「こんにちは」着席〕

議長（原 悟郎） 御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議に入る前に御報告いたします。埋橋住民環境課長が体調不良のため欠席する旨の連絡がありました。

本日、追加議案並びに意見書案が提出されました。それに伴い議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

山崎議会運営委員長。

議会運営委員長（山崎 文直） こんにちは。御苦労さまです。

議会運営委員長報告をいたします。

本日、追加議案、意見書案が提出されました。先ほど議会運営委員会を開催し、次のとおり決定しましたので報告いたします。

村側からの追加議案は1件です。議員側から、請願・陳情に伴う意見書案が6件の審議を本日の会議日程に追加いたしますのでお願いいたします。

以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、追加議案1件、意見書案6件を本日の会議日程といたします。

これから追加議案の上程を行います。

議案第21号「南箕輪村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本件について提案理由の説明を求めます。

唐木村長。

村長（唐木 一直） 議案第21号「南箕輪村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について提案理由を申し上げます。

本案は、国において、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部改正をお願いするものであります。

細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 細部説明を求めます。

堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） それでは、議案第21号の細部説明を申し上げます。

本年8月、人事院勧告を受け、国において、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が12月2日公布されました。これは、近年の少子高齢化の進展によりまして、育児、介護と仕事との両立を支援することが我が国の重要な課題となっており、家族形態の変化や介護の状況に柔軟に対応できるよう、育児、介護休業法が改正されまして、民間事業所においては、介護休暇の分割取得、介護時間の新設等が新たに規定されたことから、地方公務員においても同様の改正を行ったというものであります。この法律の改正に伴いまして、村においても関係条例の一部を改正するものであります。

なお、施行日が異なるために、3条に分けて改正となりますのでお願いいたします。

それでは、新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、議案5ページをごらんください。

初めに、第1条関係、南箕輪村職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正であります。

この改正は、平成29年1月1日からの施行となります。

初めに、第1条の改正ですが、条ずれに伴う改正であります。

次の第5条の2では、新たに育児、介護を行う職員の早出、遅出勤務を規定します。第1項で、育児を行う職員について規定し、その中で、特別養子縁組の監護期間中の子も対象にするということをうたいます。また、第2項において、介護を行う職員についても準用することを規定いたします。

6ページをごらんいただきまして、第5条の3は、条ずれに伴う改正となります。また、第4項では、用語の整理を行っております。

7ページの第8条、休暇の種類に、新たに介護時間を規定いたします。

また、第12条において、用語の整理を行うとともに、介護休暇の期間を、これまでは連続する6月の期間内と規定されていたものを、6月を超えない範囲で3回に分けて取得できるということを規定いたします。

8ページをごらんください。

第12条の2では、第8条で新たに規定した介護時間につきまして、連続する3年を超えない範囲において、1日につき2時間を超えない範囲で認められることを規定いたします。

9ページをごらんいただき、第2条関係、南箕輪村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正であります。第1条と同じ名称となりますが、この改正は平成29年4月1日からの施行となります。

児童福祉法の改正により、養子縁組里親の定義づけがされ、この定義が平成29年4月1日から施行されることとなることから、別の改正条例といたしまして、先ほど説明申し上げました第1条で追加しました第5条の2の規定のうち、この養子縁組里親に該当する部分を改正するものであります。

11ページをごらんください。

第3条関係の南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

第3条では、育児休業を承認しない特別の理由について規定しておりますが、新たに、民法及び児童福祉法に規定する事項が追加されたことから、ア、イ、ウとして規定し直すもの

であります。

それでは、3ページにお戻りいただきまして、附則であります。

第1項は、施行日であります。平成29年1月1日から施行するものであります。先ほど申し上げましたとおり、第2条につきましては、平成29年4月1日からの施行となります。

第2項であります。介護休暇の取得について、経過措置を規定しております。

4ページであります。南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となります。もう一度、12ページの新旧対照表にお戻りいただければと思います。

今回の改正で、職員の休暇に新たに1日2時間を限度とする介護時間を先ほどの説明で追加するということになります。この介護時間については、給与を減額することを規定するというものになります。ですので、無給の休暇ということになります。

以上で、細部説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） これから、議案第21号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

本定例議会最終日に21号が上程されたわけですが、なぜ、この中身そのものよりも、この議案の提案が、この議場に来て初めて議案に目を通すというようなことで、ほかの議員はどうか分かりませんが、私は十分この中身を精査できないということでありまして、なぜもっと早く、こういう議案が出せないのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 堀総務課長。

総務課長（堀 正弘） 今回の改正は、人事院勧告によりまして、国において検討されてきたという流れになっております。今議会の当初の議案提出の時点では、まだ国において法改正がなされておりましたので、議案の提出をすることができませんでした。先ほど説明申し上げましたが、12月2日、国において法改正がされ、1月1日施行という内容での改正となりましたので、議会開会中でありましたので追加議案としてお願いをしたという経過であります。よろしくお願いたします。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 今の日程的なことはわかりますが、こういう場合に、もう少し時間を、この中身を理解できるような時間をとって、全協では、村長のほうから、こういう議案ですという説明はいただきましたが、この議案を目にするのはこの議場で初めてであります。したがって、もう少し丁寧な審議をするには余りにも時間がないということで、即これを決断しろということではなかなか議員のほうの努力が要るということでもあります。その点について、もう少し早く出せなかったのかどうか、その点、もう一度御答弁をお願いいたします。

議長（原 悟郎） 唐木村長。

村長（唐木 一直） もともと、この条例につきましては、人事院勧告に伴う部分で、当初は3月議会に提出をする予定でございました、間に合わないだろうということで、ただ、急に法律が、公布が12月2日ということになって、施行が1月1日ということになってしまいましたので、追加でお願いしたところでもあります。

この内容の骨子につきましては、11月全協で内容を説明してありましたので、そういう理

由で理解をいただいているのかなという考え方でございました。その点につきましては、配慮が足りなかったということはおわび申し上げたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから、請願、陳情を採決いたします。

総務経済常任委員会付託の請願、陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。

百瀬総務経済常任委員長。

総務経済常任委員長（百瀬 輝和） 総務経済常任委員会に付託されました陳情第13号、17号、19号、20号、21号の審査結果を会議規則第91条の規定により報告いたします。

陳情第13号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」、審議した結果、これから議員を志す人材確保のためにも必要である、趣旨はわかるが制度の詳細がわからない等の意見が出ました。審査の結果、採択3、趣旨採択1、採択すべきものとします。

陳情第17号「南箕輪村における小規模企業振興に関する条例の制定を求める陳情書」、これについては、12月5日午後、南箕輪村商工会、倉田事務長さんに来ていただいて、説明を受けました。その中で審査しましたが、県内では制定している市町村はほとんどなく、上伊那郡内ではない状況であります。また、添付されている条例案についても、内容を検討していく必要があるという意見が出ました。また、村の考えを聞いて進めていく必要があるとの意見もありました。審査の結果ですが、継続4です。継続するべきものとします。

陳情第19号「免税軽油制度の継続を求める陳情書」、これも、12月5日午後、株式会社伊那リゾート支配人、鷲尾様より説明を受けております。内容については、平成21年3月の地方税法改正により、軽油取引税が、道路整備の費用に充てている目的税から普通税となり、3年間、暫定的に課税免除となったものを、一般財団法人の日本鋼索交通協会を先頭とする索道業界の働きかけにより、2度にわたり延長継続されてきております。この特例措置が、平成30年度からなくなることによる陳情書になっております。スキー場で使用するグレンデ整備車や降雪機の燃料に係る軽油取引税の免除を求める内容になっております。課税された場合、1リッター当たり32.1円の増税となります。スキー場の多い長野県では約1億2,100万円、株式会社伊那リゾートさんでは年間150万から200万ほどの増税になるそうです。また、南信のスキー場では、毎年、スキー人口をふやすために、子供たちに無料のリフト券も4万枚配っているとお話をお伺いしております。委員会で審査の結果ですが、採択3、継続1です。採択すべきものとします。

陳情第20号「「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOから撤退を求める陳情」、審議した意見ですが、PKOは国連が実施する活動で、駆けつけ警護は、派遣されている隊員に許されているのは、自分の命、また助けを求める人の命を緊急に守るため、やむを得ないぎりぎりの場合のみ武器の使用を認めたものです。国会でも審議され、承認されたものである。陳情書に書かれている内容は少し違うことが書かれているという意見と、また、内容はわかる等の意見が出ました。審査の結果、採択1、不採択2、継続1。不採択とすべきものとします。

陳情第21号「立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情」、委員会の意見ですが、憲法審査会でしっかり議論することが必要である、立憲主義のもとで憲法審査会が行われている、陳情書に書かれている内容は少し違うんじゃないか、内容はわかる等の意見が出されました。審査の結果、採択1、不採択3。不採択とすべきものとして。

以上、委員長報告を終わります。

議長（原 悟郎） 委員長報告に対する陳情第13号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第13号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第13号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、陳情第13号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」は、採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第19号「免税軽油制度の継続を求める陳情書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第19号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

陳情第19号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、陳情第19号「免税軽油制度の継続を求める陳情書」は、採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第20号「「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤退を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第20号の討論を行います。

討論はございませんか。

反対討論の方は、三澤議員ですか。

8 番（三澤 澄子） 賛成です。

議長（原 悟郎） 賛成か。

4 番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） 継続ということで、私は、委員会では、先ほどの委員長報告の中に入っておりますけれど、よろしいですか。

議長（原 悟郎） はい、どうぞ。

4 番（丸山 豊） この陳情につきましては、もうPKO5原則、そのもとで遂行されるべきものであるということと理解しておりますけれども、それが大前提であるということなんです。そういうことであれば、今、停戦合意中であるということであれば、不採択にすべきものだと私は思いますけれども、たまたま継続にしたというのは、5日の審議でもありまして、このとき以降、数日間のうちは、党首討論にもいろいろありましたように、首相と志位委員長さんなんかの新聞に出ていたのを見れば、意見の食い違いが激しかったと、そのようなこともあったり、また、報道機関というか、そういうものについても、なかなか情報が錯綜しているといえますか、はっきりした情報がないということもありました。

もう一つ、駆けつけ警護が新しく任務に加わるということで、これの法的な解釈がなかなか難しいということも、少し勉強もしたいという、そんなような意味もあって、私は継続という立場をとったわけなんですけれども、停戦合意がなされているということであれば、もちろん不採択ということにもなりましようが、駆けつけ警護の部分も含めて継続ということ。

あと、10日以降のところ、防衛大臣がインタビューに答えていて、撤退もあり得るといふ表現も使っておりますので、そういうところであれば、幾らか大丈夫かなというようなこともありますけれども、私の今の立場は継続ということで理解していただければと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 8 番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8 番、三澤です。

この陳情のときにはまだ南スーダンに行っていなかったわけで、今現在もう行って、その任務についているという状況ではあるわけであります。しかしながら、先ほどの丸山議員も言われましたように、この間の国会論議の中で、現状が明確になってきたというふうに思います。

駆けつけ警護の実施は、憲法解釈からいっても憲法違反の武力行使につながるということでもあります。駆けつけ警護とは、他国部隊やNGO職員が攻撃された際に、自衛隊も武器を使って応戦することで、新任務付与を強行した安倍政権であっても、武器を使う相手が、国または国に準ずる組織の場合、憲法9条が禁止する海外での武力行使に当たるといふふうに言っているわけであります。

ところが、この中でも論議になりましたけれど、7月に、首都ジュバで起きた大規模戦闘では、南スーダン政府軍が、国連職員やNGO職員が宿泊するホテルを襲撃し、殺人、暴行、

略奪、レイプなど、国連への攻撃が繰り返されていると。こうした事態のもとで、自衛隊が駆けつけ警護をすれば、自衛隊が南スーダン政府軍に武器を使用することになると、憲法が禁止した海外の武力行使になる現実の危険があるのではないかとされています。これで、南スーダン政府と軍が、国連PKO部隊に組織的、継続的、恒常的な敵対行為をしていることを今指摘しているわけであります。国連PKOに対する南スーダン政府の安定的な受け入れ同意がなくなっているというふうに言われております。

憲法違反の武力行使につながる新任務の付与は直ちに撤回して、自衛隊を速やかに撤退させて、日本の貢献は非軍事の人道支援、民生支援に切りかえるべきだというふうに言っております。そのとおりだというふうに思います。

先日、私も、一般質問の中で取り上げました、先の大戦の際の義勇軍について延べました。そのときに、これは国策で行った戦争でありますけれども、義勇軍の応募に反対する家族の状況というのがここに書いてあります。その中で、母親が反対した率が51.5%と書いております。母親は、子供たちをどんな状況であれ、戦争の中で、人を殺したり、殺されたりするために子供を産んだのではないと思います。こういうことが、今、危険にさらされているわけであります自衛隊の皆さんは。自衛隊員のお母さんであっても、憲法違反だということで、今、訴訟を起こしているわけでありますけれども、何としてもそういうことがある前に、一刻も早く南スーダンから撤退すべきだというふうに思いますので、この陳情には賛成いたします。

議長（原 悟郎） 2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 審議上の質問を、確認をしたいんですけど、討論ですので、基本、賛成か、反対の立場でこの討論は行われるものだと思いますので、丸山議員さんのおっしゃったものは、一応反対という立場の中での継続という表明という理解でよろしいんでしょうか。議長の判断する審議状態はどうなっているのか、お尋ねします。

議長（原 悟郎） そのとおりです。

ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第20号を採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立少数です。

したがって、陳情第20号「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOからの撤退を求める陳情」は、不採択とすることに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第21号「立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

陳情第21号の討論を行います。

討論はございませんか。

4 番、丸山議員。

4 番（丸山 豊） これ、私、反対ということで討論させていただきます。

討論といいましても、70年も経過している憲法でありますので、いいかげんに若干おかしくなってきたところもいっぱいあると考えます。憲法審査会が始まりましたので、いろんなところから、いろんな資料を提供していただいて、そこで議論すれば、私は結構だと思いますので、ぜひそんなふうに進めていただければというように思います。偏った議論にならないようにということでもあります。

ちょっとこの陳情書の中でも、非常に、何というかわかりにくいところがいっぱいありまして、少し述べさせていただきますけれども、「しかしながら」というところからも、「改正条項の検討は一切容認できません」で始まって、「改正を装いながらまったく別物の別の国をつくるような「憲法」であり」と、何がそこ、どこかのところがそうなのかというのも記述が欲しいですし、また、「根底的な否定に満ち溢れています。天皇元首制、国防軍の創設、個人の尊厳否定のうえに家族」云々もそうであります。それから、憲法三原則もそうなっています。いろんなことを言って踏みにじっていると、どこかのところがそうなのかというのがちょっとわかりません。

それと、基本的人権を規定する97条の削除というのは、11条と重なるから削除しているというのが自民党の言い分でありましょうし、99条の憲法尊重、それから擁護の国民の義務というのは、国民の義務を入れるか、入れないかという議論でありますので、私は当然もう入れていかなきゃいけないんじゃないかなというようなことを考えてますので、こちら辺の部分を取りましても、少しこの書いてあることと私の意見とが少し違いますので、反対させていただきます。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論。

8 番、三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 8 番、三澤です。

賛成討論であります。

ただいまの丸山議員が言われましたところを全くそのままお返ししたいというふうに思うわけでありまして、71年たったって、いいものはいいんです。私は、直すところは現状ではどこもないというふうに思っています。

この「第一に」とか、「装いながらまったく別物」、全くそのとおりでありまして、私の言いたいのは、やっぱり憲法前文がそれをあらわしていると思うんですけども、日本国憲法前文の前段は国民主権であります。中間は恒久平和、憲法9条を中心としたところでありまして、そして、3番目、最後のほうで基本的人権と、この三つのもので前文が成り立っております。この前文がそのことに貫かれた憲法だというふうに思っておりますので、このことを、憲法の草案というもの、ちょっと、きょう、ここには持ってきておりませんが、私どもはそれを全部見て、検討をした結果、実際このとおりだなというふうに思います。

99条の憲法尊重、擁護を国民の義務とするところが、今回、本当に、国民じゃなくて、国民の義務とするところが99条で書かれているわけであるのは全く違うわけでありまして。99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重

し擁護する義務を負ふ」というところが、全く別物に変えられているということが本当に問題だと思います。

現在出されているものは、本当に、今起こっている先ほどのPKOの件もそうですけれども、この憲法を全く無視したやり方で、今の政治が進められている。その根本には、やはり、一番平和主義の憲法9条を変えたいというのが自民党草案の根本であると思います。そのことで、この出されている陳情は全くそのとおりでなというふうに思いますし、これは採択すべきだというふうに思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

陳情第21号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立少数です。

したがって、陳情第21号「立憲主義全否定の自民党草案を持ち込む憲法審査会の審議中止を求める陳情」は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、福祉教育常任委員会付託の請願、陳情の審査に関し、常任委員長の報告を求めます。
小坂福祉教育常任委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 福祉教育常任委員会に付託の請願、陳情を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第91条の規定により報告いたします。

報告書はごらんいただくとおりですけれども、最近、福祉教育常任委員会の委員長報告をいたしますと、質問も少ないときが余りないなど、多くありますので、ちょっと今回の審議、三つ、重要な案件だとも思いますし、委員長報告として10分を超えてしまうかもしれませんけれど、丁寧に説明いたしたく、御了解いただければと思います。

まず、この三つの請願1件、陳情2件につきましては、12月5日、定例会が始まった初日と、あと初日には22号の案件を審議しまして、初日だけでは足らずに、3号と18号につきましては、その後、12月12日に再度、さらに資料を求めまして、2日間にわたって審議した経過をお伝えいたします。

では、まず、請願第3号の報告をいたします。

出席者につきましては、請願の紹介議員でありました唐澤議員の説明のもと、審査をいたしまして、審査の結果は趣旨採択が2人、採択が2人となりまして、委員長の採択1が加わって、採択計3人で、採択といたしました。

まず、趣旨採択の理由につきましては主なものは、与党が給付型奨学金の3万円基準の大筋を了承した報道が直近でありまして、請願の求める方向を既に与党が出しており、その方向に向かいつつあるから、趣旨採択でよいのではと。また、あわせて出ているような、介護、高齢者にお金がかかる日本においても、そういった点も考慮すべきだというような意見がありました。

続きまして、採択の理由ですけれども、まず主には、給付型がまず大急ぎで進められるべきであり、そもそも現行の利子のある貸与の、貸し付けの奨学金制度を、無利子に加速的に進

めるべきだという意見、また、国の試算では、1学年当たり2万人という報道もありますが、単純計算すると4学年で8万人となるわけですが、別の資料によりますと、学生の2.6人に1人、すなわち140万人が奨学金利用の最近のデータもあるということで、与党の試算すら信じられないといった意見。また、報道にあります、国、与党が進めようとする方向と今回請願の訴える方向が基本的に同じであるため、採択すべきと、そういった意見がありました。

続きまして、陳情第18号、済みません、さっき件名を読み忘れてしまいました。済みません。18号の件名は、「「誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書」につきまして、出席者は、陳情もとの会のメンバーでもある三澤議員が説明のもと、審査を行いまして、結果は、採択が4名で、採択です。

採択の理由につきましては、直近で行われた参院選のとき、与党からは一言も、この社会保障費の圧縮や高齢者を苦しめるようなこういった流れが進められるとは許せないと。続きまして、介護保険が設立された当初の基本が、今、全く守られておらず、壊され続ける制度であり、あり得ないと。また、消費税を10%に増税するなどして、税と福祉の一体改革を進めて、この陳情書の方向性に進めと。また、財源も考えた上で、陳情内容に賛成する。こういった意見で、採択全員でありました。

続きまして、陳情第22号「放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情」につきましては、出席者は、陳情者の会員であります、飯島町で町会議員でもあられる浜田氏の出席、説明のもと、また、審議結果まで傍聴されていきました。審議結果は、採択が2人、継続が2人、委員長の採択で計3人となり、審査結果は採択です。

まず、申しおきますが、審議内容につきましては、当委員会、また当議会の直近6月議会に、宮田村への放射性廃棄物持ち込み反対にかかわる陳情の審査結果もあり、多分に影響、意識した内容であったということも申し添えておきます。

まず、継続の理由ですが、国の方針が、この議会でも話し合った6月以降に変わっているのか不明。また、福島放射性廃棄物の処理対応の実情と調査の必要がまだあるのではということで継続。また、宮田村陳情への考え方、立ち位置が御自身にあるためといったような意見で継続。

続きまして、採択の理由としましては、福祉教育常任委員会で、10月に南原の焼却灰の処理先の三重県の処理場を視察した経緯があり、きちんとした処理がなされる大規模処理場、三重県の処理場を見ても、そこでは、放射性廃棄物は、国の制度上といえますか、東北の災害関連廃棄物は三重県への持ち込みはあり得ないという理由もありますけれど、その三重県のちゃんとした大規模な処理場であっても持ち込みはない現状がある。また、南原の焼却灰は、この村においても、当時は合法ということで埋め立てられてしまったごみの問題が、現在になっては、村が対応を苦慮している事実があり、同じ轍を踏んではならないといった意見。また、放射性廃棄物を南箕輪に持ち込ませるわけにはいかない、あるいは、宮田村意見書を提出した、基本的には同じ流れであろうといった意見で採択の理由となされております。

以上、済みません、長くなりましたが、当委員会の報告といたします。

議長（原 悟郎） 委員長報告に対する請願第3号「給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（決議）の採択を求める請願書」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 今、委員長から丁寧な委員会報告をいただきましたが、この中で、財源の話もありましたが、消費税を10%にしてこういったものを進めるべきだという委員会の中の話があったようですが、やはり今、政府は既に給付型奨学金を、本年11月30日に政府の中で決定されているわけです。これは2万人規模であります。いつから導入するかという話は、平成18年からすると、緊急性のあるものについては17年からすると、こういう2段階で考えているようですが、それらの情報は十分熟知した上で、これらの請願が出されたのかどうか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 濟ません。大熊議員さんからの質問で大変恐縮なんですけれど、今、平成18年とかっておっしゃったので、ちょっと過去の。

9 番（大熊 恵二） 2018年です、濟みません。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） それにつきましては、とある新聞報道を全委員が書類として持ちまして、資料して確認いたしております。ちょっと、今、大熊議員さんがおっしゃった部分がしっかり書いてあるかは、ちょっとぱっと見わかりませんが、基本的に、全委員が、全国の報道も含んだ上で審査をいたしております。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 給付、要するに、いろんな陳情や請願が出る中で、この議案に限ったことではないんですが、何でも村に求める、県に求める、国に求めるという、そういったものが余りにも氾濫しているわけです。政治がポピュリズム化して、非常に最近、何でも欲しい、欲しいと、出すものばかりでないというような傾向にあるわけで、十分それらのことが委員会の中で話し合われたかどうか、教えてください。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 考え方は、私も入れて5人の委員それぞれありまして、例えば、大熊議員さんがおっしゃられた、もらえるものはどんどんもらえというような一方的な考えではよくないということにおいて、財源を気にした消費税10%の発言や、また高齢者のほうにもお金がかかるんだからといった意味で趣旨採択でとどめたいという理由をおっしゃっている委員さんもおられましたので、基本的に大熊議員さんの考えておられる部分と重なる方もおられるのかなと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

3回目です。

9 番（大熊 恵二） もう一点お尋ねいたします。

これ、給付、給付と言いますけれど、東京に自宅があって、大学へ通っている学生、地方から出て行って、大学へ通っている学生、これらの条件で給付の金額が変わってくる可能性があると思うんですが、それらの話が出たかどうか、その辺も御説明をいただきたいと思えます。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 基本的に、今、大熊議員が言われた、東京都に住む学生と、それ以外から来る学生の論議はなされておられませんし、例えばですけれど、これは審

議外になりますけれども、じゃあ、国立大学と私立大学で分けるのかと、そういった話もされておられません。いろんな多岐にわたる項目が考えられると思いますけれども、当委員会の限られた時間の中での発言にはありませんでした。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

5 番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 5 番、百瀬です。

この請願書、私は、基本的には進めるべきという賛成の立場です。先ほど、大熊議員からもあったように、30日付で政府のほうは、自民、公明で総理のほうへ申し入れをして、決定をされております。公明党もかなり推進してきた部分がありまして、それで、月額3万円、私立、下宿の生徒、1学年2万人という規模で進めていくということが決定されて、来年度から先行的に進めて、再来年から実施していくという内容になっておると思います。

それで、この中で、ちょっと細かいことを言って申しわけないんですが、文章的な部分で、OECDの諸国の中で、奨学金制度がないのが日本だけだと書いてあるんですが、日本とアイスランドなんです。アイスランドもないんです。それと、あと、この意見書の中の大学等の学費という部分があるんですが、学費の免除も書いてあります。学費については、国立大学については、最近10年間において、標準額が引き上げられておりません。それと、学費の免除の人間は約5万9,000人おります。無利子の奨学金を受けているのが47万4,000人ということなんですけれども、そういうところまで論議をして、結論を出しているかどうかですが、この意見書の文章についても細かく検討したかどうかというのを伺いたいと思います。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） まず、百瀬議員が言われたアイスランドの国名ですけど、ちょっと私が今把握している限り、全委員に配られました請願者、あるいは用意されました資料には出ておりません。したがって、審議内でもアイスランドのことは出ておりません。

もう一点は、ここに書いてある書面につきましては、全委員が目を通して、審議しております。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑は。

百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） もう一点、済みません。

自民、公明で出している中の案として、新所得連動変換型の奨学金制度の取り入れというのにも出ているんですが、そのお話は出なかったですか。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 出ておりません。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから、請願第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

9 番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 今、手を挙げちゃいましたけれど、私は基本的には賛成なんです。ですから、賛成討論をしてあげようと思っておりますので、私が手を挙げると、いつも反対という先入観があるようですけど。

議長（原 悟郎） それじゃあ、反対討論の方はおりますか。

じゃあ、賛成討論、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 私は、この奨学金の問題につきましては、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

先ほど、百瀬議員も言われましたが、私は政府という言葉を使いましたが、百瀬議員は自民、公明というふうに言われて、非常に党の名前が前面に出ておりますが、既に、先ほど委員長にもお尋ねいたしましたように、今年度の11月30日で返還不用の給付型奨学金制度を2018年度から本格的に導入するということが政府が決めたという報道がもう既になされております。対象者は、1学年当たり2万人規模であります。月額3万円を基準に、私立大学、下宿生などの場合は上乘せをする方針と。児童養護施設出身者などで、経済的に特に厳しい学生につきましては、17年度から先行的に実施をしたいと政府で決めております。

ただ、この制度設計案が大筋で了承されておりますけれど、問題は、財源はどこから持ってくるんだろうかというのが今の政府の考えであります。財源がないんであります。どこから引っ張り出してくるか。これらのことを、先行する規模や給付額、そして今月の次年度の予算編成会議で決めていきたいと。18年度から本格実施をするわけですが、経済的負担の少ない、または国立大の自宅から通っている学生さんと、それから負担が大きい私立大学の学生で、どう差をつけていくのか。これらは、文科省がさらにこの決定したことを詰めて、17年3月、来年度の3月までに制度設計をする方針ということで、国でもう既に決定しております。

したがって、この請願は出ているわけですけど、やはりこういう請願が出ていても、国ではもう先行して決定しているわけで、本来なら、そういったことが頭にあれば、こういう請願は出さないほうがいいなと思いますが、出ておりますので、いずれにしても賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

さらに、もう一点、似たようなというか、上伊那郡下でも上伊那広域連合が、いわゆる、看護師の手当につきまして、今、月額3万円の貸与をしております。これは貸与です。しかし、卒業されて、上伊那郡下の病院に3年間勤務すれば、その貸与が免除されると、こういう制度が上伊那広域連合にあります。そういったことで、非常に、上伊那広域連合も、看護師不足に対してそういう3万円を補助している。そして、3年間上伊那の病院に勤めてくれれば、お貸しした3万円につきましては免除しますよという、確か、村長、そうでしたね。そういう制度が、議長も御存じだと思います、上伊那広域連合ですから。そういう制度があります。非常に、部門的には、これ、学生ですから、そういったことで、この請願第3号には、私は賛成をする立場から意見を申し上げます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

請願第3号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、請願第3号「給付型奨学金制度の創設等を求める意見書（決議）の採択を求める請願書」は、採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第18号「誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 済みません。委員会でこの陳情書を審議されたこと、大変だったんだろうなということを推察するわけですが、この内容について、医療についてなのか、介護保険制度についてなのか、どこを審議されたか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 百瀬議員おっしゃるとおり、私どもというか、特に、委員長としまして、審議するに当たり、最初のこの陳情書の文面、1枚におけるところの文面は、正直、非常に言葉足らずというか、わかりにくいということで、説明者に三澤議員さんがおられましたので、それにつきまして、さらなる資料とか、訴える部分はこういったところなのかを、さらにまた次の2日目、1週間おいて資料を提出していただきまして、細かい点について、ちょっと今、百瀬議員さんの質問に私が的確に答えられるかわかりませんが、要は、医療についても、介護についても、社会保障費が圧縮されているという論点をこの陳情者はお持ちなようでして、両方だと思います。違う点があれば、後で陳情者のほうから言っていただければと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに。

5番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 済みません、申しわけないです。

これ、医療と介護のほうの両方を審議してきたと。この要望の内容が4項目あるんですが、一つ一つを、医療についても、介護についても、資料をとって審議をされたということですか。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 百瀬議員もおわかりのとおりだと思いますけれど、医療、介護の資料といたしましたら、もうどれだけとれば済むのかわかりませんが、私には。ここでは、大きい紙も含めて4枚ほどですけど、とって、調べて、審議いたしました。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） ちょっと委員長にお尋ねいたします。

御存じのように、介護保険は、平成12年4月からスタートした新たな制度であります。まだ歴史が浅いわけですが、財源につきまして、一応、スタートは、本人が1割負担、あとは

国、県、村、そして1号の保険料、2号の保険料ということでされておりますが、この辺の負担割合については、十分熟知されて、検討されたかどうか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 審議における発言について私は答えられるだけで、その審議の発言の中で、今、大熊議員さんが質問された要点につきまして、私は委員さんの全員の知識度を、正直、理解して、わかっているとか、わかっていないとか言えませんので、以上です。失礼いたします。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから、陳情第18号の討論を行います。

討論はございませんか。

4番、丸山議員。

採択することに反対ですか。

4番（丸山 豊） 反対です。

議長（原 悟郎） 4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 今も、委員長報告の、大熊議員さんからも財源の問題で質問が出ておりましたけれど、私は財源が非常に問題があるということで、これには反対していきたいと思います。誰もが安心して利用できる医療・介護ということで、非常にいい言葉であろうと思います。私も、母がお世話になっているということを考えれば、以前は賛成していた経過もありますけれども、ここへきて、やっぱり消費税が引き上げ延期になっているということも含めて、財源がなかなか調達できないんじゃないかという心配もしております。だから、国家予算の中で33%か、34%か、それぐらいの社会保障費になっていると思いますし、30兆円を確か超えていたような社会保障費だと思います。そんなことを考えてみれば、この要望項目のところにも挙がっております、医療や介護の保険料が軽減できるよう、軽減できれば本当にありがたいことなんですけれども、国の財政支援をふやすこと、国の財政支援といっても、国ではもうパイが決まっておりますので、余分に持ってくるということになると、また国はお金を借りてということに、国といいますか、政府はお金を借りてということになると思います。だから、何を減らすのかとかいうそういう心配も出てくるわけがあります。だから、そこら辺のところ大きな問題になるかなと私は思っております。

どうしたらいいのかということも含めて、経済の成長を図るしかないんじゃないかというようなことで、私は、消費税を上げるということ自体は、現段階ではやっぱり、今の段階ではやっぱり反対してますので、消費税を上げられない、上げないということであれば、結局、社会保障費のほうも何か回っていかないという循環になってしまいますから、経済をなるべく、アベノミクスが失敗したとか言っておりますけれども、経済の成長をなるべく図っていただいて、消費税が払えるような格好になって、それから、それを社会保障費へ持っていくというのが、そういうシナリオができればいいのかなというふうに思っております。

だから、この文言を少し変えていただだけで、私は賛成できる部分もあります。「日本経済の再生もおぼつきません」というのは、どうも、医療・介護を保障する政策へ転換すれば、日本経済の再生になるのかということも、ちょっと読んでいて疑問にも思いますし、だ

から、社会関連施策というのに支障が出ないように、今の財源を確保するというぐらいの、確保するぐらいにとめといていただければ、私もいろいろお世話になっていることもあったりするものですから、賛成できるところもあるのかななんて、そんなふうなことを感じて、今回は反対の立場で討論させていただきました。

議長（原 悟郎） 百瀬議員は賛成ですか。

5 番（百瀬 輝和） 反対です。

議長（原 悟郎） 賛成討論はございますか。

三澤議員。

8 番（三澤 澄子） 賛成の立場ですけれども、今、丸山議員が言われたところにおきましては、意見書のほうで修正してありますので、ごらんいただきたいというふうに思います。その上で、御判断をいただければというふうに思うんですけれども。

そもそも、医療保険、医療も介護もそうなんですけれども、特に、ちょっと医療保険制度の大原則の一つは、所得に応じた保険料ということだというふうに思います。給付については平等に受けることができるというのが原則だというふうに思うんですけれども、医療保険は、大体、年をとれば病気になるということでありまして、必ず使うことになるんですけれども、介護保険というのは、要介護状態にならずに、かなり長期間過ごす方がいらっしゃるわけで、言葉がいいかどうかわからないけれど、掛け捨てになっちゃう場合もあると。しかし、なぜあれだけ高い保険料を払うかといえば、やっぱり要介護状態になったときに、介護保険サービスが受けられるという期待があるからこそ保険料を払うというわけなんですけれども、今、実際、今度またやろうとしていることは、もう既に要支援のほうは総合事業ということで、介護保険から外されたわけでありまして、61%の方が、今、該当する要介護1、2の大半のところサービスから除外されようとしていると。この間の保険のあれでは、まだちょっと様子はわからないわけでありまして、そういうことも含めて、次々と、今、負担のみがふえ、保険料は上がり続けるという状況が続いているわけでありまして。実際、うちの議会にも、それぞれ介護されている皆さんが、日々の中でそれは感じておると思いますし、苦勞されているところだというふうに思います。

初代の老健局長、介護保険制度の創設にかかわった堤さんも言うておりますけれども、給付は保険料を支払った被保険者との約束で、国がそれをほごにしてしまつては、保険料を納める意欲が減退する一方だと言っております。介護保険は、国家的詐欺となりつつあるように思えてならないという、初代の方がこうおっしゃっているわけでありまして、次々と、今起こっているそういう介護や医療についての切り捨てについては、反対して、やはり、国の責任できちんと、また、税制も、先ほど出ましたように、きちんとした税収を確保しながら、充実していくのが筋じゃないかというふうに思いますので、賛成いたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論は。

百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 5 番、百瀬です。

反対という立場で、少々意見を言わせていただきますけれども。これ、大事な制度なんです。医療と介護両方あわせて出てきているというのがちょっと腑に落ちないんですが、介護保険のほうでいうと、3年に一度、16年が経過して、3年に一度の見直しをされております。

その中で、やはり負担と給付という問題が今大きなところだと思うんですけれども、ここ

に書かれている部分の、例えば、3番目の生活援助費というところなんですけれども、これについては、審査会の中、厚生労働省の介護保険部会ですか、の審査がずっとされてきて、ことし5月から15回ですか、されてきております。初めから、16年の審査からすると60回目になるそうなんです、その中の12月9日付でまとめが出ております。その中の内容を見ますと、今まで支給されている製品について、価格的に10倍もの差があるということで、それが問題視されていて、自由価格から公定価格にすべきじゃないか、それを超えた部分については自己負担していただきたいというようなまとめになっております。要支援については、先ほど三澤議員が言われたように、各自治体におろされたわけなんです、要介護の1、2については見送りになっております。それと、原則自己負担というのはないということなんです。

その中で、食事費のことがあります。これ、医療も含めてなんです、食事費の関係は、一般の方についてはことし4月1日から、260円が360円に確かに上がっております。平成30年4月1日には460円になる。これは、調理費相当を上乗せしたものになっているということなんですけれども、住民非課税の方とか、所得が一定に満たない方については引き上げはされておられません。

そういう中を見ても、ちょっとこの内容について、私、ちょっと理解するまで少し時間がかかったんですけれども、今、国が進めて、審議会をしている中でまとめられたものを見ていくと、一概に、これが負担増になっているから、全てそれをやめて、負担を軽減するようにしなさいというのは、やはり私は言い切れないんじゃないかなと思います。なぜかということ、やはり国民一人一人が、大切な、重要な保険制度なんです。これを継続していく中で、どう負担と給付を考えて、議論して、深めていくかというのが大切な取り組みになってくると思います。

そういう中で、しっかりと見ていかなきゃいけない部分がありますけれど、こういう意見書を出すんだったら、地域に合った意見書にしていくべきだと私は考えていますので、これについては反対させていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 先ほど、三澤議員も言いましたけれども、やはり、負担が1割であつたものをどんどん、要支援1、2も要介護の1、2も、そういったものをけずって、やはり住民を苦しめていくということは、本当に社会保障費をどんどん削減されているというような気がします。麻生総理のときにそういうことがあつたと思いますが、やはりこういった社会保障制度を守っていくということは大事なことだと思いますので、やはりこういった苦しんでいる人を懲らしめることのないように、ぜひお願いいたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 反対の立場から討論を行います。

先ほども、委員長にもお尋ねしたところでありますが、介護保険制度は2000年4月からスタートいたしました。今、16年ということですか、丸15年経過したわけですが、スタート当初は、いわゆる、お互いに支え合いの制度ということで措置制度であつたわけですが、現在、見直しの中で、契約制度という、制度が変更になったというのが大きな変わりだと思えます。

それで、なおこの陳情の中身を見ますと、要望事項で、入院、入所時の食事代や居住費は自己負担をふやす計画は中止するということですが、食事はどこにいても食べるものでありますし、食事を、国で持て、村で持て、県で持てと、こういう主張は、私はちょっと言い過ぎというか、とんでもない発言だなと、こんなことが介護切り捨てだなんていう発言する人は許せないなと思うところがあります。

この中身の中で、一つ変わってきたことがあります。病院のベッドの削減計画、これらにつきましては、私も村へ確認をしましたら、まだ村にはそういう通知は来ていないということでもありますけれど、本年10月7日付の全国紙の中で、介護保険適用を継続と、これは要介護1、2に向けた生活援助ということで、これは継続しますよと、最初は切るという方針だったんですけれど、切らずに継続しますよということになっております。そのことをよく御存じかどうか、知らないからこういうところに載ってくるんだと思うんですが。非常に、この要望項目がばらばらであります。中身を精査していない。こんな陳情は見たことない。もう少し精査をして出してほしいと思います。

それから、特に最近、問題になってきているのが、2号保険者の問題であります。2号保険者というのは、御存じのように、40歳から64歳までであります。ちょうど子育ての真っ最中、子供が高校へ行く、大学へ行く、奨学金はまだ、奨学金というか、先ほどもありましたが、そういうことでお金がかかる。そういう第2号保険者が、この制度がスタートしたときは、2,629円だったんです、保険料が。それが、現在ですと5,352円、平均値が。ということで、非常に倍近い料金になってきているわけです。子育ての真っ最中で、むしろ、そういう人のほうが苦勞している。そういう人がお年寄りを支えている。そういったことで、2号保険者に対する思いやりも何もない。ただ、がむしゃらに、自分たちの負担を少なくして、老後を何とかしようと、応援しなきゃいけない。それを言えば非常に聞こえはいいわけですが、もう少し年寄りも、自助努力をせないかん。どうしてもだめという人は、そういうところへ入って、しっかり法のもとで、制度のもとで、そういった生活をしていただくというのが筋だと思いますし、1、2については軽度なんですけれど、一応、継続しますという政府の方針が出されております。まだ村には通達が来ていないようですが、いずれ来ると思います。10月7日付の全国紙にはそういう報道がなされております。政府が決定しましたと。

だから、よく、この陳情につきましても、そういったことに目を通して、確率の高い、ああ、これならやむを得ないなという、みんなが賛成してくれるような陳情書であればいいんですが、がむしゃらに何でも安く、お金を出したくないということだけで、この陳情書というのは全く荒っぽい陳情書であって、また、これらに賛成する人の顔が見たいなと思うところではありますが、いろいろ言っても切りがありませんので、そういった根拠を持って、反対討論といたします。

議長（原 悟郎） 1番、加藤議員。

1番（加藤 泰久） 私は、賛成の立場で意見を申し上げますが、いずれにしても、現実をよく見詰めて、今ここに携わっていく、ここに置かれている人がどういう思いでいるかということが一番弱者、その立場を理解して、えられなくってはいけないと思う。これは、一言一句、金額のパーセント、そんなことを言うことじゃなくて、これで今求めているものは、今困っている弱者をどうするか、そういうことだと思って、私は賛成の立場におります。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論を終わります。

陳情第18号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第18号「誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書」の提出を求める陳情書は、採択することに決定いたしました。

委員長報告に対する陳情第22号「放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情」の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 済みません。この陳情書も大変重要で、しっかりと考えていかなきゃいけない問題だと捉えております。福祉教育の常任委員会としても重く捉えて、審議をされてきたものと思います。

その中で、私が1点聞きたいのが、南箕輪村でも、放射能とは違うんですが、焼却灰、ダイオキシン処理を他県にお願いして、処理をいただいているということがあります。今回の出されている陳情書の内容は、処理される瓦れきの安全性についてが問われるところなのかな。普通の瓦れきだったらこういうふうには出てこないんだと思いますが、放射能汚染された瓦れきについての処理について、安全性をどう考えるかというところだと思うんですけども、ここに書かれている100ベクレルから8,000ベクレル、80倍にもなっているじゃないかというお話の中のこの100ベクレルと8,000ベクレル、これは物から出る放射能の量だと思うんですけども、人体に影響する部分についてはシーベルトというような表現をされておると思います。その中の安全性について、国が安全に、この100ベクレルについては廃棄物を安全に再利用できる基準、8,000ベクレルについては、廃棄物を安全に処理するための基準という言い方をされております。そういう中で、安全性についての審議というのはどんなふうに行われてきたか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 済みません、皆様に、どれほどの資料が行っているか、あれですけど、私どもが得た資料につきましては、今、百瀬議員が言われたベクレルとシーベルトの違いも含めて検討しました。その中で、採択された委員さんは、それなりに安全性について十分な懸念を持ち、継続審議された委員さんはわかりませんが、そういった状況であります。

以上です。

5番（百瀬 輝和） 初めに聞いた、村の焼却灰が他県で処理されておりますけれども、そういうところの審議をされたか。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） そこはありません。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございますか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

先ほどの委員長報告の中で、宮田村の問題がオーバーラップしている御報告がありました。飯島の柳井さんと言うんですか、この方は、それとやっぱりオーバーラップしているということなんでしょうか。ちょっとその辺、委員会の中で、宮田村の処理場がつくられては困るという御意見がありましたけれど、ちょっとその辺、どんなふうだったか、名前は全国に拡散しないようにということですけど、多分に宮田村のやつがここへ入っているわけですか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 今、大熊議員さんが聞かれたことは、陳情団体の訴える趣旨が、陳情団体が宮田村の動きと強く絡んでいるのかといった御質問かなと私は思いましたが、陳情団体が来て、説明したときに、これは宮田村と直結するんだというようなことはほとんどありませんでした。ただ、私も委員が、陳情団体に質問をする際、あるいは自分たちで討論する際に、宮田村から出た陳情についての審議の経過や結果について発言が重なる、質問も重なる、そういった点がありましたということです。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 私も全く知識がなくて、放射能で、シーベルトとか、グレーとか、それからベクレルとか、ちんぷんかんぷんなんです。そういう知識を持ち合わせていないわけです。そういう知識を私自身持ち合わせていないのに、こういった審議をするのが、果たしてどこまで本当のきちんとした審議になるのか、そういう疑問があるんです。それで、私が見えないから、ほかの人もわからないだろうと、こういうつもりで言っているわけではありません。ほかの人はよく理解しているんだろうと思うんですが、私自身わからないんですが、その辺は、審議する過程ではどんなふうなんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 大熊議員さんがおっしゃったことも、例えば、私自身、印象としましても、例えば、ベクレルがここには出てきていますけれど、よく聞かれるシーベルトとの違いについて、実際に陳情者に質問もしました。そこで整理して、答えも出て、そこについている説明までは今省きますけれど、おっしゃるとおり放射能の問題というのは、目に見えない、人体への影響も非常に科学的にもまだわかりにくいところがあるかと思しますので、各委員さんの中でそれぞれの知識量があると思いますし、絶対もって放射能について、放射性のものについて、この委員さん5人、私も含めた5人が知識が完璧だということに思っては、私が言っては申しわけありませんけれど、ありません。ただ、委員の責任として、持ち得る知識量で審議してきたということだと思えます。

以上です。

議長（原 悟郎） 9番、大熊議員。

最後の質問です。

9 番（大熊 恵二） それと、もう一つお尋ねしたいんですが、人体にここまで来ると影響があるとか、ここまでなら許容されるとか、そういったお話も、陳情者も来ているということですので、これ以上だと人体に影響が出る、ここまでなら人体に影響が出ないという中で、ここに8,000ベクレルという数字が出てまいります、この辺についての、これは国で出している数字だと思いますが、どういうふうに委員会の中で話し合われたのか、理解さ

れたのか、ちょっと教えてください。

議長（原 悟郎） 小坂委員長。

福祉教育常任委員長（小坂 泰夫） 大熊議員さんの質問に、まず結論というか、大事なところからお答えしますが、まずこの陳情書の陳情趣旨の頭にありますが、被ばくの影響はこれ以下で安全であるという、しきい（閾）値というのは境だと思うんですけど、境がないと、この記述では言うておりますので、大熊委員さんが言われているところについて、私がどこまでが安全で、どこからが危険だというようなことは言えません。言えないということも、皆さん、委員の中では理解していると思います。

あと、ベクレルという言葉が出ましたので、先ほどのちょっとつながりになりますけれど、わかっただけのために、その審議会の中でも発言がありましたので言いますけれど、ベクレルという基準値は、地震で言うところの震源で起きたマグニチュードであって、シーベルトは各自がいるところの受けた地震の震度、遠ければ震度が少ない、近ければ大きな地震になる、そういうような、ベクレルは大もとの放射線の発生率、シーベルトは人体が受ける率だと、そういったものが一例でありまして、そういった点をわかる限り調べたり、話し合っ

て審議いたしました。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

これから、陳情第22号の討論を行います。

討論はございませんか。

5番、百瀬議員、採択に反対ですか。

5番（百瀬 輝和） 反対です。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 済みません、これ、非常に大きな問題で、かなり迷うところなんですけど、東日本大震災が起こったときのことから、ちょっと私もひもといて調べました。当時は民主党政権下で、かなりどたばたして、遅々として復興が進まない中、菅総理から野田総理にかわり、その中で東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法というのがつくられました。これは、自民党も公明党も民主党と一緒にあって、三党合意のもとで、復興を早く進めろということで、722項目のものを政府に提出しながら進めてきたわけです。そうした中で、今、管理型で、国が責任持ってこれは全部処理するという事になっていて、私もちょっとインターネットのほうで、環境省のほうのホームページを開くと、福島のごみの処理については、全部報告がされております。他県で処理されている部分、五つの県で処理されていて、岩手県がまた入ったんですかね、そういう中で処理され、減容しながら処理されていくと。宮城、茨城、栃木、群馬、千葉の5県と岩手県が実証実験を今始めているというような内容で報告されております。

その中で、今回、出てきているものについては、1キロ当たり8,000ベクレル以下のものを公共工事、これ、どこでも使えるわけではないんです。これ、管理して、契約しながら進めるわけですから、そこに50センチの厚さのコンクリートで覆うということなんです。そうすると、年間の被曝線量が0.01ミリシーベルト以下に抑えられ、健康には影響ない。ただ、

これを今、南相馬市で再利用の実証実験をされているんです。100ベクレル以下というものは、これは再利用できるということでやっているんです。それ以外のものは、特別措置法に倣って、管理された中で処理をしていきたいと思いますということなんです。

このことが、この陳情書に書かれていることが安全なのかどうなのか、先ほどの議員からもありましたけれども、その判断というのは、やはり私たちにはかなり難しい問題です。ただ、これが科学的な根拠があるとか、法的な根拠があって、これは絶対に危ないんだと言ったんならやむを得ないかもしれないです。

被災された福島県、東京ドーム18杯分だと言われます。2,200万立米ですか、のものがあって、今、中間処理もしながら、一生懸命片づけようとしております。被災地の復興を一日も早くさせるための考えは、私たち議員として、地方議員かもしれないんですが、一人一人が持たなきゃいけないんじゃないですかね。この復興をおくらせるような風評の原因となるようなことを採決していいんでしょうか。正しい認識を持って対処することが、私は大切なんだろうなと思います。被災者にしっかりと寄り添う考えを持たなければいけないと思います。ですから、このものをうのみにして、これは危ないからという意見書として出すのではなくて、もう少しやわらかい文言にして出していくような考えを持たなければ、被災者の皆様の、本当に今、避難を余儀なくされている、帰れないかもしれないという生活を余儀なくされている被災者の皆様への思いが、余りにもなさ過ぎると私は思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 賛成討論はございますか。

3番、山崎議員。

3番（山崎 文直） 3番、山崎です。

放射性の廃棄物、先ほども8,000ベクレルがいいのか、悪いのか、100ベクレル、いろんなものが出てきます。放射能の中にもいろんな種類があるそうで、二、三年でなくなってしまう放射能のあるようですが、セシウム何とかというのは100年たっても、半分以下になるのに100年以上かかると。100年たっていないのに100年かかるという数字もあります。そういう意味では、私たちも専門的じゃありませんから、わからない部分があります。しかしながら、私も被災地の現地に行ってみました。黒い袋に積み上げられている、そういうものを何とかしないといけないというものを、どの程度でいいのかどうかということにはわかりませんが、少なくともこの一番表題にありますように、放射性の廃棄物というのはこれ以上、全国に持っていくこと自体が、将来、日本じゅうにいろんなものが行ってしまうということは何とかとめないといけないという意味の中で、こういう運動をやっているということだと思いますので、その土地の原発が長年やってきて、柏崎にも行きましたけれども、廃棄物がいっぱい地上に置かれたままになっています。そういうものが出るということはわかりながら、原発を進めてきたということも含めて、それを受け入れられないというところまで、何とか、これからは再利用というような形でいくという部分のところの合意というのが非常に難しいなということがありますので、この表題にあるように、一つ一つの言葉の文言じゃなくて、放射性廃棄物をできるだけ全国に拡散しないように、そういうことの意味を込めて運動していることに対する意見だということでもありますので、賛成をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（原 悟郎） 反対討論はございますか。

それじゃ、先、9番、大熊議員。

9 番（大熊 恵二） 陳情22号「放射能廃棄物を全国に拡散させないように求める陳情」について、反対討論を行います。

先ほども、委員長にもお尋ねいたしました、ベクレルとか、シーベルトとか、それからグレーとか、いろいろそういう放射能に関する事で頭が混乱しそうで、専門的な知識を持ち合わせておりません。

ただ、今、政府が言われていることは、8,000ベクレルまでは一般のごみとして認可されておりまして、それで、それ以外のものにつきましては、指定廃棄物という、一般廃棄物ではなく、指定廃棄物、先ほど、これは5番議員も言われておりましたとおりであります。指定廃棄物については、もう処分するところが決められております。ただ、なかなか場所が決まらないというようなことで、大変苦勞されているということです。8,000ベクレルのものについては、一般のごみとして結構ですよという政府のほうで決まっております。したがって、ここの陳情にも書いてありますが、8,000ベクレルのものについてはこれを拡散しないようにという陳情の内容であります。

ちょっと話がずれると思いますが、本村の南原の住宅団地の焼却灰の処理につきましては、なかなか受け入れ先がなかったということで、村は大変苦勞されて、大変な費用もかかる中で、今、県外へ、合法的に許可をいただいて処理をしていると。やはり、こういう問題につきましては、自分のところはやだよと、日本の国の中でそういう問題が起きて、国が8,000ベクレルまではいいですよというのに対してノーと言う。自分の地域はノーと言う。やはり日本人として、私は非常にその辺が、もう少し許容範囲を大きく持って、5番議員も先ほど言っていました、やはり日本人として考えたときに、自分の地域はやだと、これはエゴに近いわけです。うちの南原の焼却灰もそうなんです。やはり、やっとなんか業者があったから、そこで処分できているということであって、自分のところはやだと、ほかへ持ってけと、こういうやり方は、果たして同じ日本人として、被災に遭われた方、それから、それに全然関係のない地域、こういったことをもう少し、やみくもに、何でも放射性のものはだめだというんじゃないで、今、放射線は、宇宙からの宇宙線と言うんですか、そういう中でも放射線量というのは年間1人2.4ミリシーベルト浴びるわけです、太陽から。そういった自然界にあるものですから、自分のところだけだめという、拡散しないようにという、そういう考え方が果たして、法的にはわかりませんが、ここはもう最後になりますと、やはり情と利という問題だと私は思うんです。情というのは、気持ちはよくわかると、できればそういうものがないほうがいいというのが情であります。利は、やはり法律に従って粛々と進めるという、その利であります。日本は法治国家であります。まして、この議会の議員は、やはりそういう法律をしっかりと守って活動していく、それが議員の本来の姿であります。したがって、この情と利というものをしっかりと自分自身肝に銘じて、この問題を解決していく必要があるというふうに私は思っております。

したがって、情と利を申し上げて、反対討論といたします。

議長（原 悟郎） 三澤議員、賛成討論、どうぞ。

8 番（三澤 澄子） 賛成討論です。

先ほど、審議の中でどのような意見が出たかというようなところも言われたわけですね。

ども、100ベクレルという基準が、2010年までは100ベクレル／キログラムを上限として、廃棄物として再利用できるというふうになっていたわけでありまして。それが、2011年の東日本大震災、福島原発事故を受けて、8,000ベクレル／キログラムへの規制緩和に政府が動き出して、福島県内外の下水道汚泥などで高い放射線を検出したがために、もう日本全国でそういう問題は起きているわけでありましてけれども、この時点で、管理型処分場で埋め立て可能というふうに通知しましたので、例えば、宮田村へもそういう管理型のものをつくりたいという要望が出たわけでありまして。しかしながら、近隣住民の強い不安の中で、なかなかできないという自体が全国で進んでいる中で、ことし、8,000ベクレル以下の汚染土壌は全国の公共事業の使用できるという決定が6月末にされたところでありまして。しかしながら、2010年までは、本当はかなり慎重な手続を進めた上で、それでやっと100ベクレル以下は処理できるというものが、どういう根拠を持って、じゃあ8,000ベクレルなら管理型でよい、次に、今度は公共事業にも使用できるというふうに決めたのか、そのほうがむしろ私は疑問であります。

もしそうなった場合に、今、幾ら住民運動が起こっても、地方自体がこれを受け入れますということをやらざるを得ないという状況が生まれるわけでありまして、例えば、道路や橋梁の地盤の中にそれが管理型として使われた場合に、じゃあ、地震が起きたとき、大水害が起きたとき、それが崩れたら、それは一体どうなるんですか、誰がそういうことをきちんと安全を保証できるんですか、そういうことだと思っております。

実際には、福島事故を受けて、その廃棄物についても、処理についても明確な方針が全く決まっていない状況の中で、その廃棄物だけを日本全国にばらまくという状況は絶対許されないと考えます。

この陳情は、そういう意味で採択すべきだというふうに思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 管理型処分場の事故事例というのが山ほどありまして、シートが破損したとか、そんなようなことがあります。それから、放射性物質の集中管理することということが国際原子力機関の中でも言われておりまして、人為的に放射性廃棄物をばらまくということは絶対おかしいことであるということで、日本弁護士会も言っております。こういったものを、安全であるということで100から8,000に上げたこと自体が、環境省に問題がありまして、強引であるというような意見もありますので、私どもは、そういった観点から、こういったことはおかしいのではないかと思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論を終わります。

陳情第22号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、陳情第22号「放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める陳情」は、採択

とすることに決定いたしました。

まだ時間がかかりそうですので、ここで4時まで小休憩といたします。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時00分

議長（原 悟郎） それでは引き続き会議を開いていきます。

これから意見書案が提出されております。

時間が大分かかっておりますが、意見、討論は、端的に、きちんと明確にお願いしたいと思います。また、賛成、反対については、先に反対討論をしますとか、賛成討論をしますということを申し上げてから討論に入っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、発議第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

4番、丸山議員。

4番（丸山 豊） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由を説明させていただきます。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では、議員のなり手不足が深刻化していることであります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも、4町村では定数割れという状況でございました。

御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に、今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにするすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方の御賛同をお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（原 悟郎） 発議第1号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第1号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第1号を採決いたします。

9番、大熊議員。

9番（大熊 惠二） 9番、大熊であります。

これは、私の所属している委員会で審議をいたしました。厚生年金の制度、若い議員が来ないのでこういった制度を設けたいという趣旨で出されましたが、私は反対でも賛成でもなく、これを採決するのは、議場におりますと、反対か、賛成か、どちらかになりますので、この採決の際は退場いたしますので、御承知をいただきたいと思っております。

議長（原 悟郎） それでは、発議第1号を採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、発議第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第2号「軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

3番、山崎文直議員。

3番（山崎 文直） 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書についての提案説明を行います。

この軽油引取税につきましては、平成30年3月末で廃止されるということになっておりますが、かつて、道路以外のところで使う機械の燃料用の軽油、これは道路特定財源という時代がありましたから、そのことからこの免税措置がされてきていました。一般財源に変わった後も、農業用機械とかいう部分につきましては免税措置が継続をされてきておりましたが、これが30年3月末で廃止されるという状況にありますけれども、スキー、スノーボードというようなスキー場の圧雪車と、そういうような機械については、またこれからも使用していくわけでありまして、特に、長野県内においては、スキー場の運営、非常に今スキー客が減ってきている中で営業が困難ということの中で、身近な産業を守るという意味でも、この免税措置を継続されるということについては、今議会でも賛成をしていくのがいいのではないかとということでございますので、皆さんの賛同をいただいて、平成30年4月以降もこの免税措置を継続するというに御賛同をいただきたいというふうに思います。

以上で、意見書の説明を終わります。

議長（原 悟郎） 発議第2号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑なしと認めます。

発議第2号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(原 悟郎) 全員起立です。

したがって、発議第2号「軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第3号「給付型奨学金制度の創設等を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長(唐澤 英樹) 朗読

議長(原 悟郎) 本案について趣旨説明を求めます。

6番、唐澤由江議員。

6番(唐澤 由江) 今、日本の大学の学費は、初年度納入金は、国立で83万円、私立は、文系115万円、理系150万円にもものぼっています。児童のいる平均所得は、1996年と比べて、2013年には約100万円も減少しております。親からの援助だけでは足りず、学費や生活費を賄うために、今や学生の2.6人に1人に当たる、約140万人が、将来の借金となる奨学金を利用しています。また、アルバイトで賄うために、週40時間バイトなど、無理をせざるを得ず、学業に支障が出ている学生もおります。

高額費、親の収入減、低賃金、努力で何とかなる時代は終わりました。現在の国立大学の授業料は53万5,800円です。年間1万2,000円と安かった時代に大学時代を送った60代後半以上の方々、学費の高さに驚いております。90年代までは、大学卒業者の就職率も高く、正規雇用にもつけていました。日本型雇用が解体した結果、折れ線グラフのように、親の世帯所得が減っております。そのため、親の仕送り額も減少を続け、大学生がバイトをせざるを得ない状況です。名ばかり正規、あるいは非正規職員が増加しております。

政府は、1984年、それまで無利子のみだった奨学金に有利子枠を創設します。99年からの10年間で有利子枠を約10倍にふやしました。その結果、今借りている学生の6割が有利子になっております。

そのため、給付型奨学金制度の創設等を求める意見書をお願いしたいと思います。

速やかに大学生等を対象とする給付型奨学金制度を創設し、将来に向けた拡充していくこと。貸与型奨学金にあっては、有利子から無利子への流れを加速し、無利子奨学金を大幅に拡充していくこと。大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充等の政策を実施していくこと。

御賛同をよろしく申し上げます。

議長(原 悟郎) 発議第3号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番(百瀬 輝和) 5番、百瀬です。

済みません、この中の文章なんです。先ほど申しましたが、日本だけですというのを、これ、アイスランドもそうなんです。日本とアイスランドだけというふうに直せないものですか。これ、文章が違っていると思いますけれど、事実と。

議長(原 悟郎) 提案者。

6 番（唐澤 由江） 日本だけですというの、アイスランドもあるということです。修正したほうがいい。じゃあ、そういうふうには修正、意見はお聞きしますが、できることなら修正していいかなと思います、どうですかね。

議長（原 悟郎） 修正すると、また意見の内容が違ってくるけれども。

6 番（唐澤 由江） じゃあ、いいですか。じゃあ、このままいきます。

議長（原 悟郎） 総務経済常任委員会では、日本だけということでは知識を得てしていると思うのですが、この文章のとおりでいいかと思いますが、いかがです。

それでは、ほかに質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） 質疑を終わります。

発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

発議第3号を採決いたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、発議第3号「給付型奨学金制度の創設等を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第4号「誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

8番、三澤澄子議員。

8 番（三澤 澄子） 発議第4号の趣旨説明を申し上げます。

先ほどの討論の中でありましたように、この陳情の内容は、割合大ざっぱなものでありました。これが出た段階は、実は10月の末に出されたものでありまして、この間、11月から12月の最初にかけての情勢の変化、いろいろあるわけではありますが、その分も若干は修正いたしました。大枠は社会保障全般にかかわる、高齢者に負担という、信濃毎日新聞の11月24日に示されたように、17年度で医療で1,000億円、介護で400億円が減額という状況の中で、もうこれ以上の負担増は耐えられないという状況の中で出された切実な問題であります。

意見書をちょっと読み上げて、中を詳しくは書いてないわけですが、説明としたいと思えます。

誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書。

現在、政府内で、2017年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、要介護2までのサービスは、市町村事業に移し、車いす、ベッド、歩行器などの福祉用具の利用料や手すり設置などの住宅改修、在宅での生活支援サービスは、原則

全額自己負担とする等の内容となっています。

さらに保険料の値上げや入院、入所時の食事代、居住費などの患者・利用者の負担をさらに引き上げようとしています。

医療や介護に対する人々の負担と不安は増すばかりです。

公的介護の充実で「介護離職」を解消し、現役世代が安心して働けるようにすることは、経済成長や税収増に貢献します。介護や医療は地域のコミュニティを維持する基盤になるとともに若い世代の仕事の場となり、その充実は、関連産業や地方の活性化に波及していきます。社会保障は財政や経済の”足かせ”でなく雇用や地域経済を下支えし、成長を促す土台となります。今こそすべての人々に安全・安心の医療・介護を保障する政策への転換が必要です。

記として

- 1 医療や介護保険料が軽減できるよう国の財政支援を増やすこと
- 2 入院、入所時の食事代や居住費など自己負担を増やす計画は中止すること
- 3 生活援助をはじめとするサービスの削減や利用料の引き上げを実施しないこと
- 4 病院、ベッドの削減計画を中止し、地域に必要な医療機関や介護・福祉施設を整備すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 発議第4号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 5番、百瀬です。

今、趣旨説明をされる中でも、直近のものでない意見書を出すというお話です。これ、事実とやっぱり違うんです。それを意見書として出すわけですか、南箕輪議会として。

議長（原 悟郎） 8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） この間の保険部会で一応決まったというような報告が、12月1日の新聞にも出ているわけでありますけれども、報告は決まったといっても、まだ来年の予算がどういうふうに組まれくるのか、これからでありますので、また、もし選挙などあれば、どうなるのかわからないという状況もあります。基本的には、もう厚労省の方針として、2017年から順次18年にかけて、社会保障の切り下げはどんどん進むという内容は詳しく出ております。なので、この先の状況は決まったといってもどうなるかわからない今の状況の中で出された陳情について、このままということで、記のところは出したところであります。

議長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第4号の討論を行います。

討論はございませんか。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） この意見書の提出に対して、反対の意見を述べさせていただきます。

反対意見を述べるのはこれ1回きりだと思いますので、ちょっと御勘弁ください。

まず、表題はとても耳ざわりのよい表題なんですけれど、先ほど陳情書の討論のところでも、同僚議員が発言されたような点がありまして、私は、特に医療関係の費用がかさみ過ぎていることをちょっと問題として反対意見を述べさせていただきます。

現実、この村でも、国保財政は赤字補填ということで、非常に頭を悩まし、解決策が見出せないような現状だと思っております。それで、今回、放射性云々の陳情もありましたし、また医療関係のことで、ちょっと私、都市部の大病院に勤める医師からいろいろと勉強させていただく機会を得ましたので、そこから得たお話で、ちょっと大事な、医療費がなぜかさんでしまっているのかと、これ、一般論、この村に限った話ではないということで反対理由として申し上げますけれど。

まず、一般論で、開業医さんは、経営のために、大病院に比べて基本的に過剰な薬価処方、あるいは処置、また通院回数も多くなりがちであって、医療界では、通院回数の制限を検討すべきだという考え方も起きているようです。

また、もう一点だけ申し上げますが、先ほど放射線の話もありましたが、医療界におきましては、例えば、胸部X線に対してバリウムの検査は、150から300倍の放射線を浴びることがありまして、これを健康のためということで毎年1回受けるというのは、逆に発がん性の危険性を非常に高めるということで、医療界の本音としては、5年に1度ぐらいのそういった健診であるべきではないかという見解もあるようで、こういった健診、特に被曝してしまう現状を、医療学会の欧米や国際的な見方からすると、日本人は被曝好きだと、健診においては、そうやってやゆされている本音、実情もあるようです。

マスコミの関係からは、余り聞こえてこない声だと思っておりますけれど、そういった点を含めて、医療に対する皆さんの、基本的に健康志向、健康絶対志向ともいえるような状態があつて、現在のこの村の国保財政にも関連するのかなという思いがありまして、医療費を軽減する、保険料が軽減できるよう、国の財政支援をふやせと、ここではおっしゃっておりますけれど、村民も含め、国民が医療費をやはり抑えられる本来の医療のあり方というものも見詰め直すきっかけとして、この意見書については私は反対いたします。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

6番、唐澤議員。

6番（唐澤 由江） 賛成する立場で述べさせていただきます。

この医療といっても、やはり介護の中で、療養型の病床数を削減していくという方針があつたりする上で言っているわけでありまして、バリウムがどうのこうの、そういう問題とは関係ないかと思えます。また、介護保険の中で、やっぱり昔、私の母が8年ぐらいお世話になっていたんですが、やはり病院へ入れたり、それから施設へ入れたり、そのころはあんまり施設もなかったものですから、施設へ入ることもできない、お金もないという中で、1割負担でデイサービスに通うことができたということが本当に幸せだったなと思えます。やっぱり、介護も社会化という原点を守っていただきたいと思っておりますので、こういった意見書を上げたいと思えます。

議長（原 悟郎） 5番、百瀬議員。

5番（百瀬 輝和） 反対です。5番、百瀬です。

内容が、やはり雑駁というか、もう少し、やはり議会として出すなら精査しなきゃいけない部分だと思います。

12月9日付の意見書まとめで、きちんと出ているんです。要介護の1、2、軽度者、生活支援を介護給付から外し、原則自己負担とするというのは見送りになっているんです。要介護の1、2の生活支援、通所ともに、地域支援事業に移すというの見送りというふうになっているんです。福祉器具については、先ほども申しましたけれども、一定額、定額、公定価格という全国平均価格にしながら、使う方もコスト意識を持ってもらうということが大事、公的支援のあり方を考えて、上限を超えた部分は自己負担にしますよということなんです。原則1割の利用者負担というのが原則2割になって、高所得者については2割負担から3割負担にお願いしましょう。高所得者の高額医療サービスについても、上限を少し引き上げましょうというまとめが出ております。

やはり負担と給付ということなんですけれども、16年たって、サービス利用者は今3倍超、500万人に達しているということです。当時の3倍で約10兆円になっていると。そういう中で、初めは3,000円を下回る金額が現在は5,000円前後、2025年には8,000円を超えるという見込みもされているみたいですが、それを第2号、先ほどの別の議員からもありましたが、40歳以上64歳以下の負担の保険料も、じゃあ、全てやる中でふやしていけばいいのかということになっていっちゃうんです、負担と給付という流れの中では。

それと、この2番目の食事費についてなんですけど、これは、食事費の算出というのは、厚生労働大臣が算出した食事療養費から平均的な家計の食事、標準負担額というのを決めております。28年3月末までは260円でした。4月1日から360円になっております。それを引いた部分が入院時の食事療養費ということになっているわけです。これは、一般については上がりました。ただ、非課税世帯、低所得者については上がっておりません。住民非課税世帯で70歳以上の高齢受給者については1食100円です。

それと、居住費についてですが、これは一切上がっておりません。これも、厚生労働大臣が算出した生活療養費から、自分の負担額、平均の負担額、これ320円です、一般が。それが入院時生活療養費になっているわけです。低所得者についても、これ、320円ですね、一緒になっております。

ということで、先ほど、療養病床のあり方についてありましたけれども、これも12月7日付でまとめが出ております。ベッド数を減らすとか、一切そういうことは書いてありません。ただ、その中で、今、これからふえつつあるみとり、ターミナルについて、どう考えていったらいいのか。生活施設としての機能を兼ねた新たな施設類型が創設されるべきだということなんです。ベッド数を減らすとか、そういうことは一切言っていないんです。

あり方の部会の中のこういうまとめをしっかりと見た上で、意見書として私は出すべきだと思います。これ、大変重要な問題なんです、これからの社会にとっては。だから、これは、しっかりと正しい認識を持ちながら、我々、議員である立場でしっかりとものを見ながら意見書を出していかなくちゃいけないと思います。間違ったことを出したら僕はいけないと思います。

以上です。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

9番、大熊議員。

9 番（大熊 惠二） 9番、大熊です。

この発議に反対をする立場から意見を申し上げます。

先ほど、質疑の中でも申し上げましたが、この制度がスタートして16年たちました。料金については3年に1度の見直し、それから、制度そのものについては5年に1度の見直しという手が増えられてきて、今日に至っております。ただ、年々高齢者はふえて、その中で、介護をしようとする人がふえているということは、本当に人口減少社会にあつて、大変な日本の問題だと、先進国がまだどこも経験したことのないような高齢化が超スピードで日本に今覆いかぶさっていると、そういう状況にある中で、支え合いの介護保険制度があるわけがあります。

そういう中で、今も5番議員からお話がありましたが、この財源の問題で、本人は10%、それから国が25%、県が12.5%、そして村が12.5%、あとは保険料です。保険料で、1号というのは御存じのように65歳以上であります。2号が、40歳から64歳までであります。特に、この2号の40歳から64歳に至る保険料が、当初は、先ほども申し上げましたが、2,629円だったのが、現段階では5,352円になっていると、非常に子育てに対してお金のかかる世代がこういった税を負担することによって、この制度が保たれていると。これをさらに、もっとやれ、もっと安くしろ、サービスよくしろと、こういう要求は、お互いに節度を持ってやっていかないと、とても支え合いの制度は保たない、要するに維持できないと、こういう気持ちであります。どうか、そういう意味合いで、何でも要求するということではなく、やはり、そういう支え合いの制度の介護保険という、そういったものをよく理解した上で、私は進んでいていただきたいという観点から、この発議に対して、反対をするものであります。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論を終わります。

発議第4号を採決いたします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第4号「誰もが安心して利用できる医療・介護の実現を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第5号「放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

事務局長（唐澤 英樹） 朗読

議長（原 悟郎） 本案について趣旨説明を求めます。

2番、小坂議員。

2番（小坂 泰夫） 放射性廃棄物を全国に拡散させないよう求める意見書の趣旨説明についてですが、先ほどの陳情の審議の中で、賛成、反対の皆さんの立場の違いはあれど、大方この意見書の提案理由につきましても把握いただけているものと思いますので、割愛いたします。

御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

議長（原 悟郎） 発議第5号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

5 番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） これ、ちょっと、先ほどと意見書の下の部分、記の部分が変わっております。この中で、拡散を防ぎ、全行程に直接責任を持って厳重に集中管理することとなっておりますが、これは国がということですか。

議 長（原 悟郎） 2 番、小坂議員。

2 番（小坂 泰夫） 政府はという主語がありますので、国という意味でしょうかね、政府ですね。

以上です。

議 長（原 悟郎） ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（原 悟郎） これで質疑を終わります。

発議第 5 号の討論を行います。

討論はございませんか。

5 番、百瀬議員。

5 番（百瀬 輝和） 5 番、百瀬です。

反対の立場からちょっと意見を述べさせていただきます。

先ほども申しましたけれども、安全性というのをどこに置くのかということなんです。科学的に置くとすると、国内の最大の科学者団体である日本学術会議は、8,000ベクレル以下であれば、年間の放射線量が0.01ミリシーベルト以下なんで、周辺住民にも、作業者にも、安全に処理される可能性があると言っております。

先ほど、2 番議員も言ったんですが、数字だけを見るとすると、例えば、医療のレントゲン、がん治療で使う放射線治療、これ、6 万ミリシーベルトが照射される、1 回当たり 2,000 ミリシーベルトで 30 回だそうです。CT 検査なんかは 6.9 ミリシーベルト、数字だけ見れば、何が安全なのかということになってくるんだと思います。

今回の、先ほども、8,000ベクレル以下のものを下層路盤にして、その上にコンクリート 50センチのもので、管理された状態です、管理された状態できちんと処理をした場合に 0.01 ミリシーベルトになる。年間の人間の放射線量、1 ミリシーベルト以下よりかは低い値になっております。数字だけを見て、私も、ここにおられる方も、専門家はいないと思いますので、数字だけを見ただけで判断するんだったら、そういうことが言えると思います。

ただ、それを、汚染物質だから、私のところでは受け入れませんよ、私のところはだめですよというような言い方で、果たしていいんでしょうか。安全だって言われているものが、今、先ほども言いましたが、南相馬市で実証実験をして、モニタリングをして、それから管理された状態で来るわけです。それも、じゃあ、南箕輪村だとか、長野県に入ってくる確率というのがどのぐらいあるんだらうということなんですけれども、今は近隣 5 県で処理をされている状態です。そこにプラス 1、6 県です。処理されている状態です。

東日本大震災、皆様も現場を見て、感じ取られたと思います。そういう中で、福島放射線の災害というのは、本当に重大な災害になってきています。それを、いち早く被災者が普通の生活に戻れるような復興、復旧を願わなくていいんでしょうかということなんです。

そこで、本当に危険なものだったら受け入れることはできないと思いますけれど、安全だ

とされているものも、放射能が入っているから、これは一切だめですよでいいんでしょうか。だから、安全を確実に、自分たちも知らなきゃいけないんですけども、そういうものについてもう少し議論を深めながら、福島の本当に被災された方たちに寄り添いながら、風評の原因をつくらぬような議論を深めていく必要があるんじゃないでしょうか。

ですから、私は被災者にしっかりと寄り添っていきたいと思いますので、これについては反対させていただきます。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

先ほども言いましたけれども、安全性が確保されているというのは誰が責任を持つんですかということをお願いしたいと思います。

8,000ベクレルでありますけれども、今、福島の復興のためにという理由をおっしゃいましたけれども、現在、福島では、17年度をめどにもう帰還していいという、今まで出していた補償を打ち切るがために、たくさん出ております。そういう中で、実際に、私も飯舘村ではかった空間線量が5マイクロシーベルトとか、そういうような形で、これで本当に帰れるのかという状況がずっと続きながら、そして、圧倒的に除染されたものが置いてある中で生活できるのかという思いがあるわけでありましてけれども、そういうこと一つ一つが全く解決されていない中で、今も福島の現状は、何ひとつ廃炉に向けた手続きができていないし、汚染水の処理さえもできていないというのが現状であります。

そういうことをきちんと、工程が明らかにされないまま、放射性物質が日本全国に拡散されるということでもあります。全国の生活環境を、福島の除染地域並みの放射線にさらす基準だと、8,000ベクレルは。

最初から、汚染土壌の処分を目的とした組織が非公開で導いた結論ということで、これ、環境省の中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会というところが開いた中で、環境省が今決めたということでもありますけれども、これは安全委員会ではありません、決めたところは。そして、その中で、受け入れ誘導も議論されているということで、特に、再生利用先の創出や社会的需要向上のために、利用者に対する助成、補助をすべきであると、そういうことをつけて、要するに、公共事業のところへ使えば、補助金がより、交付税がよりつきますよということをつけ加えながら決めたことでありまして、本当にこの危険を日本全国にまき散らすもの以外の何でもないということでもあります。

ですので、この意見書は採択すべきだというふうに思っております。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

9番、大熊議員。

9番（大熊 恵二） 9番、大熊です。

この発議5号につきまして、反対の立場から討論を行います。

まさに、この議場においても、こういった議論が、話は飛躍するように思われるかもしれませんが、最近、全国で、福島から横浜へ移住した子供が、菌と呼ばれて、いじめに遭っている。最近、そういったことがあちこちに出て、福島から住居を移した人が、子供が、そういういじめに遭っている。こういう議論が、すなわち、大人の間にも、福島県は危険だと、こういう議論にも伝染していくというような危惧をするものであります。

自然界にあっても、先ほど5番議員も言うておりますけれど、要するに、年間2.4ミリシーベルトを浴びるわけです、自然界にいただけで。それで、一般の、要するに、一般人の年間許容限度は、医療用を除いて1シーベルトまでいいですよというふうに、健康上、そういうガイドラインというんですが、許容範囲があります。

これは、やはりこういう議論が全国へ拡散する。まさに、子供たちがいろんなところへそういう避難をして、そこの学校へ行くと、いじめに遭っていると、こういう議論が、あたかも、本当にそういう子供が来て、友達が来て、かなわんというような、子供の心理に働いて、いじめにも遭うというようなこともいえるのではないのかなと思うところであります。

したがって、今、国が、8,000ベクレルまではいいですよと、一般ごみとしていいですよと、それ以外の管理型ごみについては、国が責任を持ってきちんと処理しますよという今の方針を、やはりしっかり肝に銘じて進めていくことが私は正しいと。やっぱり、日本は法治国家であります。法律をきちんと守って、出された法律については、日本人がつくった法律を日本人が困るようなことをすることがないというのが日本人の大前提です。

そういう意味で、先ほども申し上げましたが、来ないにこしたことはないという、いわゆる情の部分、そして、あとは法律に従って粛々と進める利の部分、情と利をしっかり肝に銘じて、私はこの問題を解決していく必要がある。やはり、そういう立場に立たないと、この問題は前へ進んでいかないと思うところであります。

以上のような意見をもちまして、反対討論といたします。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

発議第5号を採決いたします。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、発議第5号「放射性廃棄物を全国に拡散させないように求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

発議第6号、済みません、その前に、あらかじめ時間の延長をしたいと思いますので、御了承いただきたいと思っております。

発議第6号「「駆け付け警護」付与の閣議決定を撤回し南スーダンPKOの撤退を求める意見書」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。唐澤事務局長。

下げる、動議で出してください。

三澤議員。

8番（三澤 澄子） ちょっと今、それは採択されなかったもので、最初の段階で。取り上げられないと思うんですけども。

議長（原 悟郎） 取り下げということですね。

三澤議員がそこで取り下げの動議を出していただければ、取り下げになります。

8番（三澤 澄子） 今、不採択になったので、上げて意味がないというふうに思いますので、下げます。

議長（原 悟郎） ただいま、提案者から取り下げの動議が出されましたが、これに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

全員賛同いただきましたので、取り下げといたします。

これから議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村税条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第1号「南箕輪村税条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第2号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第2号「南箕輪村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第3号「南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

8番、三澤議員。

8番（三澤 澄子） 8番、三澤です。

反対です。

これは、施設使用料が上がるということで、本村と宮田村だけだったか、この制度を残すということで、現在ずっと使われていないことでありますけれども、この部分については、主に高齢者やひとり暮らしの方とか、弱者の部分が使う制度だというふうに思いますし、実際に使われていないということもあるわけですが、何もここで上げる必要はないんじゃないかというふうに思います。制度として残すということでありますけれども、残す必要はないと思いますので、現状でいいと思います。

議長（原 悟郎） ほかに討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） これで討論は終わります。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立多数です。

したがって、議案第4号「南箕輪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第5号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第5号「南箕輪村村営水道条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 全員起立です。

したがって、議案第6号「南箕輪村公共下水道条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第7号「南箕輪村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「南箕輪村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第8号「南箕輪村教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「南箕輪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第9号「南箕輪村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第10号「平成28年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」は、原案の

とおりの可決されました。

議案第11号「平成28年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第11号「平成28年度南箕輪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第12号「平成28年度南箕輪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「平成28年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第13号「平成28年度南箕輪村水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第14号「平成28年度南箕輪村下水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「伊那中央行政組合同規約の変更について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第15号「伊那中央行政組合同規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「伊北環境行政組合の解散について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第16号「伊北環境行政組合の解散について」は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「伊北環境行政組合の解散に伴う財産処分について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第17号「伊北環境行政組合の解散に伴う財産処分について」は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「南箕輪村村道路線の認定について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第18号「南箕輪村村道路線の認定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「財産の取得について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第19号「財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。

議案第20号「伊那市と伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第20号「伊那市と伊那地域定住自立圏形成に関する協定の変更について」は、原案のとおり可決されました。

議案第21号「南箕輪村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（原 悟郎） 討論なしと認めます。

議案第21号を採決いたします。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（原 悟郎） 起立全員です。

したがって、議案第21号「南箕輪村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び南箕輪村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

ここで、委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付のとおり、所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（原 悟郎） 異議なしと認めます。

したがって、総務経済常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

唐木村長。

村 長（唐木 一直） 定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月定例会、12日間の会期、本当にお疲れさまでございました。また、全議案可決、決定をいただき、ありがとうございました。議案審議や一般質問でいただきましたさまざまな御意見、御提言は、今後の行政執行や村づくりに生かしていかなければならないと思っております。

平成28年度も3カ月半となってまいりました。こども館、生涯学習施設、北部保育園の大規模増改築等々の事業、また計画しました事務事業の着実な推進に努めてまいります。

今、平成29年度の予算編成作業を行っております。来年度は村長選との関係で、一部継続事業を除き、骨格予算としての編成になってまいります。国の地方財政計画の議論の中で、国税の減収等により、地方交付税がかなり厳しくなるとの予想であります。経常経費の節減に努めながら、国の動向を注視しながら、的確な編成に努めてまいります。

また、これから本格的な冬となってまいりますが、豪雪にならないことを願っておるところであります。対応には、業者やまっくん除雪隊の御協力をいただきながら、住民生活に影響が出ないように、最大限の努力をしております。

私の任期も3カ月半となってまいりました。平成28年度の事務事業の締めくくりをしっかりとできるよう、誠心誠意努めてまいりたいと思っております。

慎重な審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げ、2017年が、村にとりまして、村民の皆様方にとりまして、希望が持てるような年になりますことを願い、また村政発展のために議員各位のより一層の御協力をお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（原 悟郎） 12日間、大変御苦労さまでした。

これから、年末年始にかけて、何かとお忙しいと思います。現在、インフルエンザやノロウイルスが流行しているようでありますので、健康管理に十分注意され、さらに議員活動をお願いしたいと思います。

これをもちまして、平成28年第4回南箕輪村議会定例会を閉会いたします。本当に御苦労さまでした。お疲れさまでした。

事務局長（唐澤 英樹） 御起立願います。〔一同起立〕 礼。〔一同礼〕

閉会 午後 5時09分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員